

はじめに

昭和から平成へと新しい時代を迎えた本年は大阪市が市制 100周年を迎えた記念すべき年でもあります。本市はこの間一貫して豊かな市民生活を中心とした種々の施策を推進し、経済活動をはじめ、さまざまな分野において西日本の中枢都市として重要な役割を果たしてまいりました。

その一方で、人口、産業、交通の集中化等に伴って各種の環境汚染もひき起こしました。

本市では、この解決に向けて積極的に対策を進めてきましたが、その結果、工場・事業場の排煙・排水による大気汚染や水質汚濁等の産業型公害は全般的には改善の傾向にあります。

しかし、生活様式の多様化やモーターゼーションの進展等による都市型・生活型公害はますます顕在化し、自動車交通公害や近隣騒音、廃棄物問題等大きな課題となっています。なかでも、自動車からの排出ガスが大きな要因となっている窒素酸化物や浮遊粒子状物質については未だ環境基準を達成していない状況にあります。

そのため本市では、「自動車公害防止計画」を策定し、施策の推進に取り組むなど環境の改善に努めております。

また、自然との触れあいの場が多いとは言えない本市においては、近年、とみに高くなっている市民ニーズにこたえるためアメニティタウン創造に向けて、やすらぎとうるおいのある都市空間、緑や水辺の環境づくりを積極的に推進しております。

健康で快適な環境を後世に引き継ぐためには行政はもとより市民、事業者が一体となった不断の努力が必要であると考えます。

本書は昭和63年度の大阪市域における公害の現況とその対策をとりまとめたものでありますが、本書が皆様の環境問題についての認識と本市の環境行政に対するご理解を深めていただき、さらには快適な都市環境の保全・創造のための一助になれば幸いです。

平成元年 9 月

大阪市環境保健局

目 次

図表索引

第 1 部 総 論

第 1 章 大阪市の市勢概要

第 1 節 本市の自然的条件

1. 位置及び地勢 1
2. 気 象 1
3. 面 積 2

第 2 節 本市の社会的条件

1. 人口の推移 3
2. 産業の動向 6
3. 河川、道路及び公園と緑化の推進 8
4. 土地利用 9

第 2 章 環境公害問題の概要

第 1 節 最近の環境問題 11

第 2 節 環境汚染の概況

1. 大気汚染 12
2. 騒音・振動 14
3. 水質汚濁 14
4. 地盤沈下 15
5. 悪 臭 15
6. 産業廃棄物 16
7. 公害保健 16

第 3 節 環境行政の経過

1. 戦前の公害防止対策 17
2. 戦後から昭和30年代 17
3. 昭和40年代 18

4. 昭和50年代	20
5. 昭和60年から平成元年	22

第3章 環境保全の総合的対策

第1節 大阪市大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）	25
第2節 大阪市水域環境保全基本計画（クリーンウォータープラン'83）	37
第3節 大阪市自動車公害防止計画	41
第4節 産業廃棄物処理計画	45
第5節 環境情報システムの整備	52
第6節 普及啓発	61
第7節 環境アセスメント	62
第8節 大阪市公害対策審議会	66

第2部 公害の現況と対策

第1章 大気汚染

第1節 現況

1. 二酸化硫黄濃度	75
2. 二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度	78
3. 浮遊粒子状物質濃度	84
4. ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん濃度及び重金属成分	87
5. 降下ばいじん量	88
6. 一酸化炭素濃度	89
7. 光化学オキシダント濃度	90
8. 炭化水素濃度	92
9. 酸性雨	94
10. 風向・風速	95

第2節 固定発生源対策

1. 法・条例による規制及び「大気環境保全基本計画」の推進	97
2. 届出施設等	99

3. 燃料使用量	104
4. 硫黄酸化物対策	107
5. 窒素酸化物対策	110
6. ばいじん・粉じん対策	115
7. 有害物質対策	116
8. 大気汚染発生源常時監視システム	117
9. 立入指導等の状況	120

第3節 緊急時対策

1. オキシダント緊急時対策	122
2. 発令状況及び被害の訴え状況	125

第2章 交通公害対策

第1節 自動車公害の現況

1. 大気汚染	126
2. 騒音・振動	132

第2節 自動車公害対策

1. 自動車排出ガス・騒音規制の法体系	136
2. 自動車単体規制	141
3. 低公害自動車の普及促進	149
4. 交通対策及び沿道対策	153
5. 各種会議の活動	154

第3節 鉄道・航空機の交通公害対策

1. 鉄 道	157
2. 航 空 機	159

第3章 騒音・振動

第1節 現 況

1. 工場・事業場騒音	163
2. 建設作業騒音	171
3. 近隣騒音	174
4. 地域騒音	175

第2節 対 策

1. 工場・事業場騒音対策 179
2. 建設作業騒音対策 183
3. 近隣騒音対策 184
4. 低周波空気振動対策（低周波音対策） 185

第3節 振 動

1. 現 況 186
2. 防止対策 189

第4章 水質汚濁

第1節 現 況

1. 市内河川の概況 193
2. 定期観測結果（環境水質定点調査） 194
3. 底質調査結果 209
4. 常時監視測定結果 211

第2節 対 策

1. 法律・条例による規制 219
2. 立入指導等の状況 224
3. 下水道整備 226

第5章 地盤沈下

第1節 現 況

第2節 対 策

1. 地盤沈下調査 237
2. 地下水採取規制 238

第6章 悪 臭

第1節 現 況

第2節 悪臭防止対策

1. 法律による規制 246
2. 大阪市悪臭防止指導要綱による指導 246

3. 規制指導等の状況	250
4. 広域悪臭発生源特別対策	251
5. 悪臭防止技術指針に関する調査研究	255
6. その他	256

第7章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の発生と処理状況

1. 廃棄物の種類と定義	257
2. 産業廃棄物の発生量と処理処分状況	259

第2節 産業廃棄物処理対策

1. 法律による規制	261
2. 規制指導等の状況	264
3. 公共関与	265
4. 調査・研究	266

第8章 公害保健対策

第1節 公害健康被害の補償等制度

1. 既認定患者に対する補償	267
2. 公害保健福祉事業	271

第2節 健康被害予防事業

1. 環境保健事業	274
2. 環境改善事業	275

第3節 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

第4節 公害保健に関する調査

第9章 その他の公害防止対策

第1節 工場適正配置事業

1. 公害発生源工場の集団化事業	279
2. 工場跡地買収事業	284

第2節 公害防止設備資金融資

1. 融 資	285
--------	-----

2. 助 成	287
第3節 公害の紛争・苦情相談	288

第10章 普及・啓発

第1節 一般広報	
1. 環境月間の実施	294
2. 大気汚染防止推進月間の実施	296
第2節 広報冊子の作成	

付 属 資 料

環境基準	303
(大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音)	
下水道法等に基づく規制の仕組み	321
大阪市公害対策本部	324
大阪市河川浄化対策本部	327
大阪市公害関連事業予算	329
公害規制関係職員数	331
公害規制関係組織機構	332
公害関係協議会等一覧表	336
公害年表	346

図 表 索 引
第 1 部 総 論

第 1 章 大阪市の市勢概要

第 1 節 本市の自然的条件

表 1 - 1 - 1 区別面積 2

第 2 節 本市の社会的条件

表 1 - 2 - 1 区別人口 4

表 1 - 2 - 2 人口の推移 5

図 1 - 2 - 1 常住人口と昼間人口 6

表 1 - 2 - 3 製造業の構成 7

表 1 - 2 - 4 商業の構成 7

表 1 - 2 - 5 河川、道路及び公園の概況 9

表 1 - 2 - 6 用途地域の状況 10

第 2 章 環境公害問題の概要

第 1 節 最近の環境問題

第 2 節 環境汚染の概況

第 3 節 環境行政の経過

第 3 章 環境保全の総合的対策

第 1 節 大阪市大気環境保全基本計画

表 3 - 1 - 1 環境保全目標及び計画期限 26

表 3 - 1 - 2 窒素酸化物排出量の目標量 28

表 3 - 1 - 3 炭化水素排出量の目標量 28

図 3 - 1 - 1 二酸化硫黄の年平均濃度の予測（現状昭和55年度） 29

図 3 - 1 - 2 “ (将来平成 2 年度) 29

図 3 - 1 - 3 二酸化窒素の年平均濃度の予測（現状昭和55年度） 30

図 3 - 1 - 4 “ (将来平成 2 年度) 30

表 3 - 1 - 4 発生源別窒素酸化物濃度及び寄与率 31

図 3 - 1 - 5 浮遊粒子状物質発生源別汚染寄与率 34

図 3 - 1 - 6 浮遊粒子状物質削減方式の模式図 35

表 3-1-5	対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量	35
図 3-1-7	浮遊粒子状物質対策の進め方フロー図	35
第2節 大阪市水域環境保全基本計画		
図 3-2-1	水域環境保全施策	38
第3節 大阪市自動車公害防止計画		
表 3-3-1	推進すべき施策	42
表 3-3-2	窒素酸化物排出量と道路沿道環境基準達成状況	43
表 3-3-3	窒素酸化物低減量の内訳	43
図 3-3-1	自動車からの窒素酸化物排出量の削減	44
第4節 産業廃棄物処理計画		
第5節 環境情報システムの整備		
図 3-5-1	大気環境・発生源常時監視システム概略図	54
図 3-5-2	大気常時測定局配置図	55
図 3-5-3	水質常時監視システム構成図	57
図 3-5-4	水質常時監視システム配置図	58
図 3-5-5	環境データ処理システムの概念図	60
第6節 普及啓発		
第7節 環境アセスメント		
表 3-7-1	大阪府環境影響評価要綱の対象事業	63
図 3-7-1	大阪府環境影響評価要綱手続の概要	64
表 3-7-2	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した 開発事業等一覧表	65
第8節 大阪市公害対策審議会		
表 3-8-1	大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要	68

第 2 部 公害の現況と対策

第1章 大気汚染

第1節 現 況

図 1-1-1	主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化グラフ	73
表 1-1-1	測定結果の概要（一般環境測定局）	74

表 1-1-2	測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）	74
図 1-1-2	二酸化硫黄濃度経年変化（市内平均値）	75
表 1-1-3	“ { 一般環境測定局 自動車排出ガス測定局 }	76
表 1-1-4	二酸化硫黄の環境基準対比（一般環境測定局）	77
表 1-1-5	“ （自動車排出ガス測定局）	77
表 1-1-6	二酸化窒素濃度経年変化 { 一般環境測定局 自動車排出ガス測定局 }	79
表 1-1-7	二酸化窒素の環境基準対比	80
表 1-1-8	日平均値が0.060ppmを超えた日の割合（市内平均）	81
図 1-1-3	二酸化窒素濃度経年変化（市内平均値）	81
図 1-1-4	“ 月別平均濃度	81
表 1-1-9	一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果	83
図 1-1-5	一酸化窒素濃度経年変化（市内平均値）	82
図 1-1-6	浮遊粒子状物質濃度経年変化（市内平均値）	84
表 1-1-10	“ （一般環境測定局）	85
表 1-1-11	浮遊粒子状物質の環境基準対比	86
表 1-1-12	浮遊粉じん中の重金属成分 （ハイボリュームエアサンプラーによる）	87
表 1-1-13	降下ばいじん量の経年変化（ダストジャー法による）	88
図 1-1-7	一酸化炭素濃度経年変化（市内平均値）	89
表 1-1-14	“ （自動車排出ガス測定局）	89
表 1-1-15	一酸化炭素の環境基準対比（自動車排出ガス測定局）	90
図 1-1-8	光化学オキシダント濃度経年変化（一般環境測定局）	91
表 1-1-16	光化学オキシダントの測定結果及び環境基準対比	91
表 1-1-17	非メタン炭化水素（NMHC）測定結果	92
表 1-1-18	全炭化水素（THC）測定結果	92
図 1-1-9	炭化水素濃度経年変化（一般環境測定局）	93
表 1-1-19	“ （一般環境測定局）	93
図 1-1-10	酸性雨出現率変化	94

図 1 - 1 - 11	酸性雨の月別平均 P H	94
図 1 - 1 - 12	降雨経過による P H 変化 (分割採取)	95
表 1 - 1 - 20	平均風速	95
図 1 - 1 - 13	年間測定局別風配図	96
第 2 節 固定発生源対策		
図 1 - 2 - 1	大気汚染防止法による規制の仕組み	98
図 1 - 2 - 2	主要工場・事業場分布図	99
表 1 - 2 - 1	区別届出対象工場・事業場数	100
表 1 - 2 - 2	粉じん発生施設数 (大気汚染防止法)	101
表 1 - 2 - 3	ばい煙発生施設設置状況 (大気汚染防止法)	102
表 1 - 2 - 4	法律・条例別届出状況	104
表 1 - 2 - 5 ①	燃料使用量 (年度推移)	104
図 1 - 2 - 3	燃料使用量等の推移	105
表 1 - 2 - 5 ②	区別燃料使用量 (区別)	106
表 1 - 2 - 6	硫黄酸化物総量規制工場・事業場数	108
表 1 - 2 - 7	排煙脱硫装置設置状況	109
表 1 - 2 - 8	窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数	112
表 1 - 2 - 9	窒素酸化物対策実施状況	113
表 1 - 2 - 10	固定型内燃機関の排出濃度の指導基準値	114
図 1 - 2 - 4	大気汚染発生源常時監視テレメータシステム概略図	117
図 1 - 2 - 5	発生源常時監視工場分布図	118
表 1 - 2 - 11	発生源常時監視工場における測定器の種類と台数	118
図 1 - 2 - 6	燃料使用量及び S O _x ・N O _x 排出量の時間別変化	119
図 1 - 2 - 7	日別変化	119
図 1 - 2 - 8	月別変化	119
表 1 - 2 - 12	環境保全課による立入指導 の状況	120
表 1 - 2 - 13	保健所における立入指導等の活動状況	121
表 1 - 2 - 14	種別検査件数	121
表 1 - 2 - 15	項目別検査件数	121

第3節 緊急時対策

表1-3-1	発令区分と発令基準	122
表1-3-2	発令地域と測定点	122
図1-3-1	光化学スモッグ発令地域(大阪市関係)及び基準測定点	123
表1-3-3	発令時の措置	124
表1-3-4	被害の訴えがあったときの措置	124
表1-3-5	年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況	125
表1-3-6	“ 被害の訴え状況	125

第2章 交通公害対策

第1節 自動車公害の現況

図2-1-1	二酸化窒素・二酸化窒素の日平均値の98%値・ 窒素酸化物濃度経年変化(自動車排出ガス測定局)	126
図2-1-2	二酸化窒素日平均濃度分布(自動車排出ガス測定局)	127
図2-1-3	窒素酸化物排出量のうち自動車の占める割合	127
図2-1-4	自動車排出ガス汚染諸要因の推移	128
表2-1-1	大阪府域・大阪市内における車種別自動車保有台数	130
図2-1-5	自動車用燃料の販売量の推移	130
図2-1-6	大阪府域における車種別ディーゼル化率の推移	131
図2-1-7	幹線道路の騒音レベル	132
図2-1-8	一般幹線道路の路線別騒音レベル	133
図2-1-9	高速道路の騒音レベル	135
図2-1-10	振動苦情発生件数	135

第2節 自動車公害対策

図2-2-1	自動車排出ガス規制の法体系	137
図2-2-2	道路交通騒音に関する法体系	138
表2-2-1	自動車騒音の限度(要請基準)	139
図2-2-3	沿道整備法の概要	139
表2-2-2	道路交通振動の限度(要請基準)	140
図2-2-4	道路交通振動に関する法体系	140

表 2-2-3	新車規制	142
	(一酸化炭素・炭化水素・窒素酸化物・粒子状物質)	
図 2-2-5	自動車排出ガス規制強化の推移	143
表 2-2-4	使用過程車規制	143
表 2-2-5	自動車騒音規制の経緯	147
表 2-2-6	電気自動車走行性能調査結果	149
表 2-2-7	“ 騒音調査結果	150
表 2-2-8	“ 使用実績調査結果	151
表 2-2-9	メタノール自動車試乗モニター調査の概要	152
表 2-2-10	交通騒音の障害防止対策(民家防音工事助成)	154
表 2-2-11	自動車排出ガス街頭検査結果	155

第3節 鉄道・航空機の交通公害対策

表 2-3-1	交通騒音・振動の障害防止対策	157
	(民家防音(振)工事助成)	
図 2-3-1	大阪市内鉄道路線網	158
表 2-3-2	交通騒音の障害防止対策(民家防音工事助成)	159
図 2-3-2	大阪国際空港離着陸コース	160
図 2-3-3	着陸コースの距離と高度	160

第3章 騒音・振動

第1節 現況

図 3-1-1	公害苦情件数の内訳	162
図 3-1-2	騒音苦情件数の推移	162
表 3-1-1	身近な騒音の例と騒音レベル	163
表 3-1-2	騒音・振動関係特定(届出)施設一覧表	164
表 3-1-3	業種別届出工場数	165
図 3-1-3	騒音届出工場数のメッシュ分布	166
表 3-1-4	騒音規制法・大阪府公害防止条例(騒音)に 基づく特定(届出)施設届出件数	167
表 3-1-5	主な施設の騒音の大きさ	167
表 3-1-6	工場・事業場騒音の苦情件数	168

表 3-1-7	カラオケ騒音の苦情件数	168
図 3-1-4	業種別苦情件数	169
図 3-1-5	措置内容	169
図 3-1-6	発生施設等別苦情件数	170
図 3-1-7	用途地域別苦情内訳	170
図 3-1-8	時間帯別苦情内訳	170
図 3-1-9	騒音レベル別苦情内訳	171
表 3-1-8	特定建設作業	172
表 3-1-9	特定建設作業届出件数	173
表 3-1-10	主な建設機械の騒音の大きさ	173
表 3-1-11	建設作業騒音の苦情件数	173
図 3-1-10	建設作業騒音苦情件数の発生源内訳	174
表 3-1-12	生活騒音苦情件数	174
表 3-1-13	拡声器騒音苦情件数	175
図 3-1-11	地域騒音の騒音レベル別頻度	176
図 3-1-12	用途地域別の騒音レベル平均値	176
図 3-1-13	主たる騒音源の占める比率	177
図 3-1-14	地域騒音の環境基準適合状況	177

第2節 対策

図 3-2-1	騒音規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み	178
表 3-2-1	環境保全課における立入指導等の状況	179
表 3-2-2	保健所における立入指導等の活動状況	179
表 3-2-3	工場・事業場騒音に係る規制基準	180
図 3-2-2	工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳	181
図 3-2-3	カラオケ騒音の措置内容	182
表 3-2-4	特定建設作業騒音に係る規制基準	183
表 3-2-5	生活騒音防止啓発講習会実施状況	184
図 3-2-4	一般環境における低周波空気振動音圧レベル	185

第3節 振動

表3-3-1	振動の大きさの目安	186
表3-3-2	振動関係苦情件数	187
表3-3-3	振動規制法、大阪府公害防止条例（振動）に 基づく特定（届出）施設届出件数	187
図3-3-1	振動関係苦情件数の内訳	188
図3-3-2	措置内容	188
表3-3-4	特定建設作業届出件数	189
図3-3-3	振動規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み	190
表3-3-5	工場・事業場振動に係る規制基準	190
表3-3-6	特定建設作業振動に係る規制基準	191
表3-3-7	環境保全課における立入等指導等の状況	191
表3-3-8	保健所における立入指導等の活動状況	192

第4章 水質汚濁

第1節 現況

図4-1-1	大阪市内河川管理図	323
図4-1-2	水質調査地点図	195
図4-1-3	大阪市内水質汚染図	196
表4-1-1	神崎川水域水質調査結果	197
表4-1-2	神崎川水域の水質経年変化及び環境基準不適率の ^{推移} 水位	198
図4-1-4	神崎川水域のBOD経年変化	198
表4-1-3	淀川水域水質調査結果	199
表4-1-4	淀川の水質及び環境基準適否状況の経年変化	199
表4-1-5	寝屋川水域水質調査結果	201
表4-1-6	寝屋川水域主要河川の水質経年変化	201
図4-1-5	寝屋川水域主要地点のBOD経年変化	202
表4-1-7	大阪市内河川水域水質調査結果	204
表4-1-8	大阪市内河川水域の類型別水質及び 環境基準不適率の推移	204
図4-1-6	大阪市内河川水域の主要地点のBOD変化	206

表 4 - 1 - 9	大和川水域水質調査結果	206
表 4 - 1 - 10	大阪港湾水域水質調査結果	207
図 4 - 1 - 7	大阪港湾水域地域別水質経年変化 (COD)	208
表 4 - 1 - 11	大阪港湾水域の水質及び環境基準不適率の推移	208
表 4 - 1 - 12	大阪湾月別赤潮発生件数の推移	209
表 4 - 1 - 13	大阪市内河川底質調査結果	210
表 4 - 1 - 14	河川観測局における水質経年変化 (年平均値)	213
図 4 - 1 - 8	河川観測局による測定結果の経年変化	215
図 4 - 1 - 9	河川観測局による測定結果の月別変化	216
図 4 - 1 - 10	発生源事業場における COD 負荷量経年変化 (日平均値)	217
表 4 - 1 - 15	”	217
図 4 - 1 - 11	発生源事業場における COD 負荷量月別変化	218

第 2 節 対策

表 4 - 2 - 1	水域別・区別・法律・条例適用工場数及び排水量一覧	220
図 4 - 2 - 1	水質関係法律・条例による規制の仕組み	223
表 4 - 2 - 2	工場立入指導等の状況 (公共用水域)	225
表 4 - 2 - 3	水質関係法律・条例届出受理状況	225
表 4 - 2 - 4	工場立入指導等の状況 (下水道)	225
表 4 - 2 - 5	検査検体数及び検査件数	225
表 4 - 2 - 6	下水道の普及状況	226
図 4 - 2 - 2	下水処理区域図	226
図 4 - 2 - 3	下水処理区域の推移	227

第 5 章 地盤沈下

第 1 節 現況

図 5 - 1 - 1	大阪市内の累積沈下等量線推定図	230
図 5 - 1 - 2	大阪市内における地盤沈下および地下水位の経年変化図	231
表 5 - 1 - 1	水準測量の概要	232
表 5 - 1 - 2	大阪市各区の水準点の年間変動量分布ならびに 年間最大沈下量	233

表 5-1-3	隔年観測水準点の2カ年間変動量分布ならびに 年間最大沈下量	234
表 5-1-4	大阪市各区の主要地点年間変動量	235
表 5-1-5	地下水位観測結果	236
第2節 対策		
図 5-2-1	工業用地下水くみ上げ指定地域図	239
表 5-2-1	地下水採取の許可に係る技術的基準	240
第6章 悪臭		
第1節 現況		
図 6-1-1	悪臭苦情件数の推移	242
表 6-1-1	業種別苦情件数	243
図 6-1-2	悪臭苦情件数の年度別比較	244
図 6-1-3	用途地域別苦情発生率	245
図 6-1-4	悪臭苦情件数の全国比較	245
第2節 悪臭防止対策		
表 6-2-1	工場・事業場から発生する主な悪臭物質	247
表 6-2-2	大阪市悪臭防止指導要綱に定める指導基準値	248
表 6-2-3	悪臭官能試験測定状況（市民パネル実施分）	249
表 6-2-4	環境保全課における工場立入状況	250
表 6-2-5	保健所における活動状況	250
図 6-2-1	措置内容	251
図 6-2-2	大気環境における硫化水素濃度の時間平均変化	252
図 6-2-3	悪臭常時観測所における測定結果	253
図 6-2-4	集約化施設食品指向型の基本仕様条件	254
図 6-2-5	悪臭防止の基本フロー	254
表 6-2-6	施設形態別条件比較	255
表 6-2-7	悪臭防止技術指針に関する調査研究業種	256
第7章 産業廃棄物		
第1節 産業廃棄物の発生と処理状況		
表 7-1-1	廃棄物の種類と定義	258

図 7 - 1 - 1	産業廃棄物の発生量及び処理状況	259
図 7 - 1 - 2	行政区別発生量および最終処分量（製造業）	260
第 2 節	産業廃棄物処理対策	
表 7 - 2 - 1	産業廃棄物処理施設設置届出の受理状況	262
表 7 - 2 - 2	産業廃棄物処理業許可状況	263
第 8 章	公害保健対策	
第 1 節	公害健康被害の補償等制度	
表 8 - 1 - 1	行政区別認定数	268
表 8 - 1 - 2	認定疾病別内訳	268
表 8 - 1 - 3	障害等級別内訳	269
表 8 - 1 - 4	補償給付	269
表 8 - 1 - 5	補償給付状況	271
表 8 - 1 - 6	リハビリテーション事業実施状況〔I〕	271
"	〔II〕	272
表 8 - 1 - 7	転地療養事業実施状況	272
表 8 - 1 - 8	家庭療養用具支給事業貸与状況〔I〕	273
"	〔II〕	273
表 8 - 1 - 9	療養指導事業実施状況	273
第 2 節	健康被害予防事業	
第 3 節	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	
表 8 - 3 - 1	行政区別患者数	277
表 8 - 3 - 2	疾病別内訳	277
第 4 節	公害保健に関する調査	
第 9 章	その他の公害防止対策	
第 1 節	工場適正配置事業	
表 9 - 1 - 1	公害防止のための中小企業団地建設事業の概要	281
図 9 - 1 - 1	公害防止中小企業団地位置図	282
表 9 - 1 - 2	工場跡地買収状況	284
第 2 節	公害防止設備資金融資	
表 9 - 2 - 1	公害防止設備資金融資条件	285

表9-2-2	公害種別融資状況	286
表9-2-3	利子助成状況	287
第3節 公害の紛争・苦情相談		
図9-3-1	公害種類別苦情件数	289
図9-3-2	公害種類別苦情件数の推移	289
表9-3-1	経年変化	290
表9-3-2	発生源別苦情件数	291
表9-3-3	用途地域別	291
表9-3-4	訴え内容別	292
表9-3-5	処理状況別	292
表9-3-6	行政区別	293
第10章 普及啓発		
第1節 一般広報		
表10-1-1	環境月間行事実施内容	294
表10-1-2	大気汚染防止推進月間啓発イベントの実施内容	296
表10-1-3	ポスター等による啓発内容	297
表10-1-4	クリーンドライビングキャンペーン実施内容	298
第2節 広報冊子の作成		

資 料

大気汚染に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準

騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

下水道法等に基づく規制の仕組み

大阪市公害対策本部

大阪市河川浄化対策本部

大阪市公害関連事業予算

公害規制関係職員数

公害規制関係組織機構

公害関係協議会等一覧表

公害年表

第 1 部

総

論

第 1 部 総 論

第 1 章 大阪市の市勢概要

第 1 節 本市の自然的条件

1. 位置及び地勢

本市は、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にある。西は大阪湾に面し、南は大和川、北は神崎川を隔てて周辺都市とほとんど市街を連ねている。

市の中央部からやや東寄りに南北9 km、東西2 kmにわたる上町台地は、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して高く、西部にいくにしたがって次第に低くなっており、やがて海に連なっている。市域は海拔-2.03m（西淀川区大和田）から43.7m（鶴見区緑地公園）の範囲にあるが、おおむね平地でだいたい海拔3 m前後の土地が大部分を占めている。

また本市は水の都の名にふさわしく、大小の河川が縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を發し、宇治川、桂川、木津川の三流が合しており、水量はきわめて豊かである。

2. 気 象

本市の気候はおおむね温和で、いわゆる瀬戸内気候に属している。

63年4月は移動性高気圧におおわれる日が多く晴れの日が多かった。平均気温は14.3℃で平年並み、降水量は82.0mmで平年に比べてかなり少なかった。

梅雨入りは平年並みであったが、中旬は晴れの日が続き、下旬に梅雨前線の活動が活発となり、強い雨が降るぐずついた天気となった。梅雨期間は53日で平年より14日長くなった。夏は太平洋高気圧の勢力が弱く、熱帯低気圧の影響で湿った空気が西日本を中心に流れ込み大気の状態が不安定となり雨や雷の日が多かった。

10月の後半には冬型の気圧配置の日が続き、平年より10日ほど早く木枯しが吹き、11月も全般に冬型の気圧配置となる日が多く、前半は移動性高気圧におおわれ、晴天の日が多かったが、後半には冬型の気圧配置が強まり、寒気が流入して平年より7日

はやく初霜となり、また初氷の観測も早くみられた。

12月は、気温は中旬までは平年に比べ低く経過したが、後半は高くなった。月を通じて冬の気圧配置や移動性高気圧におおわれ晴れの日が多かった。中旬には一時冬の気圧配置が強まり寒気が流入して、平年より8日はやく16日に初雪が観測された。

昭和63年の平均気温は16.1℃である（最高35.4℃、最低-0.6℃）。冬は西寄りの季節風がかなり吹くが、春から秋にかけては北東の風が多く、風速は年間平均3.4 m/sec である。

年間の快晴日数は24日、降雨日数97日で年間降雨量は1,300mmとなっている。

* 快晴日数とは、日平均雲量1.5未満の日数をいう。
 降雨日数とは、日降水量が1.0mm以上の日数をいう。

3. 面積

本市は、東西19.9km、南北20.3km、面積213.11km²で、大阪府全面積(1,869.40km²)の11.4%を占めている。

明治22年の市制施行時には、わずか 15.27km²であったが、明治30年4月の第1次市域拡張により 55.67km²となり、大正14年4月の第2次市域拡張によって181.68km²に膨張し、さらに昭和30年4月に第3次市域拡張として周辺6か町村を編入し、202.31km²ほぼ現在の市域が形成された。その後、埋立等により少しずつ市域の拡張が続いている。

各区の面積は次のとおりである。

表1-1-1 区別面積

区名	面積 (km ²)	区名	面積 (km ²)	区名	面積 (km ²)
全市	213.11	天王寺区	4.68	鶴見区	8.10
北区	10.05	浪速区	3.83	阿倍野区	6.06
都島区	5.86	西淀川区	13.12	住之江区	19.30
福島区	4.68	淀川区	12.71	住吉区	9.16
此花区	11.08	東淀川区	13.15	東住吉区	9.68
中央区	8.88	東成区	4.51	平野区	15.34
西区	5.27	生野区	8.24	西成区	7.42
港区	8.26	旭区	6.11		
大正区	9.15	城東区	8.47		

(備考) 面積は、建設省国土地理院発表による昭和62年10月1日現在のもので、北区の面積は、旧北区と大淀区の面積の合計、中央区は旧東区と南区の面積の合計とした。

第 2 節 本市の社会的条件

1. 人口の推移

明治22年の市制施行時には47万人にすぎなかった人口も、大正9年の第1回国勢調査実施時には125万人を数えるに至っている。次いで、同14年4月の第2次市域拡張により東成、西成両郡44か町村が編入されるに至り、その年10月に実施された第2回国勢調査では211万人と一挙に200万人を超えた。

このように市域拡張と産業経済の隆盛により、その後も飛躍的な増加を続け、昭和15年の第5回国勢調査では325万人と戦前戦後を通じて最大の人口を記録した。この後は第2次世界大戦に突入し、本市の人口は激減し、終戦直後の昭和20年11月1日現在で実施した人口調査の結果では110万人と大正9年の第1回国勢調査の人口にも及ばない状況となった。

しかし戦後世情の安定や戦災復興とともに人口は急速に回復し、昭和25年の第7回国勢調査では196万人、昭和30年には周辺6か町村の編入もあって255万人、昭和35年には301万人と戦後初めて300万人を超え、昭和40年には316万人と戦後の最高を記録するに至ったが、これを境にして、本市の人口構造は大きな変化をみせはじめ、昭和45年の国勢調査では298万人、昭和50年は278万人、昭和55年には更に減少して265万人へと後退した。その後も減少傾向がつづくが、昭和57年を底に毎年わずかながら増加傾向に転じ、昭和60年10月1日に実施された第14回国勢調査の結果では263万6千人、翌61年には264万3千人、62年には264万8千人とほぼ7年前の水準に戻った。

一方、昼間流入人口は、昭和45年に108万人、50年に121万人、55年は125万人、60年には134万人と増加の一途をたどっており、人口吸引力として本市の経済力の強さがかがわれる。

昭和63年10月1日現在の本市の推計人口は264万4,691人であり、101万6,952世帯、人口密度は1km²あたり12,410人である。

表1-2-1 区別人口

(昭和63年10月1日現在)

区名	人 口			面積 (km ²)	人口密度 (1km ² 当り)	世帯数
	総数	男	女			
総数	2,644,691	1,304,135	1,340,556	213.11	12,410	1,016,952
北区	89,910	42,926	46,984	10.05	8,946	37,315
都島区	94,991	47,275	47,716	5.86	16,210	36,997
福島区	57,222	27,454	29,768	4.68	12,227	21,979
此花区	70,098	35,441	34,657	11.08	6,327	25,643
中央区	60,129	27,767	32,362	8.88	6,771	26,216
西区	59,862	28,358	31,504	5.27	11,359	24,290
港区	91,150	46,174	44,976	8.26	11,035	33,518
大正区	81,425	40,967	40,458	9.15	8,899	29,070
天王寺区	56,268	26,251	30,017	4.68	12,023	22,254
浪速区	49,081	24,634	24,447	3.83	12,815	23,107
西淀川区	95,054	47,360	47,694	13.12	7,245	34,317
淀川区	162,415	80,648	81,767	12.71	12,779	66,076
東淀川区	177,262	89,196	88,066	13.15	13,480	70,153
東成区	82,591	39,537	43,054	4.51	18,313	30,067
生野区	158,775	76,098	82,677	8.24	19,269	54,519
旭区	107,818	52,476	55,342	6.11	17,646	40,939
城東区	156,197	76,096	80,101	8.47	18,441	57,773
鶴見区	94,042	46,854	47,188	8.10	11,610	31,876
阿倍野区	109,013	51,524	57,489	6.06	17,989	42,114
住之江区	141,837	69,725	72,112	19.30	7,349	50,011
住吉区	161,262	77,836	83,426	9.16	17,605	64,857
東住吉区	146,775	70,417	76,358	9.68	15,163	54,839
平野区	196,859	97,052	99,807	15.34	12,833	67,836
西成区	144,655	82,069	62,586	7.42	19,495	71,186

(備考) 人口は、昭和63年10月1日現在の推計人口であり、北区は旧北区と大淀区の合計、中央区は旧東区と南区の合計から作成している。

表1-2-2 人口の推移

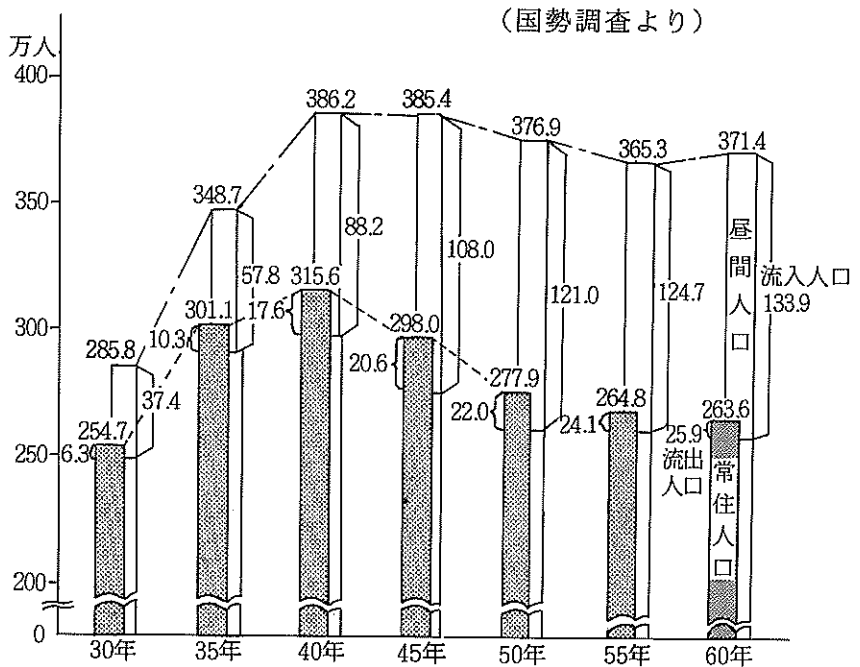
(単位：km²・人)

(63年10月1日現在推計人口)

年次	面積	人口			摘要
		総数	男	女	
明治22年	15.27	472,247	248,803	223,444	4月1日市制実施 公簿調査
29年	15.27	504,266	270,715	233,551	12月末公簿調査
大正9年	58.45	1,252,983	673,648	579,335	10月1日国勢調査
14年	181.68	2,114,804	1,126,256	988,548	〃
昭和5年	185.13	2,453,573	1,303,862	1,149,711	〃
10年	187.33	2,989,874	1,594,176	1,395,698	〃
15年	187.44	3,252,340	1,691,176	1,561,164	〃
20年	187.44	1,102,959	553,697	549,262	11月1日人口調査
22年	187.44	1,559,310	781,177	778,133	10月1日臨時国勢調査
25年	185.17	1,956,136	975,547	980,589	10月1日国勢調査
30年	202.31	2,547,316	1,281,416	1,265,900	〃
35年	202.18	3,011,563	1,542,833	1,468,730	〃
40年	203.04	3,156,222	1,598,376	1,557,846	〃
45年	205.60	2,980,487	1,490,779	1,489,708	〃
50年	208.11	2,778,987	1,378,287	1,400,700	〃
55年	210.95	2,648,180	1,304,599	1,343,581	〃
60年	213.08	2,636,249	1,295,771	1,340,478	〃
61年	213.08	2,643,213	1,299,241	1,343,972	10月1日推計人口
62年	213.11	2,648,621	1,303,196	1,345,425	〃
63年	213.11	2,644,691	1,304,135	1,340,556	〃

(備考) 面積は、国土地理院の公表値。昭和63年は、未公表であるので便宜上昭和62年10月1日の面積を使用している。

図1-2-1 大阪市の常住人口と昼間人口



2. 産業の動向

わか国の管理中枢都市のひとつとして、また、西日本経済活動の中核として発展してきた本市は、歴史的にみても、難波と呼ばれた4世紀の後半には半島や大陸からの門戸として新しい文物がもたらされ、また水陸交通の要衝として栄えた。

やがて16世紀の終わりに、豊臣秀吉が大阪の地に城下町を建設したが、これが近世都市大阪の基盤となった。大坂冬・夏両度の陣で町は荒廃したが、17世紀の終わり頃からは流通・経済が著しく発展したことにより、「天下の台所」と呼ばれ、商都大阪として活況を呈した。消費都市江戸とならんで生産都市大阪は、日本の二大中心都市となった。

明治維新後は、工業活動を主体とする商工都市へ転換がはかられ、19世紀末にはすでに「煙の都」と異称されるほどにめざましい発展がみられた。20世紀初めには、紡績工業が世界市場を押し、「東洋のマンチェスター」と呼ばれるほどにもなった。

第2次世界大戦後の復興も推進されたこともあって、まもなく市民生活も安定し、工業も復興して戦前の水準を突破するに至った。

しかし、昭和40年代の後半からの石油危機を契機に、わが国経済が低成長時代に入ると、大阪の経済も往時の勢いに比べると沈静気味に推移してきたが、いまや本市は、国際都市として大きく飛躍する時期にあり、日本の大商工都市としても主要な役割を

果たしている。

主な生産指標をみると、事業所数は27万6千事業所で、これに従事する事業者数は249万9千人（いずれも61年総務庁統計局調査報告）で、これは、昭和56年時に比べると、事業所数で2,216か所、0.8%、従業者数で2万6,302人、1.1%とそれぞれ増加している。

本市工業の概況をみると、昭和62年末現在で事業所数が1万8,449か所、従業者数が31万8,893人（工業統計調査結果）で、これらの活動による製造品出荷額等は6兆9,127億円となった。これを前年に比べると、事業所数で6.4%、従業者数で4.3%、製造品出荷額等で3.1%の減少となっている。

特に、事業所数の6.4%、1,259事業所の減少は最近にない大幅な減少であり、市内からの製造業の減少傾向を示すものといえる。

本市の工業を行政区別にみると、事業所数では東部工業地帯を形成している生野、平野、城東、東成の4区で全市の35%を占めている。また製造品出荷額等でみると、西淀川、淀川、此花の3区で全出荷額の26%を占めている。市内工業の分布は周辺地域、特に湾岸地域と東南部地域での工業のウェイトが高く、反対に中心区域では、いわゆるビジネス地域として商業の主軸をなし、北（旧大淀区を除く。）、中央（旧東南区）及び西の3区では全市の年間卸売商品販売額の82.4%、49兆8千万円の取引があり、このため、商取引活動にともなう市内自動車交通の増大の一因ともなり、交通混雑を来している。

表1-2-3 製造業の構成

(62年工業統計調査)

業種名	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (億円)
鉄鋼・金属 金属製品	3,579	60,661	15,440
機 械	3,897	75,933	15,436
化学・石油・ 石炭製品	1,328	38,595	10,387
食 料 品	999	19,789	4,965
繊維・繊維製品	2,278	28,136	4,259
出版印刷	2,573	48,558	10,105
木材・木製品	1,687	20,990	3,927
そ の 他	2,108	26,222	4,608
合 計	18,449	318,893	69,127

(注) 従業者4人以上の事業所

表1-2-4 商業の構成

(60年商業統計調査)

業種名	店舗数	従業者数 (人)	販売額等 (億円)
卸 売 業	33,917	422,839	603,595
各種商品小売業	62	22,841	10,641
織物・衣服・身の まわり品小売業	9,920	32,385	5,069
飲食料品小売業	19,341	67,036	8,902
自動車・自転車 小 売 業	1,869	9,974	2,340
家具・建具業	5,248	18,680	3,323
什器小売業	14,914	52,750	8,910
その他の小売業	14,914	52,750	8,910
台 計	85,271	626,505	642,780

(注) 飲食店を除く。

3. 河川、道路及び公園と緑化の推進

本市は「水の都」の名の示すように大小幾多の河川が市内を縦横に貫流し、これらを結ぶ運河と相まって水運の便をもたらし、本市の発展に大いに役立ってきた。

市内河川は大部分が人工河川で、古くは、仁徳朝の難波（なにわ）の堀江の開削、淀川の築堤にはじまり、桓武朝の神崎川疎通、慶長3年の天満川、天和3年の道頓堀川の開削、そして昭和27年～28年の平野川水路の開削等によるもので、市内の2大河川といわれる淀川、大和川もその例外ではなく、淀川は明治36年、また大和川は宝永元年（1704年）に築造されたものである。

しかし、都市交通形態の変革によりその利用が極めて少なくなり、また治水対策等の関係もあって一部河川、運河については埋立てられ、道路、公園等の用に供している。

昭和63年度末現在の市内の河川は、1級河川が24河川（延長138.0km）、準用河川が3河川（4.4km）、普通河川8河川（13.0km）で合計35河川、総延長155.4km、総面積20.6km²となっている。

また市内の道路は、昭和63年度末現在の路線数で国道14、府道36、市道11,336、計11,386路線を数え、総延長3,873km、総面積は37.9km²となり、このうち市内を走る高速道路は国道1、府道7、市道2の計10路線、延長82km、面積1.5km²となっており市内交通の緩和に寄与している。

しかし、最近の増加する交通量に対応するため、さらに整備、拡張が進められている。今後の道路整備は、道路緑化、歩行者道、自転車道など環境保全、交通安全に留意しながら都市活動や市民生活の基盤となるよう進めていくことになろう。

一方、市内の公園は、昭和63年度末現在で園数801か所を数え、その機能は都市の緑化をはじめ、都市公害の緩和、災害時の避難場所になるとともに、市民のコミュニケーションの場として重要な役割を果たすオープンスペースとなっている。

市営の公園は797か所あり、その内訳は、児童公園704、近隣公園56、地区公園20と、大阪城、天王寺、中之島の特殊公園3、大規模公園（鶴見緑地）1、毛馬南等の緑道6及び千島、長居等の都市基幹公園7となっており、その他国営（淀川河川公園）及び府営（住吉公園、住之江公園、久宝寺緑地）を含めた公園面積は7.7km²で市域の3.59%を占め、市民1人当たり2.90m²となっている。

さらに緑化については、現在「グリーンアップ計画」にもとづいて、道路・河川、街かど、中央分離帯や駅前広場などのオープンスペースを活用し、グリーンモールブ

くり、緑の拠点づくり、花と緑のターミナルなどの事業を推進している。

本市は、古くから都市化が進行したこともあって、市域のほとんどが市街化されており、緑やオープンスペースがきわめて少ない状況にある。

このような都市環境の悪化をくいとめ、大阪を緑豊かな、うるおいのあるものにするために、昭和30年代後半より広く市民の協力を得ながら、緑化運動を協力を推進してきたが、この間、公園、市営住宅、学校などをはじめ、街路などの公共施設の緑化、民間緑化の奨励などの施策を講じてきた。これらによって徐々に市域の緑化は進み、とりわけ公園樹及び街路樹の数が昭和38年度末に約44万本であったものが、昭和63年度末に約600万本と、めざましい増加をみた。

しかし、最近の快適で良好な都市環境を求める市民ニーズの昂揚とともに、ますます緑の重要性が増大してきている。

表1-2-5 河川・道路及び公園の概況

(平成元年3月末現在)

河 川			道 路			公 園	
川 数	延 長	面 積	路線数	延 長	面 積	園 数	面 積
35	155.4km	20.6km ²	11,376	3,791km	36.4km ²	801	7.7km ²

- (注) 1. 河川には、港湾法にもとづく運河等は含まれていない。
2. 道路には、有料道路は含まない。
3. 公園には、国営1カ所及び府営3カ所を含む。

4. 土地利用

本市の面積は213.11km²であるが、そのうち用途地域決定区域は204.5km²である。その土地利用は、中心部の商業業務地、西部の臨海工業地、北部の工業地（うち、東部はおおむね住宅地）、東部の軽工業地（住宅と工業が併存）、南部の住宅地と大別できるが、全体としては未だ土地利用が整然としておらず、適正な土地利用と用途地域の純化をはかることが必要である。

本市における都市計画法に基づく用途地域の状況は次のとおりである。

表1-2-6 用途地域の状況

(平成元年5月1日現在)

用途地域	面積 (km ²)	割合 (%)
第2種住居専用地域	24.93	12.2
住居地域	68.88	33.7
近隣商業地域	4.21	2.0
商業地域	31.22	15.3
準工業地域	43.76	21.4
工業地域	10.03	4.9
工業専用地域	21.47	10.5
合計	204.50	100.0

(注) 第1種住居専用地域はない。

第 2 章 環境公害問題の概要

第 1 節 最近の環境問題

今日の環境問題は、経済構造の変化、消費の多様化、国際化の進展などを反映してますます多様化し、生活騒音など都市生活者に密接した生活型公害から、オゾン層の破壊など地球規模の環境汚染に至るまで、従来の産業型公害による状況から質的にも変容してきている。

わが国の環境の状況をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素による大気汚染、水銀等による水質汚濁は改善の傾向にある。しかしながら、特に大都市圏を中心に自動車排出ガスを主要な原因とする窒素酸化物による大気汚染は依然として顕著な改善がみられず、環境基準が達成されていない地域が拡大している。

また、アスベストによる大気汚染、トリクロロエチレン等による地下水汚染など新たな形態の汚染が顕在化し、大きな課題となっている。

一方、地球環境の状況をみると、先進国を中心とする経済活動の高度化状況のなかで、被害、影響が一国内にとどまらず、地球規模にまで及ぶ環境問題が生じてきている。こうした背景のもとに、昭和63年10月に開催された第43回国連総会においては米ソをはじめとした数多くの国々が地球環境問題を重要課題として位置づけており、また平成元年9月には、わが国が提唱した「地球環境保全に関する東京会議」がUNEP（国連環境計画）との共催で開催され、今後の対応のあり方について検討されるなど、地球環境をめぐる国際的な論議が盛んとなっている。フロンガス使用によるオゾン層の破壊、炭酸ガス等の温室効果による地球温暖化、酸性雨による森林破壊、砂漠化・熱帯林の減少など開発途上国における公害問題など国際上の政治、経済の場において重要な課題となっている。

ところで、わが国は世界のGNPの14%を占める経済大国であり、その経済活動は海外資源に大きく依存している。フロン使用は世界の1割強あり、二酸化炭素の排出は4%に及ぶ。木材や野生生物などの自然資源の消費量や石油、石炭、鉱物、食糧など数多くの資源の輸入量においても世界有数である。

このように地球の環境保全に大きなかわりをもつわが国は、それだけに大きな責任を負い、国際的地位に応じた役割が求められてくるであろう。

第2節 環境汚染の概況

1. 大気汚染

本市では、大気汚染防止対策を総合的に推進し、その結果全体としては改善傾向を示しているが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、未だ環境基準を達成しておらず、63年度の二酸化窒素濃度は過去5年間で最高であった前年度とほぼ同程度の値となった。

(1) 窒素酸化物対策

① 工場・事業場

工業・事業場対策としては、昭和59年1月に策定した「大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）」による「窒素酸化物対策指導要領」に基づいて、軽質燃料の使用、排出基準の遵守、発生源別排出総量の計画的削減、最新・最善の防止技術の導入推進、エネルギー消費量の節減、緑化の推進等、積極的に指導を進めているが、さらに、本年2月ガスタービン及びディーゼル機関を対象とした「固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定し、具体的な指導の徹底・強化を通じて窒素酸化物排出量の削減を図っていく。

なお、冬季には、季節汚染対策として、特に、ビル暖房用ボイラー設置事業場を中心に、①暖房設定温度の適正化、②燃焼管理の徹底等、高濃度期に着目した諸対策を推進していく。

② 自動車

市域の自動車交通の総量は、微増の傾向にあり、昭和48年度以降数次にわたる排出ガス規制の強化が図られたが、自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度は、63年度は前年度に比べ0.001ppm減少しているというものの、未だ顕著な改善がみられない状況にある。

この現状を踏まえ、本年2月に策定した「大阪市自動車公害防止計画」に基づき、発生源対策としては、ディーゼル自動車を中心とする排出ガス規制の強化を国等へ要望しその促進に努めるとともに、低公害車の購入買い替えを対象とした助成融資制度を設けるなど、積極的な低公害車の普及促進を図る。

また、交通対策や道路沿道対策についても、関係機関と相互に連携を図りながら、自動車交通総量の抑制や交通円滑化、道路構造の改善等効果がある各種対策の実現に努める。

さらに、窒素酸化物の高濃度時期を重点に、クリーンドライビングキャンペーンを通じて、市民・事業者の理解と協力を求めるため広報啓発活動を展開していく。

(2) 浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質については、現在、法律・条例の規定に基づく規制・指導をしているが、汚染予測手法等未解明な部分が多い。そこで、60年11月に、本市公害対策審議会大気部会に粒子状物質小委員会を設置し、平成元年7月31日に同審議会から「浮遊粒子状物質の対策のあり方について」の答申を受けた。今後、この答申を踏まえて計画を策定し、施策を行う必要がある。

(3) 大気汚染常時監視測定局における63年度の主な大気汚染物質濃度の状況は、次のとおりである。

① 二酸化硫黄（ SO_2 ）濃度

一般環境測定局13局と自動車排出ガス測定局2局で測定を行っているが、市内平均値は、一般環境測定局で0.010ppm、自動車排出ガス測定局では0.019ppmとなり、経年的に両局ともほぼ横ばい状態で推移している。

環境基準の適合状況は、一般環境測定局では全測定局で適合しているが、自動車排出ガス測定局では長期的評価で1局が不適合となった。

② 二酸化窒素（ NO_2 ）濃度

一般環境測定局12局と自動車排出ガス測定局11局で測定を行っているが、市内平均値は、前年度とほぼ同水準で推移し、一般環境測定局で0.036ppm、自動車排出ガス測定局では0.050ppmであった。

環境基準の適合状況は、一般環境測定局では前年度と同様2局で適合し、自動車排出ガス測定局は全測定局で不適合であった。

③ 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

一般環境測定局13局における測定結果では、市内平均値は0.044 mg/m^3 で前年度とほぼ同水準で推移している。

環境基準の適合状況は、13局中2局で適合となった。

④ 一酸化炭素（CO）濃度

自動車排出ガス測定局7局で測定を行っているが、市内平均値は2.1ppmでここ数年、横ばい状態で推移している。

環境基準の適合状況は、全測定局で適合している。

⑤ 光化学オキシダント（O_x）濃度

一般環境測定局12局で測定を行っているが、昼間の市内平均値は0.021ppmと、前年度とほぼ同水準で推移している。

環境基準の適合状況は、全測定局で不適合であった。

⑥ 炭化水素（HC）濃度

一般環境測定局3局における非メタン炭化水素の測定結果は、全測定局で環境庁指針値を上まわっている。

2. 騒音・振動

騒音・振動については、主として工場・事業場を対象に法律・条例に定める規制基準の遵守の指導を実施している。

しかし、中小零細工場では住工混在に起因する苦情が多く、土地利用の適正化の推進が必要である。

建設作業の騒音・振動については、63年度より本市独自の指導方針を定め、建設作業に係る公害の未然防止に努めている。

また、近年社会問題化している生活騒音については、基本的には個人のモラルやマナーの向上、都市における生活ルールの確立と密接に関係するところから、集合住宅の住民などを対象に、オートスライドを使用しての啓発講習会を実施している。

騒音公害は感覚公害であり、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすい。苦情件数は、騒音が822件で53%、これに振動の144件（9%）を合わせると全苦情件数の62.0%を占めている。

発生源別でみると、騒音では工場・事業場が499件で最も多く、騒音苦情の60.7%を占めている。振動では、建設作業に係るものが73件で最も多く、振動苦情の50.7%を占めている。

一方、幹線道路周辺を除く一般地域の騒音の大きさは、昼間で平均54.5ホン、夜間で平均46.7ホンであり、主たる騒音源としては自動車騒音が最も多く、その割合は昼間で47.6%、夜間で60.4%となっている。

3. 水質汚濁

本市では、法律・条例の規定に基づき、公共用水域の定期観測（環境水質定点調査）及び工場・事業場からの排水に対する規制を実施するとともに自動測定装置及びテレ

メータシステムにより、河川水及び工場・事業場の排水の常時監視を実施している。

昭和63年度の環境水質定点調査は、BOD等の生活環境項目については50地点で、水銀等の健康項目については43地点で測定した。調査結果の概要は次のとおりである。

(1) 生活環境項目

代表的指標であるBOD（海域ではCOD）の環境基準の達成状況は、淀川、神崎川、大阪市内河川及び大阪港湾水域では達成されたが、大和川、寝屋川水系では、前年度に引き続き達成できなかった。

(2) 健康項目

すべての地点で環境基準を達成している。

4. 地盤沈下

昭和35年のピーク時には20cm以上の年間沈下を記録したが、法律・条例に基づく地下水採取規制と工業用水道の普及などにより、昭和38年以降は沈下が鈍化し、最近ではほとんど停止している。

昭和63年度に実施した地盤沈下調査水準測量による210水準点での観測結果では、最大沈下量は此花の1.15cm（ただし2年間の沈下量）で2cm以上の地盤沈下は記録されなかった。

地盤沈下と密接に関係する地下水位は、市内11カ所15本の観測井における観測の結果、9本の観測井で下降を示し、その最大は鶴町Bの0.34mであった。

5. 悪臭

悪臭は人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害である。そのため、市民の快適な環境を希求する意識が高まっているなかにあって、悪臭は極めて身近な公害事象といえる。

苦情の発生件数は、全公害苦情件数の2割余りを占める373件を数えている。これを業種別に分類すると、「サービス業・その他」に属する事業所が最も多く、これに次ぐ「その他の製造工場」を加えると全体の5割余りとなっている。また、用途地域別にみると、住居及び準工業、商業地域において発生率が高い。

こうした状況からみて、本市の悪臭公害は明らかに都市型の様相を呈している。

6. 産業廃棄物

昭和63年度において、市域から発生した産業廃棄物の推定量は455万トン(公共都市施設分を除く)で、中間処理や再利用ののち、発生量の34.3%にあたる156万トンが埋め立て等最終処分されていると推定されるが、生活様式の高度化や産業活動の進展に伴い、量的増大・質的多様化が進む廃棄物に対処するため「廃棄物処理計画」を策定し、これに基づいて産業廃棄物行政を推進している。

産業廃棄物を排出する事業者やこれらを処理する業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づいて、規制・指導を行い、さらに処理・処分については、本市のように市域が狭あいだで中小企業が多い状況では、個々の排出者に対しその処理責任を追求するのみでは環境保全上問題があるので、(財)大阪産業廃棄物処理公社で広域処理を実施するなど、公共関与を行っている。

7. 公害保健

本市では、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、既認定患者に対しては補償給付及び保健福祉に必要な事業を継続して行うとともに、あらたに市民を対象とした大気汚染による健康被害を未然に防止するための健康被害予防事業を昭和63年度から実施した。また、本市の独自施策として63年4月から小児の気管支ぜん息等の患者に対し医療費助成制度を設け、小児の健康の回復と健全な育成を図ることとした。

- 63年度末の認定患者数は19,971人で、同年度中の補償給付額は257億円であった。
- 公害保健福祉事業としては、リハビリテーション事業、転地療養事業、療養指導事業及び家庭療養用具の支給事業を行った。
- 環境保健事業としては、慢性閉塞性肺疾患に対する市民の相談に応じ、適切な助言・指導を行う健康相談事業、一般の乳児を対象としてぜん息にかかる問診などを行い、気管支ぜん息の発症の未然防止を図る健康診査事業、また健康回復のための機能訓練事業などを行った。
- 環境改善事業としては、樹木の大气浄化能力を利用して大気環境の改善を図るために大気浄化植樹事業として市内小・中学校10,000㎡に植樹を行った。また、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策の一環である低公害車普及事業として本市公用車10台に電気自動車を採用し、低公害車の普及、啓発を図った。

環境改善事業を総合的、計画的かつ円滑に行っていくため計画を策定し、今後の推進を図っていく。

第3節 環境行政の経過

1. 戦前の公害防止対策

本市における公害問題とその対策の歴史は古く、明治16～17年に紡績工場のばい煙が問題化し、その取締りのため明治21年に全国に先がけて、旧市内に煙突を立てる工場の建設を禁ずる旨の府令が出され、さらに明治29年には、「製造場取締規則」（府令21号）が制定された（ここで、わが国初めて「公害」という用語が使われた）。その後、大正14年の第2次市域拡張以後、工業化が更に進み、大阪市立衛生研究所（現、市立環境科学研究所）において降下ばいじんの測定を開始し、このときの調査では、降下ばいじんは1日平均5トンという記録が残っている。

昭和2年、本市は「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施しており、同6年には、ばい煙防止規則の制定について、国および府に建議書を提出、ついに翌年6月3日、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布された。

2. 戦後から昭和30年代

第2次世界大戦後、ようやく復興のきざしが見え、産業活動が活発化するに伴い、昭和25年8月には「大阪府事業場公害防止条例」が東京都に次いで制定施行され、事業場から出るばい煙等が規制されたが、激増する公害問題に対処するため、同29年4月には条例の全面改正が行われた。

30年代にはいり、経済の急成長は技術革新や産業構造の変革をもたらし、生活水準の著しい向上をみるに至った反面、大気汚染、水質汚濁等がさらに深刻化し、国における立法措置が望まれてきた。ようやく33年に公害防止を直接目的とする最初の法律として、「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質2法が制定されて、水質汚濁対策の基本的方針が打ち出され、次に37年6月「煤煙の排出の規制に関する法律」が制定され、本市など大気汚染の著しい地域における法規制が実施されることとなった。

本市では、特にスモッグ対策の緊要性、広域性に鑑みて、府、堺市をはじめ隣接都市と協調しながら対策を進めるとともに、33年からは煤煙防止月間を設け、さらに工場・事業所に対して、煤煙防止組織の結成を呼びかけ、35年には地区の自主的な組織の連合体として大阪市煤煙防止会連合会（現在、大阪市公害防止会連合会）が設立さ

れ、事業者の自主的な防止活動の推進が図られることとなった。

地盤沈下の防止に関しては、昭和9年の高潮被害を契機に、観測体制の整備を図るとともに26年から工業用水道の建設整備を初め、また37年制定の「建築物用地下水の規制に関する法律」に先立ち、34年に本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し地下水採取の規制に努めた結果、沈下量も年々減少の一途をたどることとなった。

また、騒音については、29年本市の世論調査をもとに、33年から交通騒音を主眼とする「町を静かに」の市民運動を展開し大きな効果をおさめた。

このほか、37年4月には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」を発足させ、40年12月、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関してわが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たすこととなる。

3. 昭和40年代

35・36年における四日市ぜん息の多発、39年の阿賀野川水銀中毒患者の多発などに代表される公害被害の続出と、公害追放の世論の盛りあがり背景下、42年には、公害対策の基本的姿勢を盛りこんだ「公害対策基本法」が制定され、公害の範囲を明確にするとともに環境基準の設定方針も明らかにされた。これに伴い、「大気汚染防止法」、「騒音規則法」、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、「公害紛争処理法」等の関連法が整備され、さらに45年のいわゆる公害国会において「公害対策基本法」の改正をはじめとする関連8法の一部改正と「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」、「水質汚濁防止法」など6法が制定された。引き続き46年の通常国会では「悪臭防止法」、「環境庁設置法」など4法が、その後48年には「公害健康被害補償法」が制定され、わが国の公害関係諸法が整備されてきた。

環境基準は、44年に二酸化硫黄、45年に一酸化炭素と水質、46年に一般騒音、47年に浮遊粒子状物質、48年に航空機騒音、二酸化窒素、光化学オキシダントについて設定されている。これら法制度の整備に伴い、大阪府においても、46年3月、従来の「大阪府公害防止条例」を全面的に改正し、新条例として制定するとともに、47年12月、「大阪地域公害防止計画」、48年9月、「大阪府環境管理計画」を策定した。

本市においては、従来衛生局環境衛生課の一部門であった公害指導、規制部門を強化するため、44年4月に公害指導課を、45年10月に公害規制課を新設する一方、大気汚染濃度の高い西部臨海地域の西淀川、此花、木津川周辺区について、45年6月以後、

公害特別機動隊を発足させ、大気汚染対策を中心とした特別対策を実施した。

また、公害の規制に関する権限が府県から大幅に指定都市に委譲されたのを機に、46年6月には、衛生局と総合計画局公害対策部を統合し、新たに環境保健局として行政の一元化を図り、公害担当部として環境部を新設するとともに、保健所に環境課（環境係）を設置し、体制の強化を図った。

大気汚染の観測体制についても、40年に、大気モニタリングステーションを設置し、環境大気の常時監視を開始したが、43年4月に「大気汚染管理センター」を開設し、46年6月に「環境汚染監視センター」と改称するとともに、検査部門を併設し、大気汚染及び発生源の常時監視と科学的究明を行っている。

これらの組織・機構の整備とあわせ、46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、強力な防止対策を実施したが、48年11月には、これをさらに改訂整備し、自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」を策定した。また、自動車排出ガス問題については、43年に大阪府警察本部、大阪陸運局（現、近畿運輸局）、関係民間団体とともに、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（57年6月「大阪自動車公害対策推進会議」と改称）を発足された。

水質汚濁防止対策では、48年3月、下水道整備、河川の浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、また、49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、各種事業の調整をはかりながら河川浄化対策を強力に推進している。

他方、企業の生産活動や公害防止対策から発生する産業廃棄物については、40年頃から問題意識が各界でもたれるようになり、本市でも43年に実態調査を実施するとともに、46年9月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に先立ち、46年2月に大阪府と共同で「（財）大阪産業廃棄物処理公社」を設立し、産業廃棄物処理対策を実施してきた。

公害被害者救済については、44年12月に西淀川区を対象に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく救済措置を行ってきたが、48年6月に「大阪市公害被害者の救済に関する規則」を定め、国の補償制度が施行されるまでの暫定措置として、療養生活補助費等の支給を行ってきた。その後、49年9月「公害健康被害補償法」が施行され49年11月、50年12月の地域指定の拡大によって、全市域が同法の指定地域となった。

また土壌汚染については、45年11月に本市の一部でカドミウムによる農用地汚染が

指摘されたが、その原因究明と健康調査を実施し防除につとめた。

その他42年9月から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、45年から公害防止事業団事業等を活用して公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、買収工場跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきた。

4. 昭和50年代

40年代後半における公害関係法令の整備・充実によって、発生源規制をはじめとする各種施策が強力に推進され、大気汚染をはじめとするかつての危機的な状況はこれを一応克服することができた。

しかし、都市化・産業化が年々進展する中で人々の生活様式も向上・変革し、これに伴って公害問題はさらに複雑・多様化することとなった。

国においては、新たな対応が必要となった交通公害や水質汚濁、廃棄物問題等に対処するため、関係法令の整備・環境基準の設定・排出基準の強化等を引き続き行ってきた。

一方、これまですすめられてきた現状改善のための公害対策と併せて、環境汚染の未然防止を図ることの重要性が広く認識されることとなり、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、公害の防止等について適正な配慮を行うための環境影響評価の取り組みが一段とすすめられ、国においては各省庁の所管する個別法又は行政指導等によって事業の種類ごとに環境影響評価が実施されるようになった。

これらの法制度化については、54年4月に中央公害対策審議会が「速やかに法制度化を図るべきである」との答申を行い、56年4月には政府としての環境影響評価法案が国会に提出されたが、58年11月の衆議院解散に伴い、審議未了のため廃案となった。

しかし、当面の実態に対応するため、法案要綱をベースとして、59年8月に、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われた。

地方自治体においても制度化の機運が高まり、北海道、東京都、神奈川県、川崎市における条例制定をはじめ、要綱等の制定団体が多数にのぼっている。

このほか、52年にOECD（経済協力開発機構）環境委員会が、日本の環境政策について、「今後は、日本の政策が汚染の防止のみならず、より広く一般的な福祉の向上、合理的な土地利用、自然及び文化的遺産の保護をも対象とした広範囲な基礎をもつ環境政策へと進展していくことが期待される」と評価しており、その後、生活環境

に潤いや美しさを確保していこうとする動きが次第に大きくなってきた。

大阪府においては、国の措置等とあいまって、52年9月「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料基準」の告示、「大阪地域公害防止計画」の見直し（53年3月策定）等を行った。

また、53年6月瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律により水質総量規制が制度化され、54年6月から施行された。これに基づき、55年4月化学的酸素要求量に係る総量削減計画が告示された。

一方、瀬戸内海の富栄養化対策については、55年1月に「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定するとともに、55年5月には燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示した。

さらに、カラオケ騒音については、57年10月大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」が告示（58年4月施行）され、また、環境影響評価制度については、58年1月大阪府公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」答申を受けた。この答申をふまえ、59年2月「大阪府環境影響評価要綱」を制定（59年4月全面施行）した。

この他、57年12月に「大阪府環境総合計画（ステップ21）」、58年3月に「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行った。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行いながら、自動車交通公害に関する諸問題や、河川の浄化、廃棄物問題等を中心に取り組みをすすめてきた。

大気汚染の状況については、48年に策定した「クリーンエアプラン'73」によって改善されてきており、硫黄酸化物については、53年3月からの総量規制や、硫黄酸化物対策指導要領による対策の効果によって54年度以降すべての測定局において、二酸化硫黄に係る環境基準の長期的評価を達成している。また、一酸化炭素も、54年度以降環境基準を達成している。しかし、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など一層強力な対策が必要なものもあり、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、59年1月「大阪市大気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）を策定した。

また、移動発生源対策に資する調査・検討を行うため、55年12月に「沿道環境調査検討会」を設置するとともに、57年6月「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を「大阪自動車公害対策推進会議」に改称し、自動車騒音を含めた総合的な自動車公害防止

に関する施策を積極的に推進してきた。

河川浄化対策については、48年に策定した「クリーンウォータープラン」の推進によって、各般の事業や施設が整備・充実され、ほぼ所期の目標を達成するまでに至った。しかし、寝屋川水系等については上流域を含めてなお諸対策を強化する必要がある、また、水質のみでなく、見た目にもきれいで憩いの場として親しめる水辺環境をさらに広げていくため、58年5月、「大阪水域環境保全基本計画」（クリーンウォータープラン'83）を策定した。

このほか、廃棄物問題の多様化・複雑化に対応するため、51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、収集・運搬・処理・処分等に係る環境保全上の基本的事項を明らかにするとともに、とくに、産業廃棄物の資源化・減量化・無害化等の推進を図っている。また、57年3月に大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため本市をはじめ関係地方公共団体により「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立されたが、今後生活環境の保全等に資することが期待されている。

また、廃棄物行政の一元化を図るため58年6月、産業廃棄物指導課が環境保健局から環境事業局へ移管された。

さらに、環境影響評価については、大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から市域内に係る環境への影響について審議し、市域の良好な環境の確保に資することを目的として、59年3月、「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定した。

5. 昭和60年から平成元年

昭和50年代に引き続き都市・生活型公害が顕著になり、また二酸化窒素による大気汚染が大阪市を含む大都市で依然として環境基準未達成の状況において、60年4月、環境庁に「窒素酸化物対策検討会」が設置され、中期的視点に立って将来の環境状況の動向を予測し、関係方面における今後の窒素酸化物対策の具体的な取組みにも資するよう、今後の対応の方向を示すことを目的として60年12月「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」が取りまとめられ発表された。

また、環境をめぐる諸条件の変化や環境問題の複雑・多様化を踏まえて、21世紀を展望しつつ昭和60年代における環境対策を推進するための指針が、「環境保全長期構想」として61年12月環境庁により公表された。

大阪府においても、今後の窒素酸化物対策のあり方を示すものとして、61年2月「大阪府域における当面の窒素酸化物対策」が取りまとめられ、62年10月には「大阪地域公害防止計画」の見直し（63年3月再策定）が行われた。

本市においては、固定発生源に係る窒素酸化物対策として、60年4月、ニュークリンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定し、その推進を図ってきた。また、移動発生源に係るものとして、55年12月以来「沿道環境調査検討会」において検討されていた結果が、61年2月に取りまとめられた。

悪臭防止対策として、現行法では規制の実をあげることが困難な悪臭防止規制に官能試験法を導入することを目的として、60年1月から「悪臭規制評価技術検討会」において検討された結果をもとに、61年4月「大阪市悪臭防止指導要綱」を制定、施行した。

このほか、今後の総合的な環境施策推進の支援システムとして、「環境データ処理システム」を62年3月導入した。

63年4月には各種施策の拡充と推進を図るため機構改革を実施し、環境部においても近年の公害の態様の変化、環境問題の質的变化に対応するため、各課・係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行い、新しく環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センターとし体制の強化を図った。

また、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政、更に良好、快適な環境を創造していくため中・長期的な視点に立って、地域の望ましい環境のあり方およびその実現に向けて「大阪市地域環境管理計画」（仮称）の策定を63年度から着手した。

環境庁においては61年5月に「環境教育懇談会」を設置し、一人ひとりが人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め責任ある行動がとれるような学習をすすめるための環境教育について検討が重ねられてきたが、63年3月に地域の環境教育を継続的・体系的に取り組むための基本方針などをまとめた環境教育懇談会報告が公表された。

公害被害者救済については、49年に「公害健康被害補償法」が制定され、民事責任を踏まえた制度として汚染原因者の負担により健康被害者に対し各種補償給付の支給等を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、62年9月公害健康被害補償法の一部を改正する法律が公布され63年3月1日から施行となった。

これにより、第一種地域の指定はすべて解除され新規の公害認定は行わないことになったが、一方既存の被認定者に対する補償を継続するとともに、今後は地域住民を対象に大気汚染の影響による健康被害を予防するため必要な事業を実施することによ

り健康の確保を図ることとなった。

本市でもこれを受けて、総合的な環境保健に関する施策ならびに大気汚染防止対策の強化を図ることになるが、これらの事業とともに小児の気管支ぜん息等について、当分の間、医療に係る本人負担分を助成する大阪市小児ぜん息等医療費助成制度を63年4月から発足させた。

ところで本市では、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、63年7月、国に対して窒素酸化物緊急対策を講じるよう働きかけた。その結果二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬期に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、特に、濃度が一番高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低め設定、自動車対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等の実施を国・府と連携して推進した。

また、大気汚染防止法施行令の改正（62年10月）により、ばい煙発生施設が追加されるという背景のなかで、今後、熱電併給（コージェネレーションシステム）の普及に伴い市内の固定型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジン）の設置数が急激に増加するものと考えられるため、本市の窒素酸化物汚染状況を考慮して、法対象の規模を拡大し、さらに上回る基準を設定した「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を平成元年2月策定した。

一方、幹線道路の沿道地域における環境を保全するため、今後実施すべき自動車対策の基本的方向を明確にした「大阪市自動車公害防止計画」を平成元年2月に策定し、計画目標達成年度を平成12年度と定め、窒素酸化物対策を重点に実現可能性の高い施策を早急に講じるとともに、有効かつ適切な自動車公害防止対策を総合的・計画的に推進していくこととした。

さらに、浮遊粒子状物質対策としてはニュークリーンエアプランによる指導を進めてきたにも拘らず、依然として環境基準が達成されていないのが現状である。60年11月に専門的、技術的な立場からの検討を行うために本市公害対策審議会大気部会に粒子状物質小委員会を設置し、検討審議を進めてきたところ、平成元年7月に浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的な考え方を「浮遊粒子状物質対策のあり方について」としてまとめ、市長に答申した。

今後は、この物質の発生源が多様であり、汚染メカニズムが複雑である等未解明な部分が残されているため、調査研究を継続していくとともに、この答申を踏まえて計画を策定し、具体的な施策を推進していくこととした。

第 3 章 環境保全の総合的対策

第 1 節 大阪市大気環境保全基本計画

(ニュークリーンエアプラン)

本市では、大気汚染防止法・大阪府公害防止条例に基づく規制措置に加え、大気汚染防止対策を総合的に推進するため48年11月に大気汚染防止基本計画（クリーンエアプラン'73）を、59年1月には大阪市大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）を策定し、固定発生源や移動発生源に対する諸対策を強力に推進してきた。

この結果、二酸化硫黄や一酸化炭素については、大幅に改善されてきた。しかしながら、二酸化窒素については、大気汚染防止法による総量規制制度の導入にもかかわらず、自動車排出ガスの影響等により大阪府告示に基づく達成期限の60年度に環境基準を達成することができなかった。

このような状況に対処するため、工場・事業場のばい煙発生施設に係る窒素酸化物対策としては、ニュークリーンエアプランに基づいて60年4月に大阪市窒素酸化物対策指導要領を策定し、平成2年を目標に対策を推進しているが、63年度の二酸化窒素の測定結果を見ると、一般環境測定局では12局中10局、自動車排出ガス測定局では全局が環境基準不適合となっており、ここ数年で最も状況が悪化した昨年と同程度となっていることから、今後より一層の指導の徹底・強化を図る。また、自動車排出ガス対策として平成元年2月に排ガスの規制強化や低公害車の普及促進などを柱とした自動車公害防止計画を策定した。この計画を実現するため関係機関の協力のもと、実効ある施策を積極的に推進してゆくこととする。

その他、ニュークリーンエアプランでは浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどこれまでの対策の努力にもかかわらず、依然として顕著な改善がみられない汚染物質について、各種の調査研究だけでなく防止技術の進展など諸々の条件を考慮した強力な対策を推進してゆくこととしている。

このうち、浮遊粒子状物質については、汚染予測手法等未解明な部分が多く、60年11月、本市公害対策審議会大気部会に粒子状物質小委員会を設置し、平成元年7月31日に同審議会から「浮遊粒子状物質対策のあり方について」の答申を受けた。今後、この答申をふまえて、計画を策定するとともに、具体的な施策を推進していくこととする。

さらに、今後の良好な大気環境保全のためには、従来の発生源規制・指導と合わせ、

土地利用政策をはじめとする各種都市政策に関し、環境面から適切な配慮を加え、一歩進んで快適で住み良い都市環境の創出に向けた具体的施策の確立に努めることとしている。

(1) ニュークリーンエアプランの基本的考え方

市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全するため、主な大気汚染物質毎に表3-1-1に示す環境保全目標を掲げ、それを達成していない項目を重点に環境保全目標に対応した目標量の設定とその達成のための方策を定め、汚染物質排出量の削減に努めることとしている。

また、本市のような各種発生源が集中している既成大都市においては、環境保全目標を達成・維持するためには、発生源における排出量削減対策と合わせて、土地利用、交通政策、産業立地政策等に関し、環境面からの配慮が必要であり、関係機関とも密接な協議を行いつつ長期的展望に立って具体的施策の確立を図ることとする。

さらに、近年快適で住み良い都市空間の創出が求められており、本計画においても、その一環として大気汚染防止対策と合わせて、工場緑化等実施可能な施策の推進に努める。

表3-1-1 環境保全目標及び計画期限

項目	環境保全目標	対象地域	計画期限
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大阪市全域 ただし、 車道その他 一般公衆が 通常生活し ていない地 域または場 所を除く。	平成2年度
二酸化窒素	〔今後、二酸化窒素に係る健康影響に関する研究の進展に対応して設定することとする。〕		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppm C から0.31ppm C の範囲内またはそれ以下であること。		
悪臭	大多数の住民が日常生活において感知しない程度であること。		

注) 二酸化窒素については、環境保全目標を設定するまでの間は、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppmへ向け、本計画による諸対策の推進を図る。

(2) 主要大気汚染物質の目標量

目標量は、現在大気環境濃度が、環境保全目標を超えている物質であって、今後目標達成に向け排出量の削減が必要な浮遊粒子状物質及び炭化水素について定め、現在すでに環境保全目標が達成されている二酸化硫黄、一酸化炭素については環境保全目標の維持に努める。

また、窒素酸化物については、環境保全目標を設定していないが、本市公害対策審議会答申（58年6月）の趣旨に沿って、60年に1時間値の1日平均値 0.06ppmを達成したうえ、さらに1時間値の1日平均値 0.04ppmへ向けて対策を推進するための、目標量を設定するものとする。

なお、移動発生源（自動車）の目標量については、排出ガス規制の効果と新車への転換率等により設定したものであり、今後、排出量削減策や交通量抑制策等による環境改善効果の定量化手法を確立するなど調査研究を進め、これらの対策の推進に努める。

以上の考え方に従って設定した主要大気汚染物質毎の目標量は、表3-1-2、表3-1-3のとおりである。

また、図3-1-1～図3-1-4には二酸化硫黄及び二酸化窒素の現状（55年度）と将来（平成2年度）における年平均予測濃度を、表3-1-4には発生源別窒素酸化物（NO+NO₂）濃度及び寄与率を示す。

表 3 - 1 - 2 窒素酸化物排出量の目標量

発生源	項目	現状	将来	目標量	対55年度	対平成2年度
		(55年度) 排出量	(平成2年度) 予測排出量	平成2年度 以後	削減率	削減率
固定発生源 (工場・事業場)		t/年 8,550	t/年 8,940	t/年 7,680	% 10.2	% 14.1
移動発生源 (自動車)		14,520	8,600	8,600	40.8	—
合計		23,070	17,540	16,280	29.4	7.2

- (注) 1. 窒素酸化物の目標量は、二酸化窒素に係る環境保全目標が設定されていないので、1時間値の1日平均値 0.06ppmを達成したうえで、1時間値の1日平均値 0.04ppmへ向け、本計画による諸対策を推進するための排出量として設定した。
2. 本表には、船舶、家庭等の排出量を含んでいない。
3. 固定発生源の目標量は、現時点での窒素酸化物対策の可能と思われるレベルで設定した。
4. 移動発生源(自動車)の目標量は、排出ガス規制の効果と新車への転換率等により設定した。
5. 将来排出量は55年度を基準に今後の人口の推移、製造品出荷額等の社会経済指標、省エネルギー対策、自動車交通量の動向等を見込み、さらに、関係法律・条例による規制等の諸要素を考慮して算出した。

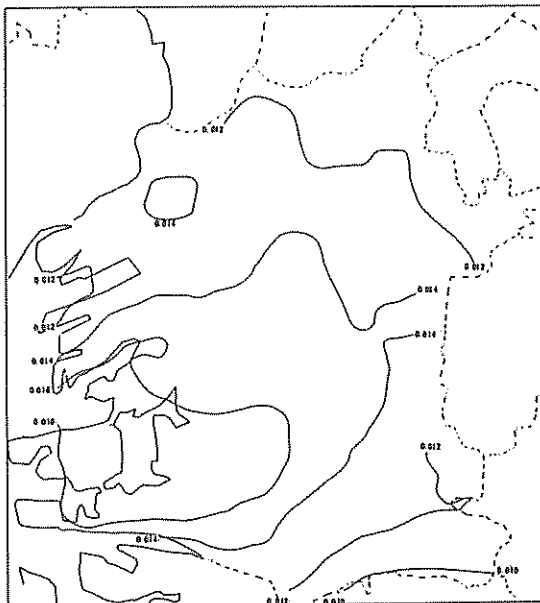
表 3 - 1 - 3 炭化水素排出量の目標量

発生源	項目	現状 (55年度) 排出量	将来 (平成2年度) 予測排出量	目標量		対55年度 削減率		対平成2年度 削減率	
				平成2年度以後		0.17ppmC		0.23ppmC	
				0.17ppmC	0.23ppmC	0.17ppmC	0.23ppmC	0.17ppmC	0.23ppmC
固定発生源 (工場・事業場)		t/年 39,120	t/年 50,070	t/年 6,360	t/年 9,750	% 83.7	% 75.1	% 87.3	% 80.5
移動発生源 (自動車)		8,170	4,970	4,530	5,120	44.6	37.3	8.9	—
合計		47,290	55,040	10,890	14,870	77.0	68.6	80.2	73.0

- (注) 1. 炭化水素の目標量は、光化学オキシダントの環境保全目標(非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時の3時間平均値 0.20ppmCから 0.31ppmC)に対応する年平均濃度 0.17ppmCから 0.23ppmCを達成するための排出量として設定した。
2. 目標量は、工場・事業場から排出される炭化水素及び自動車から排出される炭化水素について、市域の排出量の削減と環境濃度の低減が比例するとみなして設定しているが、光化学オキシダント生成機構等未解明な点が多いため、今後の汚染予測手法の確立に基づいて、目標量の精度向上を図るものとする。
3. 固定発生源からの炭化水素排出量は塗装、クリーニング、印刷などから発生する蒸発系に燃料の燃焼系から生成するものを加えて算出した。
4. 将来排出量は、55年度を基準に今後の人口の推移、製造品出荷額等の社会経済指標、省エネルギー対策、自動車交通量の動向等を見込み、さらに、法律・条例による規制等の諸要素を考慮して算出した。

図 3 - 1 - 1 二酸化硫黄の年平均濃度の予測 — 現状 (55年度) —

(単位 : ppm)



注) 二酸化硫黄の年平均値 0.018ppmは、環境基準日平均値 0.04ppmに対応する。

図 3 - 1 - 2 二酸化硫黄の年平均濃度の予測 — 将来 (平成 2 年度) —

(単位 : ppm)

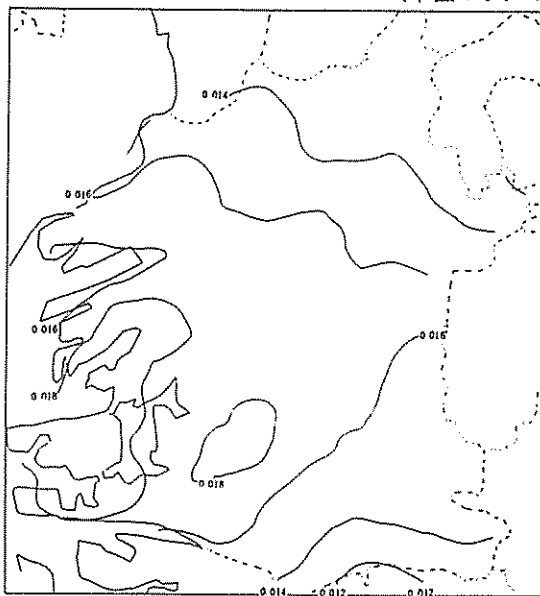
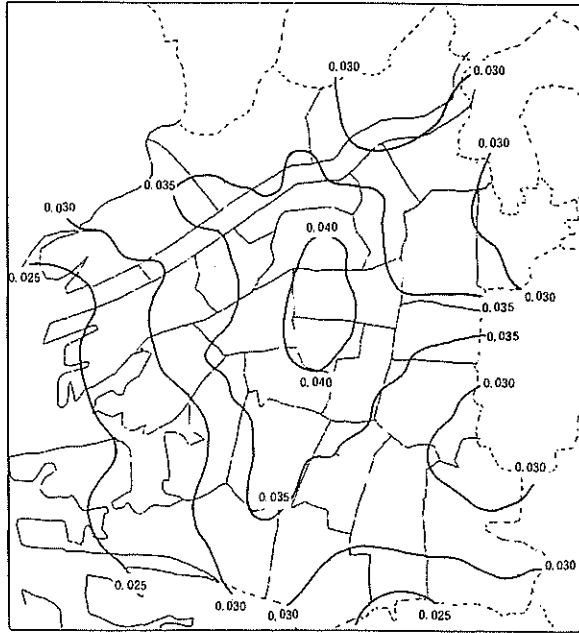


図 3 - 1 - 3 二酸化窒素の年平均濃度の予測 — 現状 (55年度) —

(単位: ppm)



(注) 二酸化窒素の年平均値は、日平均値の年間98%値 (1年間の日平均値のうち低い方から98%の値) の約 $1/2$ に対応する。

図 3 - 1 - 4 二酸化窒素の年平均濃度の予測 — 将来 (平成2年度) —

(単位: ppm)

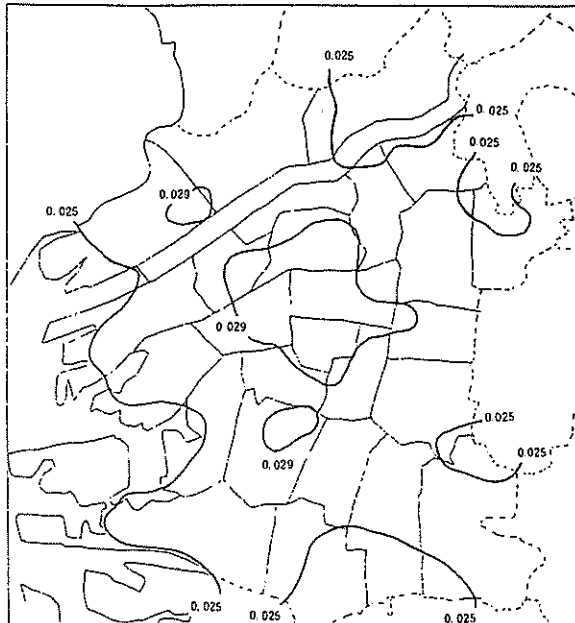


表 3-1-4 発生源別窒素酸化物濃度及び寄与率

発生源 の種類	年度	現 状 (55年度)		将 来 (平成2年度)	
		全メッシュ平均 濃度 (ppb)	寄 与 率 (%)	全メッシュ平均 濃度 (ppb)	寄 与 率 (%)
工場・事業場		12.1	19.2	13.1	27.1
自動車		40.1	63.9	23.8	49.1
船 舶		2.6	4.1	2.8	5.8
航空機		0.3	0.4	0.3	0.6
家庭等		4.8	7.6	5.4	11.2
バックグラウンド		3.0	4.8	3.0	6.2
計		62.8	100	48.4	100

- (注) 1. 1 ppbは、0.001 ppm である。
 2. 全メッシュ平均濃度とは、市域を1 km四方で区切ったメッシュについての、窒素酸化物 (NO+NO₂) 濃度の年平均値である。
 3. 62.8 ppb、48.4 ppbはそれぞれ、二酸化窒素年平均濃度では、およそ、0.031 ppm、0.026 ppmに対応する。
 4. 大阪市公害対策審議会答申「窒素酸化物対策のすすめ方について (58年6月14日)」から引用。

(3) 発生源対策及び計画・施策の総合的管理

発生源対策の方針は以下のとおりである。

ア. 工場・事業場対策の方針

工場・事業場の指導にあたっては、これまでの対策を継続するとともに、目標量の達成に向け有効適切な対策を講じることが必要である。

そのため、次に示す各種対策を推進するものとし、この指導にあたっては、総合的にバランスのとれたものとするため、業種間、施設間、稼動状況等に応じ、これまでの対策の経過、技術開発の可能性等を勘案して、積極的に汚染物質排出量の低減に努める。

また、エネルギー事情の変化等新たな事態の生じることが予想される場合には、適切な対応措置を講じるものとする。

(7) 大気汚染防止法、悪臭防止法、大阪府公害防止条例に定められた排出基準、総量規制基準等の遵守徹底を図るとともに、法律・条例対象外施設についても適切な指導を行う。なお、中小企業に対しては融資制度の活用により効果的な指導に努める。

(4) 施設の新・増設については、個々の実情に合わせた最新・最善の防止技術の導入を図り、汚染物質の排出量を可能な限り抑制するよう指導する。

また、既設の施設についても、必要に応じて処理方法の見直しを行う等、適正な防止対策を講じるよう指導する。

- (㉑) 主要大気汚染物質毎に設定された目標量の達成に向け、一定量以上汚染物質を排出する工場・事業場に対し、その年間排出量を抑制するよう指導する。
- (㉒) エネルギー消費量の節減を図ることは、将来のエネルギー資源を確保するとともに、有効な大気汚染対策につながるものと期待されるので、その指導に努める。
- (㉓) 緑化は、快適な生活環境を創出する上で欠くことのできない要素であるとともに、近年、樹木が有する大気浄化能力に関する知見も集積されてきており、工場・事業場におけるオープンスペースについて、大気浄化機能に主眼をおいた緑化の推進に努めていく。

イ. 自動車対策の方針

自動車排出ガス対策は、自動車1台当たりから排出される各種の汚染物質排出量を削減する排出量削減策が基本である。しかし、自動車交通が集中する地域においては、排出量削減策だけでは、十分な環境改善が図れない場合があり、これらの地域に対しては、市内の自動車交通量を適切に抑制する交通量抑制策や発生した排出ガスの影響を軽減する対策も合わせて実施する必要がある。

そこで、将来の予測結果をもとに、次の対策を有効適切に進めることとする。

- (㉔) 現行の排出ガス規制をより一層強化するように努める。
- (㉕) 電気自動車の普及を推進する。
- (㉖) 各般にわたる交通量抑制策の実現に努める。
- (㉗) 自動車交通量の抑制については、市民、自動車利用者の協力が不可欠であることから、市民などに対して理解と協力を求める啓発活動を積極的に展開する。
- (㉘) その他の対策として、道路沿道環境の整備や沿道土地利用対策等の推進に努める。

これらの対策は、市民生活や都市機能などに影響を与えることも考えられるので、その実施に際しては十分に調査・検討を進めるとともに、広く関係機関と緊密に連携を図る。

ウ. 計画・施策の総合的管理

計画・施策を総合的に推進するためには、環境に著しい影響を与えるおそれのある新規開発事業への十分な環境影響評価を実施することや、各種の調査研究の

充実、また、大気環境を的確に把握する大気モニタリングシステム・環境情報システムの拡充が必要である。これらの充実を図りながら総合的な計画管理を図ってゆくものとする。

(4) 施策の推進

ア. 硫黄酸化物対策

今後の硫黄酸化物対策については、これまでの対策を継続することにより、環境保全目標を維持するよう規制・指導及び監視に努めることとし、その施策は以下のとおりとする。

(7) 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づく排出基準等の遵守徹底を図る。

(イ) 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等軽質燃料の使用を引き続き指導する。

(ロ) 既設施設の構造変更等に際しても、新・増設に準じた指導を進める。

(エ) 排煙脱硫装置等硫黄酸化物除去装置の保守管理を徹底させ、除去効率の向上を図るよう指導する。

(オ) ディーゼル車で使用される軽油中の硫黄分を低減するため国等に要望し、その促進を図る。

イ. 窒素酸化物対策

固定発生源から排出される窒素酸化物の削減については、法律に基づく排出基準はもとより、特定工場等に対する窒素酸化物総量規制基準の遵守徹底を基本とし、総量規制対象外の工場・事業場についても、これに準じた指導を行っている。さらに窒素酸化物対策の円滑な推進を図り、ニュークリーンエアプランに掲げる目標量を確保するため、60年4月「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定し、排出量の計画的削減、軽質燃料の使用、指導基準の遵守等の指導を行い、排出量削減対策を推進している。

一方、自動車排出ガス対策としては、平成元年2月に策定した「自動車公害防止計画」に盛り込んだ各種対策を有効適切に推進する。

ウ. 浮遊粒子状物質対策

ニュークリーンエアプランにおいて、今後の浮遊粒子状物質対策を進めるには、各種発生源の諸条件や環境濃度の地域特性に応じた対策手法の確立を図らなければならないとしている。そのため60年11月に本市公害対策審議会の大気部会内に

粒子状物質小委員会を設置し、専門的かつ技術的な検討を行ってきたが、平成元年6月にその検討結果をとりまとめ、同年7月31日、「浮遊粒子状物質対策のあり方について」の答申を得た。

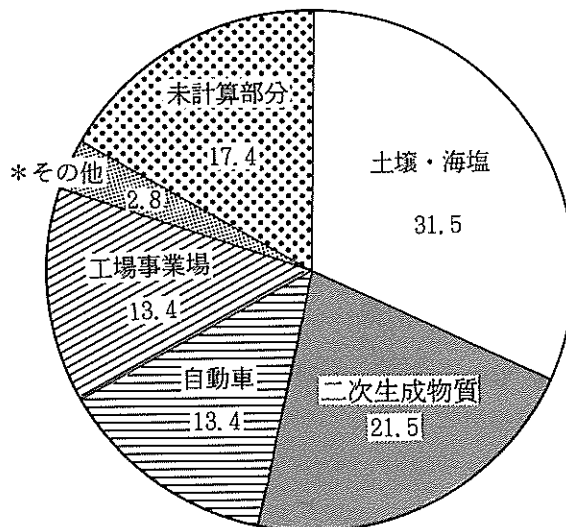
この答申では、基準年度（昭和57～59年度の3年平均）においては、市域のほとんどの地域で環境保全目標を超過しており、発生源別の汚染寄与率は図3-1-5のとおり土壌、海塩などの自然発生源が31.5%、ガス状物質が粒子転換した二次生成物質が21.5%、工場・事業場や自動車がそれぞれ13.4%と予測している。

これらの汚染を解消するため、図3-1-6の削減方式が現実的なものであり、市内全域での年間対策により、対策の目標として表3-1-5に示す排出量にまで削減し、更に局地対策を組み合わせることで、環境保全目標を達成すべきであるとされている。

その他、工場・事業場対策として、総量規制手法の導入は適切でないこと、自動車対策としてディーゼル自動車からの粒子状物質に対する対策を強力に推進すること。また、二次生成物質対策として、従来のガス状物質についての規制指導を緩めることなく推進し、粒子状物質の観点からの総合的な対策として図るべきなど、多面的な対策のあり方について提案が行われている。

本市では、この答申をふまえて、浮遊粒子状物質に係る計画を策定し、具体的施策を推進してゆく予定である。

図3-1-5 発生源別汚染寄与率 %



* 粉じん発生施設、船舶、航空機

図 3-1-6 削減方式の模式図

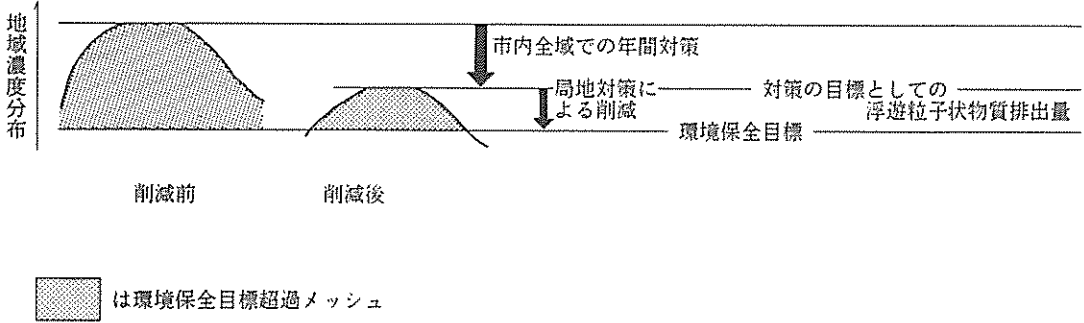
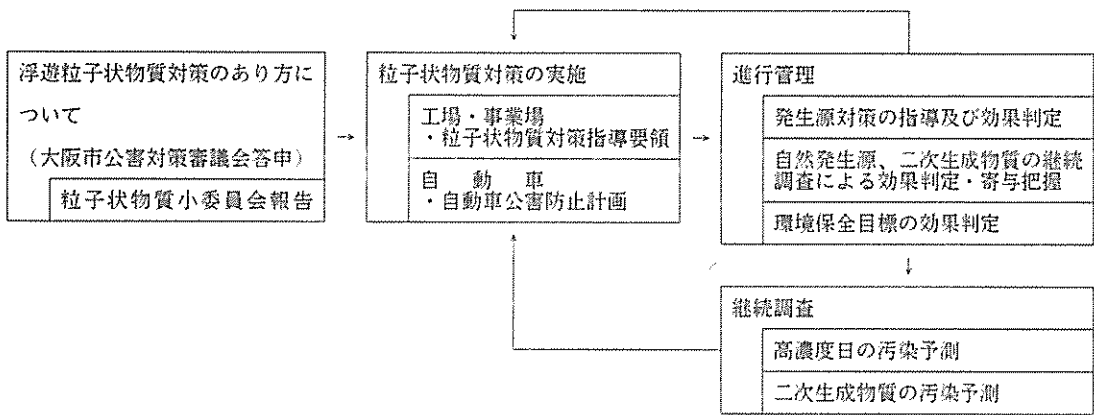


表 3-1-5 対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量

発生源		排出量	対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量 (t/年)
固定発生源	ばい煙発生施設		1,660
	粉じん発生施設		40
移動発生源	自動車		340
	船舶		80
合計			2,120

図 3-1-7 浮遊粒子状物質対策の進め方フロー図



エ. 光化学オキシダント対策（炭化水素対策）

光化学オキシダント対策としては、窒素酸化物とならんで主要な原因物質とされている炭化水素（非メタン炭化水素）に重点をおいて抑制対策を進めることとする。しかし、現在のところ、光化学オキシダントと炭化水素類の環境中での定量的な因果関係、更には、個々の発生源における炭化水素の排出量が環境に及ぼす影響について十分解明されているとは言えない状況であり、62年度から、これらについて詳細な調査を実施している。

当面の対策として、大阪府公害防止条例による炭化水素の規制・指導に加え、57年7月環境庁から示された「排出抑制技術指針」に基づき、現行の技術水準で可能な限り排出量を抑制するよう指導することとし、以下の施策を進めていく。

- (ア) 大阪府公害防止条例による排出基準、設備基準の一層徹底した指導をするとともに、条例で規制されていない屋外塗装等に対しても適切な防止対策の指導に努める。
- (イ) 各種の発生源について溶剤等の取扱い量、使用量、排出形態等の詳細な把握を行い、個々の発生源の実情に応じた処理方法を検討し、適切な指導を行う。
- (ウ) 炭化水素の蒸発防止設備及び除去装置の保守管理を徹底させる。

オ. 省エネルギー・緑化対策

エネルギー消費量の節減を図ることは、汚染物質の環境に与える負荷を削減することにつながり、これまで進めてきた大気汚染物質の排出抑制策とならんで、大気汚染対策の中で重要な位置を占めるものと考えられる。

このため各施設または工場全体におけるエネルギー使用の実態と、省エネルギー対策の導入が環境改善に与える効果の程度を十分把握したうえで、融資制度等の積極的な活用も図りながら、業種・規模・稼働状態等に応じた効果的な省エネルギー対策の導入を指導する。

また、緑化については、都市緑化の重要性にかんがみ、従来から都市公園の整備をはじめ街路・河川・学校等の公共施設の緑化を進めているが、近年、樹木が有する大気浄化能力に関する知見も集積されてきており、本計画においても大気環境保全上の視点から積極的に緑化を推進する。

第 2 節 大阪市水域環境保全基本計画

(クリーンウォータープラン'83)

総合的な水質汚濁対策として、クリーンウォータープラン(大阪市水質汚濁防止対策：48～56年度)に基づき、下水道整備をはじめとする様々な事業を実施してきた。その結果、下水道はほぼ100%の普及率を達成する等、相当の成果をおさめてきたが、一部の河川や赤潮等に代表される大阪湾の富栄養化問題など、なお解決すべき問題が残されている。

一方、市民の生活水準の向上、生活様式の変化により、市民ニーズも高まり、環境問題が単に公害の発生源対策から未然防止、快適な生活環境の創造へと移り変わりつつあることから、従来から実施している水質汚濁防止対策とともに、水に親しめる環境づくり(水域環境整備事業)を柱としたクリーンウォータープラン'83(大阪市水域環境保全基本計画)を58年5月に策定した。さらに、62年3月に策定当初計画になかった事業の追加、57～60年度事業実績の集計、61～平成2年度事業計画の見直し等を内容とする一部改訂を行った。

本計画の具体的な施策は図3-2-1のとおりである。

(1) 水質汚濁防止対策(きれいな水の確保)

① 下水道整備

平成2年度末で処理区域面積を18,798haまで整備することを目標とする。

また、各種協議会等において、上流域の関係府県市へ下水道整備の促進を要望する。

② 工場排水対策、富栄養化対策、ヘドロのしゅんせつ、河川・海域の水質監視の強化、市民意識の啓発などを積極的に実施する。

(2) 水域環境整備事業(水辺の親水機能の確保)

① 親水河川、公園および遊歩道の整備

自己水量の乏しい河川に維持用水の導入、緑による修景等により「せせらぎ」を復活させ、水と親しめる公園や遊歩道・緑道を整備する。

② 海とのふれ合い

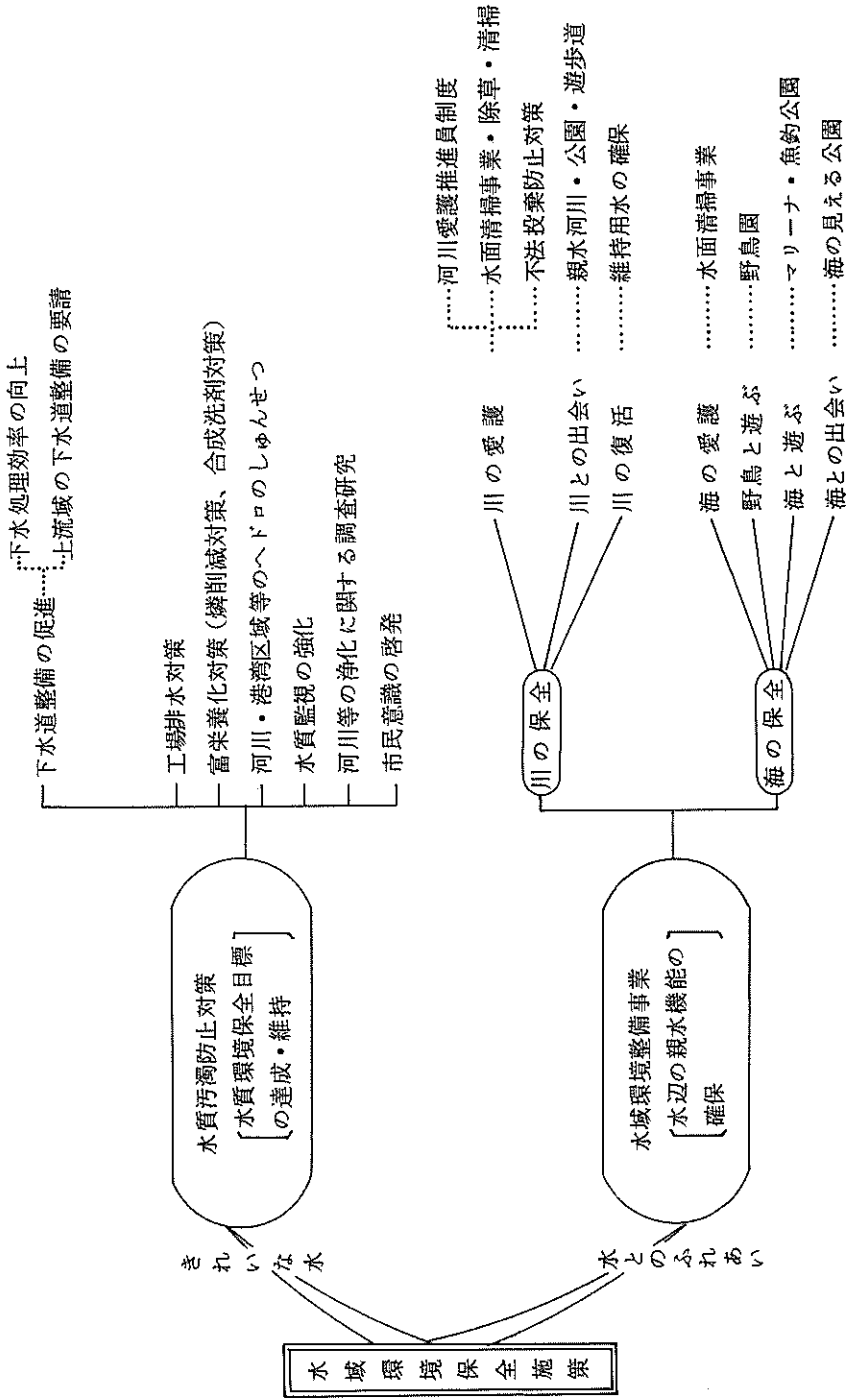
野鳥観察をとおして、市民が自然を感じられる野鳥園、海のみえる公園(南港中央公園)を整備・造成する。

また、大阪港内で海洋性スポーツに親しめる北港ヨットハーバー、魚釣公園を整備する。

③ その他

流出油の回収や水面清掃の実施。

図 3-2-1 水域環境保全施策



クリーンウォータープラン'83の63年度の諸事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 水質汚濁防止対策

① 下水道整備（下水道局）

普及率（人口比）は99.7%から99.8%に、面積普及率（計画面積18,729ha）は98.4%から98.5%へ拡大した。

② 工場排水対策（下水道局）

公共用水域放流工場及び下水道放流工場に対し、延 7,987件立入指導等を行った。

③ 富栄養化対策（環境保健局、下水道局）

合成洗剤対策として、リーフレットの配布等を行うとともに、工場等に対して磷の削減指導を実施した。

④ ヘドロのしゅんせつ（建設局、経済局、下水道局、港湾局）

市内の河川・水路等で約55,000m³、港湾区域で約197,700m³、計約253,000m³のしゅんせつを実施した。

⑤ 公共用水域の水質等の常時監視（環境保健局、港湾局）

河川水質の常時監視システム（10カ所）や、河川、海域の水質・底質の定点調査を継続実施した。

(2) 水域環境整備事業

① 親水河川・公園・遊歩道の整備（建設局）

水に親しめる河川、遊歩道として、既に十三間川、中島用水路跡プロムナードを整備した。

53年度から着工した中之島歩行者専用道（全長約 3,300m）も61年度に第1期工事（約 2,430m）を終了し、堂島川左岸（大江橋～上船津橋間； 1,860m）、土佐堀川右岸（肥後橋下流； 250m、土佐堀橋～湊橋間； 320m）が利用されている。

毛馬桜之宮公園、百済緑道、堂島川右岸、土佐堀川左岸、十三間川、住吉川、城北川、細江川親水河川等については、引き続き整備を進めるとともに、正蓮寺川公園等についても緑をとり入れた整備を進める予定である。

② 海とのふれあい（港湾局、建設局）

南港の野鳥園は、58年9月17日にオープンし、62年度にはおよそ 181,300人が入園した。また、北港ヨットハーバーも62年6月6日にオープンしている。

南港ポートタウンの近くに計画中の南港中央公園（約21ha）は58年度に着工し整備をすすめている。

③ 水面清掃（環境事業局、経済局、港湾局）

市内の主要河川で約 8,076 t、水路で約 248m³、港湾区域で約11,300m³の浮遊ゴミ等の除去を行った。

④ その他（建設局、経済局、下水道局）

河川への不法投棄防止のフェンスを河川・水路で約 6,533m設置し、河川敷水路等で約19haの区域の除草、清掃を実施した。

第 3 節 大阪市自動車公害防止計画

「大阪市自動車公害防止計画」はニュークリーンエアプランにおける自動車公害対策の部門を強化するものであり、本計画では市域内の主要幹線道路の沿道地域における環境を保全するため、自動車からの窒素酸化物排出量削減の目標量等を設定するとともに、今後実施すべき施策を明確にし、関係機関や市民、事業者等の理解と協力を得ながら、総合的、計画的に自動車公害対策を推進することとしている。

本計画では、表 3-3-1 に示すとおり、発生源対策、交通対策、道路沿道対策及び啓発の 4 本柱に集約し、相互の対策を有機的に関係づけながら、この具体化に取り組んでいくこととしている。特に緊急かつ重点課題である窒素酸化物対策については、自動車からの窒素酸化物排出量を現状（昭和60年度）の約 $\frac{1}{2}$ まで削減する目標量を設定し、

（表 3-3-2 参照）公共交通機関の整備拡充による自動車交通総量の抑制やディーゼル自動車を中心とした排出ガス規制のより一層の強化、電気自動車等低公害車の普及促進のための助成・融資制度の創設を行うなど、関係機関とともに積極的に各種対策を推進することとしている。（表 3-3-3、図 3-3-1 参照）

表 3 - 3 - 1 推進すべき施策

大 分 類	中 分 類	施 策 の 項 目	
発 生 源 対 策	発生源規制	○自動車単体規制の強化 自動車排出ガス規制の強化 自動車騒音規制の強化	
		○使用過程車の規制の拡充	
	低公害車の開発普及	○低公害車の普及促進策の確立	
		○低公害車の技術開発	
		○最新規制適合車の普及促進	
交 通 対 策	交通管理 (自動車交通) (円滑化対策)	○交通管制の拡充	
		○駐車・保有の整序化	
		○交通情報提供システムの整備拡充	
		○交通規制	
	交通量抑制策 (人流対策) (物流対策)	○公共交通機関の整備	
		○公共交通機関の利便性の向上	
		○自動車利用の適正化	
		○共同輸配送の促進	
		○貨物自動車利用の適正化	
		○物流施設の整備	
		○鉄道・海上輸送等の高度化	
	道 路 沿 道 対 策	道路対策	○道路構造の改善
			○道路網の整備
○道路面の整備			
沿道対策		○住居環境の保全	
		○沿道土地利用の適正化	
啓 発	キャンペーン	○広報媒体等によるPR	
		○季節対策の実施	
		○イベントの開催・参画	
	環境教育	○講演会・研修会の開催 社会・学校教育の推進	

表 3 - 3 - 2 窒素酸化物排出量と道路沿道環境基準達成状況

予測年度	排出量及び濃度予測条件		NOx 排出量 (ト/年)	道路沿道 環境基準 達成状況
	排出ガス規制	交通量(万台和/日)		
昭和60年度 (1985年度)	現状 昭和60年	約 2,000	10,400	(%) 10
平成12年度 (2000年度)	本計画 規制強化後	約 2,200	5,000	90

表 3 - 3 - 3 窒素酸化物低減量の内訳

削減策		低減量 (ton/年)	低減率 (%)
自動車交通総量の抑制(公共交通機関等への転換)		—	10
発 生 源 対 策	ディーゼル車の現行規制(平成2年度まで)	1,000	10
	ディーゼル車の排出ガス規制強化 *1	800	8
	ガソリン車・LPG車の現行規制(平成2年度まで)	1,900	18
	ガソリン車・LPG車の規制モード適正化と強化 *2	1,100	11
	ディーゼル化・直噴化抑制策 *3	400	4
自動車交通の円滑化対策		—	5
合 計 *4		5,200	50

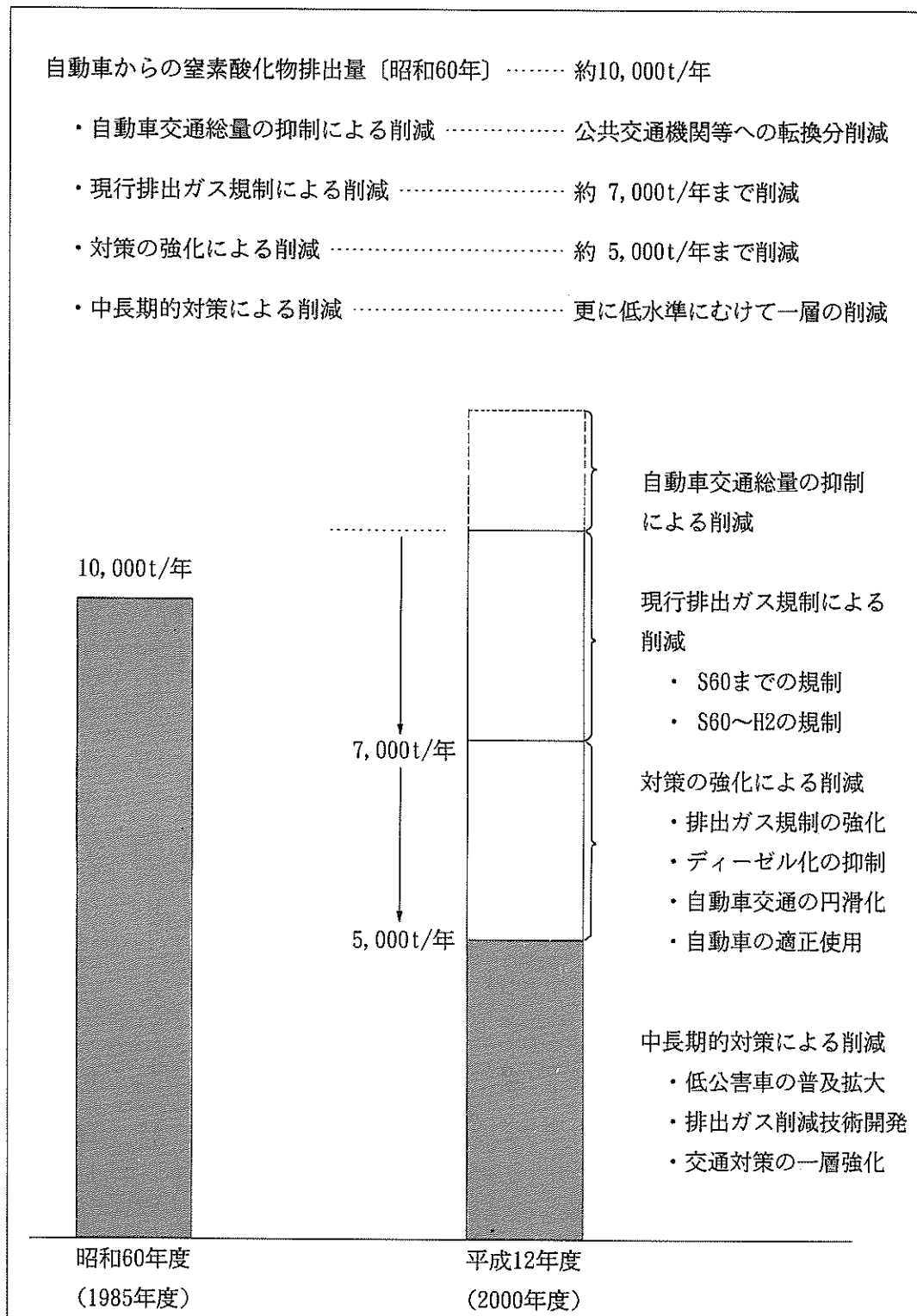
*1 重量規制とし、副室式は63・64年規制車からさらに約20%規制強化
直噴式は63・64年規制車からさらに約30%規制強化

*2 高速走行時・渋滞時においても、10モード走行時の低減効果の確保

*3 ディーゼル化・直噴化傾向を抑制し、昭和60年当時のガソリン車・副室式ディーゼルの車種構成比率に維持

*4 合計には自動車交通総量の抑制、自動車交通の円滑化対策の低減量を含めていない。

図3-3-1 自動車からの窒素酸化物（NO_x）排出量の削減



第4節 産業廃棄物処理計画

廃棄物処理の基本的な考え方は、その発生を極力抑制し、発生した廃棄物の有効利用を図り、処分を要するものについては環境保全に留意しつつ、減量化、無害化ののち、迅速かつ安全にこれを自然に還元することにある。

近年、廃棄物処理に係る情勢は、より高度な生活様式の追求及びこれに対応した産業活動の進展に伴い、依然として廃棄物の発生量は増加し、その質も多様化している。

このような情勢に対処するため、本市が行う廃棄物の処理に係る諸対策についての方向性を定めた廃棄物処理計画（61年度を初年度とし、平成2年度を目標年度とする5カ年計画）を策定し、これに基づいて諸施策を進めている。

1. 産業廃棄物処理対策の基本方針

(1) 基本方針

ア. 産業廃棄物処理管理体制の確立

産業廃棄物の処理の流れは、その質的多様性を反映して複雑多岐にわたっており、また、産業廃棄物処理をとりまく情勢の変化に対応して、常に流動的なものとなっている。

産業廃棄物処理対策を円滑に推進するためには、産業廃棄物処理体系全般にわたる情報が常に把握、管理されている必要がある。

このため、個々の産業廃棄物が適正に処理されるよう常に管理するとともに、これらの個別の情報を総合的に把握し、管理機能を発揮することのできる産業廃棄物処理管理体制の確立に努める。

イ. 資源化、再利用による減量化の推進

廃棄物は一旦排出されると、収集、運搬から最終処分に至る過程において、環境に対して少なからず負荷を与える。

環境への負荷を極力抑制するため、また省資源、省エネルギーの観点から、資源化、再利用をより一層推進し、産業廃棄物の減量化に努める。

ウ. 中間処理の推進

最終処分場の有効利用及び周辺的环境保全の観点から、中間処理施設の整備、充実を図り、産業廃棄物の性状に応じた無害化・安定化及び減量化の推進を図る。

エ. 最終処分場の確保

資源化、再利用及び中間処理による減量化を推進しても、なお最終処分を要する産業廃棄物が発生する。このため、これらの産業廃棄物の最終廃棄物の最終処分場の確保に努めるものとする。

しかし、ほとんど全域にわたり市街化が進んでいる本市域内においては、内陸部での新たな産業廃棄物の最終処分場の確保は極めて困難であるので、既存の最終処分場の有効的、長期的な活用を図る。

オ. 調査、研究体制の充実

産業廃棄物処理対策を推進するため、調査、研究体制の整備、充実に図り、処理技術の開発、資源化、再利用に関する情報の収集等に努める。

(2) 関係者の役割

ア. 事業者の役割

- (7) 生産工程等の見直しによる排出量の抑制
- (イ) 資源化、再利用の推進
- (ロ) 易処理型製品等の開発
- (エ) 適正処理の実施
- (オ) 共同処理の推進
- (カ) 処理技術の開発、技術者の確保
- (キ) 行政の施策に対する協力

イ. 産業廃棄物処理業者の役割

- (7) 適正処理の実施
- (イ) 処理体制の整備
- (ロ) 行政の施策に対する協力

ウ. 大阪市の役割

2 に掲げる産業廃棄物処理対策実施計画を推進する。

2. 産業廃棄物処理対策実施計画

(1) 事業者に対する規制・指導

事業者の役割を徹底させるため、次に示す対策を実施する。

ア. 廃棄物処理法に基づく適正処理の指導

事業者の産業廃棄物処理状況について、実態調査を実施することにより、廃棄物処理法に定める処理基準、委託基準の遵守の状況を把握し、不適正な処理を行っている恐れのある事業者に対しては立入検査を行い、適正処理を指導す

る。

イ. 産業廃棄物処理に関する管理体制の整備

事業者に対し、産業廃棄物の発生から最終処分に至る過程を常に把握することのできる管理体制の整備を図らせ、下記事項の実施を指導する。

(7) 産業廃棄物の量及び性状の的確な把握

(イ) 事業所内処理における処理施設の適正な維持管理

(ウ) 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合

- 産業廃棄物処理業者の許可内容の確認
- 事業者、収集・運搬業者、処分業者間の三者契約の実施
- 収集・運搬並びに処分に関する処理証明書の受領
- 最終処分に至るまでの産業廃棄物処理の定期的な確認
- 委託しようとする産業廃棄物の性状等に関する情報の提供

ウ. 資源化、再利用の促進

産業廃棄物の処理に当たって、実態調査等から同業他社に比し著しく資源化、再利用の遅れている事業者に対して技術情報、利用先に関する情報の提供等を行うことにより、資源化、再利用の促進を図る。

エ. 中間処理の促進

次に示す無害化・安定化、減量化及び減容化の促進を図る。

- 有害な産業廃棄物の無害化処理
- 可燃性産業廃棄物の焼却
- 建設廃材等の破碎
- 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず等の廃容器類の破碎、切断、圧縮

オ. 最終処分に関する指導

事業者に対し、排出する産業廃棄物を最終処分する場合は、自らの責任において最終処分場の確保に努めるよう指導する。

また、最終処分場を自ら設置している事業者に対しては、定期的に立入検査を行い、その実施状況を監視するとともに効率的な最終処分場の利用及び周辺環境の保全に十分配慮した最終処分の実施を指導する。

カ. 多量排出事業者に対する指導

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、適正処理の実施並びに資源化、

再利用及び中間処理による減量化の推進を図るため、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めた処理計画の策定及びこれに基づく対策の実施を指導する。

キ. 建設業から排出される産業廃棄物の処理対策

建設業者に対して、産業廃棄物の適正処理の実施、資源化、再利用及び減量化の促進を図るため、建設工事のうち大規模工事を対象に工事着工前及び完了後にそれぞれ産業廃棄物の処理計画書及び処理報告書の提出を求め、適正処理の指導及び確認を行う。

ク. 有害な産業廃棄物を排出する事業者に対する規制、指導

(7) 有害物質を含む産業廃棄物を排出する事業者に対する規制、指導

有害物質を原材料等に使用している事業者から排出される産業廃棄物の中には、有害物質が含まれる恐れがあるため、これらの事業者に対し立入検査、行政分析等を実施し、適正処理の指導を行うとともに「有害産業廃棄物管理責任者」を置き、産業廃棄物の排出から最終処分に至る過程の管理の徹底を図るよう指導する。

また、有害な産業廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物処理法施行規則第14条第4項の規定に基づく処理実績報告を徴収し、監視、指導の徹底を図る。

(1) その他の規制・指導

廃棄物処理法に定める有害物質以外の物質であって、環境保全上支障をきたす恐れのある物質を含む産業廃棄物を排出する事業者に対しては、大気、水質等の公害対策と連携を図りながら、立入検査、行政分析等を行うなどにより適切な措置を講ずるよう指導する。

ケ. 講習会の開催

講習会を実施し、適正処理の徹底を図るとともに各種情報の提供を行い、事業者の産業廃棄物処理に関する意識の向上に努める。

また、産業廃棄物の適正処理及び資源化、再利用等に対して積極的に取り組み顕著な実績をあげた事業者等に対する表彰制度等を検討する。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

産業廃棄物処理業者の役割を徹底させるため、次に示す対策を実施する。

ア. 廃棄物処理法に基づく適正処理の指導

(7) 許可時の審査及び指導

産業廃棄物処理業の許可を行う時は、書類審査のほか必要に応じて現地調査等を実施し、廃棄物処理法に定める技術上の基準及び関係法令との整合性等を審査したうえで許可するものとし、同時に業務の実施に当たっては、廃棄物処理法の遵守により適正処理を実施するよう指導する。

(4) 業務実績報告の徴収

廃棄物処理法施行規則第14条第5項の規定に基づく業務実績報告書の提出の徹底を図るとともに、この報告の内容を精査し、必要に応じて立入検査を行い適正処理を指導する。

(5) 立入検査の実施

市内に処理施設等を有する産業廃棄物処理業者に対して、定期的に立入検査を行い、必要に応じて行政分析を行うなどにより、廃棄物処理法の遵守の徹底及び処理施設の整備、充実に努めるよう指導する。

(6) 講習会の開催

講習会を実施し、適正処理の徹底を図るとともに各種情報の提供を行い、産業廃棄物処理業者の資質の向上に努める。

また、産業廃棄物の処理に関して、積極的に取り組み顕著な実績をあげた処理業者等に対する表彰制度等を検討する。

イ. 産業廃棄物処理に関する管理体制の整備

許可時の指導、立入検査及び講習会を通じて、受託した産業廃棄物の適正処理を行う管理体制の整備を図らせ、下記事項の実施を指導する。

(7) 受託した産業廃棄物の性状、量及び処理状況等の的確な把握及びこれの記録並びに計画的な業務の遂行

(4) 事業者、収集・運搬業者、処分業者間の三者契約の実施

(5) 収集、運搬及び処分に関する処理証明書の発行

ウ. 産業廃棄物処理業界の育成

産業廃棄物処理業界の基盤の強化を図るため、収集、運搬の効率化及び中間処理施設の充実等、適正な処理体制の整備が必要である。そのため、業界の組織化、協業化を指導し、健全な業界秩序の維持発展に努める。

エ. 資源化、再利用の推進

資源化、再利用を推進するため産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用を図り、広域的に資源化、再利用されている産業廃棄物について、その位置付けを

明確化し一般指定の導入を検討する。

(3) 産業廃棄物処理に関する公共関与

ア. ㈲大阪産業廃棄物処理公社が実施する事業

(7) 有害物質を含む産業廃棄物の中間処理事業

小規模企業の産業廃棄物の適正処理を補完するため、引き続きクリーン大阪センターにおける有害物質を含む産業廃棄物の無害化処理事業を実施する。

(1) 調査研究

有害物質を含む産業廃棄物からの有用金属の回収技術及び建設廃材の資源化、再利用方策等について、情報の収集及び調査研究を行い事業化の可能性について検討する。

イ. 本市が実施する産業廃棄物処理事業

本市では、廃棄物処理法第10条第2項の規定に基づく事務として、大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、本市が行う一般廃棄物の処理に支障のないと認められる範囲内で、本市施設において産業廃棄物を受入れているが、今後もこの事業を継続して実施する。

ウ. 産業廃棄物処理用地の確保

産業廃棄物の処理体制を整備するためには、産業廃棄物処理施設の効率的な立地が必要であり、このための用地の確保が不可欠である。過密化した本市において、これらの用地は都市計画との整合性のとれたものでなければならない。

小規模な事業者や産業廃棄物処理業者による処理施設用地の取得は非常に困難な状況にあるので、本市は産業廃棄物処理用地の確保に努める。

(4) 本市事業によって排出する産業廃棄物の適正処理

本市事業によって排出する産業廃棄物について、事業者の役割を踏まえ適切な対策を講じる。

(5) 情報管理システムの確立

産業廃棄物処理対策を合理的に推進するため、産業廃棄物の性状、量、処理状況等の情報を計画的に収集するとともに総合的に整理、分析し、情報提供等即時に対応できる以下のシステムを確立する。

- 監視、指導のための管理システム
- 処理計画策定のための管理システム
- 公共関与事業のための管理システム

情報管理システムを確立するため、関係行政機関等と提携をとりつつ次の項目についての検討を行う。

ア. 一次情報収集システムの検討

イ. 電子計算機利用技術の検討

(6) 資源化技術等の調査、研究

事業者指導等に資するため、個々に分散している産業廃棄物に関する情報を総合的に収集するとともに公的研究機関等において、産業廃棄物の資源化、有効利用並びに今後予測される産業廃棄物の質的变化に対応した処理技術等の研究、開発を推進する。

(7) 販売ルート等から排出される産業廃棄物の実態調査

技術革新等による新しい製品が廃棄されたときの、その素材の多様化に対応した適切な処理対策を講じるため、下取り、引取りされた産業廃棄物の処理の実態調査を実施する。

(8) 産業廃棄物処理対策に関する広域的な協力体制の確立

ア. 産業廃棄物処理の広域性に対応するため、関係自治体との情報交換、共同調査等を実施する。

イ. 産業廃棄物の資源化、再利用の促進を図るため、これらを阻害する種々の要因について十分な検討を行うとともに、資源化、再利用に関する法制度の整備について、関係自治体等と協力して国へ要望する。

第5節 環境情報システムの整備

今日の環境行政は、市民の健康保護を中心に、社会経済の構造変化、発生源の多様化および市民ニーズの変化等に対応して、従来の発生源規制にとどまらず、関連する施策を総合的に推進し、快適でうるおいのある環境の創造をめざして適正な環境管理を積極的に推進させることが求められている。

こうした状況を踏まえ本市では、環境の現況を適確に把握するとともに環境に関連した幅広い情報を体系的に収集整理し、現況解析や将来予測等の基礎資料として活用できる環境・発生源常時監視システムならびに環境データ処理システムの整備を図っている。

今後、さらに両システムの拡充を図るとともに、環境影響評価を効果的に運用しうる総合的な環境情報のシステム化の構築をめざしている。

(1) 環境・発生源常時監視システム

大気・水質等の環境汚染に係る発生源、環境質、影響についての現況の監視・測定を体系的に実施するため、テレメータによる常時監視システムを整備している。

本システムから得られる環境の現況に関する情報によって、環境汚染を早期に見出し、適切な対策に結合させるとともに事前に防止するうえからも有効な手法といえる。

なお、これら環境情報は環境データ処理システムに蓄積され、環境汚染の現況解析や将来予測等の基礎資料として幅広く活用されるものである。

ア. 大気汚染常時監視システム

昭和40年度から大気汚染常時監視機構の整備を進め、現在、大気常時測定局26局（一般環境測定局14局・自動車排出ガス測定局11局・タワー測定局1局）で常時観測を行っている。環境汚染監視センター内に設置する中央監視局では、テレメータシステムにより市内における主要な大気汚染物質濃度や気象関係データを常時監視することができる。（図3-5-1）

本システムによる常時監視データは、環境データ処理システムに転送・蓄積するとともに大気汚染の緊急時対策としての光化学スモッグ注意報等の発令や多角的な監視データの統計解析等により、有効適切な大気汚染対策の推進に役立てている。

大気常時測定局は、その目的によって次のとおり区分できる。

(7) 一般環境測定局

測定位置は地上10m～15mで、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO、NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)などの広域的な大気汚染状況と汚染現象と密接に関係する気象条件(風向・風速など)を測定している。

(イ) 自動車排出ガス測定局

測定位置は地上2m～5mの道路との境界で、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物、炭化水素(HC)など、主として自動車排出ガスによる汚染状況を測定している。この他に、高所(大阪タワーの高さ120m附近の位置)における風向・風速および温度、湿度を観測するタワー測定局がある。

：大気常時測定局配置図(図3-5-2)

イ. 大気汚染発生源常時監視システム

昭和47年度から発生源常時監視機構の整備、拡充を進め、市内主要発生源工場(83工場・事業場)にテレメータ装置ならびに同時通報装置を設置し、燃料使用量、硫黄酸化物排出量、窒素酸化物排出量などを集中的に常時監視するとともに緊急時の発令に伴う排出量削減状況のチェックをおこなっている。

本システムの整備によって、市内燃料使用量の約80%の状況把握と主要発生源における汚染物質排出状況の時間的把握ならびに排出量抑制のための規制・指導の手段として活用が図られている。

本システムは、現在、次の機能を有している。

(ア) 硫黄酸化物総量規制にもとづく監視

(イ) 窒素酸化物総量規制にもとづく監視

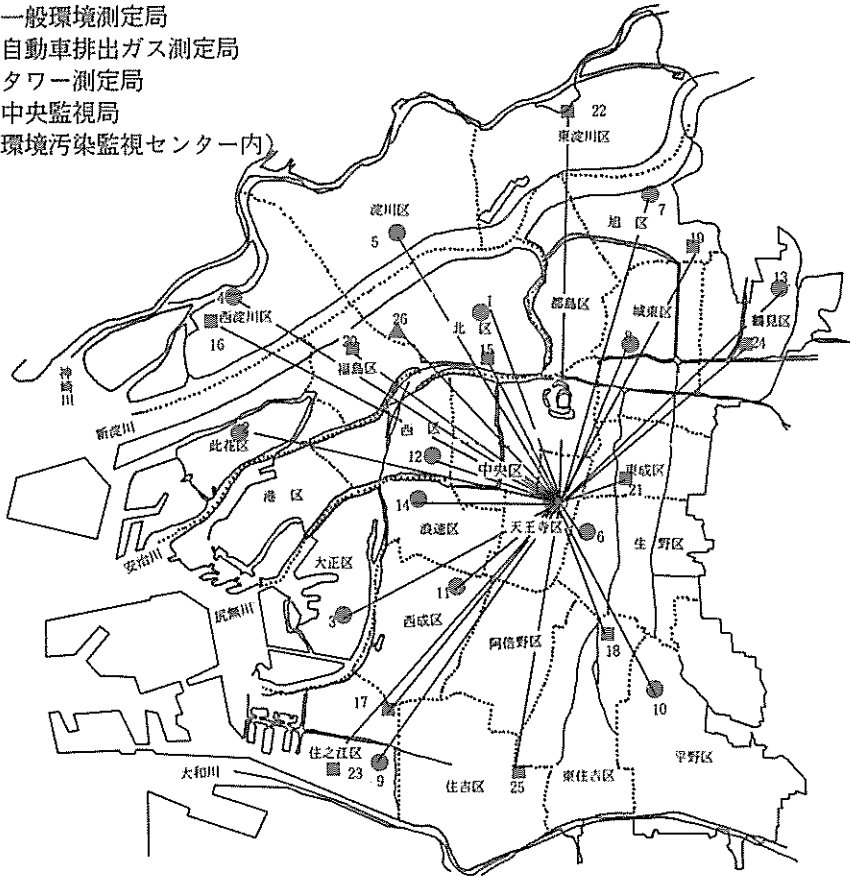
(ウ) 光化学スモッグ緊急時における発令状況の連絡および汚染物質排出量削減状況の監視

(エ) 排煙脱硫装置の稼動状況および脱硫効率の監視

(オ) 燃料使用量、汚染物質排出量などの集計、解析および環境データ処理システムへの監視データの転送・蓄積

図 3-5-2 大気常時測定局配置図

- 一般環境測定局
- 自動車排出ガス測定局
- ▲ タワー測定局
- ◎ 中央監視局
(環境汚染監視センター内)



一般環境測定局							
測定局	SO ₂	浮遊物じん SPM	NO NO ₂	HC	Ox	風向 風速	日照量 温度 湿度
1 北区扇町中学校	○	◎	○			○	○
2 此花区此花区役所	○	◎	○	○	○	○	
3 大正区平尾小学校	○	◎	○			○	
4 西成区渡中学校	○	◎	○			○	
5 淀川区淀川区役所	○	◎	○			○	
6 生野区駒山中学校	○	◎	○			○	
7 旭区大宮中学校	○	◎	○			○	
8 城東区聖賢小学校	○	◎	○			○	
9 住之江区南校中学校	○	◎	○			○	
10 平野区旗陽中学校	○	○	○	○		○	○
11 西成区今宮中学校	○	◎	○			○	
12 西区堀江小学校	○	◎	○			○	
13 鶴見区茨田北小学校	○	◎	○			○	
14 浪速区難波中学校						○	

自動車排出ガス測定局						
測定局	SO ₂	浮遊物じん SPM	NO NO ₂	CO	HC	交通量
15 北区梅田新道	◎	◎	○	○	○	
16 西淀川区出来島小学校	○	◎	○	○	○	
17 住之江区北粉浜小学校	◎	◎	○	○	○	
18 東住吉区伏見交差点		○	○	○	○	
19 旭区新森小路小学校		○	○	○	○	
20 福島区海老江小学校	○	○	○	○	○	
21 東成区今里交差点	◎	○	○	○	○	
22 東淀川区上新庄交差点						
23 住之江区住之江交差点			○			
24 鶴見区茨田中学校			○			○
25 住吉区長府小学校			○			

測定局	風向 風速	温度 湿度
26 北区大阪タワー	○	○

(注) ◎印はSPM(β線吸収法)

ウ. 水質常時監視システム

本市では河川の水質汚濁状況を把握する目的で、昭和45年度から昭和50年度にかけて市内主要河川の10地点に、自動測定装置による河川水質の常時測定を行う河川観測局を整備してきた。

また、昭和53年6月13日に水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全臨時措置法が一部改正されCODに係る水質総量規制が実施されることとなったのに伴い、各事業場の総量規制基準遵守状況を監視する目的で、自動測定機による計測が義務づけられている工場（日排水量400㎡以上）と、下水処理場の排水データをテレメータ装置により中央監視局に収集し、集中的に常時監視するシステム整備を昭和53年度に全国に先がけて着手した。同時に既設の河川観測局についてもデータの伝送を行うテレメータ化を実施し、河川および発生源のデータを環境汚染監視センター内の中央監視局で常時収集し、集中的に常時監視をする「水質常時監視システム」を昭和56年度に完成させた。

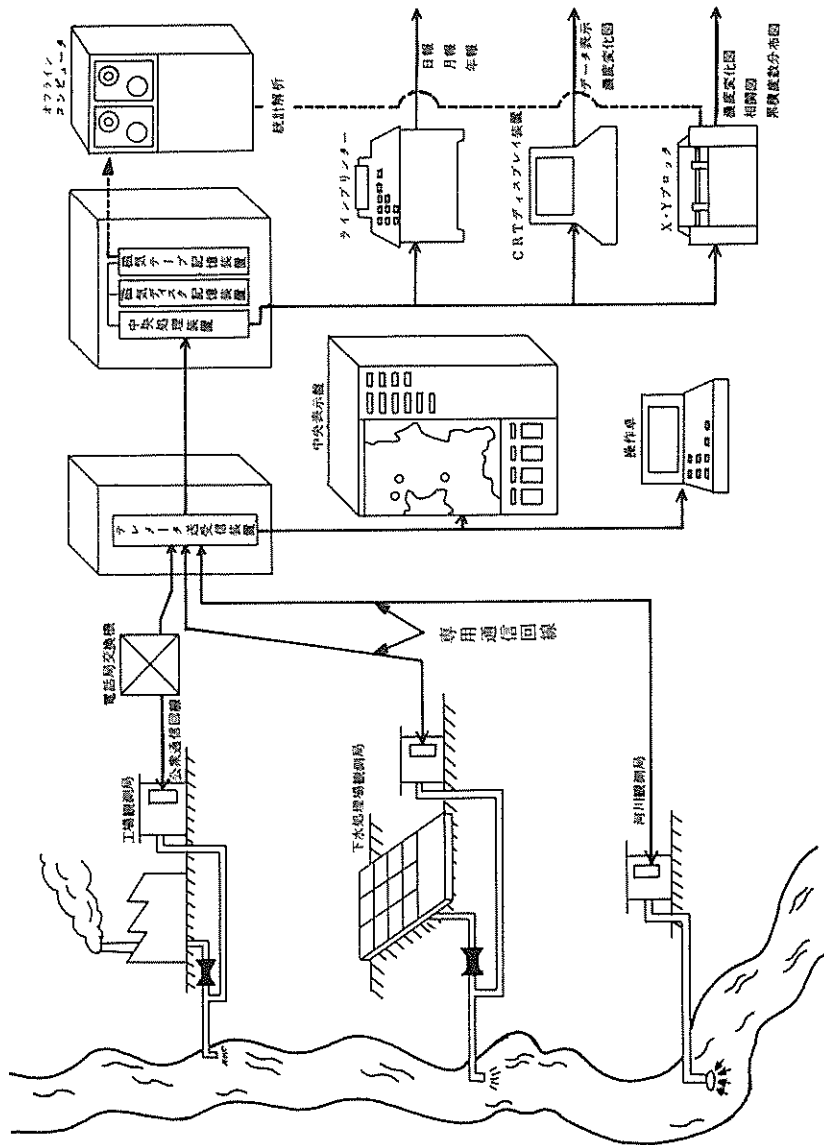
本システムの構成は図3-5-3のとおりで、工場観測局8局、下水処理場観測局12局、河川観測局10局の計30局の観測局と環境汚染監視センター内にある中央監視局で構成されている。

測定および監視している項目は、発生源についてはCOD濃度、排水量、COD負荷量（総量）であり、各事業場がCOD総量規制基準を遵守しているか否かを常時監視するとともに、市内におけるCOD排出負荷量を把握し水質汚濁防止対策の基礎資料としている。なお本システムで市内のCOD排出負荷量のほぼ全量を把握している。

一方、河川観測局については、COD、溶存酸素、pH、濁度、電気伝導度等を測定しており、河川水質を常時監視するとともに、データの統計処理により汚濁状況や水質変動などを把握して、環境水質定点調査結果とともに水質汚濁防止対策の基礎資料としている。

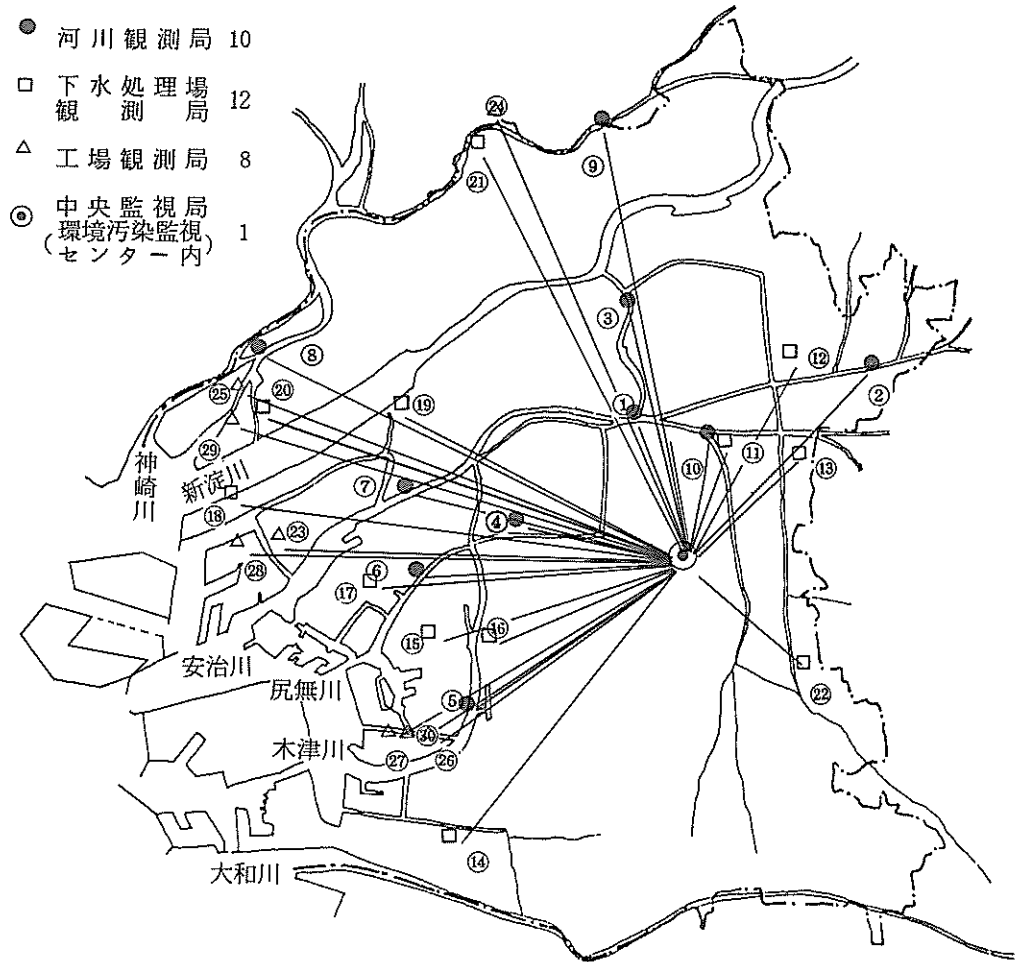
：水質常時監視システム配置図（図3-5-4）

図3-5-3 水質常時監視システム構成図



水質常時監視システムにおいて、自動分析を行っている観測局には、工場観測局、下水処理場観測局及び河川観測局の3種類があり、それぞれ電話回線によりテレメータ装置（観測装置）につながっている。この装置を用いて一定時間ごとに自動的に取りこまれるデータは、中央表示盤に即時表示されるほか、中央処理装置内の磁気ディスクや磁気テープに蓄積され、各種出力装置から種々の表やグラフとして出力することができる。

図3-5-4 水質常時監視システム配置図



河川観測局				下水処理場観測局				工場観測局			
局名	測定項目⑤	測定機置年度	テレメータ化年度	局名	測定又は演算項目⑥	測定機置年度	テレメータ化年度	局名	測定又は演算項目⑥	測定機置年度	テレメータ化年度
①京橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	48	53	⑭中浜	Q, C(UV), L	53	53	⑯(8局)	Q, C(COD又はUV), L	53	53
②今津橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, CL	45	53	⑮今福	Q, C(COD), L	53	53		53	53	
③大川	COD, DO, WT, pH, TB, EC, CL	50	53	⑯放出	Q, C(UV), L	55	55		55	55	
④大黒橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	45	53	⑰住之江	Q, C(UV), L	54	54		54	54	
⑤千本松	COD, DO, WT, pH, TB	48	53	⑱千島	Q, C(UV), L	55	56		55	56	
⑥尻無川	COD, DO, WT, pH, TB	49	54	⑲津守	Q, C(UV), L	55	55		55	55	
⑦安治川	COD, DO, WT, pH, TB	47	55	⑳市岡	Q, C(UV), L	55	56		55	56	
⑧出来島	COD, DO, WT, pH, TB	46	54	㉑此花	Q, C(TOC), L	55	56		55	56	
⑨下新住	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	46	54	㉒海老江	Q, C(UV), L	55	56		55	56	
⑩衛門橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	47	54	㉓大野	Q, C(UV), L	55	56		55	56	
				㉔十八余	Q, C(TOC), L	55	55	55	55		
				㉕平野	Q, C(UV), L	55	56	55	56		

⑤ (8局) Q, C(COD又はUV), L
 ⑥
 1. 河川観測局項目について
 COD…化学的酸素要求量 D O…溶解酸素
 WT…水 温 P H…水素イオン濃度
 T B…濁度 E C…電気伝導度
 ORP…酸化還元電位 C L…塩素イオン
 2. 下水処理場及び工場観測局の項目について
 Q…排水流量
 C(U V)…紫外線吸光度による濃度
 C(COD)…化学的酸素要求量
 C(TOC)…有機体炭素
 (但し、UV及びTOCはCOD値に換算してCOD)
 ⑦負荷量の計算等に用いる。
 L…COD負荷量

(2) 環境データ処理システム

環境汚染状況の解析、環境計画の立案、計画実現性の再評価、環境影響評価等を行うため、昭和62年3月に環境データ処理システムを導入した。

大阪市環境データ処理システムは環境汚染の中でも、特に大気汚染及び水質汚濁に関する情報処理を中心としたシステムである。大気汚染源、水質汚濁源に関するデータ管理、環境における大気汚染及び水質汚濁状況の把握及び解析を行うとともに、大気汚染に関しては、個々の開発事業の環境へ与える影響の事前評価はもとより、大阪市を中心とした地域全体の環境汚染濃度を各種条件に対応して予測計算することが可能である。さらに、環境の汚染濃度を一定の汚染水準まで低減させるための汚染物質排出量削減計算システム、自動車交通量動的予測システムを有している。

今後、総合的な環境情報のシステム化をめざして、大気・水質以外の公害事象に関する情報処理システムの整備や地域社会・経済情報等の拡充を図る計画である。

なお、平成元年度は、騒音レベル予測システムの開発を予定している。

環境データ処理システムは、図3-5-5に示すとおり、以下のサブシステムで構成されている。

ア. 環境汚染発生源データ管理システム

(7) 大気発生源管理システム

工場・事業場、一般家庭、自動車、船舶、航空機の各汚染源に関する基礎データを用いて大気汚染物質の排出量を算出している。特に工場・事業場に設置されている、ばい煙発生施設については、届出書、施設使用状況調査（燃料調査）、常時監視データ（発生源テレメータ）をネットワーク構造により一括管理し、データの精度向上を図るとともに、「施設ネットワーク図」からの容易なデータ検索を可能にしている。また施設の設置位置については地図上で場所を指示するだけで、自動的に座標が読み込めるようになっている。

(イ) 水質発生源管理システム

水質汚濁源としては、工場及び下水処理場を対象に、水質試験結果及び自動連続測定器による常時監視データを用いて、河川への汚濁負荷量を算出している。

イ. 環境測定データ管理システム

大気汚染関係について、本市が設置する常時監視局（テレメータ化局及び非テ

レメータ化局)における常時測定データ及び大阪管区気象台日報を用いて、大気汚染濃度の集計・解析及び濃度予測計算に必要な気象情報の処理を行っている。

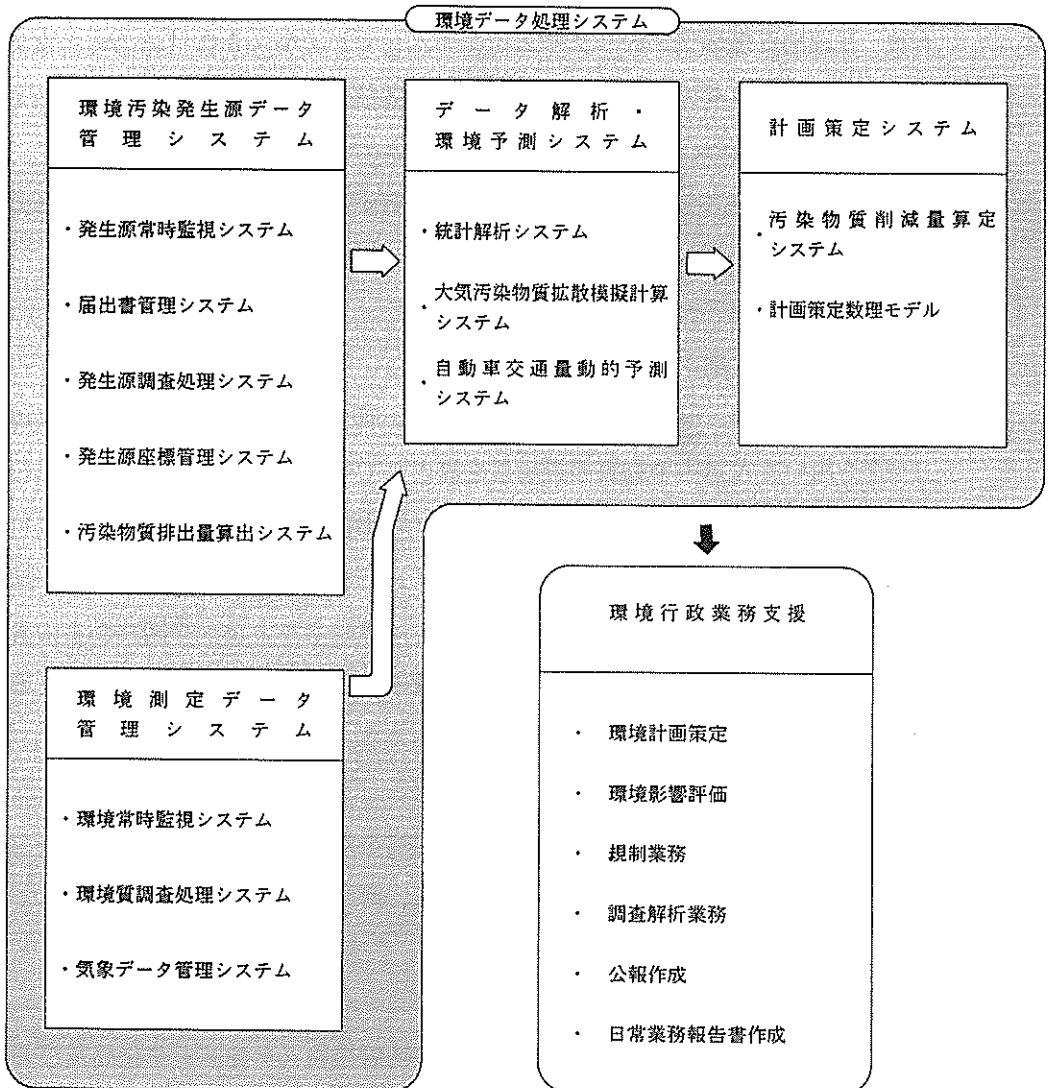
ウ. データ解析・環境予測システム

環境汚染発生源データと環境測定データを基に、各種大気拡散模擬計算モデル及び統計解析手法により大気汚染物質の環境における濃度を予測計算する。

エ. 計画策定システム

拡散計算結果による汚染濃度を一定の濃度水準にまで低減するための、汚染源における汚染物質排出量の必要削減量を計算する。

図 3-5-5 環境データ処理システムの概念図



第6節 普及啓発

都市型・生活型公害の顕在化に伴い、快適な生活環境を求める市民ニーズは高まってきており、複雑かつ多様化してきている環境問題に対応していくためには、事業者をはじめ市民一人ひとりが自主的に環境を保全していくよう行動することが重要な課題としてクローズアップしてくる。そのためには環境問題への理解と協力が不可欠であり、本市では、広報活動や環境月間等の各種行事を通して、広く普及啓発に取組み、環境保全意識の高揚に努めている。

さらに、環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるような学習をすすめるための施策として環境教育の取組みが一層重要になってくるであろう。環境教育のあり方については国においても昭和61年5月に「環境教育懇談会」が設置され、63年3月には「『みんなで築くよりよい環境』を求めて」と題して環境教育懇談会報告が出された。この中で、健全で恵み豊かな環境は国民の共有の資産であるとの視点に立って、国民の自主的な活動を通じた環境保全行動のルールづくりの必要性を述べており、本市においても今後、地域における環境教育の推進が重要になってくると考えられる。

第 7 節 環境アセスメント

環境アセスメントとは環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施に際し、事前に十分に調査、予測及び評価するとともに縦覧等によってその結果を公表し、関係地域住民の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じる事により、環境への悪影響を未然に防止しようとするものである。

国においては昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定をし、国の関与する大規模な事業を対象にした「環境影響評価実施要綱」を定めた。その後、この要綱の実施に向けて各省庁では環境アセスメントが適正に行なわれるために必要な技術指針や評価指針を策定する等の必要な措置がとられてきた。

一方、地方公共団体においても環境アセスメントに関する独自の条例や要綱を制定する等のとりくみが行われている。

大阪府では昭和59年4月に「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、この制度によって環境アセスメントを実施している。当該要綱の対象となる事業は表3-7-1に示すとおりであり、また、その手続き等の流れは図3-7-1に示すとおりである。

本市では、大阪府環境影響評価要綱の制度のもとで環境アセスメントを実施しているが、その内容を専門的・技術的に検討するために昭和59年3月に「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定し、それに基づき「大阪市環境影響評価専門委員会」を設置している。これまでに本市が実施した環境アセスメントの実施例は表3-7-2に示すとおりである。

表 3 - 7 - 1 大阪府環境影響評価要綱の対象事業

番号	事業の種類	要 件	
		内 容	規 模
1	道路の建設	高速自動車国道又は自動車専用道路の新設又は改築	全事業
		道路又は自動車道（高速及び専用道路を除く）の新設又は改築	4車線以上で5km以上
2	ダムの建設	河川に関するダムの新設	湛水面積 100ha以上
3	鉄道又は軌道の建設	鉄道、地方鉄道又は軌道の新設又は改良	区間の長さ 3km以上
4	飛行場の建設	陸上飛行場又は自衛隊が設置する陸上飛行場の新設又は改良	全事業
5	発電所の建設	水力、火力又は原子力を動力とする電気工作物の新設又は増設	水力 3万kw以上 火力 15万kw以上 原子力 全事業
6	公有水面の埋立	埋立て及び干拓	50ha 以上
7	土地区画整理事業		100ha 以上
8	新住宅市街地開発事業		100ha 以上
9	工業団地の造成		50ha 以上
10	新都市基盤整備事業		100ha 以上
11	流通業務団地造成事業		50ha 以上
12	工場又は事業場の建設	製造業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設、増設	平均排水量 10,000m ³ /日以上又は 最大排出ガス量 40,000m ³ /時以上
13	宅地の造成又は住宅団地の建設	一団地の住宅の建設又はその付帯施設の建設に係る土地の造成	100ha 以上
14	廃棄物処理施設の建設	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の新設又は増設（ごみ処理施設、し尿処理施設、産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> •ごみ処理施設 200t/日以上 •し尿処理施設 100t/日以上 •産業廃棄物中間処理施設 工場、事業場と同じ •最終処分場 面積 10ha以上 海域埋立 50ha以上
15	下水道終末処理場の建設	終末処理場の新設又は増設	計画処理人口 10万人以上
16	土石又は砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	掘採面積 20ha 以上
17	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が認めた事業		

図 3 - 7 - 1 大阪府環境影響評価要綱手続の概要

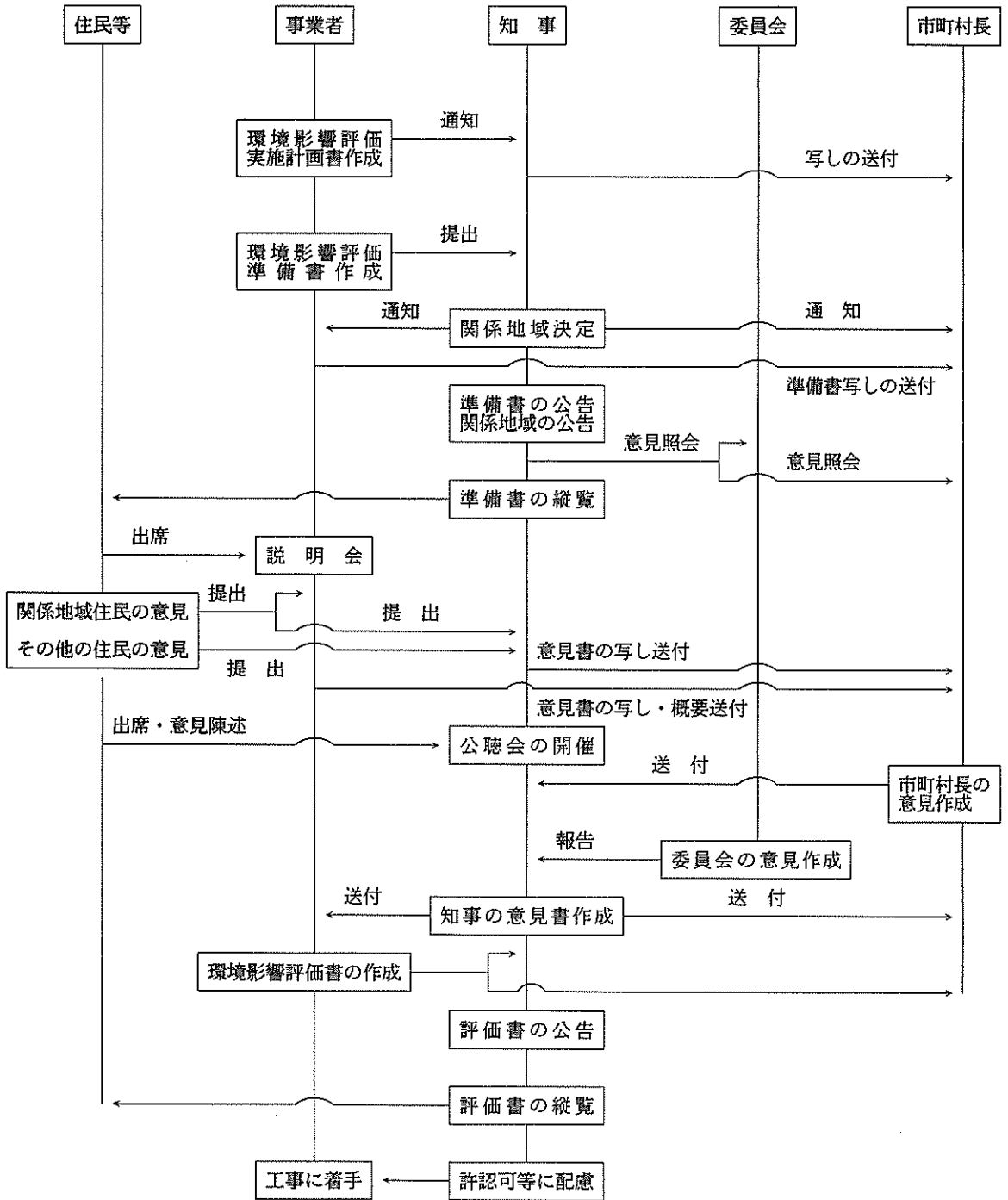


表 3 - 7 - 2 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した開発事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	報告	備考
59	南港発電所建設事業	出力 180万kw	59. 4. 18	59. 9. 7	府要綱 市長意見 59.10. 6
	住之江ごみ焼却場建設事業	処理能力 600ト/日	59. 9. 7	60. 1. 23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備 事業 (大阪基地)	取扱可能廃棄物量 12,000ト/日	60. 5. 29	60. 9. 20	府要綱 市長意見 60. 9. 30
	淀川左岸線建設事業	区間の長さ 5.7 km	60. 12. 27	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号 線京橋～鶴見緑地間建設事 業	区間の長さ 5.6 km	61. 2. 24	61. 5. 13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立 事業	埋立面積 67.1 ha	62. 2. 23	62. 6. 23	府・国要綱 (運輸・建設) 市長意見 62. 6. 30
63	南港・港区連絡線建設事業	区間の長さ 3.6 km	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建 設事業	区間の長さ 11.1 km	63. 8. 17	63. 11. 1	都市計画 (知事決定)

第 8 節 大阪市公害対策審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議している。

審議会は市民、学識経験者などの分野からなる意見で構成されており、40年12月に大気汚染物質に関して我が国で最初に環境管理基準を答申したのをはじめ、本市の環境保全対策の推進、強化の基幹計画となった「クリーンエアプラン」「クリーンウォータープラン」の実施に際して意見を出すなど、本市公害行政にとって重要な役割を果たしてきた。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭 28. 4. 1 条例 35

（設 置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除く外、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市公害対策審議会	ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務。

（委 任）

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則（昭 37. 3. 31 条例 3）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

大阪市公害対策審議会規則

制 定 昭 37. 3. 31 規則 26

最近改正 昭 50. 2. 20 規則 5

(目 的)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市公害対策審議会（以下審議会という。）の組織、運営その他必要な事項について規定することを目的とする。

(組 織)

第 2 条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置く。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任する。

(部 会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置く。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。

(会議の召集)

第 7 条 審議会の会議は、会長が召集する。

(幹 事)

第 8 条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2. 幹事は審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

表 3 - 8 - 1 大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要

年 月 日	事 項	答 申（ 意 見 ） の 概 要
40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	〔大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案〕 ○亜硫酸ガス：日平均値 0.1ppm ○浮遊ばんじん：日平均値 0.5mg/m ³ ○降下ばいじん：月平均値 10 t/km ²
44. 10. 24	ビル暖房規制について （答申）	〔都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導指針を答申〕 ○使用燃料のいおう分：1.0%以下 ○新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	〔「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申〕 ○法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	〔46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する意見〕 ○低いおう燃料の確保 ○自動車排出ガス対策の推進 ○被害者対策の充実 ○調査、研究の充実 ○融資、助成の拡充 ○予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	〔悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申〕 ○規制地域：市全域 ○規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	〔窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関して答申〕 ○人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ○発生源の新・増設の制限 ○排出基準の早期設定

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術開発の推進 ○ 自動車排出ガス対策の促進 ○ 道路計画の再検討 ○ 測定網の整備・汚染実態の把握 ○ 調査・研究の充実
48. 7. 23	<p>クリーンウォータープランの実施について (意見)</p>	<p>{ 48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上流域における対策の強化 ○ 維持用水の確保 ○ 工場排水の監視、指導強化 ○ 下水道整備及び下水の高次処理 ○ 浮遊じん芥対策の強化 ○ 財政措置の強化
49. 11. 20	<p>公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)</p>	<p>{ 法の施行(49. 9. 1施行)に伴う地域指定に関する意見 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	<p>クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源通減計画について (意見)</p>	<p>{ 48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ○ 自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ○ 中小発生源対策の強化 ○ 粒子状物質対策の強化 ○ 隣接都市との連携強化
50. 4. 21	<p>北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる環境汚染防止対策について (意見)</p>	<p>{ 廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物受入れの基本姿勢 ○ 受入れ基準 ○ 環境汚染監視体制 ○ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	<p>大阪市廃棄物処理計画について (答申)</p>	<p>{ 廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見 }</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理の基本的考え方 ○ 現状把握と将来推計 ○ 処理対策の問題点 ○ 計画目標・実施計画について ○ 総合処理システム構想について

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	〔 硫黄酸化物総量規制の実効を確保するため に必要な事項に関して答申 〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 許容排出総量 ○ リザーブ排出量 ○ 総量規制基準 ○ 燃料使用基準 ○ 局地汚染対策等特別対策 ○ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	〔 大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあ たっての指針の提示 〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料中の硫黄含有率 ○ 新・増設施設に対する措置 ○ 対策済工場の措置 ○ 局地汚染の解消 ○ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び 規制基準について (答申)	(追加3物質の規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制地域：市全域 ○ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設 定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	〔 窒素酸化物総量規制のための技術的基礎に ついて報告 〕 <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	〔 窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対 策のすすめ方について答申 〕 <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
平成元年7.31	浮遊粒子状物質対策のあり方 について (答申)	<p> 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策 についての基本的考え方及び今後の対策の あり方について答申 </p> <p> 環境保全目標を達成するため、対策の目標と しての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地 対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提 言 </p> <p> (付帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意 し、目標年次についても計画に反映されるべき である。 </p>

第2部

公害の現況と対策

第 2 部 公害の現況と対策

第 1 章 大 気 汚 染

第 1 節 現 況

市内における大気汚染の現況については、大気汚染常時監視システムによる常時監視と各種大気汚染調査により把握に努めている。

大気常時測定局における主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化は図 1-1-1 に示すとおりである。

また、昭和63年度の測定結果を項目別にその概要についてまとめると表 1-1-1 および表 1-1-2 のとおりである。

なお、項目別の大気汚染の現況については、以下のとおりである。

図 1-1-1 主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化グラフ

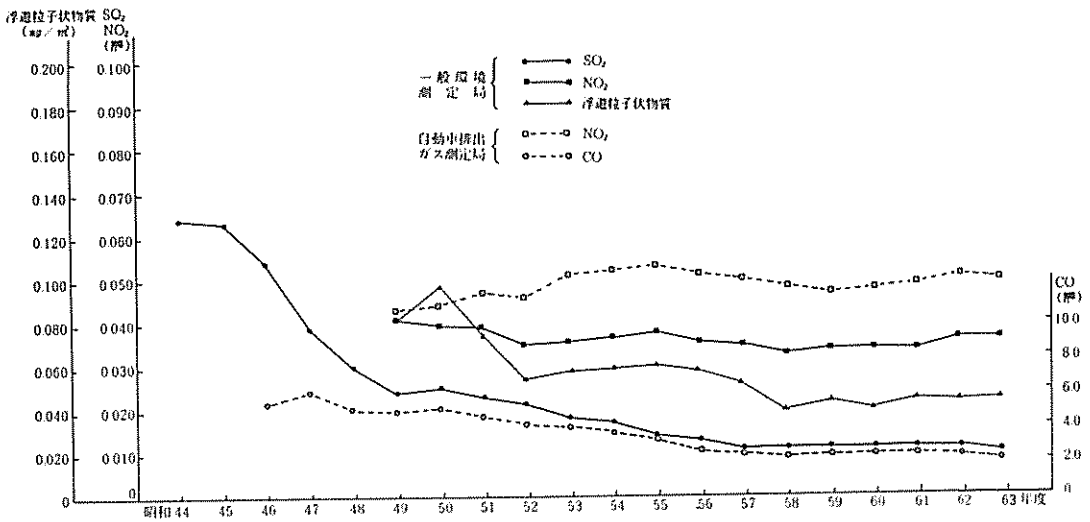


表 1-1-1 測定結果の概要（一般環境測定局）

測定局	S O ₂			N O ₂			S P M			O _x		
	年平均値	日平均値 の 2 % 除外値	環境基準 適合状況	年平均値	日平均値 の年間 98 % 値	環境基準 適合状況	年平均値	日平均値 の 2 % 除外値	環境基準 適合状況	昼間の 1 時間値の 年間平均値	昼間の 1 時間値の 最高値	環境基準 適合状況
	(ppm)	(ppm)	適○・否×	(ppm)	(ppm)	適○・否×	(μg/m ³)	(μg/m ³)	適○・否×	(ppm)	(ppm)	適○・否×
藤町中学校	0.010	0.022	○	0.036	0.064	×	0.041	0.102	×	—	—	—
此花区役所	0.013	0.026	○	0.036	0.062	×	0.045	0.108	×	0.021	0.135	×
平尾小学校	0.010	0.024	○	0.037	0.067	×	0.054	0.146	×	—	—	—
淀中学校	0.010	0.022	○	0.034	0.060	○	0.039	0.088	○	0.022	0.120	×
淀川区役所	0.011	0.022	○	0.036	0.062	×	0.037	0.096	×	0.021	0.111	×
藤山中学校	0.010	0.021	○	0.034	0.062	×	0.052	0.127	×	0.023	0.113	×
大宮中学校	0.009	0.020	○	0.035	0.062	×	0.051	0.124	×	0.023	0.120	×
聖賢小学校	0.009	0.018	○	0.034	0.060	○	0.048	0.118	×	0.022	0.116	×
南校中学校	0.012	0.023	○	0.039	0.066	×	0.041	0.106	×	0.020	0.105	×
摂陽中学校	0.009	0.017	○	0.036	0.063	×	0.040	0.103	×	0.022	0.127	×
今宮中学校	0.012	0.024	○	0.040	0.068	×	0.042	0.109	×	0.021	0.114	×
堀江小学校	0.010	0.024	○	0.040	0.068	×	0.035	0.088	○	0.017	0.112	×
茨田北小学校	0.008	0.018	○	—	—	—	0.048	0.114	×	0.023	0.124	×
難波中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.018	0.106	×
市内平均	0.010	—	—	0.036	—	—	0.044	—	—	0.021	—	—

(注) 環境基準適合状況は、長期的評価による。

表 1-1-2 測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

測定局	S O ₂			N O ₂			C O		
	年平均値	日平均値 の 2 % 除外値	環境基準 適合状況	年平均値	日平均値 の年間 98 % 値	環境基準 適合状況	年平均値	日平均値 の 2 % 除外値	環境基準 適合状況
	(ppm)	(ppm)	適○・否×	(ppm)	(ppm)	適○・否×	(ppm)	(ppm)	適○・否×
梅田新道	—	—	—	0.049	0.077	×	1.7	3.0	○
出来島小学校	0.020	0.042	×	0.054	0.083	×	1.8	2.8	○
北粉浜小学校	—	—	—	0.051	0.074	×	2.3	3.4	○
杭全町交差点	—	—	—	0.046	0.073	×	1.9	3.8	○
新森小路小学校	—	—	—	0.049	0.079	×	2.5	4.6	○
海老江西小学校	0.017	0.038	○	0.052	0.088	×	2.3	4.9	○
今里交差点	—	—	—	0.054	0.086	×	2.4	4.9	○
上新庄交差点	—	—	—	0.048	0.074	×	—	—	—
住之江交差点	—	—	—	0.050	0.080	×	—	—	—
茨田中学校	—	—	—	0.050	0.088	×	—	—	—
長居小学校	—	—	—	0.051	0.075	×	—	—	—
市内平均	0.019	—	—	0.050	—	—	2.1	—	—

(注) 環境基準適合状況は、長期的評価による。

1. 二酸化硫黄（SO₂）濃度

二酸化硫黄濃度は溶液導電率法により、13カ所の一般環境測定局及び2カ所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。59年度からの一般環境測定局における年平均値の経年変化は、図1-1-2に示すとおり年々改善され、ここ数年は横ばいである。63年度の市内平均値は0.010ppmであり、最高値は此花区役所の0.013ppm、最低値は茨田北小学校の0.008ppmで、市内の濃度は均一化してきている。また、自動車排出ガス測定局における経年変化は、ほぼ横ばい状態で推移している。（表1-1-3）

63年度における二酸化硫黄の環境基準対比は、一般環境測定局では、表1-1-4に示すとおり、全ての測定局において適合している。

一方、自動車排出ガス測定局では、表1-1-5に示すとおり、西淀川区出来島小学校においては短期的・長期的評価とも不適合となり、福島区海老江西小学校では、短期的評価で不適合であった。なお、これらの常時監視を補完するため移動測定局として、市内10カ所において1カ月間の二酸化硫黄濃度を測定している。

図1-1-2 二酸化硫黄濃度経年変化（市内平均値）

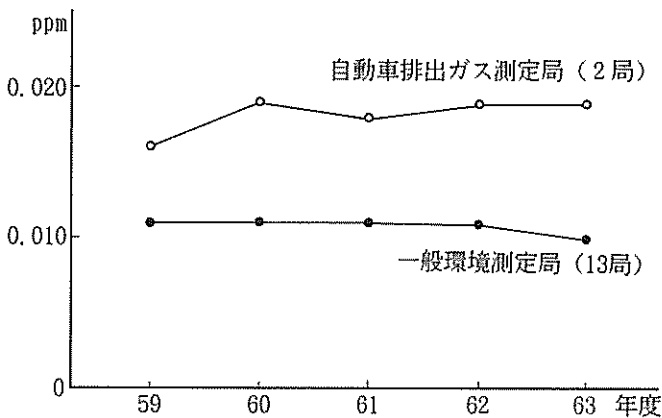


表 1-1-3 二酸化硫黄 (SO₂)の濃度経年変化

— 一般環境測定局 —

(単位: ppm)

年度 測定局	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
北 区 扇 町 中 学 校	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.011	0.010
此 花 区 此 花 区 役 所	0.017	0.016	0.015	0.013	0.012	0.013	0.012	0.013	0.013	0.013
大 正 区 平 尾 小 学 校	0.014	0.014	0.014	0.012	0.011	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010
淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.021	0.016	0.013	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011
生 野 区 勝 山 中 学 校	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.012	0.010	0.010	0.010
旭 区 大 宮 中 学 校	0.018	0.013	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010	0.011	0.011	0.009
城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.022	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009
住 之 江 区 南 稜 中 学 校	0.015	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.011	0.011	0.011	0.012
平 野 区 撰 陽 中 学 校	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009	0.009
西 成 区 今 宮 中 学 校	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012
西 区 堀 江 小 学 校	0.015	0.014	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010
鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	—	—	—	—	—	(0.008)	0.009	0.009	0.009	0.008
市 内 平 均	0.017	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010

- (注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
 2. ()は測定時間が6000時間未満のため参考値とする。

— 自動車排出ガス測定局 —

(単位: ppm)

年度 測定局	57	58	59	60	61	62	63
西 淀 川 区 出 來 島 小 学 校	0.016	0.018	0.018	0.021	0.019	0.020	0.020
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.016	0.015	0.014	0.016	0.016	0.018	0.017

表 1 - 1 - 4 二酸化硫黄 (SO₂)の環境基準対比

— 一般環境測定局 —

測定局	年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値 ppm	日平均値 の2% 除外値 ppm	日平均値0.04 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無 有(×)無(○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 0.04ppmを 超えた日数 日
		時間	%	日	%				
北 区 扇町中学校	0.010	0	0	0	0	0.055	0.022	○	0
此花区 此花区役所	0.013	0	0	0	0	0.069	0.026	○	0
大正区 平尾小学校	0.010	0	0	0	0	0.061	0.024	○	0
西淀川区 淀中学校	0.010	0	0	0	0	0.067	0.022	○	0
淀川区 淀川区役所	0.011	0	0	0	0	0.059	0.022	○	0
生野区 勝山中学校	0.010	0	0	0	0	0.054	0.021	○	0
旭 区 大宮中学校	0.009	0	0	0	0	0.050	0.020	○	0
城東区 聖賢小学校	0.009	0	0	0	0	0.048	0.018	○	0
住之江区 南稜中学校	0.012	0	0	0	0	0.053	0.023	○	0
平野区 拱陽中学校	0.009	0	0	0	0	0.043	0.017	○	0
西成区 今宮中学校	0.012	0	0	0	0	0.059	0.024	○	0
西 区 堀江小学校	0.010	0	0	0	0	0.062	0.024	○	0
鶴見区 茨田北小学校	0.008	0	0	0	0	0.048	0.018	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

表 1 - 1 - 5 二酸化硫黄 (SO₂)の環境基準対比

— 自動車排出ガス測定局 —

測定局	年平均値 ppm	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値 ppm	日平均値 の2% 除外値 ppm	日平均値0.04 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無 有(×)無(○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 0.04ppmを 超えた日数 日
		時間	%	日	%				
西淀川区 出来島 小学校	0.020	1	0.0	11	3.0	0.102	0.042	×	7
福島区 海老江西 小学校	0.017	0	0.0	3	0.9	0.092	0.038	○	0

2. 二酸化窒素（NO₂）濃度及び一酸化窒素（NO）濃度

二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度については、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法により12カ所の一般環境測定局及び11カ所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。

(1) 二酸化窒素

二酸化窒素の59年度からの年平均値は図1-1-3に示すとおり、一般環境測定局では、59年度からはほぼ横ばいであったが、62年度は前年度よりやや増加し、63年度も同数値で推移した。

63年度の一般環境測定局の市内平均値は0.036ppmで、最高値は西区堀江小学校と西成区今宮中学校の0.040ppm、最低値は西淀川区淀中学校と生野区勝山中学校及び城東区聖賢小学校の0.034ppmとなっている。

また、自動車排出ガス測定局の市内平均値は0.050ppmで、最高値は西淀川区出来島小学校と東成区今里交差点の0.054ppm、最低値は東住吉区杭全町交差点の0.046ppmとなっている。（表1-1-6）

63年度における二酸化窒素の環境基準対比は表1-1-7に示すとおり、一般環境測定局では12局の内2局が適合したのみである。また、日平均値の年間98%値で見ると、一般環境測定局での最高値は西成区今宮中学校と西区堀江小学校の0.068ppm、最低値は西淀川区淀中学校と城東区聖賢小学校の0.060ppmで、0.060ppm以下の測定局は昨年度と同じ2局となっている。

一方、自動車排出ガス測定局では昨年度と同じく全測定局で環境基準不適合となっており、日平均値の年間98%の最高値は福島区海老江西小学校と鶴見区茨田中学校の0.088ppm、最低値は東住吉区杭全町交差点の0.073ppmとなっている。

なお、63年度における汚染傾向の特徴として表1-1-8に示すとおり年間を通して日平均値が0.060ppmを超えた日数の市内平均値は一般環境測定局で12.9日（3.6%）と昨年度に比してやや減少している。

また、月別濃度変化は図1-1-4に示すとおり、昨年同様、春先と冬季に高くなっている。

表 1 - 1 - 6 二酸化窒素 (NO₂)の濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
一般環境測定局	北扇町中学校	*0.038	*0.040	*0.038	*0.038	0.035	0.032	0.033	*0.034	*0.039	*0.036	
	此花区役所	*0.041	*0.040	*0.036	0.037	0.033	*0.038	0.034	0.035	*0.036	*0.036	
	大平尾小学校	*0.036	*0.037	*0.035	*0.035	0.033	*0.035	*0.033	*0.034	*0.036	*0.037	
	西淀川区役所	0.032	0.035	0.034	0.034	0.031	0.032	0.033	0.033	0.032	0.034	
	淀川区役所	*0.039	*0.039	0.034	*0.038	*0.037	*0.037	0.034	0.035	*0.039	*0.036	
	生野区役所	0.033	0.030	0.033	0.029	0.028	0.024	0.032	0.032	*0.034	*0.034	
	旭大宮中学校	0.034	0.037	0.034	0.035	0.032	0.030	0.031	0.031	*0.034	*0.035	
	城東区役所	*0.040	0.035	0.034	0.034	0.033	0.032	0.034	*0.035	*0.034	0.034	
	住之江区役所	*0.036	*0.041	*0.038	*0.036	*0.035	*0.038	*0.037	*0.035	*0.039	*0.039	
	平野区役所	*0.035	*0.038	*0.036	0.033	0.032	0.034	0.033	*0.032	0.034	*0.036	
	西成区役所	*0.040	*0.040	*0.039	0.037	0.036	*0.036	*0.038	0.036	*0.038	*0.040	
	西堀江小学校	*0.039	*0.039	*0.038	*0.039	0.035	*0.038	*0.036	*0.038	*0.041	*0.040	
	市内平均	0.037	0.038	0.036	0.035	0.033	0.034	0.034	0.034	0.036	0.036	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新道	*0.050	*0.052	*0.048	*0.048	*0.044	*0.042	*0.044	*0.046	*0.048	*0.049
		西淀川区出来島小学校	*0.051	*0.050	*0.046	*0.056	*0.048	*0.051	*0.053	*0.054	*0.050	*0.054
		住之江区北粉浜小学校	*0.053	*0.055	*0.054	*0.055	*0.053	*0.044	*0.046	*0.045	*0.053	*0.051
東住吉区杭全町交差点		*0.050	*0.053	*0.051	*0.048	*0.047	*0.042	*0.048	*0.052	*0.052	*0.046	
旭新森小路小学校		*0.048	*0.053	*0.050	*0.042	*0.041	*0.045	*0.048	*0.048	*0.049	*0.049	
福島区海老江西小学校		*0.053	*0.055	*0.051	*0.051	*0.051	*0.051	*0.052	*0.051	*0.056	*0.052	
東成区今里交差点		*0.059	*0.056	*0.055	*0.054	*0.057	*0.052	*0.051	*0.052	*0.056	*0.054	
東淀川区上新庄交差点		—	—	*0.052	*0.048	*0.047	*0.044	*0.043	*0.044	*0.049	*0.048	
住之江区住之江交差点		*0.055	*0.056	*0.050	*0.053	*0.046	*0.048	*0.047	*0.047	*0.049	*0.050	
鶴見区炭田中学校		(0.053)	*0.051	*0.055	*0.050	*0.045	*0.047	*0.049	*0.050	*0.052	*0.050	
住吉区長居小学校		—	*0.051	*0.048	*0.046	*0.047	*0.048	*0.050	*0.050	*0.052	*0.051	
市内平均	0.052	0.053	0.051	0.050	0.048	0.047	0.048	0.049	0.051	0.050		

- (注) 1. 市内平均は、各測定局の年平均値の平均である。
 2. ガルツマン係数は0.84。
 3. ()内は測定時間が6,000時間未満のため参考値とする。
 4. *印は、環境基準値を超えた局(53年度改定の新環境基準に対する評価)。

表1-1-7 二酸化窒素 (NO₂) の環境基準対比

測定局		年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数		※日平均値が0.02ppmを超えた日数とその割合(ザルツマン係数=0.72)	
			ppm	日	%	日		%	ppm	日	日
一般環境測定局	北扇町中学校	0.036	12	3.3	114	31.2	0.064	5	357	97.8	
	此花区役所	0.036	11	3.1	103	29.0	0.062	4	340	95.8	
	大平正小学校	0.037	21	5.8	116	31.9	0.067	14	355	97.5	
	西淀川中学校	0.034	6	1.7	95	26.7	0.060	0	341	95.8	
	淀川区役所	0.036	10	2.9	114	32.7	0.062	3	341	97.7	
	生野区役所	0.034	11	3.0	107	29.5	0.062	4	333	91.7	
	旭宮中学校	0.035	9	2.5	104	28.7	0.062	2	340	93.9	
	城東区役所	0.034	7	1.9	101	27.7	0.060	0	348	95.3	
	住之江区役所	0.039	17	4.7	146	40.0	0.066	10	361	98.9	
	平野区役所	0.036	11	3.0	102	27.9	0.063	4	361	98.9	
	西成区役所	0.040	15	4.1	154	42.4	0.068	8	358	98.6	
	西堀江小学校	0.040	25	6.9	142	39.1	0.068	18	358	98.6	
	自動車排出ガス測定局	北梅田新道	0.049	56	15.3	241	66.0	0.077	49	364	99.7
西淀川区校		0.054	117	32.2	179	49.3	0.083	110	362	99.7	
住之江区校		0.051	64	17.6	254	69.8	0.074	57	362	99.5	
東住吉区校		0.046	46	13.0	195	54.9	0.073	39	354	99.7	
旭新森小路小学校		0.049	76	21.2	184	51.3	0.079	69	358	99.7	
福海老江西小学校		0.052	104	28.5	194	53.2	0.088	97	364	99.7	
東成区校		0.054	108	29.6	206	56.4	0.086	101	363	99.5	
東淀川区校		0.048	60	16.5	196	53.8	0.074	53	363	99.7	
住之江区校		0.050	94	25.8	174	47.7	0.080	87	364	99.7	
鶴見区校		0.050	98	27.2	159	44.2	0.088	91	358	99.4	
住吉区校		0.051	70	19.8	232	65.7	0.075	63	353	100.0	

(注) 1. ザルツマン係数=0.84

2. [98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数]とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えたものの日数である。

3. ※改定前環境基準(市クリーンエアプラン'73目標)対比

表 1 - 1 - 8 日平均値が0.060ppmを超えた日の割合（市内平均）

（単位：％）

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
一般環境測定局	6.1	4.3	3.4	3.5	1.8	1.4	2.6	2.2	2.2	4.3	3.6
自動車排出ガス測定局	26.8	24.6	26.9	23.4	22.1	16.2	15.5	18.3	20.2	27.4	22.4

図 1 - 1 - 3 二酸化窒素濃度経年変化

（市内平均値）

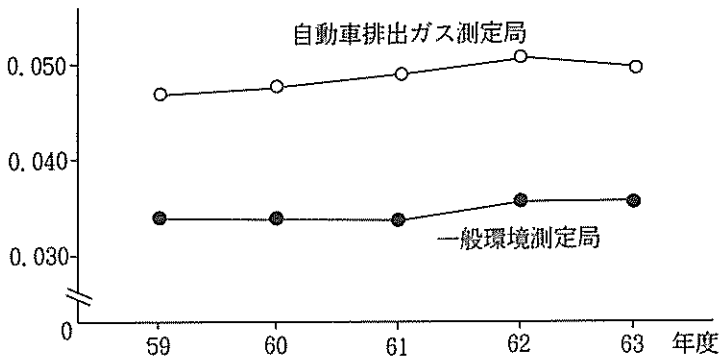
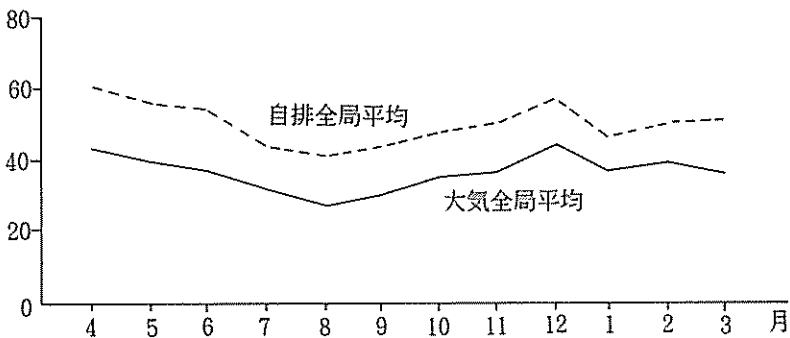


図 1 - 1 - 4 二酸化窒素濃度月別平均濃度（63年度）

単位：ppb

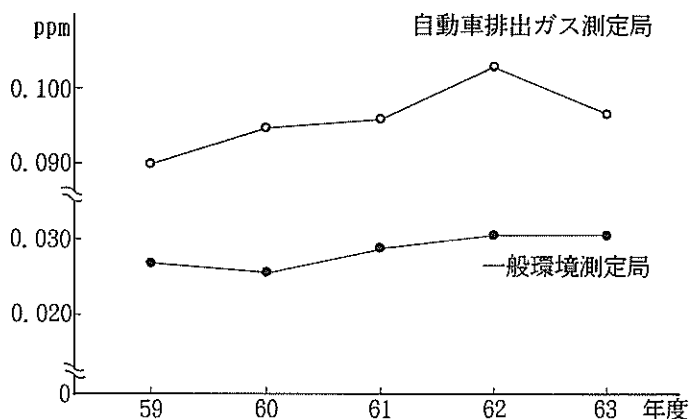


(2) 一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素の59年度からの年平均値は、図1-1-5に示すとおり、一般環境測定局では二酸化窒素と同様の変化を示しており、自動車排出ガス測定局では、62年度までやや増加傾向にあったが、63年度は再び減少した。

一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果は表1-1-9に示すとおりで、一酸化窒素濃度の年平均値を見ると一般環境測定局での最高値は此花区此花区役所の0.043ppm、最低値は西淀川区淀中学校の0.025ppmとなっており、また、自動車排出ガス測定局での最高値は福島区海老江西小学校の0.120ppm、最低値は北区梅田新道の0.062ppmとなっている。

図1-1-5 一酸化窒素濃度経年変化（市内平均値）



これらの常時監視のほか、地域濃度分布を把握するため市内103カ所においてTEA（トリエタノールアミン）バッヂを取付け、毎月10日間大気中に放置した後回収し、二酸化窒素濃度を測定している。

また、常時監視を補完するため移動測定局として市内13カ所において1～2カ月間の一酸化窒素、二酸化窒素濃度を測定している。

表1-1-9 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

測 定 局		一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
		年 平 均 値	一時間 値の 最高値	日平均値 の年間 98%値	年 平 均 値	一時間 値の 最高値	日平均値 の年間 98%値	年 平 均 値 NO ₂ (NO + NO ₂)
一 般 環 境 測 定 局	北扇町中学校	0.028	0.494	0.107	0.063	0.588	0.155	56.6
	此花区役所	0.043	0.665	0.150	0.078	0.739	0.202	45.5
	大正区校	0.030	0.458	0.125	0.068	0.536	0.185	55.4
	西淀川区校	0.025	0.441	0.103	0.059	0.562	0.155	57.2
	淀川区役所	0.031	0.466	0.113	0.068	0.590	0.164	53.7
	生野区校	0.026	0.396	0.108	0.060	0.488	0.164	56.7
	旭大宮中学校	0.030	0.471	0.117	0.065	0.585	0.172	53.7
	城東区校	0.027	0.389	0.106	0.061	0.482	0.158	56.2
	聖賢小学校	0.027	0.389	0.106	0.061	0.482	0.158	56.2
	住之江区校	0.035	0.443	0.126	0.074	0.552	0.185	53.0
	南稜中学校	0.032	0.371	0.121	0.067	0.489	0.178	53.2
	平野区校	0.032	0.371	0.121	0.067	0.489	0.178	53.2
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	西成区校	0.034	0.457	0.133	0.074	0.532	0.193	53.8
	今宮中学校	0.034	0.457	0.133	0.074	0.532	0.193	53.8
	西堀江小学校	0.033	0.531	0.154	0.073	0.649	0.212	54.7
	北梅田新区道	0.062	0.667	0.147	0.111	0.739	0.208	44.0
	西淀川区校	0.115	0.569	0.232	0.169	0.716	0.308	31.7
	出来島小学校	0.087	0.519	0.192	0.138	0.602	0.262	36.8
	住之江区校	0.087	0.519	0.192	0.138	0.602	0.262	36.8
	北粉浜小学校	0.087	0.519	0.192	0.138	0.602	0.262	36.8
	東住吉区校	0.089	0.666	0.265	0.135	0.771	0.334	34.0
	杭全町交差点	0.089	0.666	0.265	0.135	0.771	0.334	34.0
	旭新森小路小学校	0.113	0.728	0.283	0.162	0.824	0.359	30.1
	福島区校	0.120	0.637	0.255	0.173	0.765	0.319	30.2
海老江西小学校	0.120	0.637	0.255	0.173	0.765	0.319	30.2	
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	東成区校	0.098	0.480	0.207	0.151	0.576	0.280	35.5
	今里交差点	0.098	0.480	0.207	0.151	0.576	0.280	35.5
	東淀川区校	0.087	0.768	0.224	0.134	0.859	0.292	35.5
	上新庄交差点	0.087	0.768	0.224	0.134	0.859	0.292	35.5
	住之江区校	0.092	0.628	0.212	0.142	0.732	0.275	35.3
	住之江交差点	0.092	0.628	0.212	0.142	0.732	0.275	35.3
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	鶴見区校	0.100	0.730	0.298	0.151	0.844	0.374	33.4
	茨田中学校	0.100	0.730	0.298	0.151	0.844	0.374	33.4
	住吉区校	0.104	0.590	0.262	0.155	0.701	0.324	32.9
長居小学校	0.104	0.590	0.262	0.155	0.701	0.324	32.9	

(注) 1. ギルツマン係数=0.84、酸化率70%である。

2. 〔日平均値の年間98%値〕とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値である。

3. 浮遊粒子状物質（SPM）濃度

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんのうち粒径10ミクロン以下のものをいい、測定方法としては、従来からの方法であるローボリウムエアサンプラーとデジタル粉じん計との両測定結果から算出する方法と、56年6月に追加された圧電天びん法及びβ線吸収法の3種類があるが、63年度においては、一般環境測定局の内11局でβ線吸収法により測定し、2局では従来の方で測定した。

59年度以降の年平均値の経年変化は、図1-1-6に示すとおり、ほぼ横ばい状態で推移している。

63年度の市内平均値は、 $0.044\text{mg}/\text{m}^3$ であり、最高値は、大正区平尾小学校の $0.054\text{mg}/\text{m}^3$ 、最低値は、西区堀江小学校の $0.035\text{mg}/\text{m}^3$ となっている。（表1-1-10）

63年度における浮遊粒子状物質の環境基準対比は、表1-1-11に示すとおり一般環境測定局13局のうち2局で適合している。

図1-1-6 浮遊粒子状物質濃度経年変化（市内平均値）

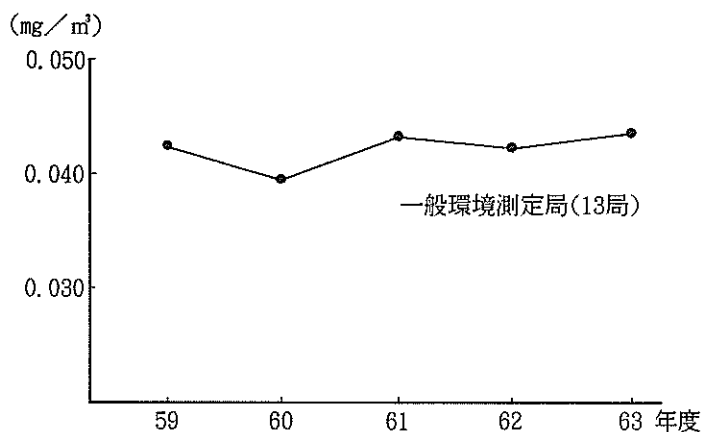


表1-1-10 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化

—一般環境測定局—
(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度 測定局	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
北 区 扇町中学校	* 0.053	* 0.055	* 0.052	* 0.046	* 0.036	* 0.039	* 0.036	* 0.041	* ☆ 0.042	* ☆ 0.041
此花区 此花区役所	* 0.059	* 0.058	* 0.056	* 0.052	* ☆ 0.035	* ☆ 0.039	* ☆ 0.036	* ☆ 0.042	* ☆ 0.045	* ☆ 0.045
大正区 平尾小学校	* 0.064	* 0.067	* 0.063	* 0.059	* 0.043	* 0.050	* ☆ 0.045	* ☆ 0.050	* ☆ 0.053	* ☆ 0.054
西淀川区 淀中学校	* 0.047	* 0.055	* 0.053	* 0.045	* ☆ 0.038	☆ 0.039	☆ 0.035	* ☆ 0.041	* ☆ 0.050	☆ 0.039
淀川区 淀川区役所	* 0.052	* 0.061	* 0.057	* 0.051	* 0.041	* 0.044	* 0.040	* 0.045	* 0.042	* 0.037
生野区 勝山中学校	* 0.063	* 0.073	* 0.065	* 0.057	* 0.045	* 0.051	* 0.045	* ☆ 0.051	* ☆ 0.049	* ☆ 0.052
旭 区 大宮中学校	* 0.054	* 0.058	* 0.057	* 0.049	* 0.039	* 0.041	* 0.039	* 0.045	* 0.041	* ☆ 0.051
城東区 聖賢小学校	* 0.066	* 0.063	* 0.058	* 0.052	* 0.041	* 0.044	* 0.038	* 0.043	* 0.041	* ☆ 0.048
住之江区 南稜中学校	* 0.064	* 0.060	* 0.064	-	* ☆ 0.035	☆ 0.033	☆ (0.038)	* ☆ 0.038	* ☆ 0.033	* ☆ 0.041
平野区 摂陽中学校	* 0.066	* 0.065	* 0.062	* 0.056	* 0.044	* 0.050	* 0.044	* 0.046	* 0.045	* 0.040
西成区 今宮中学校	* 0.054	* 0.056	* 0.054	* 0.055	* ☆ 0.036	* ☆ 0.040	☆ (0.041)	* ☆ 0.042	* ☆ 0.035	* ☆ 0.042
西 区 堀江小学校	* 0.061	* 0.060	* 0.057	* 0.050	* 0.040	* 0.044	* 0.039	* 0.041	* ☆ 0.036	☆ 0.035
鶴見区 茨田北小学校	-	-	-	-	-	☆ (0.046)	* ☆ 0.043	* ☆ 0.047	* ☆ 0.049	* ☆ 0.048
市内平均	0.059	0.061	0.058	0.052	0.039	0.043	0.040	0.044	0.043	0.044

- (注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
 2. () 内は測定時間数が6,000時間未満のため参考値とする。
 3. ☆印は、β線吸収法、その他は従来の方。法。
 4. *印は、環境基準値を超えた局。

表1-1-11 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準対比

—一般環境測定局—

測定局	年 平 均 値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値 0.10mg/ m ³ を超え た日が2 日以上連 続したこ との有無	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値0.10mg /m ³ を超 えた日数
		mg/m ³	時間	%	日				
北 区 扇町中学校	0.041	31	0.4	8	2.3	0.363	0.102	×	7
此花区 此花区役所	0.045	18	0.2	11	3.1	0.260	0.108	×	7
大正区 平尾小学校	0.054	84	1.0	22	6.1	0.435	0.146	×	20
西淀川区 淀中学校	0.039	2	0.0	1	0.3	0.209	0.088	○	0
淀川区 淀川区役所	0.037	7	0.1	4	1.1	0.278	0.096	×	2
生野区 勝山中学校	0.052	62	0.7	15	4.1	0.326	0.127	×	11
旭 区 大宮中学校	0.051	42	0.5	18	4.9	0.295	0.124	×	15
城東区 聖賢小学校	0.048	51	0.6	15	4.1	0.297	0.118	×	11
住之江区 南稜中学校	0.041	14	0.2	7	2.3	0.252	0.106	×	3
平野区 摂陽中学校	0.040	21	0.2	10	2.8	0.310	0.103	×	5
西成区 今宮中学校	0.042	15	0.2	11	3.1	0.304	0.109	×	8
西 区 堀江小学校	0.035	2	0.0	2	0.5	0.218	0.088	○	0
鶴見区 茨田北小学校	0.048	50	0.6	15	4.2	0.314	0.114	×	12

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

2. 浮遊粒子状物質への換算係数F値は、摂陽中学校において重量測定法と同時測定して得たものである。

4. ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん濃度及び重金属成分

ハイボリュームエアサンプラー（吸引流量約1,200ℓ/分）は、大気中の浮遊粉じん量及び粉じん中の成分量を測定するために用いられ、20cm×25cmの石英ろ紙を用いて毎週1回24時間大気を吸引採取している。

63年度の浮遊粉じん量及び浮遊粉じん中の重金属成分は表1-1-12に示すとおりで、一般環境測定局における浮遊粉じん量の市内平均値は98 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、最高値は住之江区南稜中学校の106 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最低値は北区扇町中学校の89 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

表1-1-12 浮遊粉じん中の重金属成分（ハイボリュームエアサンプラーによる）

測定局	測定地点	浮遊粉じん量	Ni	Mn	Fe	Pb	Cd	Cr	V	Cu
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m ³)	(ng/m ³)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(ng/m ³)	(ng/m ³)	(ng/m ³)	(ng/m ³)	(ng/m ³)
一般環境測定局	北区 扇町中学校	89	19	76	2.30	89	2.5	20	7.5	105
	西淀川区 淀中学校	98	31	123	3.40	149	5.9	30	9.0	127
	城東区 聖賢小学校	94	17	78	2.32	92	2.7	19	5.9	110
	住之江区 南稜中学校	106	23	141	4.00	115	3.5	23	7.8	136
	平野区 摂陽中学校	103	18	93	3.00	105	4.7	23	6.5	128
	市内平均	98	22	102	3.00	110	3.9	23	7.3	121
自排局	西淀川区 出来島小学校	142	37	169	4.85	172	6.4	42	11.2	132

(注) 1. 1 μg =0.001mg 1ng=0.001 μg

2. 市内平均は一般環境測定局各測定地点の年平均値の平均とする。

5. 降下ばいじん量

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち重力や雨によって降下する比較的粒径の大きいばんじん、粉じん等である。測定は、採取器具を用いて1カ月間検体を採取し、その重量の秤量により行っている。

降下ばんじん量の経年変化は表1-1-13のとおりで、63年度の市内平均値は3.05トン/㎥/月で、最高値は大正区南恩加島小学校の5.70トン/㎥/月、最低値は東淀川区北淀高校の1.63トン/㎥/月となっている。

表1-1-13 降下ばいじん量の経年変化（ダストジャー法による）

(単位：トン/㎥/月)

地域	年度 測定地点	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
		工業系	(此花区A) 川崎重工業	8.46	9.42	7.80	5.44	5.25	3.88	3.78	2.71
	(此花区B) 此花区役所	5.30	6.50	3.95	3.38	3.25	2.23	2.58	1.84	1.87	2.10
	(大正区A) 南恩加島小学校	12.37	11.72	7.78	7.51	5.94	5.33	6.68	5.51	5.34	5.70
	(大正区B) 平尾小学校	11.37	12.47	4.46	4.14	3.79	3.93	3.62	3.13	2.85	3.19
	(西淀川区) 淀中学校	8.49	7.00	6.01	5.98	6.09	5.09	6.50	5.97	5.79	2.78
	(此花区) 島屋小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.61
準工業系	(生野区) 勝山中学校	7.29	7.45	3.92	3.55	3.64	4.38	3.95	3.13	2.32	3.13
	(城東区) 聖賢小学校	5.99	6.51	4.75	5.12	4.44	2.82	2.85	2.42	2.62	2.70
	(西成区) 今宮中学校	7.27	6.83	5.12	4.37	4.22	3.73	4.34	3.25	3.57	3.53
商業系	(北区) 扇町中学校	5.74	6.80	3.36	3.94	3.10	2.72	3.12	2.64	4.24	3.13
	(西区) 堀江小学校	5.58	5.94	3.78	3.94	2.55	2.52	3.79	4.08	3.00	2.61
	(淀川区) 淀川区役所	5.14	6.80	4.02	3.82	3.27	2.96	3.57	2.48	2.77	2.69
住居系	(東淀川区) 北淀高校	3.78	3.88	2.56	2.76	1.47	2.29	1.83	1.30	1.45	1.63
	(旭区) 大宮中学校	3.27	3.52	3.17	2.86	2.21	2.18	2.29	2.33	1.98	2.48
	(住之江区) 南稜中学校	6.36	6.84	4.89	3.91	3.95	3.65	4.49	3.60	3.29	3.16
	(平野区) 摂陽中学校	4.16	5.03	3.18	3.29	2.69	2.17	2.79	2.14	1.74	2.26
市内平均		6.70	7.12	4.58	4.27	3.72	3.33	3.75	3.10	3.05	3.05

(注) 1. 市内平均は地点の年平均値の平均である。

2. 63年度(此花区A)川崎重工業は観測していない。

3. (此花区)島屋小学校は63年度から観測を開始した。

6. 一酸化炭素（CO）濃度

一酸化炭素濃度は、非分散型赤外線吸収法（NDIR法）により7カ所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。59年度からの年平均値の経年変化については、図1-1-7に示すとおりで、ここ数年はほぼ横ばいである。

63年度の市内平均値は2.1ppmで、最高値は旭区新森小路小学校の2.5ppm、最低値は北区梅田新道の1.7ppmとなっている。（表1-1-14）

63年度における一酸化炭素の環境基準対比は表1-1-15に示すとおり、日平均値及び8時間値ともすべての測定局において適合している。

図1-1-7 一酸化炭素濃度経年変化（市内平均値）

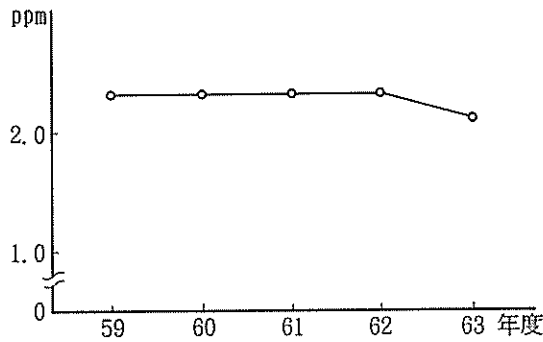


表1-1-14 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

—自動車排出ガス測定局—
(単位: ppm)

測定局	年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
北梅田	区点	2.2	2.4	2.2	2.2	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	1.7
西淀川	区点	3.9	2.3	2.0	1.9	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
北粉浜	区点	3.7	3.5	3.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
東全住	区点	2.9	2.8	2.2	2.6	2.8	2.7	2.4	2.4	2.0	1.9
旭森小路	区点	3.2	2.9	2.7	2.8	2.6	2.4	2.7	2.6	2.6	2.5
福老江	区点	2.9	2.6	2.6	2.4	2.1	2.2	2.4	2.3	2.4	2.3
東甲成	区点	4.0	3.8	2.9	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.8	2.4
中心斎橋	区点	4.1	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-
中心人橋	区点	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴野	区点	3.7	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-
阿倍野	区点	4.5	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-
市内平均		3.5	3.1	2.6	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
2. ()内は測定時間数6,000時間未満である。

表 1 - 1 - 15 一酸化炭素 (CO) の環境基準対比

—自動車排出ガス測定局—

測定局	年平均	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の2 %除外 値	日平均値が10 ppmを超えた 日が2日以上 連続したこと の有無	環境基準の長 期的評価に よる日平均 10ppmを超 えた延日数
	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有(×)無(○)	日
北 区 梅田新道	1.7	0	0.0	0	0.0	7.7	3.0	○	0
西淀川区 出来島小学校	1.8	0	0.0	0	0.0	8.3	2.8	○	0
住之江区 北粉浜小学校	2.3	0	0.0	0	0.0	9.9	3.4	○	0
東住吉区 杭全町交差点	1.9	0	0.0	0	0.0	9.6	3.8	○	0
旭 区 新森小路小学校	2.5	0	0.0	0	0.0	13.2	4.6	○	0
福 島 区 海老江西小学校	2.3	0	0.0	0	0.0	12.8	4.9	○	0
東 成 区 今里交差点	2.4	0	0.0	0	0.0	12.6	4.9	○	0

- (注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。
2. 8時間値とは、0～8時、8時～16時、16時～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

7. 光化学オキシダント(Ox)濃度

光化学オキシダント濃度は、光化学反応によって発生する大気汚染の状況を示す重要な指標の一つであり、12カ所の一般環境測定局で、中性ヨウ化カリウム吸光光度法を用いて常時監視を行っている。59年度からの昼間の年平均値の経年変化は図1-1-8に示すとおりここ数年はほぼ横ばいである。

63年度の測定結果及び環境基準対比は表1-1-16のとおりであり、1時間値が、0.06ppmを超えた時間数の最高は鶴見区茨田北小学校の193時間、最低は浪速区難波中学校の66時間となっており、環境基準対比ですべての測定局が不適合である。

図1-1-8 光化学オキシダント濃度経年変化（一般環境測定局）

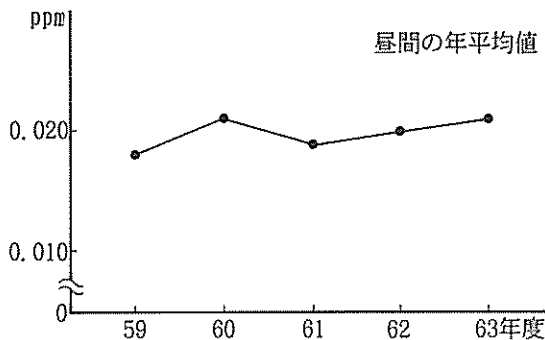


表1-1-16 光化学オキシダント（Ox）の測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた 日数と時間数 ※	
	59	60	61	62	63	日数	時間数 (超過率%)
此花区此花区役所	0.021	0.024	0.021	0.022	0.021	38	137 (2.58)
西淀川区淀中学校	0.017	0.020	0.020	0.019	0.022	33	120 (2.25)
淀川区淀川区役所	0.017	0.017	0.020	0.020	0.021	32	98 (1.84)
生野区勝山中学校	0.019	0.022	0.018	0.019	0.023	50	163 (3.07)
旭区大宮中学校	0.016	0.023	0.022	0.022	0.023	37	130 (2.44)
城東区聖賢小学校	0.016	0.018	0.018	0.019	0.022	38	144 (2.74)
住之江区南稜中学校	0.017	0.020	0.019	0.019	0.020	33	89 (1.69)
平野区摂陽中学校	0.022	0.025	0.021	0.023	0.022	44	155 (2.90)
西成区今宮中学校	0.015	0.020	0.017	0.018	0.021	46	146 (2.77)
西区堀江小学校	0.021	0.020	0.016	0.018	0.017	28	71 (1.34)
鶴見区茨田北小学校	0.020	0.022	0.022	0.022	0.023	55	193 (3.72)
浪速区難波中学校	0.017	0.017	0.018	0.018	0.018	20	66 (1.29)
市内平均	0.018	0.021	0.019	0.020	0.021	—	—

- (注) 1. ※環境基準との比較は昼間（6時～20時）のデータをもって行い、1時間値が0.06ppmを超える時間数が0であること。
2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

8. 炭化水素（HC）濃度

大気中の炭化水素濃度は、光化学オキシダント生成の主要な要因物質であることから一般環境測定局3局において、水素炎イオン化検出法（FID法）を用いて、常時監視を行っている。

昭和63年度の非メタン炭化水素の測定結果は、表1-1-17のとおりであり、環境庁指針値（6～9時の3時間平均値 0.20ppmC～0.31ppmC）を全局で上まわっている状況にある。

表1-1-17 非メタン炭化水素（NMHC）測定結果

測定局	年 平 均 値	6～9 時にお ける年 平均値	6～9時3時 間平均値		6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数とそ の割合		6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを超 えた日数とそ の割合	
			最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
此花区役所	0.47	0.56	1.97	0.15	292	92.1	245	77.3
淀川区役所	0.47	0.51	1.97	0.10	342	94.2	268	73.8
摂陽中学校	0.79	0.88	3.29	0.17	359	99.7	346	96.1

表1-1-18 全炭化水素（THC）測定結果

測定局	年 平 均 値	6～9 時にお ける年 平均値	6～9時3時 間平均値	
			最高値	最低値
	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
此花区役所	2.37	2.48	4.44	1.94
淀川区役所	2.19	2.25	3.96	1.74
摂陽中学校	2.51	2.65	5.30	1.81

図 1 - 1 - 9 炭化水素濃度経年変化（一般環境測定局）

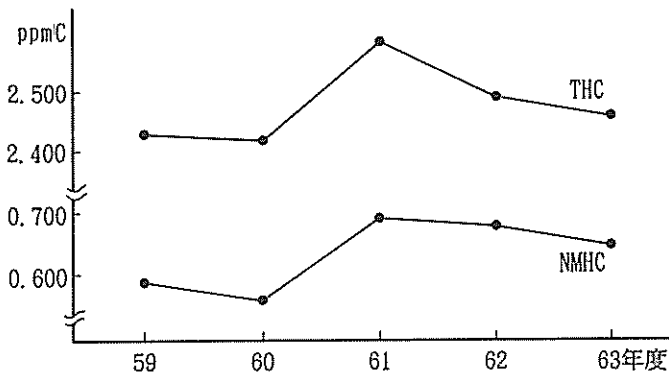


表 1 - 1 - 19 炭化水素（HC）濃度経年変化

非メタン炭化水素（NMHC）

① 年平均値

（メタン換算）単位：ppmC

年度		54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
測定局											
此花区	此花区役所	-	-	-	-	-	0.46	0.45	0.48	0.46	0.47
淀川区	淀川区役所	0.62	0.62	0.58	0.54	0.41	0.48	0.45	0.51	0.56	0.47
平野区	摂陽中学校	0.75	0.81	0.66	0.71	0.53	0.65	0.55	(0.83)	0.79	0.79

注・（ ）内は測定時間数が6,000時間未満。

② 3時間平均値（6～9時）の年平均値

（メタン換算）単位：ppmC

年度		54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
測定局											
此花区	此花区役所	-	-	-	-	-	0.55	0.57	0.60	0.55	0.56
淀川区	淀川区役所	0.68	0.64	0.59	0.57	0.43	0.49	0.47	0.55	0.59	0.51
平野区	摂陽中学校	0.83	0.87	0.78	0.77	0.61	0.73	0.63	(0.91)	0.89	0.88

注・（ ）内は測定時間数が6,000時間未満。

全炭化水素（T-HC）

（メタン換算）単位：ppmC

年度		54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
測定局											
此花区	此花区役所	0.91	0.86	0.76	0.89	-	2.30	2.32	2.35	2.33	2.37
淀川区	淀川区役所	-	-	-	-	2.26	2.28	2.29	2.35	2.30	2.19
平野区	摂陽中学校	-	-	-	-	2.23	2.48	2.37	(2.72)	2.56	2.51

注・57年度以前はプロパン換算、58年度以後はメタン換算。

（ ）内は測定時間数が6,000時間未満。

9. 酸性雨

酸性雨とは、空気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが溶けこんだ酸性（PH 5.6以下）の雨のことである。測定は、一括採取と分割採取を併用し、一降雨ごとに採取・測定している。

酸性雨の出現率の経年変化は図1-1-10のとおりで、過去6年間での出現率は86～100%であった。

63年度の降雨水のPHの月別変化は図1-1-11のとおりで、PH 3.8～5.5であり、1mm降雨ごとのPHの変化は図1-1-12のとおりPH 4.2～4.6である。

図1-1-10 酸性雨出現率変化

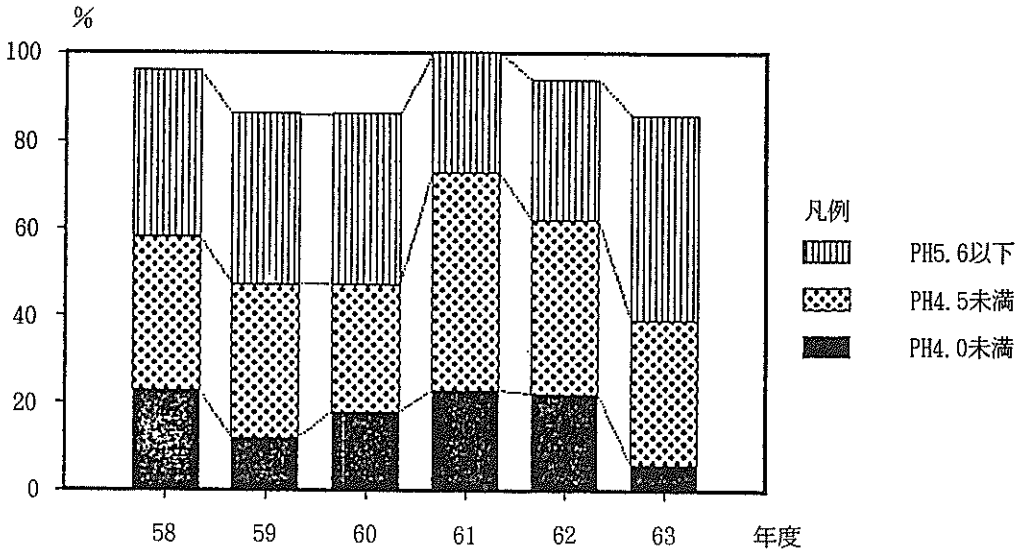


図1-1-11 酸性雨の月別平均PH

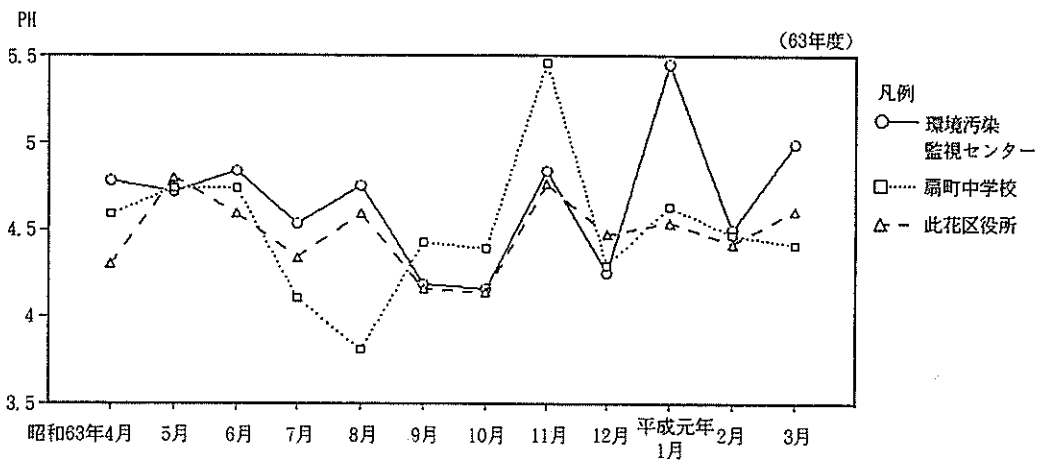
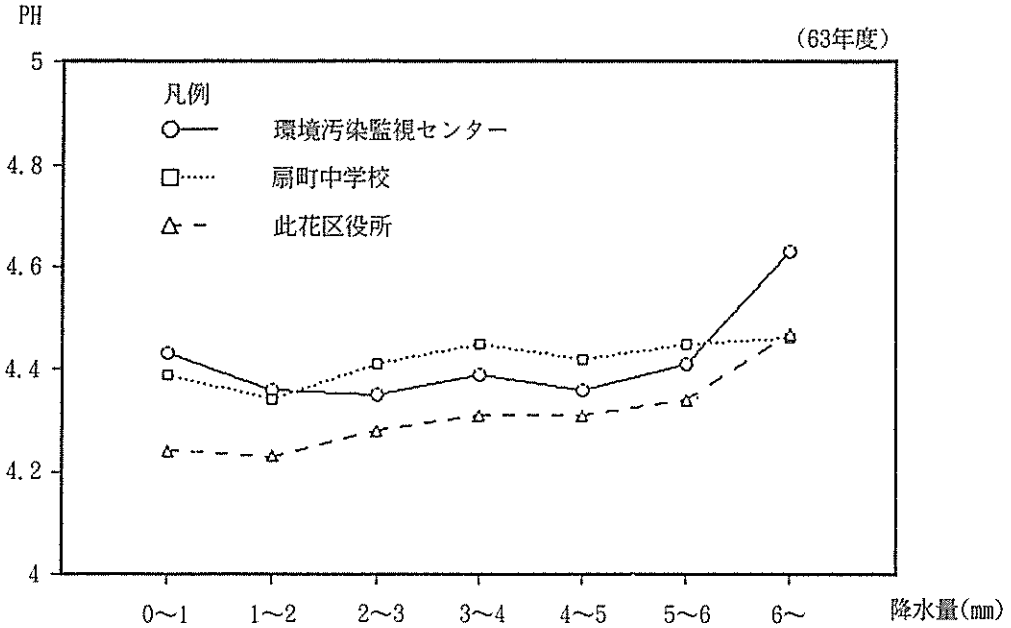


図 1 - 1 - 12 降雨経過によるPH変化 (分割採取)



10. 風向・風速

大気汚染物質の輸送・拡散に大きな影響を与える風向・風速は、市内12カ所の一般環境測定局とタワー測定局（高さ120m）で常時測定している。

表 1 - 1 - 20に、一般環境測定局とタワー測定局における月別平均風速を示すが、高度差100mで、ほぼ2倍の風速となっている。

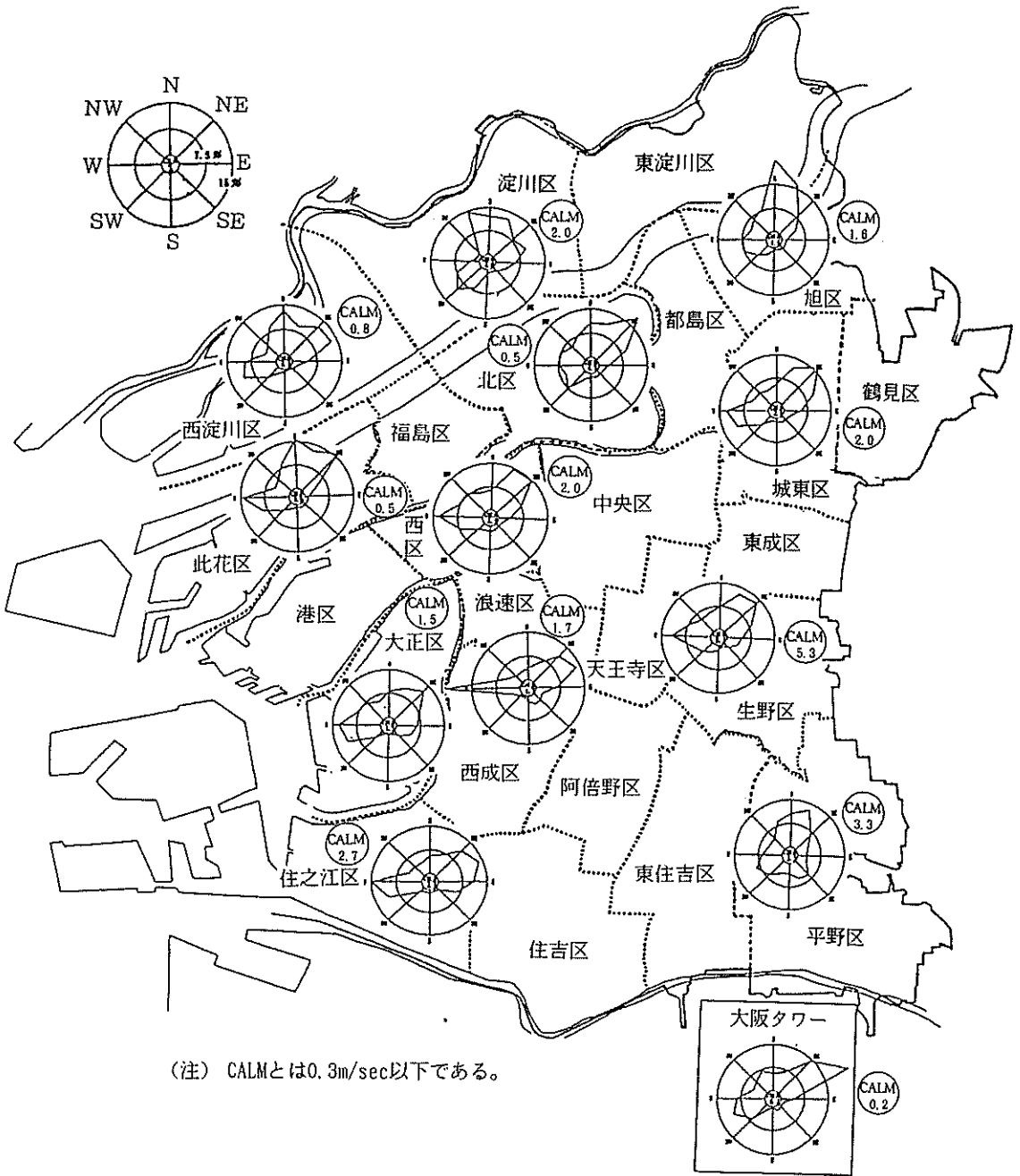
また、図 1 - 1 - 13に、年間の風配図を示すが、市域内では、西寄りの風および北東寄りの風の頻度が多くなっている。

表 1 - 1 - 20 平均風速 (63年度)

(単位：m/sec)

月局名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度平均
市内12局平均	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.0	1.9	2.2	1.9	2.0	2.0	2.4	2.1
大阪タワー	4.2	4.3	4.5	4.5	4.3	4.0	3.7	4.6	4.0	4.2	4.0	4.5	4.2

図 1 - 1 - 13 年間測定局別風配図



第2節 固定発生源対策

1. 法・条例による規制及び「大気環境保全基本計画」の推進

本市の固定発生源対策は、大気汚染防止法・大阪府公害防止条例による排出基準・総量規制基準・設備基準等、工場及び事業場における事業活動にともなって発生する大気汚染物質を規制する種々の規制基準の遵守を基本としている。

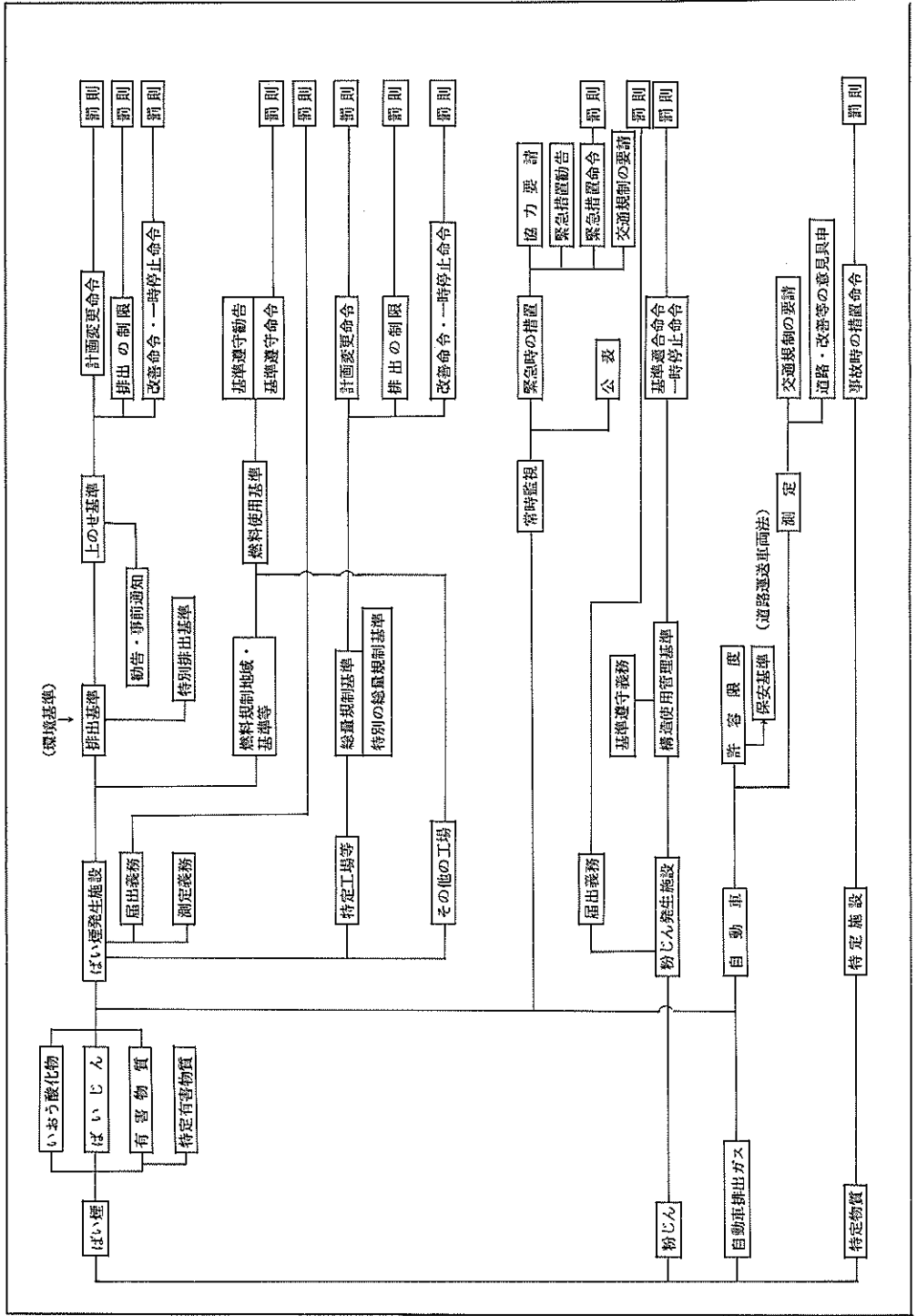
さらに、本市「大気環境保全基本計画」では、大気汚染物質ごとの排出総量を定めており、この目標を達成するため法条例の規制基準に上乘せて厳しい指導を行っている。

特に、近年、法改正により、規制強化されたばいじんの排出基準の既施設への適用（59年7月）、窒素酸化物排出基準の既施設への適用（59年8月）、小型ボイラーの規制対象の追加（60年6月）、ディーゼルエンジン等の規制対象の追加（62年10月）等が行われ、今後ともこれらの基準の遵守徹底を強力に推進する。

また、「大気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）にもとづいて①法・条例に定める規制基準の遵守徹底はもとより対象外施設に対する指導、②新增施設に対する最新・最善の防止技術の導入や既施設に対しても必要に応じた処理方法の見直し、③主要大気汚染物質ごとに設定された目標量に向け、一定量排出する工場・事業場に対する年間排出量の抑制、④エネルギー消費量の節減指導、⑤積極的な緑化の推進等について指導を行うため、「大阪市硫黄酸化物対策指導要領」、「大阪市窒素酸化物対策指導要領」をはじめ、本年2月には、「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を定め具体的な推進を図っている。

なお、大気汚染防止法による規制の仕組みを図1-2-1に示す。

図1-2-1 大気汚染防止法による規制の仕組み

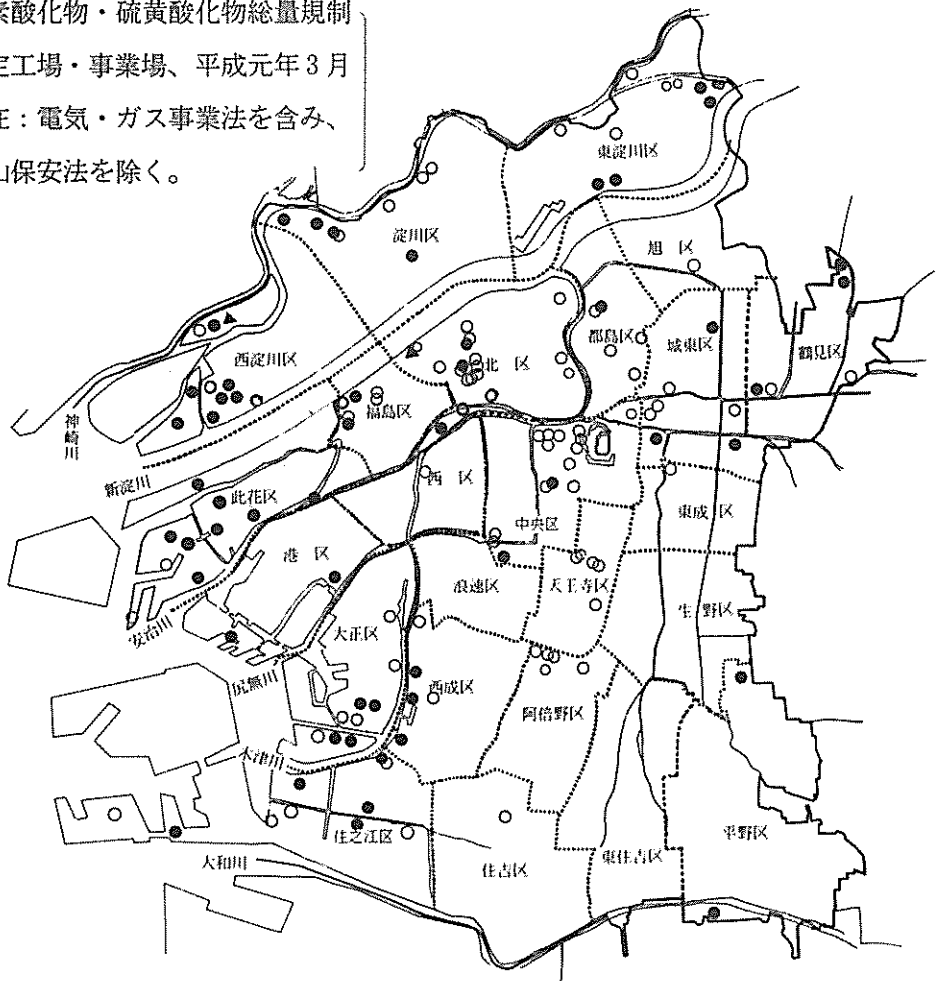


2. 届出施設等

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づき、届出が必要とされているばい煙発生施設等を有する工場・事業場分布は図1-2-2に示すとおり、西部臨海部（住之江、大正、此花、西淀川）から北部（福島、北、淀川、東淀川）及び東北部（都島、城東、鶴見）にかけて分布しているが、比較的大規模の工場は西部臨海部に立地しており、又、工場・事業場数は表1-2-1に示すとおりである。このうち大気汚染防止法によるばい煙発生施設及び粉じん発生施設の施設数は表1-2-2、表1-2-3に、法律・条例別届出状況を表1-2-4に示す。

図1-2-2 主要工場・事業場分布図

窒素酸化物・硫黄酸化物総量規制
 特定工場・事業場、平成元年3月
 現在：電気・ガス事業法を含み、
 鉾山保安法を除く。



凡例

- 窒素酸化物及び硫黄酸化物に係る総量規制特定工場・事業場 54工場
- 硫黄酸化物についてのみの総量規制特定工場・事業場 81工場
- ▲ 窒素酸化物についてのみの総量規制特定工場・事業場 2工場

表 1 - 2 - 1 区別届出対象工場・事業場数

(平成元年3月末現在)

区別	項目	大 気 汚 染 防 止 法				大阪府公害防止条例		
		ば い 煙		粉じん	小 計	硫黄酸化物	有害物質	小 計
		工 場	事業場			ばいじん	粉じん	
北		31	293		324	59	326	385
都 島		15	28		43	35	119	154
福 島		21	17		38	31	268	299
此 花		23	31	12	66	46	261	307
中 央		5	503		508	16	157	173
西		4	111	1	116	3	244	247
港		18	17	8	43	18	251	269
大 正		40	10	9	59	50	344	394
天 王 寺		2	64		66	2	59	61
浪 速		11	35		46	26	228	254
西 淀 川		106	24	12	142	89	557	646
淀 川		60	70	1	131	114	565	679
東 淀 川		51	21	3	75	79	385	464
東 成		31	15		46	46	753	799
生 野		36	9	1	46	46	666	712
旭		20	13		33	26	193	219
城 東		50	30		80	69	524	593
鶴 見		30	10		40	47	252	299
阿 倍 野		2	28		30	2	56	58
住 之 江		43	34	7	84	56	179	235
住 吉		2	21		23	8	16	24
東 住 吉		7	12		19	20	95	115
平 野		34	26	1	61	50	249	299
西 成		30	24	3	57	55	192	247
総 計		672	1,446	58	2,176	993	6,939	7,932
		2,118						

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。
 2. 大気汚染防止法の総計及び行政区別の小計は「ばい煙」「粉じん」の延数。また、大阪府公害防止条例についても「硫黄酸化物・ばいじん」「有害物質・粉じん」の延数。

表1-2-2 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

（平成元年3月末現在）

区別	項目	1	2	3	4	5	施設計	工場・ 事業場計
	コークス炉	堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい			
北								
都 島								
福 島								
此 花	5	34	135	5	7	186	12	
中 央								
西			2			2	1	
港		7	9			16	8	
大 正	3	9	139	21	25	197	9	
天 王 寺								
浪 速								
西 淀 川		13	59	16	6	94	12	
淀 川			2			2	1	
東 淀 川		3				3	3	
東 成								
生 野			3			3	1	
旭								
城 東								
鶴 見								
阿 倍 野								
住 之 江		5	13	6	1	25	7	
住 吉								
東 住 吉								
平 野			1			1	1	
西 成		4	13		1	18	3	
計	8	75	376	48	40	547	58	

（注）電気・ガス事業法関係施設を含む。

表1-2-3 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

項 区別 施設名	1	2	3		4		5	6	7	9	10	11
	ボ イ ラ	ガ 加 ス 発 熱 生 炉	培 焼 炉	焼 結 炉	溶 鉱 炉	転 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	焼 溶 成 融 炉	反 直 応 火 炉	乾 燥 炉
北	511(475)						13	8		9		1
都 島	64(40)						1					
福 島	68(42)									5		7
此 花	100(36)	10					4	125	10	2	1	18
中 央	742(736)											
西	149(144)						1					
港	33(19)						2		1			
大 正	48(17)		1	1	2	2	36	34	3	3		16
天 王 寺	97(95)											
浪 速	58(54)						4			1		
西 淀 川	135(20)		3	1	1	2	10	95		7		28
淀 川	207(112)							17	5	3		4
東 淀 川	124(43)							7			3	1
東 成	61(31)						2	14			6	5
生 野	50(13)						1	2				1
旭	54(24)									3		
城 東	97(44)						9	4		5		5
鶴 見	54(6)						15	16				
阿 倍 野	60(53)											
住 之 江	96(50)						14	25		1	3	7
住 吉	32(28)											
東 住 吉	25(21)									2		
平 野	55(20)						6	7	1	5	1	3
西 成	56(33)						2	21		4		5
計	2,976(2,156)	10	4	2	3	4	120	375	20	50	14	101

(注) 1. ()内は事業場関係。
2. 電気・ガス事業法関係を含む。

(平成元年3月末現在)

12	13	15	17	19	24	28	29	30	機 関	施 設 数	工 場 数	事 業 場 数	計
電 気 炉	廃 棄 物 炉	焼 却 炉	乾 燥 施 設 炉	溶 解 炉	反 施 応 ・ 吸 収 設 施	鉛 溶 精 解 鍊 炉	コ ーク ス 炉	ガ ス タ ー ビ ン	デ ィ ー ゼ ル				
	1(1)	7			21		3(3)	2(2)		576(481)	31	293	324
1	2(1)									68(41)	15	28	43
	3(2)									83(44)	21	17	38
4	9(1)			3	2	5		1(1)		294(38)	23	31	54
							6(6)	12(12)		760(754)	5	503	508
							3(3)	5(5)		158(152)	4	111	115
	4(4)				2			1(1)		43(24)	18	17	35
4	2(2)		1	7		3				163(19)	40	10	50
	2(2)				2			2(2)		103(99)	2	64	66
					11		1(1)			75(55)	11	35	46
5	5(4)				14					306(24)	106	24	130
	9(3)						1(1)	3(3)		249(119)	60	70	130
	3(3)									138(46)	51	21	72
	1(1)									89(32)	31	15	46
					2					56(13)	36	9	45
	1(1)									58(25)	20	13	33
	8(6)							1(1)		129(51)	50	30	80
	10(7)				1		2(2)	2(2)		100(17)	30	10	40
							1(1)	2(2)		63(56)	2	28	30
	11(9)							3(3)		160(62)	43	34	77
								3(3)		35(31)	2	21	23
	2(0)									29(21)	7	12	19
	6(5)									84(25)	34	26	60
	3(3)									91(36)	30	24	54
14	82(55)	7	1	10	55	8	17(17)	37(37)		3,910(2,265)	672	1,446	2,118

表 1 - 2 - 4 法律・条例別届出状況

(昭和63年度)

種類 区分	許 可 申 請	設置届	使用届	構 造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	合 計
大気汚染 防止法		139	19	64	193	167	11		593
大阪府公害 防止条例	4	125	15	13	103	9	0	0	269
合 計	4	264	34	77	296	176	11	0	862

3. 燃料使用量

市域内における燃料・原料使用量を把握する方法として、毎年、大気汚染防止法対象工場等約 2,100工場について、アンケート方式により燃料・原料使用状況調査を実施し、年度毎の全市推計を行っている。

表 1 - 2 - 5 ①及び図 1 - 2 - 3 の燃料使用量等の推移をみると、62年度においては、前年度に比べて、横ばいとなっている。

燃料使用量を各区分についてみると、表 1 - 2 - 5 ②のとおりで、原・重油のうち約 63%は此花・大正・西淀川・住之江区の臨海地域において消費されている。

表 1 - 2 - 5 ①

燃料使用量（年度推移）

燃 料	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
原・重油 (千 kℓ)	1,522	1,536	1,385	1,159	1,111	826	972	819	650	556	576
灯・軽油 (千 kℓ)	326	270	260	231	193	172	165	155	147	141	152
燃料石炭 (千トン)	0.9	0.4	0.5	4.8	12.7	12.0	11.1	11.2	15.1	10.6	13.9
コークス (千トン)	769	827	916	1,028	1,076	1,024	1,044	1,131	1,116	1,066	1,032
都市ガス (10 ⁶ Nm ³)	263	277	293	360	380	350	333 (93)	325 (130)	315 (176)	304 (190)	304 (197)

(注) 都市ガスには 6 C、13 A (天然ガス) を含む。ただし、58年度以降の () 内は 13 A の使用量を示す。

図1-2-3 燃料使用量等の推移

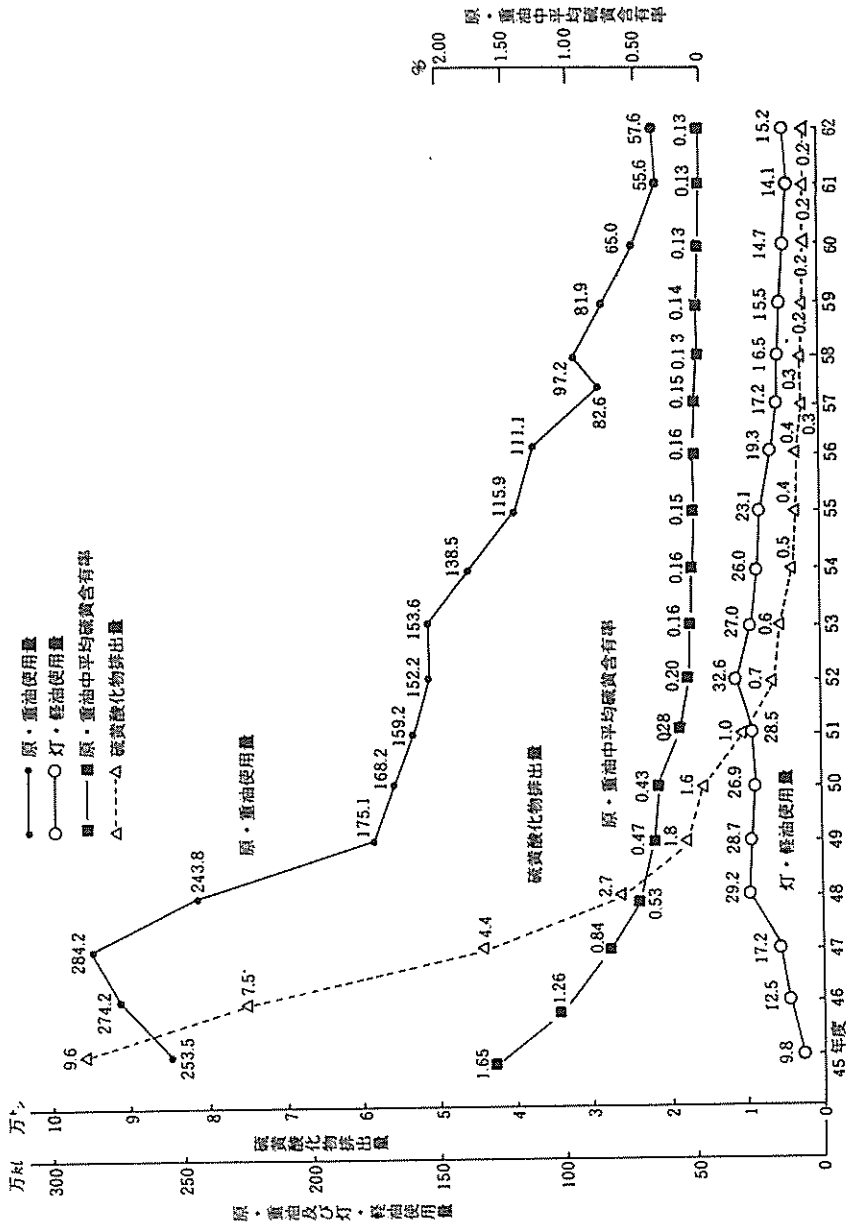


表1-2-5② 燃料使用量(区別)

(62年度)

項目 区別	原・重油 (Kℓ)	灯・軽油 (Kℓ)	石 炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ Nm ³)
北	25,006	10,989			74,173
都 島	6,698	1,223			31,204
福 島	10,480	2,589			23,314
此 花	83,738	8,320			63,346
中 央	15,244	4,673			20,056
西	3,858	915			3,613
港	1,035	2,948			8,376
大 正	24,331	30,071		685,542	7,227
天 王 寺	3,795	4,575			3,977
浪 速	2,042	331		6	910
西 淀 川	43,941	16,677	206	336,208	18,008
淀 川	30,397	16,296		479	9,457
東 淀 川	59,846	3,679			3,480
東 成	4,613	315			2,621
生 野	4,874	1,281			505
旭	3,118	426			4,861
城 東	19,127	5,929	6	9	6,219
鶴 見	10,265	7,608			3,544
阿 倍 野	3,258	1,475			1,850
住 之 江	210,885	7,198		10,051	9,784
住 吉	1,277	251			1,397
東 住 吉	1,323	138			865
平 野	2,238	3,947			1,136
西 成	4,821	19,688	13,647		4,466
計	576,210	151,542	13,859	1,032,295	304,389

(注) 都市ガスの中には天然ガスを含む。

4. 硫黄酸化物対策

硫黄酸化物対策は、大気汚染防止法、大阪府公害防止条例に基づく排出基準、設備基準、燃料使用基準等の遵守・徹底を基本としている。

49年6月、大気汚染防止法の一部改正により、硫黄酸化物等の指定ばい煙について、法律で定める既存の排出基準では環境基準の確保が困難な地域に総量規制が適用されることになり、52年9月30日、大阪府知事は、硫黄酸化物総量削減計画を告示するとともに総量規制基準及び燃料使用基準を定めた。これによって、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kl以上の工場・事業場（「特定工場等」と称する）に、従来からの排出基準にあわせ総量規制基準が適用されることになった。また、これ以外の工場・事業場には燃料使用基準が定められ、大阪市域では、加重平均硫黄分として0.35%以下とするように義務づけられた。

特定工場等の数は、表1-2-6のとおりであり、総量規制基準及び燃料使用基準は53年3月31日から施行されている。

① 大阪市の区域における総量規制基準

$$Q = 2.0 \cdot W^{0.85}$$

ただし、52年10月1日以降に新增設がある場合は

$$Q = 2.0 \cdot W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

② 大阪市の区域における燃料使用基準

原料及び燃料の使用量が0.8kl/h未満の工場等

0.35%（硫黄含有率）

$$\left\{ \begin{array}{l} Q : \text{SO}_x \text{ 排出量 (Nm}^3/\text{h)} \\ W : \text{原料及び燃料使用量 (kl/h)} \\ W_i : \text{新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kl/h)} \end{array} \right.$$

表 1 - 2 - 6 硫黄酸化物総量規制工場・事業場数

(平成元年3月末現在)

種別 區別	製 造 業												電気・ガス 供 給 業		事 業 場	合 計
	食料品・ たばこ業	織 維 工 業	木製 材・ 木製 品業	家製 具・ 装 備 品業	パ 紙 加 工 品 ・ 製 造 紙 業	化 学 工 業	石製 油・ 石造 炭製 品業	ゴ ム 製 品 製 造 業	窯製 業・ 土造 石製 品業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業		
北		1			1	1						1			15	19
都 島	1	2			1											4
福 島					1	2			1						2	6
此 花						1	1			3	1		1	2	1	10
中 央															15	15
西															1	1
港	1														1	2
大 正						2			1	5					1	9
天王寺															5	5
西淀川					2	2				4					2	10
淀 川					1	6									1	8
東淀川		6			1	1									1	9
東 成															1	1
旭		1														1
城 東	1					3									3	7
鶴 見						2						1			2	5
阿倍野															5	5
住之江			2							2		1	1		4	10
住 吉															1	1
平 野															2	2
西 成				1				1	1	1					1	5
合 計	3	10	2	1	7	20	1	1	3	15	2	2	2	2	64	135

(注) 1. 浪速区、生野区、東住吉区には対象工場、事業場はない。

2. 電気・ガス事業法を含む。

3. 鉱山保安法は除く。

さらに、53年3月、「大阪市硫黄酸化物対策指導要領」を定め、環境保全目標を維持するよう規制・指導及び監視に努めるとともに、以下の施策を推進している。

- ア. 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づく排出基準等の遵守徹底を図る。
- イ. 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等軽質燃料の使用を引き続き指導する。
- ウ. 既設施設の構造変更等に際しても、新・増設に準じた指導を進める。
- エ. 排煙脱硫装置等硫黄酸化物除去装置の保守管理を徹底させ、除去効率の向上を図るよう指導する。

排煙脱硫装置設置状況を表1-2-7に示す。

表1-2-7 排煙脱硫装置設置状況

(平成元年3月末現在)

施設名 排ガス量 (Nm ³ /h)	排煙脱硫 装置数	排煙脱硫装置設置施設数				施設数 合計
		ボイラー	加熱炉	焼却炉	その他	
10万 以上	8	1			7	8
4万 ~ 10万	7	6		3		9
1万 ~ 4万	29	33	3	5	7	48
5,000 ~ 1万	5	3		1		4
5,000 以下	4	1		1	2	4
合計	53	44	3	10	16	73

(注) 排ガス量は、排煙脱硫装置の処理能力である。

5. 窒素酸化物対策

48年8月、窒素酸化物排出基準が設定されて以来、50年12月・第2次規制、52年6月・第3次規制、54年8月・第4次規制、58年9月・第5次規制と大気汚染防止法の中で段階的に基準の強化と対象施設の拡大が図られ、現在、ほとんどのばい煙発生施設が規制対象となっている。

窒素酸化物の総量規制の導入については、56年6月2日、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、現行の排出基準のみによっては大気環境基準の確保が困難と認められる地域として、東京特別区、横浜市・川崎市等及び大阪市・堺市等の3地域が指定された。さらに、同年9月30日大気汚染防止法施行規則が一部改正され、適用対象となる特定工場等の規模、総量規制基準の設定等に関する基本的事項が定められた。

これをうけて大阪府は、57年10月29日窒素酸化物総量削減計画と総量規制基準及び特別の総量規制基準を告示した。同告示では総量規制が適用される工場・事業場は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設で使用される原料・燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり2.0㎏以上であるもの（「特定工場等」）とされ、基礎排出量算定方式という基準式によって総量規制基準が設定された。

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量（Nm³/h）

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（10⁴ Nm³/h、乾き、O₂ 0%換算値）

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i：特定工場等に57年11月1日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i：特定工場等に57年11月1日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（10⁴ Nm³/h、乾き、O₂ 0%換算値）

これによって57年11月1日以降新設される特定工場等については設置の日から、既設の特定工場等は60年3月31日から総量規制基準が適用されている。なお、特定工場等以外の工場・事業場についても、有効適切な窒素酸化物排出量の削減指導を行うこととしている。

表1-2-8に、窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数を示す。

さらに窒素酸化物対策の円滑な推進を図り、ニュークリーンエアプランに掲げる目標量を確保するため、60年4月「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定し、これらの施策を推進することにより、二酸化窒素の環境基準を達成し、更に低減を図るものとする。

概要は以下のとおりである。

- ア. 窒素酸化物に係るばい煙発生施設を有するすべての工場・事業場に対し、窒素酸化物対策技術や、市域での実態を考慮して設定した指導基準を遵守するよう指導する。
 - イ. このうち、上記施設を60年4月1日以降に設置する場合は、原則として気体燃料、灯油等軽質燃料を使用するとともに、最新・最善の窒素酸化物防止技術を導入するよう指導する。
 - ウ. さらに、市長が要請する工場・事業場にあつては、窒素酸化物削減計画書に従つて、年間排出量の削減に努めるよう指導する。
 - エ. 排煙脱硝等の処理技術の遅れている施設については、当該技術が開発された時点において速やかにその導入を図るものとし、それまでの間は、燃焼方法の改善等最適な防止技術により窒素酸化物排出量を削減するよう指導する。
- また、冬期を中心とする高濃度時期に着目した暖房温度の適正化、燃焼管理の徹底等の有効な季節的対策についても推進していく。

窒素酸化物対策実施状況を表1-2-9に示す。

さらに、60年6月大気汚染防止法施行令が改正され、ボイラーについて「伝熱面積10㎡以上」が対象であったものに「又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの」が追加された。新たに追加された小型ボイラーについては、60年9月10日以降に設置されるものは同日から届出が必要となり、排出基準、総量規制基準及び燃料使用基準が適用されている。60年9月9日以前に既に設置されていた施設については、62年9月10日から届出を行う必要があり、総量規制基準及び燃料使用基準が適用されている。

表 1 - 2 - 8 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数

(平成元年3月末現在)

種 別 区 別	製 造 業							電気・ガス 供 給 業		事 業 場	合 計
	食製 料品・ たばこ 業	織 維 工 場	パ 紙 加 工 品 製 造 業 ・ 紙 業	化 学 工 業	窯製 業・ 土造 石製 品業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業		
北					1					3	4
都 島			1								1
福 島			1		1						2
此 花				1		3	1	1	2		8
中 央										2	2
港	1									1	2
大 正				1		3				1	5
西 淀 川			1	2		4				1	8
淀 川			1	3							4
東 淀 川		2	1							1	4
城 東	1									2	3
鶴 見				1						2	3
住 之 江						2		1		2	5
平 野										2	2
西 成					1	1				1	3
合 計	2	2	5	8	3	13	1	2	2	18	56

- (注) 1. 西区、天王寺区、浪速区、東成区、旭区、阿倍野区、生野区、東住吉区、住吉区には対象工場・事業場はない。
 2. 電気・ガス事業法を含む。
 3. 鉱山保安法は除く。

表 1-2-9 窒素酸化物対策実施状況

(平成元年3月末現在)

施設名	実施方法	① 低NOx バーナー等 (注1)	② 外部排ガス 再循環	③ 水又は 蒸気噴霧 (注2)	④ ① ② ③ の組合せ	⑤ 脱硝対策	合計
	燃料種別						
ボイラー	都市ガス	261	29	14	61	2	367
	LPガス	1		1	1		3
	灯油	36	9	49	20	2	116
	重油	13	8	14	7	10	52
	その他	4	2		4		10
	計	315	48	78	93	14	548
加熱等	都市ガス	49			41	(注3) 8	98
	LPガス	2			6	1	9
	灯油	6		2	4		12
	重油	4			1	1	6
	その他	5	4		2	1	12
	計	66	4	2	54	11	137
合計		381	52	80	147	(注4) 25	685

- (注) 1. 低NOxバーナー(混合促進型、分割火炎型、自己再循環型等)及び段階的燃焼(二段燃焼、濃淡燃焼等)を含む。
 2. エマルジョン燃焼を含む。
 3. ガラス溶融炉4基を含む。
 4. 排煙脱硝装置実数 14基。

また、62年10月30日に、大気汚染防止法施行令が改正され、「燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル以上のガスタービン及びディーゼル機関」が、ばい煙発生施設として追加され、排出基準、総量規制基準及び燃料使用基準が適用されている。63年1月31日以前に既に設置されていた施設については、平成2年2月1日から届出を行う必要があり、排出基準（SO_xのみで、排ガス量1万N^m/h以上の施設）、総量規制基準（平成3年2月1日より）、燃料使用基準（平成3年2月1日より）が適用されている。

なお、非常用の施設については、規制基準は、当分の間適用しないこととしている。

このように大気汚染防止法が改正されたが、今後、コージェネレーションシステムの普及により、さらに市内の固定型内燃機関の設置数が急激に増加するものと考えられる。

そこで、これらの固定型内燃機関に対して、本市における窒素酸化物汚染状況を考慮して、大気汚染防止法による全国一律の基準に対して、対象規模を拡大し、さらに上回る基準を設定するとともに、法で対象外とされているガスエンジンについても対象に加えた「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を平成元年2月策定し、これらの施設に対して厳しく指導している。

指導要領では、排出濃度の指導基準、使用燃料、設備基準、届出、排出量の測定等を定めている。

排出濃度の指導基準を表1-2-10に示す。

表1-2-10 固定型内燃機関の排出濃度の指導基準値（第4条第1項関係）

固定型内燃機関		指導基準値(ppm:O ₂ =0%換算)	
		平成4年3月31日まで	平成4年4月1日以降
ガスタービン	2,000kw 未満	200	150
	2,000kw 以上	150	100
ディーゼル機関		500	300
ガスエンジン		300	200

備考) 1. この要領の施行日までに設置された固定型内燃機関については、当分の間適用しない。

2. 燃料の燃焼能力が重油換算で30ℓ/h以上50ℓ/h未満のガスエンジンについては、当分の間500ppm(O₂=0%)とする。

注) 「平成4年3月31日まで」とは、同日までに設置される施設、「平成4年4月1日以降」とは、同日以降に設置される施設を意味する。

6. ばいじん、粉じん対策

ばいじんについては、大気汚染防止法により、ばい煙発生施設の種類や規模ごとに排出基準がきだめられているが、57年5月28日に施行規則の改正があり、新規対象施設の7種類（コークス炉等）を加え、27施設から55施設に規制の細分拡大強化がなされるとともに、窒素酸化物と同様に標準酸素濃度補正方式が導入された。新施設については57年6月1日から、既設施設については59年7月1日から適用されている。また、一部の施設については、大阪府公害防止条例により旧排出基準に対する上乘せ基準及び設備基準が定められている。

物の破碎等に伴い発生する粉じんは、法律により飛散防止等について、粉じん発生施設の構造、使用及び管理の基準が定められており、府条例でも排出基準、設備基準が定められている。

さらに、「大気環境保全基本計画」では、これらばんじんを含めて今後の浮遊粒子状物質対策を進めるために、各種発生源の諸条件や、環境濃度の地域特性に応じた対策手法の確立を図らなければならないとしている。そのため、60年11月に本市公害対策審議会大気部会に設置した粒子状物質小委員会において、専門的・技術的な検討を行った結果、「浮遊粒子状物質対策のあり方について」として平成元年7月31日付で公害対策審議会から答申を受けた。本市では、この答申を踏まえて浮遊粒子状物質に係る計画を策定し、具体的施策を推進していく予定である。

当面の施策として以下に示すように、57年に改正強化されたばいじんに係る排出基準の効果的な運用を図るとともに、引き続き軽質燃料への転換等排出量抑制のための実効ある対策を進めて行く。

ア. 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づくばいじん排出基準等の遵守徹底を図るため、適正な施設管理、集じん装置の設置等を指導する。

イ. 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等の軽質燃料の使用を引き続き指導する。

ウ. 既設施設の構造変更等に際しても、新・増設に準じた指導を進める。

エ. 集じん装置が既に設置されている工場に対しては、装置の特性を勘案した保守管理を徹底させ、集じん効率の向上に努めさせるとともに、粉じん発生施設についても防除施設の適正管理を指導し、発生・飛散の防止に努めるよう指導する。

7. 有害物質対策

有害物質については、府条例によって、法律に基づく5種類を含めベンゼン、トルエン等48種類の有害物質を対象物質とした、排出基準、設備基準が定められている。炭化水素は、この有害物質の中で規制されているが、光化学オキシダント生成の原因物質の一つとして注目されている汚染物質であり、環境庁では、57年7月炭化水素類の固定発生源対策の推進を図るため、各自治体に対し対策指導と発生源把握を求める要請を行った。これを受けて、本市では発生源を把握するための実態調査を59年度に実施し、さらに対策について検討を進めている。

また、光化学オキシダント対策としては、窒素酸化物とならんで主要な原因物質とされている炭化水素（非メタン炭化水素）に重点をおいて抑制対策を進めることとする。

しかし、現在のところ、光化学オキシダントと炭化水素類の環境の中での定量的な因果関係、更には、個々の発生源における炭化水素の排出量が環境に及ぼす影響について十分解明されているとはいえない状況であり、62年から、これらについて詳細な調査を実施している。

当面の対策として、大阪府公害防止条例による炭化水素の規制・指導に加え、57年7月環境庁から示された「排出抑制技術指針」に基づき、現行の技術水準で可能な限り排出量を抑制するよう指導することとし、以下の施策を進めていく。

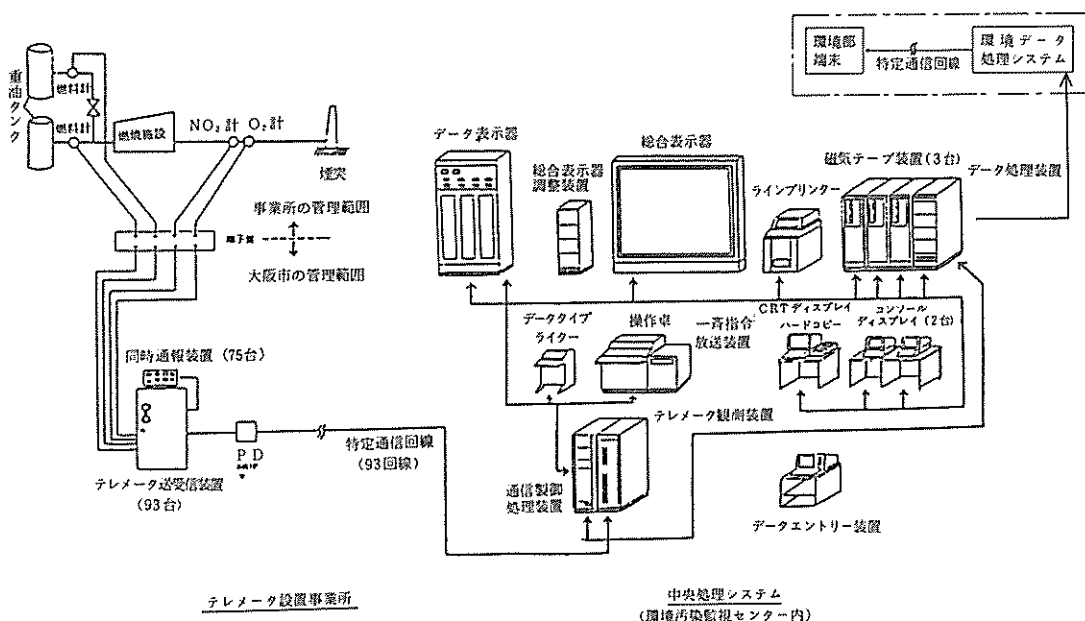
- ア. 大阪府公害防止条例による排出基準、設備基準の一層徹底した指導をするとともに、条例で規制されていない屋外塗装等に対しても適切な防止対策の指導に努める。
- イ. 各種の発生源について溶剤等の取扱い量、使用量、排出形態等の詳細な把握を行い、個々の発生源の実情に応じた処理方法を検討し、適切な指導を行う。
- ウ. 炭化水素の蒸発防止設備及び除去装置の保守管理を徹底させる。

8. 大気汚染発生源常時監視システム

このシステムでは、主要発生源工場（83工場）にテレメータ装置を設置し、燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量などを、集中的に常時監視している。

図1-2-4にシステム概略図を示した。

図1-2-4 大気汚染発生源常時監視テレメータシステム概略図



本システムは、次の機能を有している。

- (1) 硫黄酸化物総量規制にもとづく監視
- (2) 窒素酸化物総量規制にもとづく監視
- (3) 光化学スモッグ緊急時における発令状況の連絡及び汚染物質排出量削減状況の監視
- (4) 排煙脱硫装置の稼動状況及び脱硫効率の監視
- (5) 燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量などの集計、解析

常時監視を行っている工場の分布及び測定器の種類と台数は、図1-2-5、表1-2-11に示すとおりであり、これにより、市内燃料使用量の約80%の状況把握を正確迅速に行うとともに、規制・指導の手段としての活用を図っている。図1-2-6、図1-2-7、図1-2-8に、常時監視による燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の時間変化、日変化、月変化の一例を示した。

図 1 - 2 - 5 発生源常時監視工場分布図

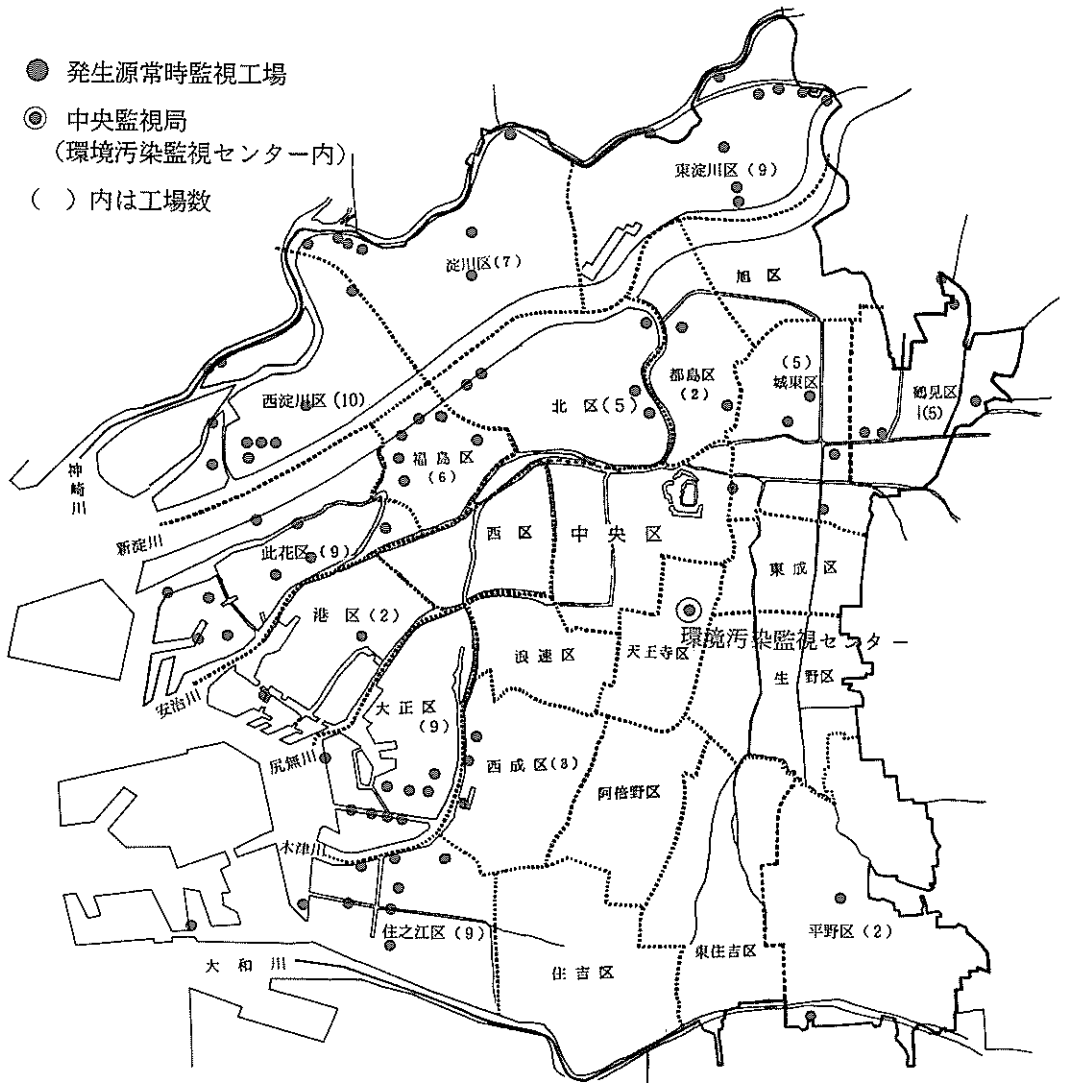


表 1 - 2 - 11 発生源常時監視83工場における測定器の種類と台数 (平成元年3月末現在)

測定器の種類	台数(台)	測定器の種類	台数(台)
煙道中硫黄酸化物濃度計	58	燃料油流量計	179
“ 酸素濃度計	106	燃料油中硫黄分分析計	3
“ 窒素酸化物濃度計	87	燃料ガス流量計	93
煙道排ガス流量計	24	発電電力量計	6
“ “ 温度計	1	石炭計量計	3

図1-2-6 燃料使用量およびSOx・NOx排出量の時間別変化

(平成元年3月)

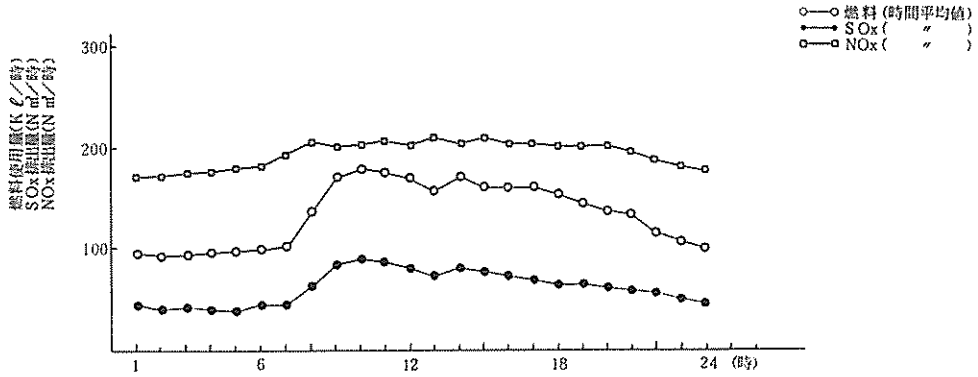


図1-2-7 燃料使用量およびSOx・NOx排出量の日別変化

(平成元年3月)

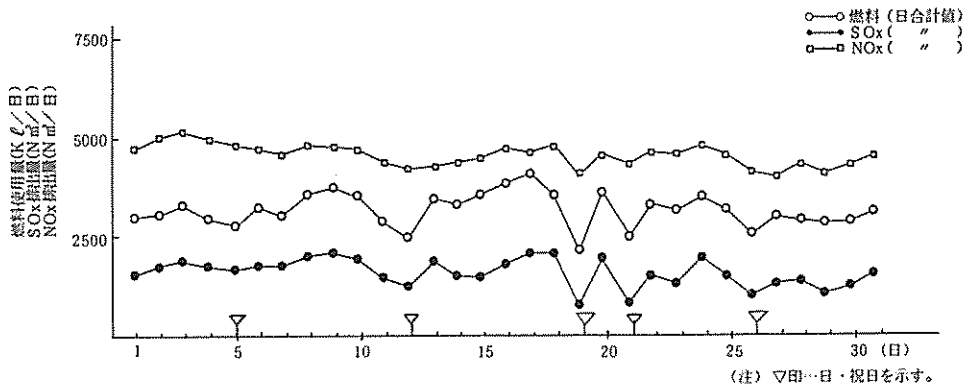
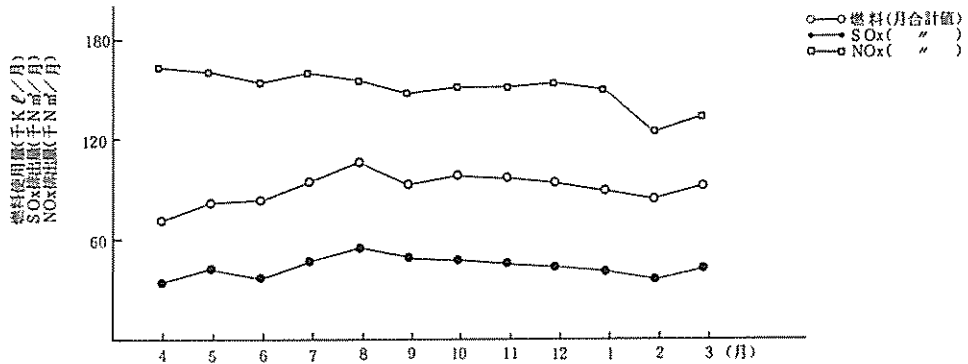


図1-2-8 燃料使用量およびSOx・NOx排出量の月別変化

(昭和63年度)



9. 立入指導等の状況

年々規制強化されてきている法律・条例による規制基準の遵守徹底を図りながら、工場・事業場に対して、使用燃料の軽質化、汚染物質削減技術の導入等を指導し、新增設の届出施設に対しては、新設にかかる厳しい各種の基準を遵守させることはもとより、汚染物質をできるだけ排出させない指導を行っている。

硫黄酸化物については、総量規制制度の推進をはかるため、主要工場に対しては使用燃料の硫黄分分析や、排煙脱硫装置の効率判定及び維持管理状況のチェックを実施し、また中小発生源に対しては、保健所を中心とする使用燃料の抜取検査により燃料基準の遵守状況を確認している。

窒素酸化物については、排出基準の強化（昭和58年9月10日施行）に伴い工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発・指導してきた。また57年11月1日から施行された総量規制に基づき、主要工場に対し、窒素酸化物濃度及び排出量の削減指導と確認を実施してきた。

ばいじん対策については、排出基準の強化（57年6月1日施行）にともない、工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発指導してきた。また、市内法対象工場にばいじん測定結果の実態調査を行い、基準との照合、自主管理の徹底についてもあわせて実施してきた。

なお、大気汚染に係る住民からの苦情陳情に対しては、保健所と協力して現場測定や検査分析を実施して発生源指導を行うとともに、経済的に制約のある中小企業に対しては、本市の公害防止設備資金融資制度の活用のもとに防止対策を指導し、苦情の解決に努めている。（表1-2-12～表1-2-15）

表1-2-12 環境保全課による立入指導等の状況

(63年度)

内容 種別	立 入 指 導						呼出指 導件数	措 置	
	立 入 内 訳					立 入 件数計		命 令	指 示
	届 出	融 資	陳 情	規 制	その他				
ばい煙	57	7	35	1,005	283	1,387	688	0	71
有害物質	10	2	31	35	3	81	43	0	0
粉じん	21	1	20	62	12	116	42	0	1
合 計	88	10	86	1,102	298	1,584	773	0	72

表 1 - 2 - 13 保健所における立入指導等の活動状況

(63年度)

種別	内容	立入指導件数	測定検査件数
法	律	2,632	111
条	例	1,659	28
そ	の	680	22
	他		
	計	4,971	161

表 1 - 2 - 14 種別検査件数

(63年度)

発生源	環 境 (敷地境界)	燃 料	原材料等	その他	計
10	10,402	531	0	0	10,943

表 1 - 2 - 15 項目別検査件数

(63年度)

検体数	項 目 別 検 査 件 数						計
	燃 料	有害ガス	粉じん	重金属類	酸性雨	その他	
1,475	531	58	599	45	9,710	0	10,943

昭和63年度窒素酸化物緊急対策に係る
ビル暖房用ボイラー設置事業場立入調査結果

	立入事 業場数	立 入 施設数	指 導 内 容					
			指導要 請数	測定及び届出義務			交 付	
				逆	測定義 務違反	届出義 務違反	指示書	要請文
旧 北 区	170	258	169	102	61	10	59	12
旧 東 区	231	293	230	152	55	4	45	7
上記を除く全区	538	637	538	285	253	6	172	51
合 計	939	1,188	937	539	369	20	276	70

注) 1. 指導要請数には、施設廃止に伴う廃止届提出指導を含む

2. 届出は設置届、使用届、構造変更届
3. 指示書は排ガス測定実施の指示等
4. 要請文は微素濃度管理の要請

第3節 緊急時対策

大気汚染が急激に著しくなり、人の健康などに被害の生ずるおそれのある場合には、法律条例による緊急時として、汚染物質ごとの環境濃度や気象条件にしたがって、予報、注意報、警報等を発令して一般に周知するとともに、主要工場や自動車に対し必要な措置を講じることになっている。

これらの措置は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて実施されるが、このうち、光化学スモッグについては、オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領にもとづいて措置している。

1. オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

市域内は4つの発令地域にわかれており、表1-3-1の発令基準によって予報等が発令される。表1-3-2、図1-3-1は発令地域と測定点を示している。予報等が発令されると表1-3-3による措置を講じるとともに、被害の訴えがあった時は、表1-3-4によって健康調査など適切な措置をとることとしている。

なお、市内の主要工場については、緊急時の発令に際し、テレメータシステムの活用をはかっている。

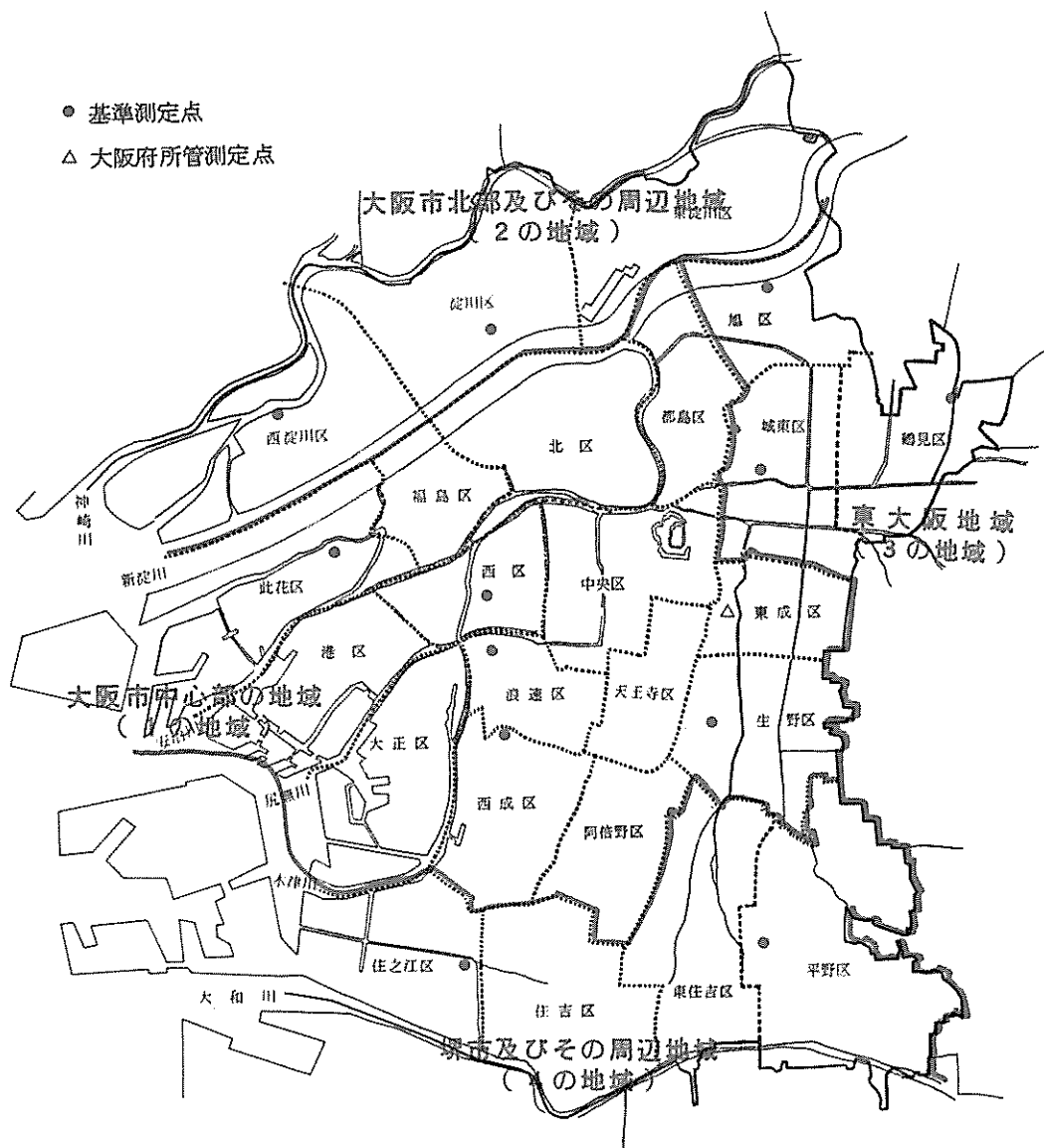
表1-3-1 発令区分と発令基準

区 分	オキシダント濃度 (ppm)
予 報	0.08
注 意 報	0.12
警 報	0.24
重 大 緊 急 警 報	0.40

表1-3-2 発令地域と測定点

地 域 名	基準測定点数
1の地域 大阪市中心部の地域	6
2の地域 大阪市北部及びその周辺地域（西淀川、淀川、東淀川）	4
3の地域 東大阪地域（旭、城東、鶴見）	8
4の地域 堺市及びその周辺地域（住之江、住吉、平野、東住吉）	9
5の地域 北 大 阪 地 域	4
6の地域 南 河 内 地 域	2
7の地域 泉 南 地 域	3
計	36

図1-3-1 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び基準測定点



測定点名（市内のみ）	
東成（府センター）	淀川（淀川区役所）
西成（堀江小学校）	旭（大宮中学校）
生野（勝山中学校）	城東（聖賢小学校）
西成（今宮中学校）	鶴見（茨田北小学校）
此花（此花区役所）	住之江（南稜中学校）
浪速（難波中学校）	平野（摂陽中学校）
西淀川（淀中学校）	

表1-3-3 発令時の措置

	発生源における措置	学童、住民における措置	広報等の方法
予報	(1) 緊急時対象工場 ^(注) に対し、注意報に備えて注意報の措置が行なえる体制をとるよう要請する。 (2) 緊急時対象工場のうち特別対象工場(市内4工場)は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の20%削減。 (3) 不要、不急の自動車を使用しないよう要請する。	(1) テレビ、ラジオに注意。 (2) 屋外での過激な運動をさける。 (3) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) テレビ、ラジオで周知。
注意報	(1) 緊急時対象工場は、排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の20%削減。 (2) 特別対象工場は警報にそなえ一部操業停止の体制。 (3) 不要、不急の自動車を使用しない。	(1) 学校等においては、できるだけ屋外の運動をさける。 (2) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) 上記に加え、広報車が出動することもある。 (2) 工場パトロール。
警報	(1) 上記の徹底。 (2) 重大緊急警報にそなえ一部操業停止の体制。 (3) 特別対象工場は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の40%削減。 (4) 自動車の使用をさける。	(1) 屋外になるべく出ない。 (2) 学校等においては屋外の運動をやめる。 (3) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	(1) 消防広報車による広報も加わる。 (2) 工場パトロール。
重急大警報	(1) 排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を40%削減。 (2) 公安委員会へ交通規制要請。	(1) 屋外に出ない。 (2) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に連絡する。	上に同じ

(注) 緊急時対象工場は、60年4月1日から大阪府公害防止条例施行規則の改正により、従前の「毎時1万立方メートル以上の排出ガスを排出する者」が「原料及び燃料の量を、窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して毎時2キロリットル以上使用する者」となった。

表1-3-4 被害の訴えがあったときの措置

保健所緊急調査	保健所において環境、健康調査
局緊急調査	必要に応じ、環境部、保健部、環境科学研究所が保健所緊急調査班と共同で実施

2. 発令状況及び被害の訴え状況

光化学スモッグ予報等の発令状況は、表1-3-5に示すとおり昭和63年度は、予報11回、注意報6回であり、62年度の予報25回、注意報18回と比べ半数以下となっており、過去8年間で最も少ない発令回数となっている。

また、被害の訴え状況は、表1-3-6に示すとおり63年度は0件であった。

表1-3-5 年度別・地域別光化学スモッグ予報等発令状況 (単位:回数)

地域	地域名	56年度		57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度		63年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市 中心部	7	3	4	0	2	1	7	2	10	6	8	0	12	3	3	1
2	大阪市北部 とその周辺	2	0	2	0	3	1	5	0	10	3	5	1	12	6	3	0
3	東大阪	10	9	7	3	4	3	9	8	16	14	13	9	21	12	7	3
4	堺とその 周辺	5	4	8	3	7	6	7	4	16	11	13	7	22	11	11	6
5	北大阪	9	3	3	2	4	1	8	6	16	13	11	7	16	10	4	2
6	南河内	3	2	3	0	2	1	8	2	15	10	10	6	22	16	5	2
7	泉南	2	1	9	5	4	1	5	3	7	1	7	2	11	2	3	0
市内発令回数		11	11	11	6	8	7	12	9	19	17	16	12	25	18	11	6
府下発令回数		13	12	11	8	8	8	12	9	19	19	16	25	21	11	8	

(注) 1. 警報・重大緊急警報の発令回数は0。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数をいう。

表1-3-6 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名 (市内関連 地域のみ)	56年度		57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度		63年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市 中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部 とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東大阪	0	0	0	0	2	18	4	11	5	14	0	0	1	166	0	0
4	堺とその 周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府下合計		6	9	0	0	2	18	4	11	6	16	0	0	1	166	0	0

第2章 交通公害対策

第1節 自動車公害の現況

1. 大気汚染

道路沿道のNO₂（二酸化窒素）濃度は、自動車からのNO_x（窒素酸化物）の排出量や風速等の気象条件により変動すると考えられるが、自動車排出ガス測定局（11局）におけるNO₂及びNO_x濃度の経年変化は、図2-1-1に示すように昭和59年度頃までは低減していたが、昭和60年度以降はやや上昇気味である。この理由は、自動車交通総量の伸びやディーゼル化傾向の要因が自動車排出ガスの規制効果を減殺しているためと考えられる。また、自動車排出ガス測定局における昭和62年度と63年度のNO₂日平均濃度は、図2-1-2のとおり0.05ppm前後を中心に分布しており、63年度は62年度に比べて高濃度域での比率が減少している。

自動車排出ガス測定局(11局)においては、これまで全局で環境基準に不適合となっている。また、大阪市を中心とするNO_x総量規制地域におけるNO_x排出量のうち自動車占める割合は、図2-1-3に示すように昭和60年度で約1/2となっている。

自動車保有台数は、図2-1-4のとおり市内ではここ数年2～3万台/年の増加が続き、63年3月末で86万台となっている。また、大阪府域においても同様に10～16万台/年の増加が続き、63年12月末で306万台となっている。車種別自動車保有台数は表2-1-1のとおり、大阪市内では乗用車が約1/2、貨物車が約1/4を占めている。

図2-1-1 自動車排出ガス測定局NO₂・NO_xの日平均値の98%値及びNO_x濃度経年変化

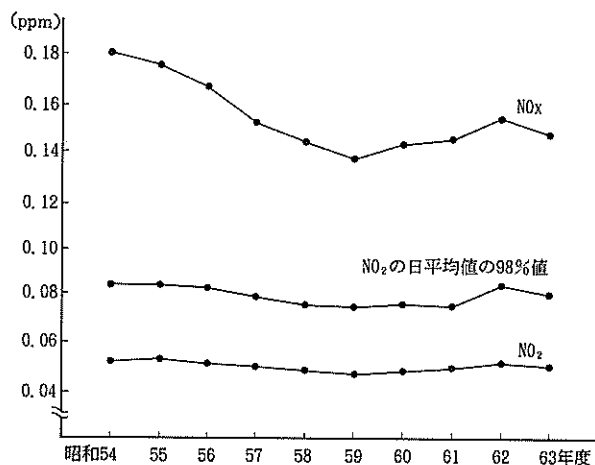


図 2-1-2 自動車排出ガス測定局のNO₂ 日平均濃度分布

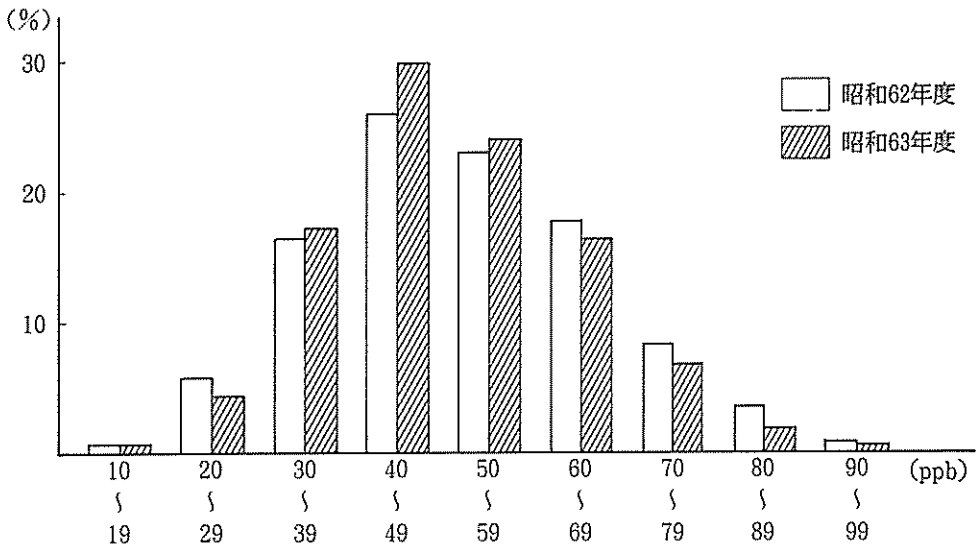
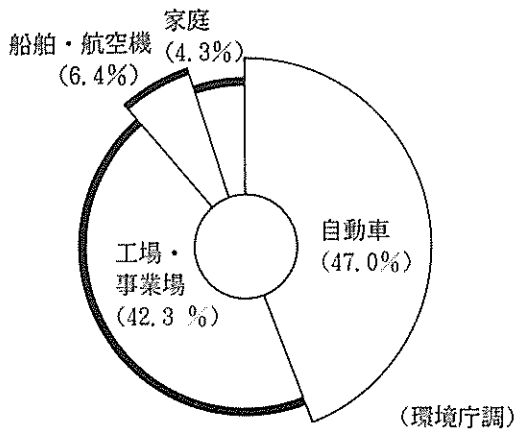


図 2-1-3 NO_x 排出量のうち自動車の占める割合
(大阪市等NO_x総量規制地域)



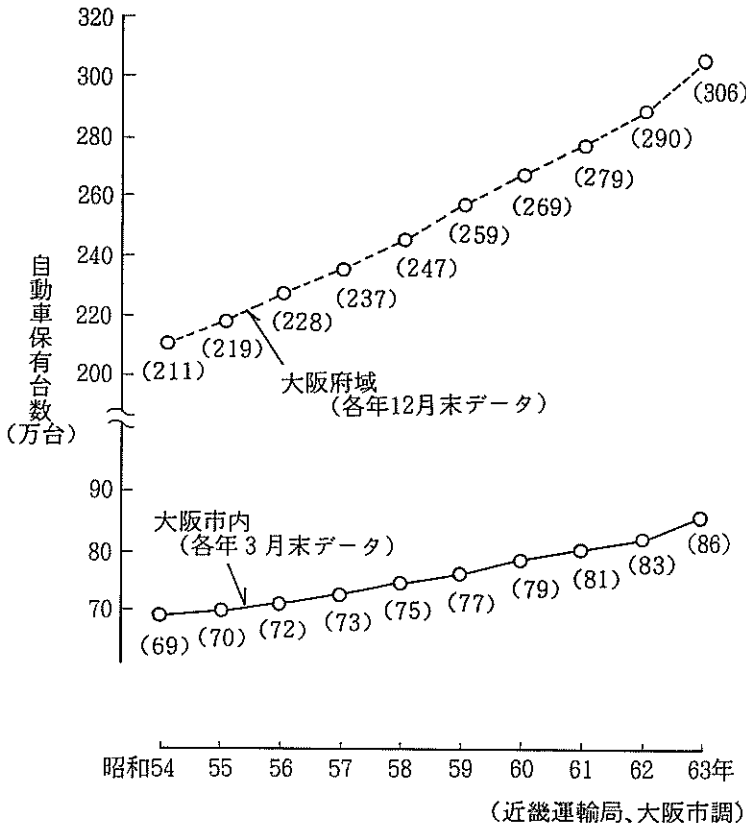
また、自動車交通量は、市内主要交差点8地点での調査によると、この数年は横ばいであるが、阪神高速道路では1～2万台/年の割合で増加している。また、市内主要交差点10地点での年間交通渋滞時間はこの数年横ばい状態が続いているが、最近はやや増加傾向にある。

大阪府域における自動車用燃料の販売量の推移は、図2-1-5のとおりここ数年間増加傾向を示している。特に軽油の伸び率が大きくなっているのは、ディーゼル車の増加によるものと考えられる。

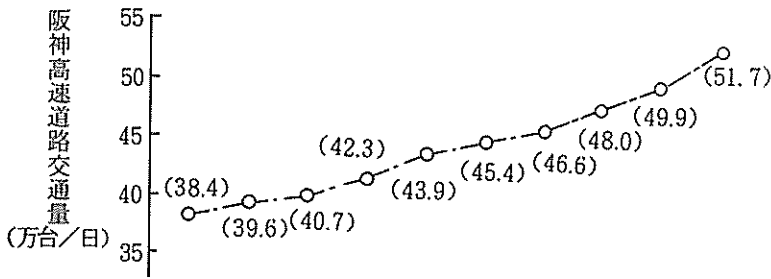
車種別のディーゼル化率の推移を図2-1-6に示すが小型貨物車のディーゼル車への転換が顕著である。また、ディーゼル車のうちでも、副室式からNOx排出量の多い直接噴射式への転換が進んでいる。

図2-1-4 自動車排出ガス汚染諸要因の推移

①自動車保有台数

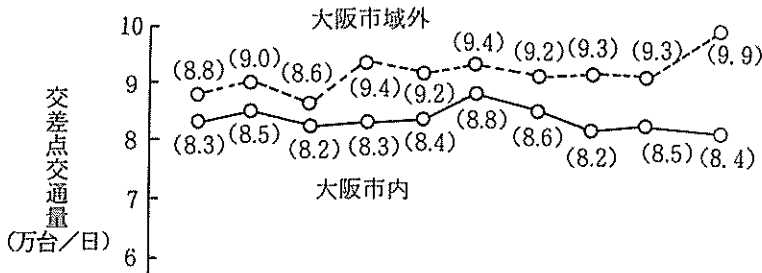


②阪神高速道路交通量（各年度末データ）

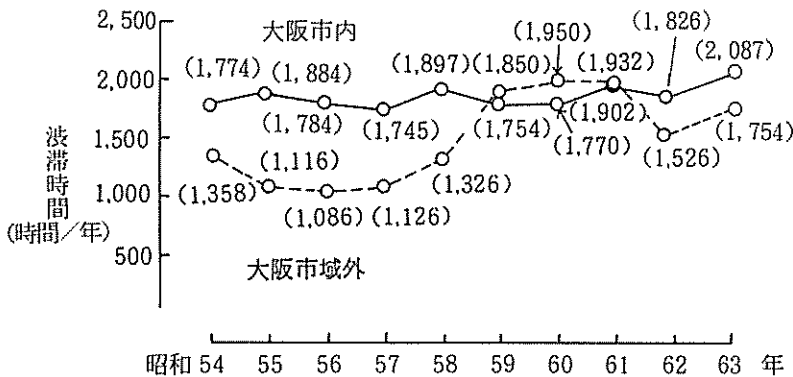


(阪神高速道路公団調)

③主要交差点における1日交通量（各年5月末データ）



④主要交差点における年間交通渋滞時間



(大阪府警察本部調)

- (注) 1. 阪神高速道路交通量は、大阪府域の1日平均交通量である。
 2. 交差点交通量、交通渋滞については、市内・市域外の主要な交差点の調査結果を1地点あたりになおしたものである。
 ・交差点交通量……………継続測定点 計12地点(市内8地点、市域外4地点)
 ・交通渋滞……………継続測定点 計20地点(市内10地点、市域外10地点)

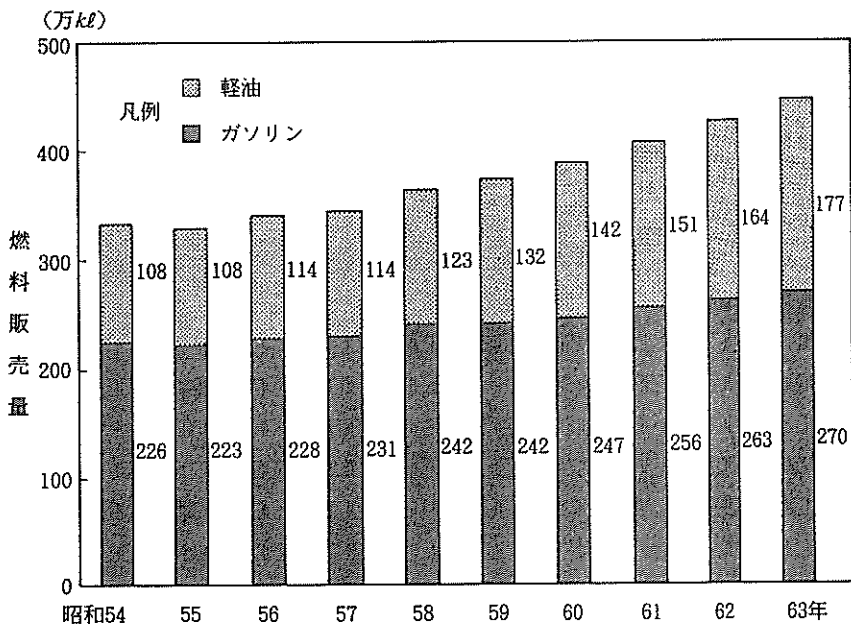
表 2 - 1 - 1 大阪府域・大阪市内における車種別自動車保有台数

(大阪府域 昭和63年12月末)
(大阪市内 昭和63年3月末)

種 類	大 阪 府 域		大 阪 市 域 内		
	台 数	車種構成比 (%)	台 数	車種構成比 (%)	
乗 用	普通車	93,146	3.0	30,934	3.6
	小型四輪車	1,512,311	49.5	376,931	43.9
	小 計	1,605,457	52.5	407,865	47.5
貨物車	普通車	129,609	4.2	44,092	5.1
	小型四輪車	415,730	13.6	171,307	20.0
	小型三輪車	406	0.0		
	小 計	545,745	17.8	215,399	25.1
その他	特殊用途車	29,706	1.0	12,768	1.5
	大型特殊車	10,658	0.4	5,090	0.6
	小型特殊車	10,740	0.4	5,202	0.6
	小型二輪車	71,934	2.4	16,982	2.0
	軽自動車	765,163	25.0	188,271	21.9
	乗合車	9,462	0.3	3,478	0.4
	被けん引車	6,451	0.2	3,597	0.4
	小 計	904,114	29.7	235,388	27.4
合 計	3,055,316	100.0	858,652	100.0	

(注) 1. 大阪府域には、大阪市内を含む。(近畿運輸局、大阪市調)
2. 大阪市内の軽自動車・小型特殊車は、大阪市財政局の資料による。

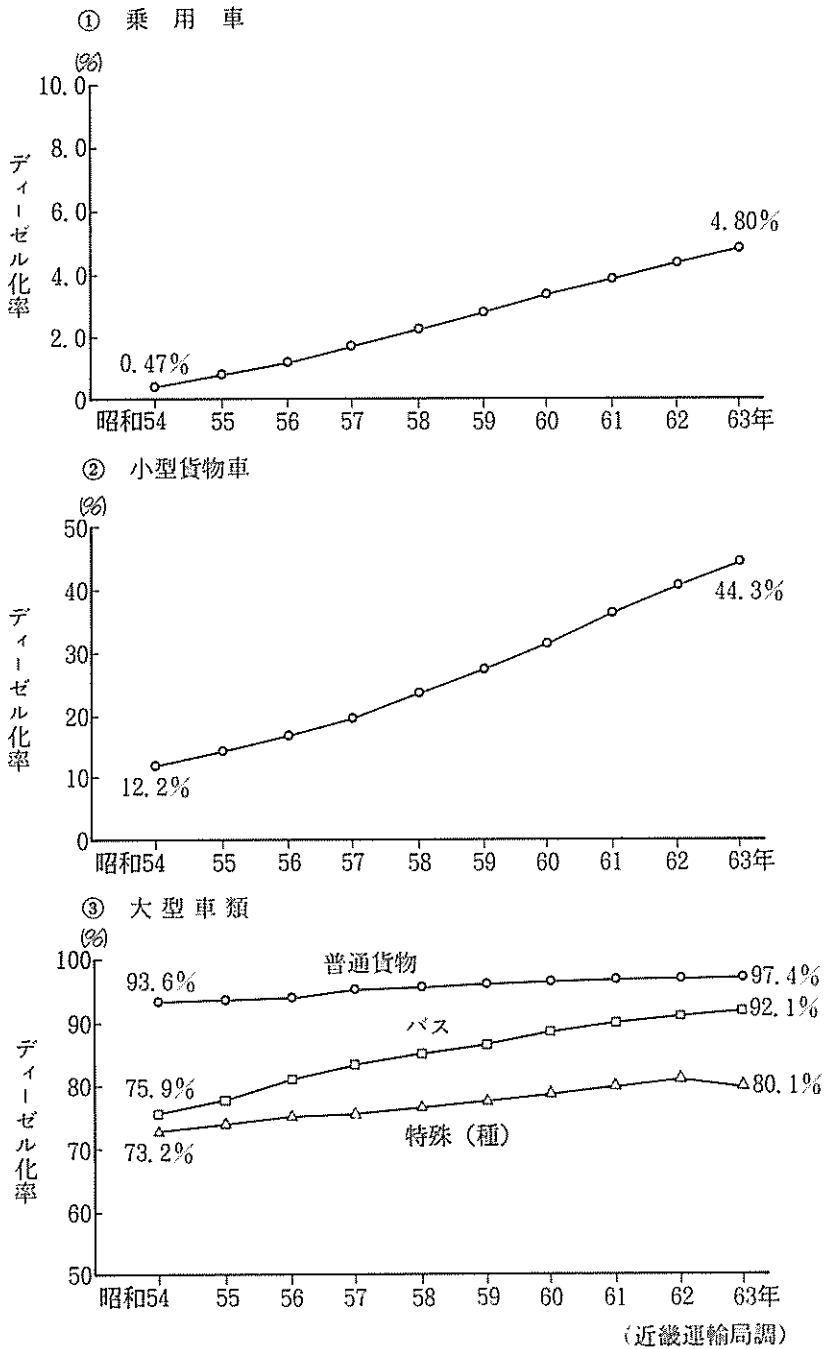
図 2 - 1 - 5 自動車用燃料の販売量の推移 (大阪府域)



(通商産業省、石油連盟調)

(注) 本図の数値は年間(1月~12月)、燃料販売量(単位: 万kℓ)である。

図2-1-6 大阪府域における車種別ディーゼル化率の推移（各年12月末）



(注) ディーゼル化率とは、各車種における軽油車の総台数に対する割合である。

2. 騒音・振動

市内の一般幹線道路における自動車騒音は、全般的に高く、図2-1-7のとおり騒音の大きさは昼間でおおむね61～75ホンの範囲にあり、平均値は68.9ホンであり、昭和51年以来ほぼ横ばいの状況である。また夜間については、おおむね56～70ホンの範囲で、平均値は63.3ホンを示しており、昼間に比較して5ホン以上低減している。

路線別にみた騒音レベルは、図2-1-8に示すとおり、昼間では国道43号、築港深江線など76ホン以上の高い値を示す路線が少なくない。夜間では全般に騒音レベルの低下があるものの、なお、2、3の路線では76ホン以上の高い値を示している。

一方、市内の高速道路沿道における騒音レベルは、図2-1-9に示すとおり、平均値は昼間では64.9ホン、夜間では61.6ホンであり、一般幹線道路にくらべ騒音レベルはやや低くなっている。

なお、環境基準の適合状況は、一般幹線道路では昼間9%、夜間15%と、夜間の適合率が上昇するのに対し、高速道路では、夜間における騒音レベルの低下が、一般幹線道路と比較すると小さいため、昼間の適合率49%が、夜間では10%と逆に低下している。

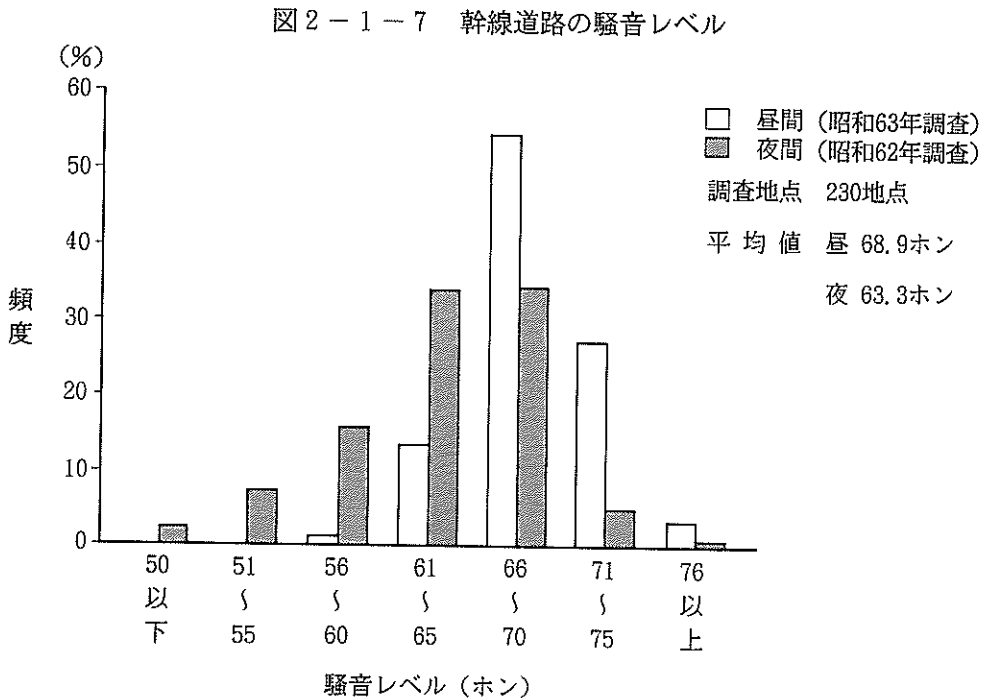
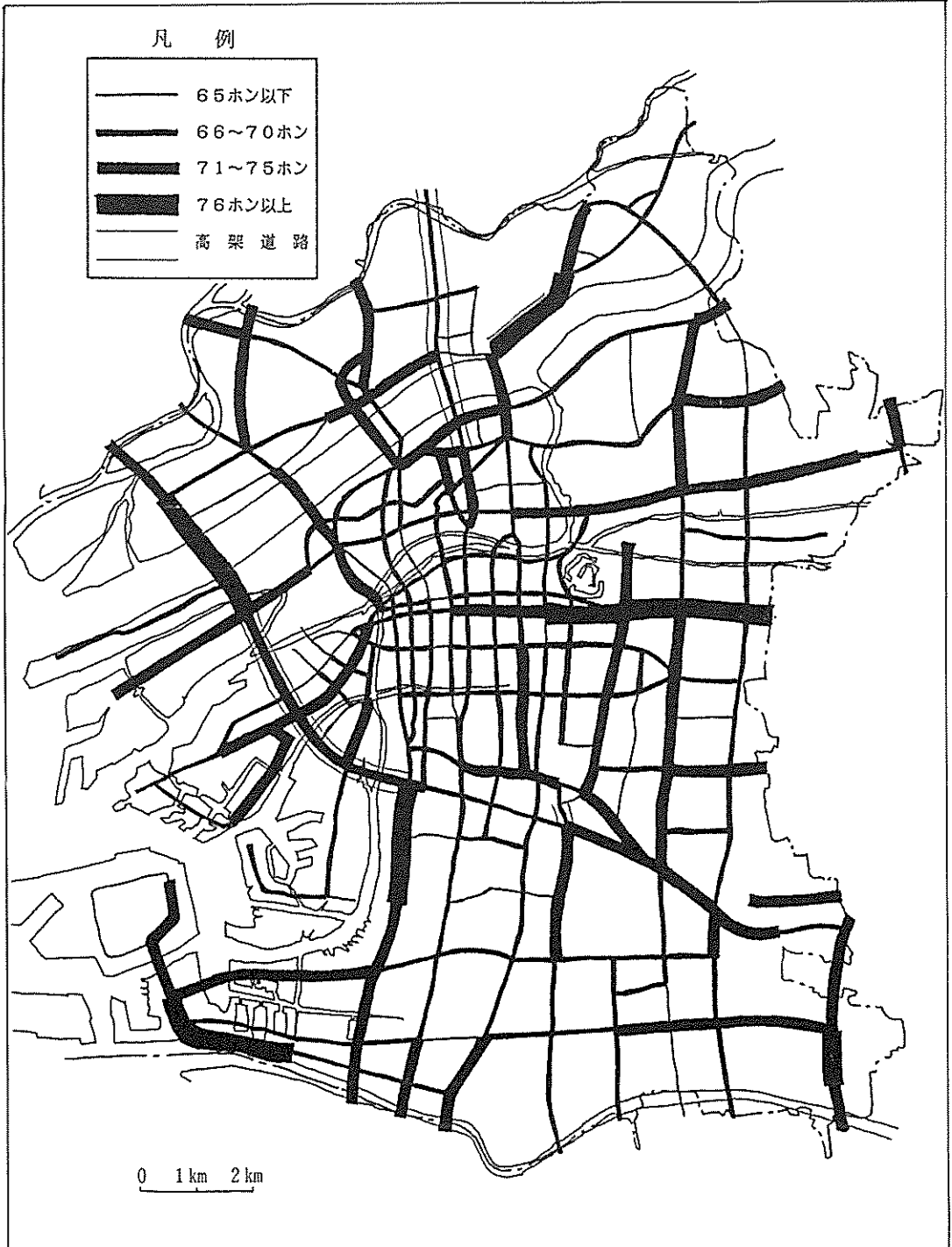
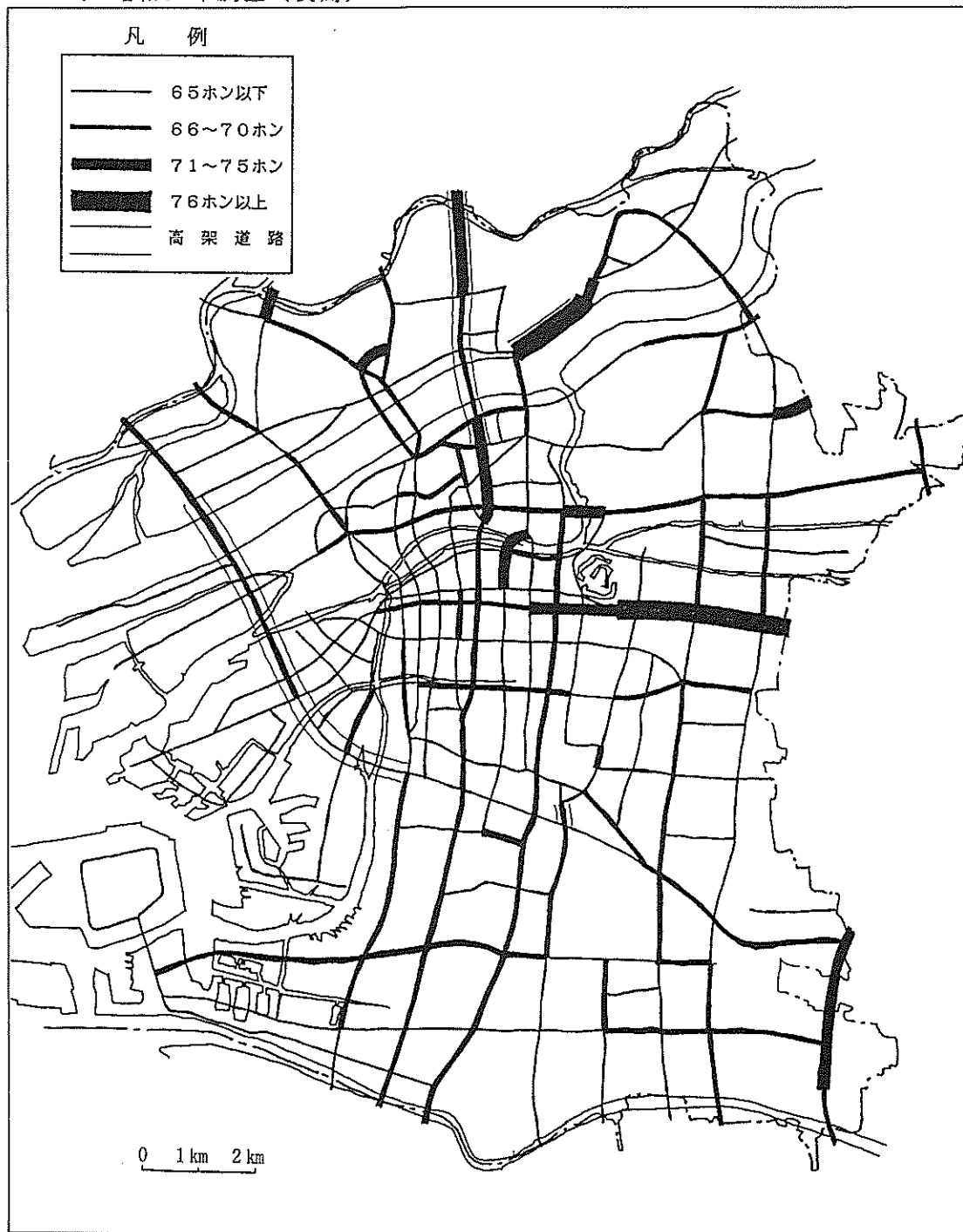


図2-1-8 一般幹線道路の路線別騒音レベル

1) 昭和63年調査(昼間)



2) 昭和62年調査 (夜間)



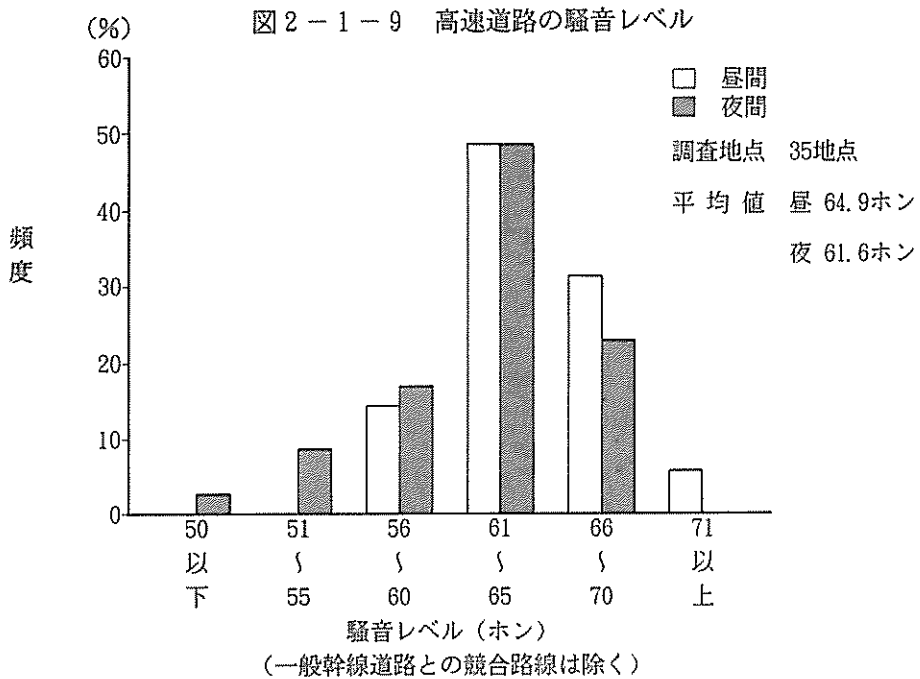
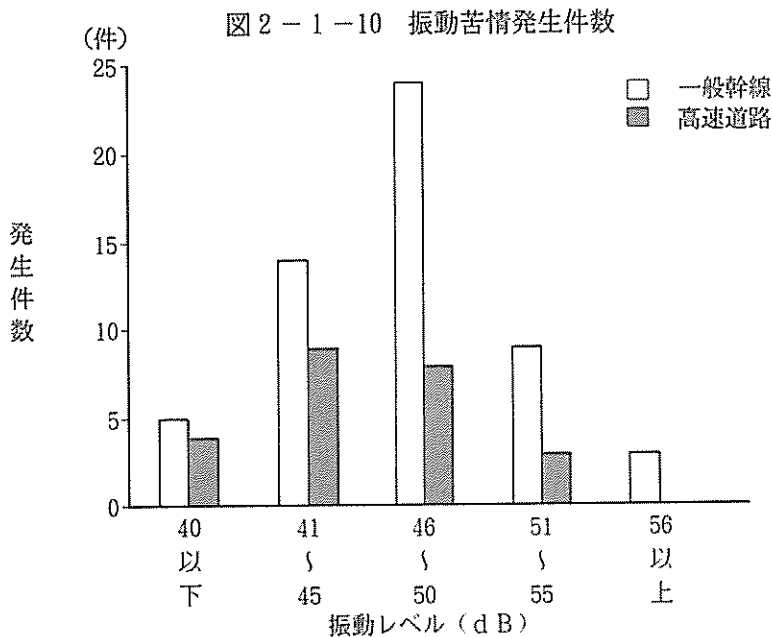


図 2-1-10は、過去 6 年間の市民からの苦情により測定した道路振動のレベルを示すものである。一般幹線道路では46~50dBの範囲で最大の発生頻度がみられ、高速道路ではやや低いレベルへ移行し、41~45dBの範囲で最大の発生頻度がみられる。

なお、昭和63年度における交通騒音振動苦情の発生は32件であり、とくに大型車の走行が大きな原因となっている。



第 2 節 自動車公害対策

自動車公害対策としての各種施策は、大気汚染対策として有効なもの、騒音・振動対策として効果のあるもの、あるいは両者に効果を発揮するものがある。

大気汚染対策としては、排出ガス規制など自動車単体からの汚染物質排出量を低減させることが基本となっている。また、自動車交通が集中することにより大気汚染問題が生じている都市域においては、自動車交通量を抑制する施策が必要である。さらに、局地的な大気汚染が発生している地域に対しては、総合的な交通対策や沿道環境の整備などが考えられる。

一方、騒音・振動対策としては、騒音に関する自動車単体規制のほかに、走行状態の改善、道路構造の改善、沿道環境の整備などの施策が有効とされている。

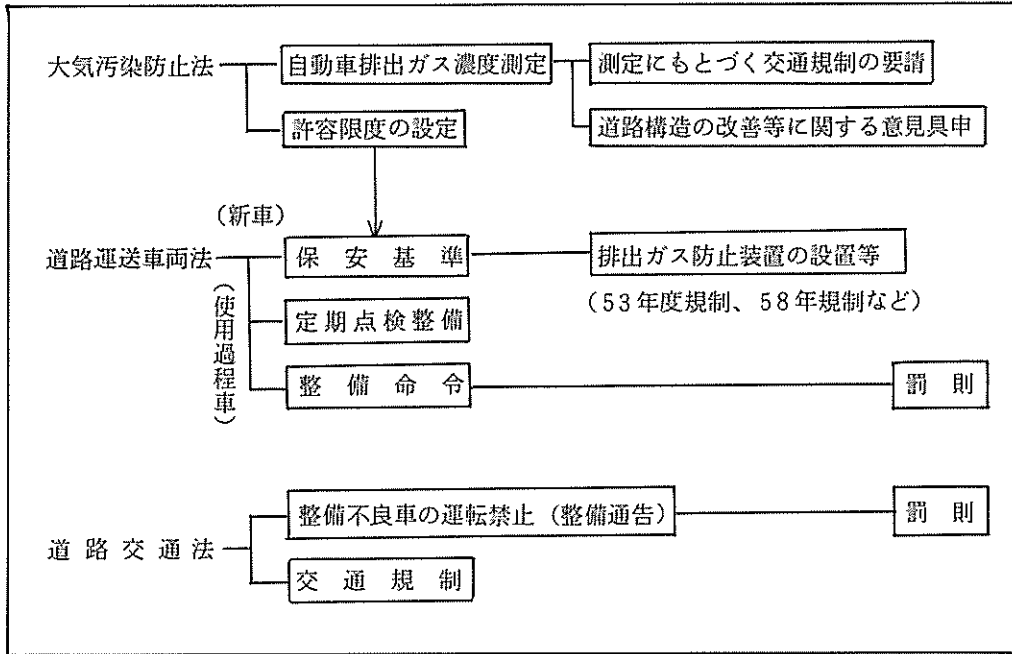
本市では、平成元年 2 月に自動車公害防止計画を策定し、排出ガス等規制の強化、低公害車の普及促進、最新規制適合車への代替促進等発生源対策をはじめ、人流・物流両面にわたる自動車交通量の抑制策等、実効ある施策について、関係機関の協力のもとに積極的に推進している。

1. 自動車排出ガス・騒音規制の法体系

(1) 大気汚染

自動車排出ガスに係る法規制については、発生源対策として、大気汚染防止法に基づき排出ガス量の許容限度が設定されているが、この許容限度を確保するために道路運送車両法に基づき保安基準として規制されており、道路交通法では排出ガス基準を超える車両を整備不良車として運転を禁止している。また、大気の汚染が一定の基準を超える場合には、交通規制の要請や道路構造の改善等について公安委員会や道路管理者に意見具申を行い、環境改善に努めることとしている。自動車排出ガス規制の法体系は、図 2-2-1 のとおりである。

図 2 - 2 - 1 自動車排出ガス規制の法体系



(2) 騒音・振動

自動車騒音については、道路に面する地域を対象とした「騒音に係る環境基準」が制定されており、この達成を目標として、各種の施策が講じられている。(図 2 - 2 - 2 参照)

まず、自動車本体の騒音発生量については、騒音規制法により許容限度を定めると規定されているが、自動車の構造等と不可分な関係にあることから、道路運送車両法に基づく保安基準により確保されている。

また、騒音規制法によって自動車騒音の限度(要請基準)が表 2 - 2 - 1 のように定められており、この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会に対し、道路交通法に則った交通規制の措置をとることを要請し、また、道路管理者には道路構造の改善等の意見を述べる事ができることとなっている。

これら騒音規制法による対策に加え、昭和55年には、道路交通騒音による障害を防止するとともに、道路周辺の土地利用の適正化を目的として、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(図 2 - 2 - 3 参照)が公布され、幹線道路沿道における緩衝建築物の誘導等に関する検討が進められることになった。

図 2-2-2 道路交通騒音に関する法体系

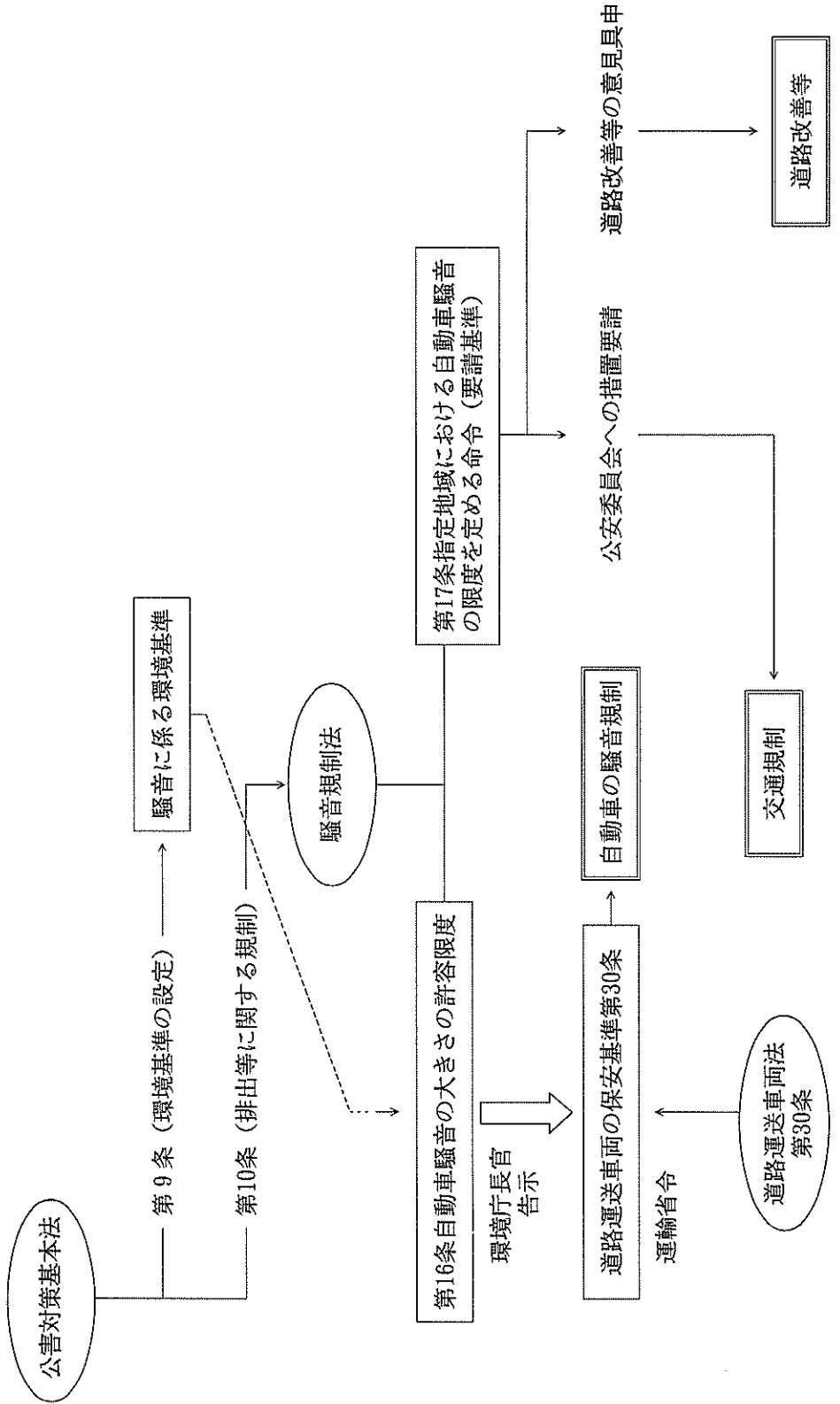


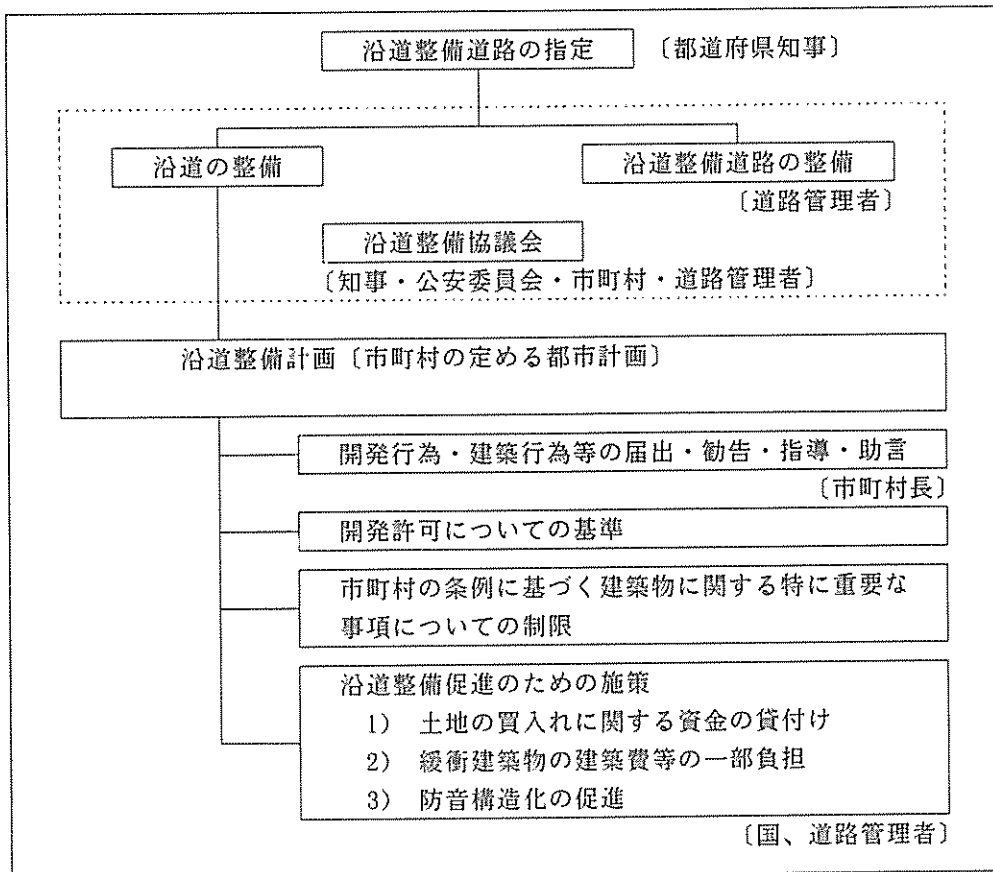
表 2-2-1 自動車騒音の限度（要請基準）

中央値（単位：ホン）

区域の区分	用途地域	車線数の別	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日の午前6時)
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	1車線を有する	55	60	55	50
		2車線を有する	65	70	65	55
		2車線を越える	70	75	70	60
第3種区域 及び 第4種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 (工業専用地域)	1車線を有する	65	70	65	60
		2車線を有する	70	75	70	65
		2車線を越える	75	80	75	65

- (注) 1. (工業専用地域) は大阪府公害防止条例のみ適用。
 2. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

図 2-2-3 沿道整備法の概要



一方、道路交通振動については、振動規制法により道路交通振動の限度（要請基準）が表2-2-2のように決められており、この限度を超えて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、道路管理者に対して道路補修等の措置をとるべきことを要請し、または公安委員会に対して道路交通法の規定による交通規制の措置を要請することができる（図2-2-4参照）

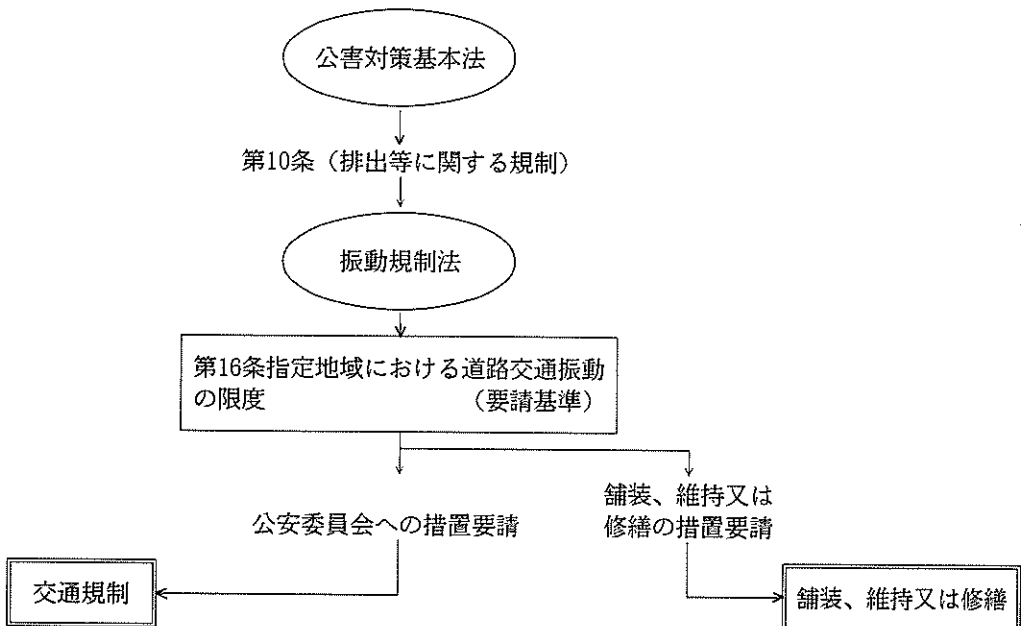
表2-2-2 道路交通振動の限度（要請基準）

80%レンジ上端値（単位：dB）

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業・商業・準工業・工業・（工業専用）地域	70	65

- (注) 1. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
2. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

図2-2-4 道路交通振動に関する法体系



2. 自動車単体規制

(1) 排出ガス規制

大気汚染防止法では、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、鉛化合物、窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（ディーゼル黒煙）の5物質を「自動車排出ガス」として定めており、その中の鉛化合物は、49年9月通産省の省議決定により、ガソリンの無鉛化対策が実施されている。残る4物質については、表2-2-3に示すとおり新車にかかる規制が強化されてきている。とくに窒素酸化物については、52年12月の中央公害対策審議会答申に示された規制の完全実施が図られた後、ディーゼル乗用車については、手動変速機付車両が61年規制として61年10月に、また自動変速機付車両は62年規制として62年10月から規制の強化がなされている。

一方、貨物車については、昭和63年、平成元年、2年規制が実施されることにより、窒素酸化物は、大型ディーゼルトラックが未規制時に比べ36～47%に低減され、ライトバン等軽量トラックが乗用車並みに規制されることとなった。

さらに、ディーゼル乗用車の規制強化を行うため、平成2年、4年規制として実施されることとなり、未規制時に比べ、21～26%まで低減されることとなる。（図2-2-5参照）

表2-2-4は使用過程車にかかる規制を示したものである。

しかしながら、本市をはじめとする大都市においては、二酸化窒素等の濃度が改善されていないことから、本市としても、ディーゼル車を中心とした窒素酸化物規制の強化や規制走行モードの見直し及び軽油の低硫黄化等について、引き続き国へ要望していくとともに、自動車メーカーに対しても、排出ガス低減技術の開発、実用化について要望している。

表2-2-3 新車規制

① 一酸化炭素 (CO)

(単位: g/Km)

燃 種	車 種	従 来 車 の 排 出 量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	61・62年規制	63年規制
ガソリン	乗 用 車	20.5	18.4 (10.2%)		2.10 (89.8%)		
	貨 物 車	軽量車	20.5	18.4 (10.2%)		13.0 (36.6%)	2.10 (89.8%)
		中量車	20.5	18.4 (10.2%)		13.0 (36.6%)	
		重量車	1.34%	1.20% (10.4%)			
L P G	乗 用 車	11.6	10.4 (10.4%)		2.10 (81.9%)		
	貨 物 車	軽量車	11.6	10.4 (10.4%)		13.0 (-12.1%)	2.10 (81.9%)
		中量車	11.6	10.4 (10.4%)		13.0 (-12.1%)	
		重量車	0.93%	0.83% (10.8%)			
軽 油	ディーゼル車	832 ppm		790 ppm (5.0%)		乗用車のみ 2.10g/Km	車両総重量 1.7t以下 2.10g/Km

② 炭化水素 (HC)

(単位: g/Km)

燃 種	車 種	従 来 車 の 排 出 量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	61・62年規制	63年規制
ガソリン	乗 用 車	3.74	2.94 (21.4%)		0.25 (93.3%)		
	貨 物 車	軽量車	3.74	2.94 (21.4%)		2.10 (43.9%)	0.25 (93.3%)
		中量車	3.74	2.94 (21.4%)		2.10 (43.9%)	
		重量車	514ppm	416ppm (19.1%)			
L P G	乗 用 車	2.92	2.34 (19.9%)		0.25 (91.4%)		
	貨 物 車	軽量車	2.92	2.34 (19.9%)		2.10 (28.1%)	0.25 (91.4%)
		中量車	2.92	2.34 (19.9%)		2.10 (28.1%)	
		重量車	485ppm	352ppm (19.1%)			
軽 油	ディーゼル車	567 ppm		510 ppm (10.1%)		乗用車のみ 0.4g/Km	車両総重量 1.7t以下 0.4g/Km

図 2-2-5 自動車排出ガス規制強化の推移 (一台当たりNOx 排出量の平均値)

① 乗 用 車

ア. ガソリン・LPG車

100%	48/4 前(未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
39%	50/4 (50年度規制)
27%	1トン超 51/4 (51年度規制)
20%	1トン以下 51/4 (51年度規制)
8%	53/4 (53年度規制)

イ. ディーゼル車

100%	49/9 前(未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
60%	54/4 (54年規制)
52%	57/1 (57年規制)
37%	1.25トン超 61/10 手動変速式 (61年規制)
29%	1.25トン以下 62/10 自動変速式 (62年規制)
26%	1.25トン超 4/10 (4年規制)
21%	1.25トン以下 2/12 (2年規制)

② 貨物車・バス

ア. ガソリン・LPG車

軽量車 (1.7トン以下)

100%	48/4 前(未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
32%	54/1 (54年規制)
19%	56/1 (56年規制)
8%	63/12 (63年規制)

中量車 (1.7トン超 2.5トン以下)

100%	48/4 前(未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
39%	54/1 (54年規制)
29%	56/12 (56年規制)
23%	元/10 (元年規制)

軽自動車 (貨物車)

100%	48/4 前(未規制)
71%	48/4 (48年度規制)
59%	50/4 (50年度規制)
39%	54/1 (54年規制)
29%	57/1 (57年規制)
16%	2/10 (2年規制)

重量車 (2.5トン超)

100%	48/4 前(未規制)
70%	48/4 (48年度規制)
59%	52/8 (52年度規制)
42%	54/1 (54年規制)
29%	57/1 (57年規制)
25%	元/10 (元年規制)

イ. ディーゼル車

直接噴射式

100%	49/9 前(未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
56%	54/4 (54年規制)
49%	58/8 (58年規制)
42%	総重量 2.5~3.5 t 63/12 (63年規制)
40%	総重量 3.5 t 超 元/10 (元年規制)
	大型トラック、クレーン車 2/10 (2年規制)
	総重量 1.7~2.5 t 63/12 (63年規制)

副室式

100%	49/9 前(未規制)
80%	49/9 (49年度規制)
68%	52/8 (52年度規制)
60%	54/4 (54年規制)
52%	57/10 (57年規制)
47%	総重量 1.7~2.5 t 63/12 (63年規制)
36%	総重量 2.5 t 超 元/10 (元年規制)
	大型トラック、クレーン車 2/10 (2年規制)
	総重量 1.7 t 以下 63/12 (63年規制)

表 2-2-4 使用過程車規制

車 種	規 制 の 内 容		
	規 制 項 目	許 容 限 度	試 験 方 法
ガソリン及びLPG車 (乗用車、ライトバン 小型トラック、軽自動車 トラック、バスなど)	CO	4.5 %	アイドリング時
	HC	1,200 ppm (4 サイクル車)	アイドリング時
		7,800 ppm (2 サイクル車) 3,300 ppm (特殊エンジン車)	
軽油車 (ディーゼル車)	ディーゼル黒煙	50 %	無負荷急加速時 ろ紙汚染度

③ 窒素酸化物 (NOx)

燃 車 種	従来車の 排出量 (平均値)	48年度 規制	49年度 規制	50年度 規制	51年度規制	52年度 規制	53年度 規制	54年 規制	56年 規制	57年 規制	58年 規制	
ガ ソ リ ン 車	乗 用 車	3.07	2.18 (29.0%)		1.20 (60.9%)	1トン0.60 以下 (80.5%) 1トン0.85 超 (72.5%)		0.25 (91.9%)				
	貨 物 車	軽量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)			1.00 (67.4%)	0.60 (80.5%)		
		中量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)			1.20 (60.9%)	※1 0.90 (70.7%)	※2 0.90 (70.7%)	
	重量車	ppm 2,626	ppm 1,838 (30.0%)				ppm 1,550 (41.0%)	ppm 1,100 (58.1%)		ppm 750 (71.4%)		
L P G	乗 用 車	3.13	2.19 (30.0%)		1.20 (61.7%)	1トン0.60 以下 (80.8%) 1トン0.85 超 (72.8%)		0.25 (92.0%)				
	貨 物 車	軽量車	3.13	2.19 (30.0%)		1.80 (42.5%)			1.00 (68.1%)	0.60 (80.8%)		
		中量車	3.13	2.19 (30.0%)		1.80 (42.5%)			1.20 (61.7%)	※1 0.90 (71.2%)	※2 0.90 (71.2%)	
	重量車	ppm 2,626	ppm 1,838 (30.0%)				ppm 1,550 (41.0%)	ppm 1,100 (58.1%)		ppm 750 (71.4%)		
軽 油	ディーゼル車 (直噴式)	ppm 962.5		ppm 770 (20.0%)			ppm 650 (32.5%)	ppm 540 (43.9%)			ppm 470 (51.2%)	
	ディーゼル車 (副室式)	ppm 562.5		ppm 450 (20.0%)			ppm 380 (32.4%)	ppm 340 (39.6%)			ppm 290 (48.4%)	

④ 粒子状物質 (ディーゼル黒煙)

燃 種	車 種	規 制 値	試 験 方 法	適 用 時 期
軽 油	ディーゼル車	50%	全負荷時ろ紙汚染度	47年7月

(単位：g / km)

61・62年規制	63年規制	平成元年規制	2年規制	4年規制
	0.25 (91.9%)			
		※1 0.7 (77.2%)	※2 0.5 (83.7%)	
		ppm 650 (75.0%)		
	0.25 (91.9%)			
		※1 0.7 (77.6%)	※2 0.5 (84.0%)	
		ppm 650 (75.0%)		
	車両総重量 1.7～2.5t 380ppm (60.0%) 車両総重量 2.5～3.5t 400ppm (58.0%)	車両総重量 3.5t超 400ppm (58.0%) (大型トラック、 クレーン車を 除く)	大型トラック、 クレーン車の み 400ppm (58.0%)	
(乗用車のみ) 1.265kg以下 ※3 0.7g/km 1.265kg超 ※3 0.9g/km (63～71%)	車両総重量 1.7t以下 ※3 0.9g/km 車両総重量 1.7～2.5t 260ppm (53.8%)	車両総重量 2.5t超 260ppm (53.8%) (大型トラック、 クレーン車を 除く)	大型トラック、 クレーン車の み 260ppm (53.8%) (乗用車のみ) 1.265kg以下 0.5g/km (79%)	(乗用車のみ) 1.265kg超 0.6g/km (74%)

- (注) 1. 各規制値は平均値を示し、()
内%は従来車(48年度規制
以前の自動車)に対する削減
率を示す。
2. ※1 軽自動車は除く
※2 軽自動車のみ
3. 試験方法は、ガソリン乗用車、
軽量車、中量車は10モード、
ガソリン重量車は6モード、
軽油車はディーゼル6モード
である。
4. ※3 10モードである。

(2) 騒音規制

自動車本体から発生する騒音の許容限度については、昭和46年に定常走行及び排気騒音、加速走行騒音について定められた。その後、加速走行騒音については、段階的に規制の強化がなされ、昭和51年6月の中央公害対策審議会の答申をうけて、当面の目標とされた第1段階規制が昭和54年に実施された。さらに第2段階の規制も逐次導入され、昭和62年規制によってすべての車種に対する導入が完了した。

一方、排気騒音については、昭和60年に、二輪自動車及び原動機付自転車を対象として、新たに近接排気騒音規制が導入され、昭和63年には、対象をその他の自動車に拡大し、排気騒音の面でも規制の強化がなされた。

これら騒音規制の経緯については、表2-2-5に示すとおりである。

② 排気騒音及び近接排気騒音

(単位：ホン)

規制内容	排気騒音 ※		近接排気騒音	
	昭和28年 46年 規制	昭和28年 46年 規制	昭和28年 46年 規制	昭和28年 46年 規制
自動車の種類	26. 7.28 第67号	45.12.4 第91号	60. 9. 25 第50号	63. 1. 29 第1号
普通自動車、 小型自動車及 び軽自動車 (車から乗用の 用に供する乗 車定員10人以 下の自動車及 び二輪自動車 を除く。)	大型バス 大型貨物 大型特殊 中型車 小型車 小型全輪駆動車	80	107	
車から乗用の 用に供する乗 車定員10人 以下の自動車 及び二輪自動 車を除く。)	乗用車	70	103	63. 6
二輪の小型自動車及び軽自動車 (排気量が125ccを超えるもの)	小型	74	99	61. 6
原動機付自転車 (排気量が925cc 以下のもの)	排気量51cc以上 排気量50cc以下	70	95	元. 4
全ての自動車 (特許)		85		

(備考) 近接排気騒音：二輪自動車及び原動機付自動車においては原動機の回転数が最高出力時の75% (二輪自動車の最高出力時のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回転を超えるものは50%) で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に押し、又は絞り弁を急速に閉じる場合における騒音 (測定位置は、排気管の外側4.5m、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ (排気管高さが0.2m未満は0.2m))

その他の自動車については、原動機の回転数が最高出力時の75%で一定に保った状態からスロットルが急速に閉じられる場合の最大騒音レベル (測定位置は、排気管の外側4.5m、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ)

※近接排気騒音規制を受ける車種については、排気騒音規制から近接排気騒音規制に移行。

3. 低公害自動車の普及促進

「自動車公害防止計画」の中では、自動車公害対策の最も重要な柱として、自動車1台あたりの排出ガス量・騒音量を低減させる発生源対策の強化をあげている。従って、自動車排出ガス・騒音規制の強化はもとより、電気自動車などの低公害自動車の普及促進も重要な課題である。そのため、大阪市では次に示すような施策を実施している。

(1) 電気自動車走行性能調査

大阪市では、電気自動車の普及促進を目的として、軽自動車タイプの電気自動車を昭和54年度に2台、55年度に1台導入し、公害パトロール車として公害規制、環境調査等の業務に利用するとともに、その性能及び利用上の問題点等についての調査を実施してきた。

その調査結果を踏まえ電池性能の向上等の改善を行い、先に導入した電気自動車3台を昭和61年度に2台、62年度に1台更新し、引き続き走行性能及び利用上の問題点等についての調査を実施している。さらに、昭和63年度には公害パトロール車として10台の電気自動車を導入した。

表2-2-6に更新前と更新後の走行性能調査結果を示す。一充電走行距離は、蓄電池の容量アップ等により、54年度車では平均45kmであったのが61年度車では平均87kmと1.9倍の伸びが得られた。また最高速度については、更新前で74km/H、更新後で78km/Hと、都市内走行上十分な速度が得られている。

表2-2-6 走行性能調査結果

調査区分 季節区分		一充電走行距離 (km)					最高速度 (km/H)				
		春	夏	秋	冬	平均	春	夏	秋	冬	平均
54年車	a	45	43	50	40	45	73	76	75	73	74
	b	47	47	48	40	46	71	75	75	72	73
	平均	46	45	49	40	45	72	76	75	73	74
61年車	A	91	109	98	78	94	77	78	79	77	78
	B	70	79	112	58	80	76	-	80	77	78
	平均	81 (1.8)	94 (2.1)	105 (2.1)	68 (1.7)	87 (1.9)	77	78	80	77	78

表2-2-7は、電気自動車の騒音面での調査結果であり、61年度車と同タイプのガソリン車と比較した場合、電気自動車の方が道路運送車両法の規程する定常走行騒音で6ホン、加速走行騒音で8ホン低く、騒音対策上の効果が期待できる。また、定速走行騒音についても、電気自動車の方がガソリン車よりも2～3ホン低い。

表2-2-8は、電気自動車の使用実績についての調査結果であり、電気自動車の走行費用については、1日当りの走行距離が増加するにつれて、1km走行当りの電気代が低下するという結果が得られている。

表2-2-7 騒音調査結果

調査区分 車両区分		法定騒音試験		定速走行騒音試験		
		定常走行 許容限度 85ホン	加速走行 許容限度 54年度車81ホン 61年度車78ホン	20km/H 走行	40km/H 走行	60km/H 走行
54 年 度 車	a	69	71	64	64	69
	b	68	71	65	68	73
	平均	69	71	65	69	74
	同型ガソリン車	75	74	68	70	76
61 年 度 車	A	66	66	66	67	69
	B	65	66	65	69	69
	平均	66	66	66	68	69
	同型ガソリン車	72	74	69	70	73

- 備考
1. 走行テストコースは乾燥したアスファルト面で、一般車が通行しない場所である。
 2. 54年度車と61年度車の調査場所は異なっている。
 3. 法定騒音試験は道路運送車両法の保安基準に基づくものである。

表 2 - 2 - 8 電気自動車使用実績調査結果

種 別	年度	走行日数 (日)	走行距離 (km)	電気又は ガソリン 使用量 (kwh, ℓ)	電気又は ガソリン 代 (円)	1 km走行当 電気代又は ガソリン代 (円/km)	1 日 平 均 走 行 距 離 (km/日)	
電 気 自 動 車	軽四輪貨物 (4人乗 100kg積) A車	55*1	201	3,531	1,318	70,603	20.0	17.6
		56	215	3,308	1,452	82,841	25.0	15.4
		57	236	5,646	2,113	92,446	16.4	23.9
		58	218	6,003	2,835	102,938	17.1	27.5
		59	236	10,382	2,761	101,863	9.8	44.0
		60	230	10,353	2,808	102,546	9.9	45.0
		61	231	9,110	2,735	98,585	10.8	39.4
		62	234	14,584	3,576	113,706 (51,966)	7.8 (3.6)	62.3
		63	201	7,887	2,578	99,203 (37,463)	12.6 (4.7)	39.2
	軽四輪貨物 (4人乗 100kg積) B車	55*1	177	2,753	1,168	68,423	24.9	15.6
		56	215	2,906	1,561	80,404	27.7	13.5
		57	215	2,486	1,607	85,093	34.2	11.6
		58	216	2,457	2,194	93,623	38.1	11.4
		59	215	2,560	1,247	79,861	31.2	11.9
		60	218	2,507	1,482	83,276	33.2	11.5
		61	145	1,919	925	75,182	39.2	13.2
		62	89	2,113	789	73,206 (11,466)	34.6 (5.4)	23.7
		63	126	2,765	1,203	79,221 (17,481)	28.7 (6.3)	21.9
	軽四輪貨物 (4人乗 100kg積) C車	55*2	19	256	144	11,947	46.7	13.5
		56	207	2,881	1,096	78,717	27.3	13.9
		57	205	3,311	1,475	83,175	25.1	16.2
58		185	2,451	1,088	77,550	31.6	13.2	
59		213	2,976	1,318	80,893	27.2	14.0	
60		239	3,474	1,737	86,982	25.0	14.5	
61		142	1,934	1,080	77,435	40.0	13.6	
62		106	1,638	946	75,487 (13,747)	46.1 (8.4)	15.5	
63		106	2,244	1,155	78,524 (16,784)	35.0 (7.5)	21.2	
ガ ソ リ ン 車	軽四輪貨物 (4人乗 150kg積) G車	55*3	99	2,280	260 (ℓ)	36,400	16.0	23.0
		56	152	2,980	315 (ℓ)	50,400	16.9	19.6
		57	155	3,144	360 (ℓ)	57,600	18.3	20.2
		58	182	3,559	407 (ℓ)	61,050	17.2	19.6
		59	190	4,497	438 (ℓ)	65,700	14.6	23.7
		60	185	4,435	422 (ℓ)	59,080	13.3	24.0
		61	203	5,339	530 (ℓ)	63,600	11.9	26.3
		62	191	5,341	580 (ℓ)	69,600	13.0	28.0
		63	170	4,737	570 (ℓ)	68,400	14.4	27.9

注1. * 1 は昭和55年6月～昭和56年3月を集計したものである。

2. * 2 は昭和56年2月～昭和56年3月を集計したものである。

3. * 3 は昭和55年8月～昭和56年3月を集計したものである。

4. 電気代算出基準＝基本料＋使用料＋税金

基本料＝980円/KW×設備容量(5KW)＝4,900円/月

使用料＝13.84円/KW

税金＝(基本料＋使用料)×0.05

5. ガソリン代算出基準 昭和55年度は140円/ℓ、昭和56・57年度は160円/ℓ

昭和58・59年度は150円/ℓ、昭和60年度は140円/ℓ

昭和61・62・63年度は120円/ℓ

6. A、B車62・63年度、C車63年度データは、車両更新後のデータである。

7. () 内は、基本料金を含まない電気料金である。

8. A・Bの61年度までの結果については、A車4人乗り150kg積、B車2人乗り250kg積仕様のものである。また、C車についても、62年度までの結果は4人乗り150kg積仕様のものである。

(2) メタノール自動車試乗モニター等調査

メタノール自動車は窒素酸化物排出量が少なく、黒煙が出ない等低公害性を有すること、また、燃料であるメタノールの主原料が天然ガスであり、従来、運輸部門、特に自動車部門においては100%石油に依存していたエネルギーの多様化を図るという観点からも注目されており、運輸省を中心に普及に取り組んでいるところである。

大阪市、大阪府は、特に低公害性の観点から、大阪府トラック協会の協力を得て、メタノールトラックの試乗モニター等調査を61年度から4カ年計画で進めており、61年度はメタノールトラック4台による先行的な走行テストを行うとともに、排出ガス測定調査等を行った。61年度のテスト結果では、運転性能、燃費等について従来の自動車に比べて若干劣る車両も見られたものの低公害性が十分確認された。

62年度からは、さらに長期間の走行テストにより、耐久性を含めた運転性能、経済性等について利用者の立場に立ってより精度の高いチェックを行うためにメタノールトラック10台による本格的走行テストを実施している。

63年度のメタノール自動車走行テストの結果は、表2-2-9に示すとおりである。

表2-2-9 メタノール自動車試乗モニター調査の概要

会社名		A社		B社		C社		D社		E社	
車種	デリカ型	ダイナ型	デリカ型		ダイナ型		ダイナ型		デリカ型		
	A1号	A2号	B1号	B2号	C1号	C2号	D1号	D2号	E1号	E2号	
延走行距離(km)		14,196	31,099	28,033	21,698	20,708	15,825	14,674	8,735	5,166	4,855
一日平均走行距離(km/日)		61.7	125.4	110.8	84.1	81.5	68.5	66.7	39.7	33.8	19.7
メタノール使用量(ℓ)		4,208	10,342	9,747	7,700	8,829	7,842	5,658	4,598	1,708	1,635
燃	体積ベース(km/ℓ)	3.37	3.00	2.69	2.82	2.35	2.02	2.59	1.90	3.03	2.98
	発熱量ベース(km/1000kcal)	0.885	0.789	0.755	0.739	0.615	0.530	0.681	0.498	0.794	0.779
費	運行費ベース(円/km)	9.5	10.7	11.1	11.4	13.6	15.9	12.3	16.8	10.6	10.8
用途		都市内の集配	大阪-神戸間の商品輸送	都市内の集配		都市内の集配		都市内の集配		都市内の集配	

- 注 (1) 発熱量はメタノール4,800kcal/kg(比重0.794、3,811kcal/ℓ)として試算している。
 (2) メタノール燃料価格は32円/ℓで供給された。
 (3) 積載量: ①デリカ型車両(ガソリンタイプ)750kg ②ダイナ型車両(ディーゼルタイプ)2,000kg

4. 交通対策及び沿道対策

本市のように自動車交通の集中している地域の自動車公害対策としては、自動車単体規制や低公害自動車の普及促進に加えて、自動車交通の円滑化と総量を抑制するための総合的な交通対策並びに有効な沿道環境の整備が必要であり、本市では関係機関と協力して、次のような対策を推進して行くこととしている。

(1) 公共交通機関の整備

公共交通機関を整備するとともに利便性の向上を図ることにより、マイカー通勤・通学等からの転換を促進し、自動車交通総量の抑制を図る。

(2) 貨物自動車利用の効率化

貨物自動車の積載効率を上げ、集配送の効率化を進めるため共同輸配送システムの導入を促すとともに、積載効率の高い営業用貨物車への転換を働きかけ、自動車交通総量の抑制を図る。

(3) 交通管理

自動車交通の円滑化による自動車公害防止を図るため、警察・道路管理者等の協力を求め、次のような対策を推進する。

① 交通管制の拡充

交通管制システムの高度利用により、交差点における加減速の回数を低減させるなど、自動車交通の円滑化を図る。

② 駐車及び保有の整序化

違法駐車を取り締まりの強化及び駐車場の適正配備により、自動車交通の円滑化を図る。また、車庫確保の状況を継続的に確認・照合するシステムを検討し、自動車保有の整序化を図る。

③ 交通規制

自動車利用の適正化を促進するため、大型車通行規制、生活ゾーン規制、バス優先・専用レーンの設置等、交通規制の拡充による自動車交通の円滑化を図る。

④ 道路構造の改善

鉄道との立体交差化や右折レーンの設置拡充など、道路構造の継続的な改善により、自動車交通の円滑化を図る。また、騒音・振動対策としては、遮音壁や環境施設帯の設置、道路面の凸凹やひびわれ等の不良箇所の補修等の道路構造の改善を図っていく。

⑤ 沿道対策

道路交通騒音による障害防止と道路周辺の土地利用の適正化を目的として、昭和55年に「幹線道路の沿道の整備の関する法律」が公布されていることから、幹線道路沿道における緩衝建築物の誘導等に関する検討を進めていく。

また、阪神高速道路公団においては、沿道の民家防音工事の助成を昭和51年度から実施しており、その実施状況は表2-2-10のとおりである。

表2-2-10 交通騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）

項目	根拠法令等	民家防音工事助成対象	実施戸数 (本市分)
自動車騒音 (阪神高速道路)	「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音に係る障害防止について」 昭和51年建設省都市局長、道路局長通達	夜間60ホン以上 (中央値)	2,870戸 (昭51~63年度)

(4) 啓発活動の推進

自動車公害防止のためには、市民・事業者一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、マイカー通勤・通学の自粛、業務用自動車の運行合理化、定期点検整備と適正走行の徹底等についてのキャンペーン等を実施する。また、運転免許更新時講習会や学校教育等を通じて、自動車公害防止対策について理解と協力を求めていく。

5. 各種会議の活動

(1) 大阪自動車公害対策推進会議の活動

「大阪自動車公害対策推進会議」とは、43年に広く市民運動として展開したアイドリング調整運動をきっかけとして、大阪市、大阪府、大阪府警察本部、近畿運輸局などの在阪官公庁及び在阪自動車関係諸団体の参加により、当初は「大阪自動車排出ガス対策推進会議」として発足したもので、同推進会議では自動車排出ガス防止にかかる諸活動を推進してきた。

しかしながら、都市部における二酸化窒素汚染は依然として顕著な改善がみられず、今後の自動車排出ガス対策としては、自動車交通需要の抑制、沿道環境の整備等中長期的な展望にたった総合的な施策が必要となってきたことから、57年6月に改称し、共通の課題をもつ自動車騒音等も含めた自動車公害問題全般を対象に活動することとなった。

63年度の同推進会議の活動状況は次のとおりである。

- ① 排出ガス防止のための技術診断、街頭検査の実施
(表2-2-11は63年度の街頭検査結果)
- ② 自動車の運行自粛、業務目的自動車の運行合理化、定期点検整備と適正走行の徹底及び電気自動車等の低公害車の普及などについてリーフレットによる啓発及び文書による協力要請の実施
- ③ 大型車の適正走行を啓発する活動の実施
- ④ 自動車の使用自粛等についてポスター等による市民への協力要請
- ⑤ 自動車排出ガス規制及び騒音に係る発生源規制の強化、自動車交通総量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策の推進、電気自動車・メタノール自動車の普及促進、並びにディーゼル自動車からの硫黄酸化物の削減について国へ要望
- ⑥ 自動車排出ガス及び騒音の低減に関する技術開発、実用化について自動車メーカーに要望

表2-2-11 自動車排出ガス街頭検査結果(63年度)

(単位：台)

	検査台数	合格	警告	整備通告	告知
一酸化炭素	8,210 (100%)	6,648 (81.0%)	870 (10.6%)	650 (7.9%)	42 (0.5%)
炭化水素	2,982 (100%)	2,862 (96.0%)	100 (3.3%)	20 (0.7%)	0 (—%)
ディーゼル黒煙	71 (100%)	62 (87.3%)	6 (8.5%)	3 (4.2%)	0 (—%)

(大阪府警察本部調)

(注) ()内は、検査台数に対する指数(パーセント)を示す。

警告…警告書又は口頭により警告したもの。

整備通告…整備通告書を交付し、早急に整備するよう通告したもの。

(ただし、告知の整備通告は除く)

告知…整備通告書を交付するとともに反則金の対象にしたもの。

(2) 七大都市自動車技術評価委員会

七大都市(東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市)では自動車公害対策が都市公害対策の最重要課題の一つであるという認識から「七大都市自動車技術評価委員会」を組織し、自動車排出ガスの低公害技術の開発状況を継続的に監視し、自動車公害対策に関する情報の交換を行っている。

63年度における主な活動内容は以下のとおりである。

- ① 今後の自動車公害対策に関する検討会の開催
- ② 自動車公害対策に関する調査研究発表会の開催
- ③ 自動車の低公害技術開発の現状と将来見通しについてメーカーヒアリングの実施

(3) 道路交通公害対策連絡会

「道路交通公害対策連絡会」は、昭和60年に「道路交通騒音振動対策連絡会」として発足したものであり、当初は騒音・振動を対象として、道路管理者や大阪府警察本部の参加を得て、具体的な防止対策の検討や、問題発生に対する円滑な処理を図るための情報、意見の交換を行ってきた。

その後、騒音・振動にとどまらず、排出ガス問題も含めた交通公害対策をより総合的、計画的に協議検討する必要から、昭和63年に「道路交通公害対策連絡会」として発展改組させた。

今後、本連絡会では、平成元年に策定された「大阪市自動車公害防止計画」にもとづいて、騒音・振動及び排出ガス防止のための具体的な実施計画の検討を含めた種々の活動を実施する方針である。

第3節 鉄道・航空機の交通公害対策

1. 鉄 道

鉄道騒音振動対策のうち、新幹線鉄道騒音については、昭和50年7月に「新幹線騒音に係る環境基準」が設定され、発生源者の責務として、音源対策による環境基準の達成、もしくはその達成が困難な場合には、障害防止対策として民家防音工事の助成が実施されることになった。これをうけてJR各社では、防音壁設置、バラストマットの敷設、鉄橋の防音化や車両自体の改善等の音源対策を実施し、また昭和54年からは民家防音工事の助成に着手している。

また振動については、騒音対策と並行してバラストマットの敷設、レールの削正等の発生源対策を実施するとともに、振動の発生が著しい区域にある住宅については、障害防止対策として民家防振工事の助成がなされている。

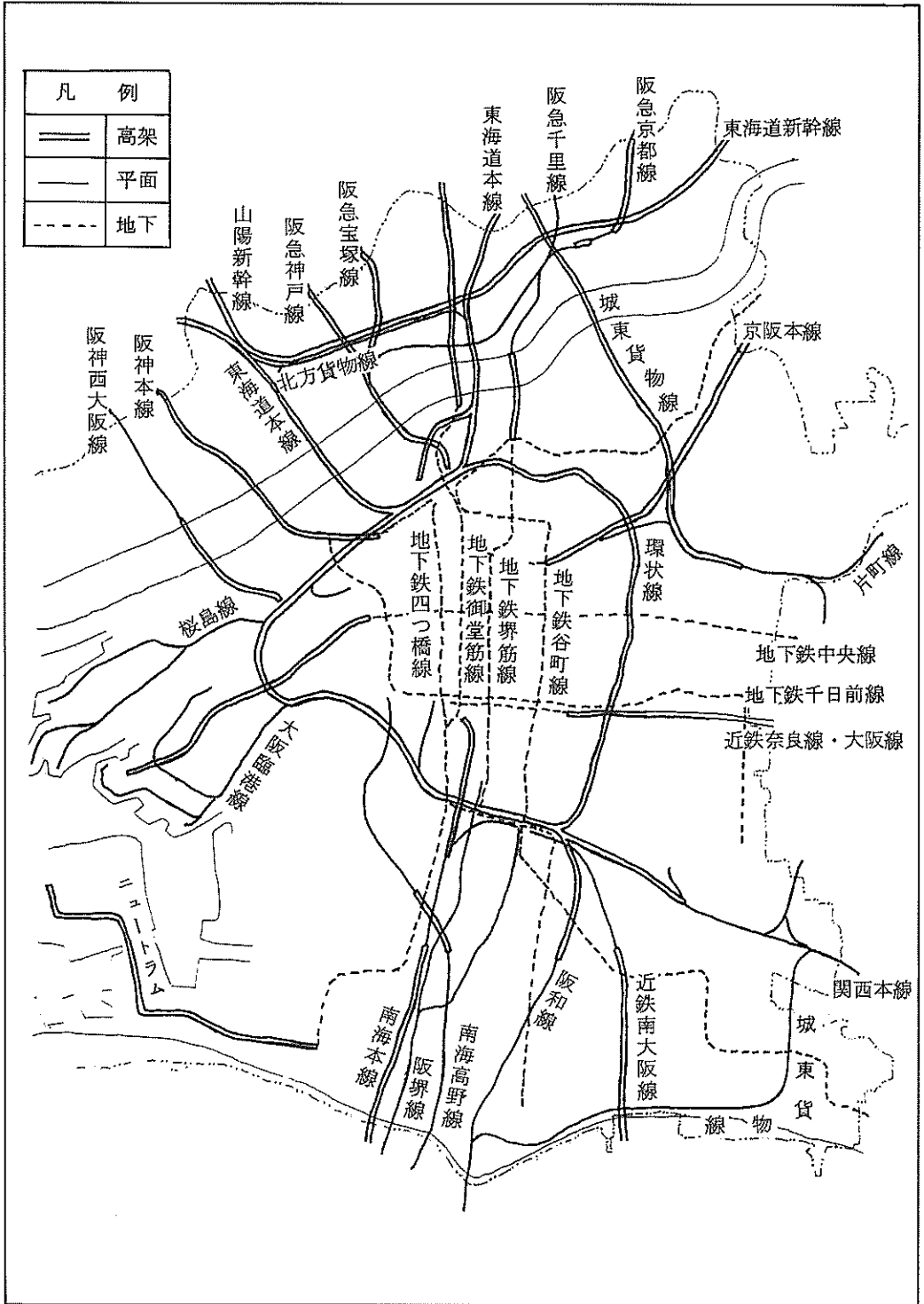
これらの民家防音・防振工事助成の実施状況は表2-3-1に示すとおりである。

一方、在来線鉄道（図2-3-1参照）については、現在のところ環境基準の設定を含め、法令による基準等の設定はないが、発生源である鉄道側において、ロングレールの採用や車両の軽量化等を行って、騒音振動の低減に努めている。また無道床の鉄橋では、部分的に90ホンを上回るような騒音発生がみられる箇所があり、本市としても、それらの鉄橋については有道床化等の改善措置の実施を指導している。

表2-3-1 交通騒音振動の障害防止対策（民家防音（振）工事助成）

種 別	根 拠 法 令 等	民家防音（振） 工事助成対象	実 施 戸 数 （本市分）
新幹線鉄道騒音 { 東 海 道 } { ・ 山 陽 } { 新 幹 線 }	「新幹線鉄道騒音対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76ホン以上 〔上位半数パ〕 〔ワー平均〕	2256戸 (昭54 ～63年度)
	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動について（勧告）」 昭和51年 環境庁長官勧告	71dB以上 (上位半数平均)	77戸 (昭55 ～63年度)

図2-3-1 大阪市内鉄道路線網



2. 航空機

航空機騒音の影響は、大阪国際空港に近い淀川区や東淀川区等の市内北部で大きく、これらの地域の飛行コース直下では、WECPNL（うるささ指数）がおおむね75を上回っている。

航空機騒音対策としては、昭和48年に「航空機騒音に係る環境基準」が設定され、低騒音機の導入、運行便数や運行時間の制限などの発生源対策や、民家防音工事助成、テレビ受信料助成等の周辺対策がすすめられている。

これらの対策は、大部分は国（運輸省）が行うものであり、昭和58年12月時点では、諸対策の進捗によって、大阪国際空港におけるWECPNL75以上の騒音影響地域は、昭和48年の基準設定当時にくらべ、面積で60%以上縮小している。

また、これらの地域の民家防音工事については、昭和49年度から実施されてきたが、昭和60年度末でおおむね完了しており、その実施状況は表2-3-2に示すとおりである。

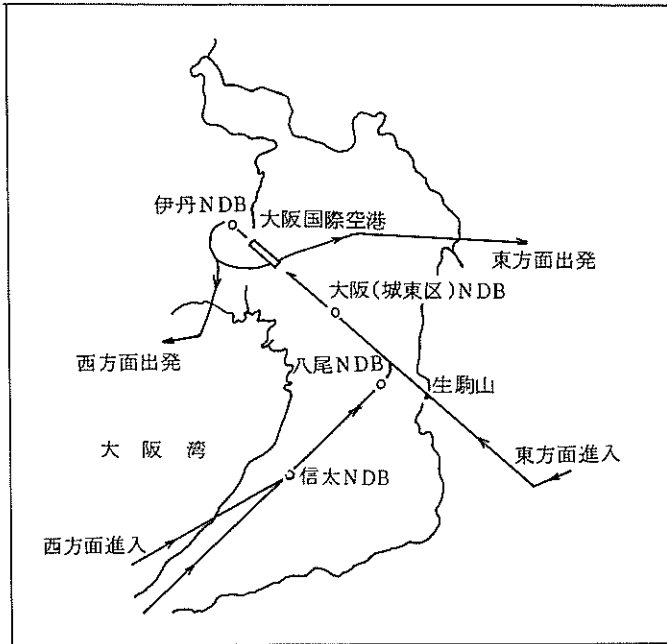
一方、本市としては、航空機騒音による住民被害の軽減を図るため、大阪国際空港の周辺10市とともに結成した「大阪国際空港騒音対策協議会（11市協）」などに加盟して、周辺都市と協調しながら、諸対策の積極的な推進を図っている。

また、昭和48年度以来、国の補助を受けて、共同利用施設の建設を進めてきており、現在10施設が完成している。

表2-3-2 交通騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）

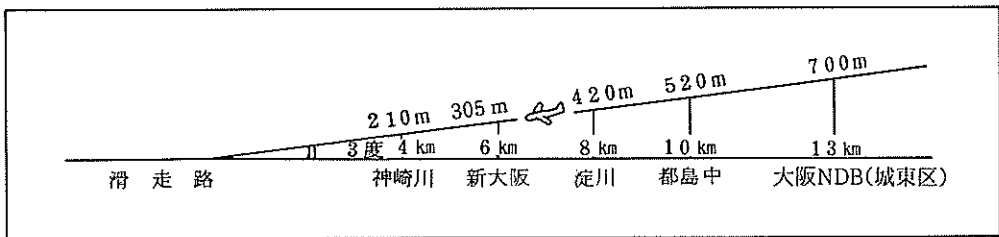
種 別	根 拠 法 令 等	民 家 防 音 工 事 助 成 対 象	実 施 戸 数 (本市分)
航 空 機 騒 音 (大阪国際空港)	「公共用飛行場周辺における航空機騒音 による障害の防止等に関する法律」 昭和42年 法律第 110号	WECPNL 75以上	17,045戸 (昭49 ~63年度)

図 2 - 3 - 2 大阪国際空港離着陸コース



(注) NDB:無指向性無線標識施設

図 2 - 3 - 3 着陸コースの距離と高度



第3章 騒音・振動

第1節 現 況

騒音とは、われわれが耳にする様々な音のなかで、聞く人にとって「好ましくない音」「ない方がよい音」の総称であり、事業活動その他人の活動に伴って発生する騒音によって人の健康や生活環境に係る被害を生じるものを騒音公害としている。

騒音公害における被害は主として「うるさい」「不快である」など、感覚的あるいは心理的・情緒的影響や、休養、勉強、睡眠への妨害など日常生活に直接影響を及ぼすもので、振動、悪臭とともに感覚公害として苦情の発生しやすい公害といわれているが、発生源の種類や形態、騒音の影響などに相違があるため、次のとおり分類して、それぞれに応じた規制の仕組みがとられ、対策がすすめられている。

- ① 工場・事業場騒音
- ② 建設作業騒音
- ③ 交通騒音
- ④ そ の 他
 - (7) 拡声機騒音
 - (イ) 生活騒音
 - (ウ) 低周波空気振動（低周波音）

なお、環境庁では、事業場騒音のうちの深夜営業騒音の他に、生活騒音、拡声機騒音などを加え、「近隣騒音」と総称している。

騒音公害は、一般的に発生源周辺において局地的に被害を生じるものであるが、とくに都市においては発生源が多種多様にわたっており、過密な都市構造のなかで、騒音公害が多発する傾向にある。本市においても、騒音に係る苦情件数は、図3-1-1のように全苦情件数の53%を占めるに至っている。

騒音公害の苦情件数の推移は図3-1-2のとおりほぼ横ばいの状況である。発生源としては、工場・事業場に係るものが多いが、その内容は時代の世相に反映して、近年では、カラオケ騒音を代表とする深夜営業騒音にかかる苦情件数が多い。

図 3 - 1 - 1 公害苦情件数の内訳
(63年度)

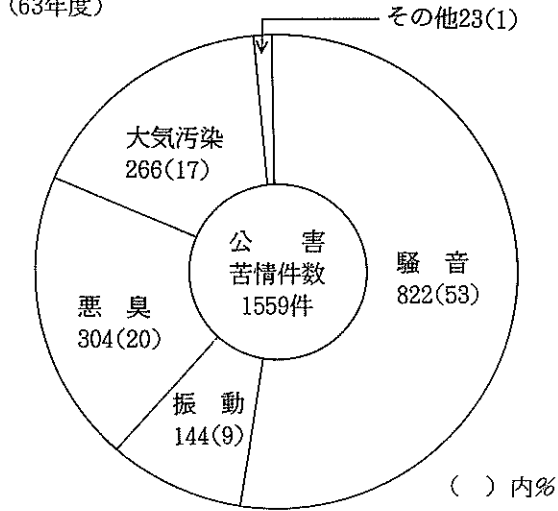
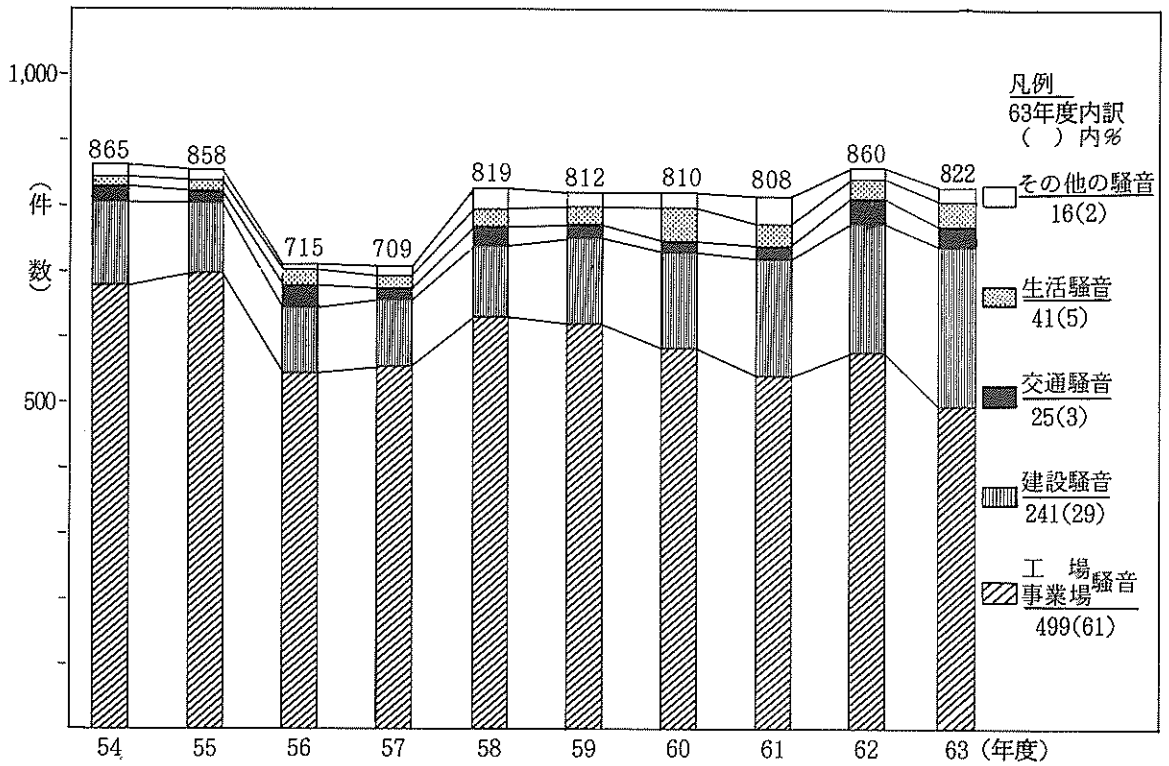


図 3 - 1 - 2 騒音苦情件数の推移



このような傾向は全国の都市部において共通しているため、環境庁では「住戸を含め近隣の居住地内で行われる事業活動又は生活行動から発生し、比較的狭い範囲に影響を及ぼす騒音」として深夜営業騒音の他に生活騒音、拡声機騒音などを加え「近隣騒音」と総称し、今後の騒音公害の重要な課題として位置付けている。

一方、自動車騒音公害は、苦情件数に占める割合は2～3%と低いものの、本市の世論調査などでは、約60%の市民が迷惑を受けているといった結果がでており、潜在的な被害はかなりあるものと思われる。

なお、騒音の大きさの目安として、身近な騒音の例を示せば表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 身近な騒音の例と騒音レベル

屋内の騒音	騒音レベル	ホンの例	屋外の騒音
	— 120 —		飛行機のエンジンの近く
	— 110 —		自動車の警笛(前方2m)
	— 100 —		鉄橋、ガード下
カラオケ(店内中央)	— 90 —		大型トラック
ピアノ(正面1mバイエル)	— 80 —		地下鉄の車内
電話のベル	— 70 —		幹線道路の沿道
テレビ(正面1m夜)	— 60 —		工場の密集地
家庭用クーラー	— 50 —		市街地
図書館の内	— 40 —		静かな住宅地(昼)
置時計の秒針の音	— 30 —		静かな住宅地(深夜)

1. 工場・事業場騒音

本市には、約27万の事業所が存在し、産業別内訳では、卸売・小売業、サービス業、製造業の3業種で約9割を占めている。

これら事業所から事業活動に伴い発生する騒音を工場・事業場騒音といい、工場の機械音から事務所の冷暖房機器音まで対象は広範に及んでいる。

発生源のうち、表3-1-2に示すように、特に大きな騒音を発生する施設については騒音規制法および大阪府公害防止条例で特定施設(届出施設)として届出が義務付けられており、63年度末現在の届出工場数は、19,574工場となっている。

表 3-1-2 騒音・振動関係特定（届出）施設一覧表

施設名	該当法律条例		振 動		備 考	施 設 名	騒 音		振 動		備 考
	法	条	法	条			法	条	法	条	
金属加工機械						木材加工機械					
圧延機械	22.5kW	○	○	○		ドラムパーカー	○	○	○	○	
製管機械	○	○	○	○		ナツパー	2.25kW	○	2.2kW	2.2kW	
ベンディングマシン	※3.75kW	○	○	○	※ロール式に限る	碎木機	○	○			
液圧プレス	※○	※○	※○	○	※矯正プレスを除く	帯のこ盤	※○	○			※製材用 15 kW 木工用 2.25 kW
矯正プレス		○				丸のこ盤	※○	○			※製材用 15 kW 木工用 2.25 kW
機械プレス	※30 ton	○	○	○	※呼び加圧能力	かんな盤	2.25kW	○			
せん断機	3.75kW	○	1kW	○		立のこ盤		○			
糸造機	○	○	○	○		抄紙機	○	○			
ワイヤーフォ ミングマシン	○	○	37.5kW	○		印刷機械	※○	※○	2.2kW	※○	※原動機を用いるもの
プラスチック	※○	○			※タンブラスト以外の もので密閉式を除く	合成樹脂用加工機械					
タンブラー	○	○				射出成形機	○	○	○	○	
自動旋盤		※○			※棒材作業用に限る	その他の合成樹脂用 成形加工機械		○		○	
高速切断機		○				鋳造型機	※○	○	※○	※○	※ジョルト式に限る
平削盤		○		○		ニューマチックハンマー		○			
型削盤		○		○		遠心分離機	※1.2m			※1.2m	※直径
研摩機	※○		※○		※工具用を除き、亜鉛 版研磨機以外は2台以上	かくはん機		○			
自動やすり目立機		5 kW				ロール機	○	※3.0kW	○		※ゴム練用又は合成樹脂用 でカレンダーロール機以外
メタルラス製造機				○		自動製瓶機	○				
圧縮機及び送風機						石材引割機	○				
空気圧縮機 及び送風機	7.5kW	3.75kW	※7.5kW	※7.5kW	※空気圧縮機のみ	糖衣機	○				
圧縮機		※○	※7.5kW	※7.5kW	※冷凍機用を除く	ドラムカン洗浄機	○				
粉砕機						ロータリーキルン	○				
土石用等の破砕機等	7.5kW	○	7.5kW	○		紙工機械	○			○	
土石用等以外の 破砕機等		○		○		オイルパーナー	※○				※ロータリー、ガンタイプ を除く
穀物用製粉機	※7.5kW	※7.5kW			※ロール式に限る	キューボラ	○				
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機		○		○		電気炉	○				
その他の用に供する 粉砕機等		○		※○	※食品加工用含む	サイジングマシン	○				
繊維機械						工業用動力ミン	※○				※3台以上
織機	※○	※○	※○	※○	※原動機を用いるもの	ファーステ自動植付機	○				
紡績機械		○				スチームクリーナー	○				
編組機		※○			※2台以上	天井走行及び門型 走行クレーン	7.5kW			7.5kW	
撚糸機		○				クローリングタワー		0.75kW			
建設用資材製造機械						集じん装置	○				
コンクリート ブロックマシン			※2.95kW	※2.95kW	※合計出力	冷凍機	※○		※7.5kW		※パッケージ形エアコン ディシヨナーを除く
コンクリート管・柱 製造機			※1.0kW	※1.0kW	※合計出力						
コンクリートプラント	※0.45㎡	○		○	※混練容量						
アスファルトプラント	※200kg	○			※混練重量						

※印は条件付を示す。
7.5 kW は 7.5 kW 以上を意味する。

表3-1-3は行政区別・業種別の届出工場数であり、金属製品製造業、サービス業・事務所等が全体の約半数を占めている。また、図3-1-3は届出工場のメッシュ分布を示しており、臨海地域や東部の内陸地域の工場地帯はもとより、オフィス街や、周辺の住宅地域まで隈なく分布していることがわかる。

なお、63年度の騒音規制法・大阪府公害防止条例に基づく届出状況は表3-1-4のとおりである。

また、主な施設の騒音の大きさは、表3-1-5のとおりである。

表3-1-3 業種別届出工場数

(平成元年3月末現在)

業種 区別	1 食料品製造業	2 繊維工業	3 木製品製造業 材業	4 紙加工品製造業 パルプ・紙・	5 出版連 印刷業	6 化学工業	7 ゴム製品製造業	8 製 業 窯業・土石製品	9 鉄鋼業	10 非鉄金属製造業	11 金属製品製造業	12 機械器具製造業	13 その他の製造業	14 サ 事 務 所 ビ ス 業 等	計
北	58	143	45	23	223	20	6	34	0	10	137	40	179	663	1,581
都島	14	74	13	27	75	8	3	7	1	6	83	18	43	73	445
福島	33	164	40	13	50	14	5	8	4	7	145	25	70	99	677
此花	11	10	15	0	10	15	1	15	2	11	81	49	39	107	366
中央	51	54	42	80	346	15	4	6	12	11	96	14	275	1,379	2,385
西	15	12	34	4	58	2	3	4	48	19	217	62	112	241	831
港	32	5	17	1	4	6	0	26	5	4	218	29	33	70	450
大正	9	2	68	1	10	19	1	7	25	9	220	74	27	62	534
天王寺	15	30	19	21	167	9	0	1	0	1	99	10	61	81	514
浪速	64	12	72	10	66	4	3	7	21	21	123	39	78	157	677
西淀川	27	27	58	21	18	32	3	23	46	28	473	111	78	54	999
淀川	24	25	27	14	18	56	4	14	54	27	260	211	46	179	959
東淀川	9	84	14	9	13	26	4	15	5	4	84	30	29	106	432
東成	22	22	35	30	125	25	19	8	52	22	419	140	63	82	1,064
生野	124	35	54	54	90	20	46	11	68	22	506	103	179	93	1,405
旭	72	222	44	45	71	20	2	21	17	8	192	72	58	138	982
城東	75	152	19	62	96	58	8	37	47	11	358	111	64	134	1,232
鶴見	28	28	15	26	25	40	9	9	27	16	145	40	40	66	514
阿倍野	59	33	24	19	59	9	0	5	1	0	57	14	40	88	408
住之江	57	16	128	3	19	8	1	2	11	3	145	40	52	126	611
住吉	61	19	11	4	11	5	2	5	0	1	45	3	36	74	277
東住吉	90	31	35	12	67	11	4	5	1	4	145	16	75	80	576
平野	33	45	42	32	63	32	14	19	18	11	353	52	116	85	915
西成	21	13	63	12	31	26	6	19	35	22	302	31	69	90	740
計	1,004	1,258	934	523	1,715	480	148	308	500	278	4,903	1,334	1,862	4,327	19,574

図3-1-3 騒音届出工場数のメッシュ分布

(平成元年3月末現在)

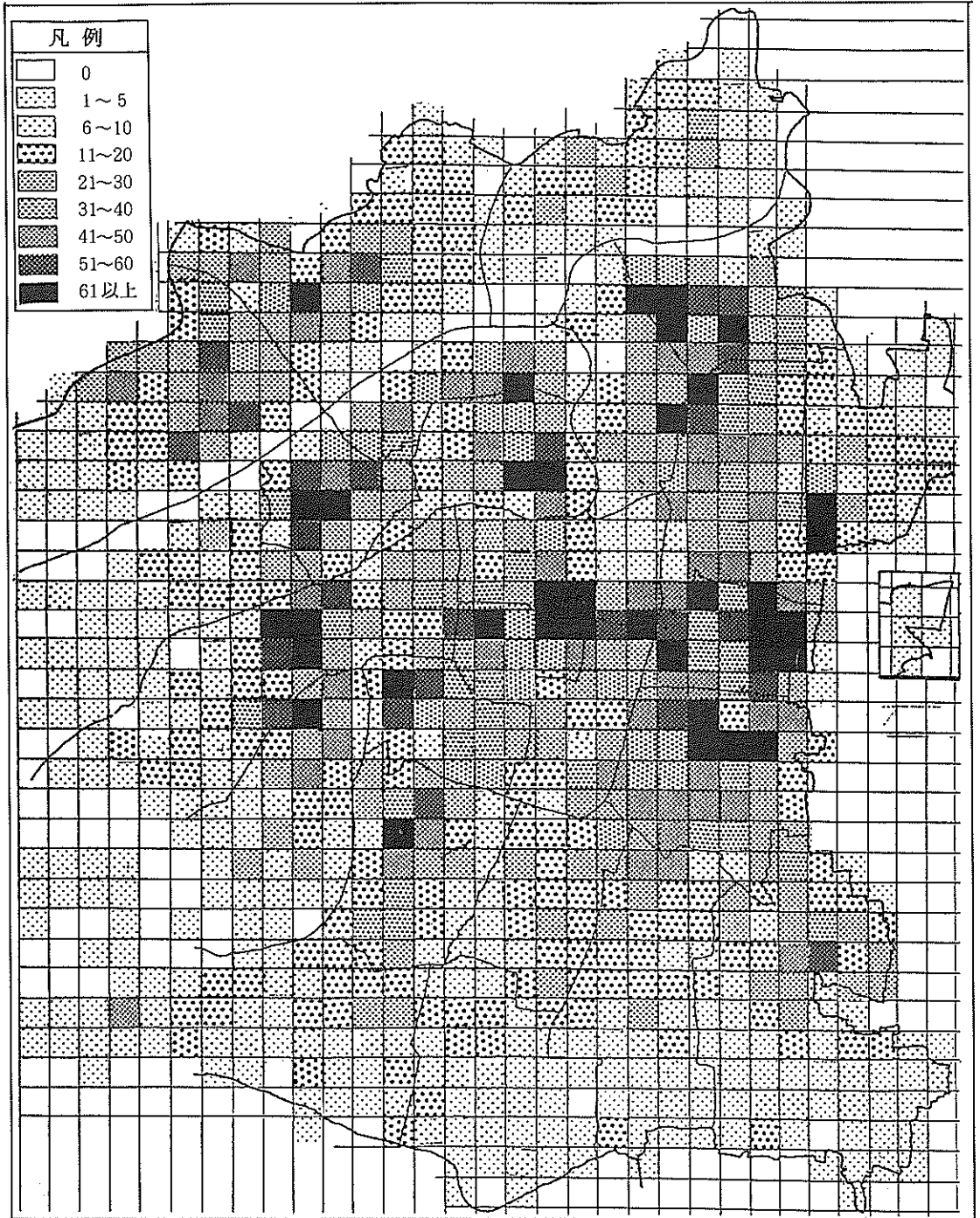


表3-1-4 騒音規制法、大阪府公害防止条例（騒音）に基づく特定（届出）
施設届出件数

種別	年度	59		60		61		62		63	
	法令区分	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届		66	158	77	130	80	150	67	122	75	117
使用届		15	26	6	17	6	9	8	12	4	5
数の変更届		18	29	12	18	28	36	25	21	20	30
騒音防止の方法変更届		0	1	0	0	0	1	0	0	1	1
氏名等変更届		115	131	108	125	217	192	332	268	134	122
全廃届		23	26	24	74	22	32	30	79	20	34
承継届		6	8	43	71	6	9	28	42	9	7
計		243	379	270	435	359	429	490	544	263	316

表3-1-5 主な施設の騒音の大きさ（騒音レベルは1m地点における値）

（単位：ホン）

施設名	騒音レベル	施設名	騒音レベル
圧延機械	91～107	抄紙機	75～125
製管機械	104～110	印刷機械	80～98
ベンディングマシン	80～105	合成樹脂用射出成形機	85～95
液圧プレス	85～115	鋳造型機	95～105
機械プレス	93～108	天井走行クレーン	83～86
せん断機	80～95	門型走行クレーン	85～92
鍛造機	85～105	平削盤・型削盤	80～85
ブラスト	75～115	冷凍機	102
空気圧縮機	80～105	紙工機械	100
送風機	90～110	製本機械	80～95
コンクリートプラント	95～108	クリーニングタワー	70～75
アスファルトプラント	100～105	集じん装置	85～90

次に、工場・事業場に係る苦情件数の過去5年間の推移は、表3-1-6のとおりであり、63年度は499件となっている。

苦情件数を業種別にみると、図3-1-4のように、商店・飲食店からの騒音が約半数を占め、次いで製造業からの騒音が多くなっている。なお苦情解決への措置内容は図3-1-5のとおりである。

これを発生施設別にみると、図3-1-6のとおり金属加工機械等の届出施設よりも、カラオケ装置や作業音などの割合が多くなっており、これらは届出を要しない等のために規制指導上問題となっている。

とくにカラオケ騒音は、表3-1-7に示すとおり54年頃から苦情が急増し、58年度は「深夜における使用時間制限」規制が施行されたこともあいまって290件に達したが、59年度からは、ほぼ横ばい状況である。

また、苦情内容を用途地域別、時間帯別、騒音レベル別にみると、図3-1-7～図3-1-9のとおりであり、住居地域、夜間といった静穏が必要とされる条件下で苦情が多く発生し、騒音レベルについては60～65ホンで最も多く苦情が発生している。

なお、時間帯別苦情内訳において、苦情が深夜（23時以降）に及ぶものは殆どがカラオケ騒音によるものである。

表3-1-6 工場・事業場騒音の苦情件数

年 度	59	60	61	62	63
件 数	616	587	547	584	499

表3-1-7 カラオケ騒音の苦情件数

年 度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
件 数	99	165	238	153	174	290	214	155	201	223	199

図3-1-4 業種別苦情件数 (63年度)

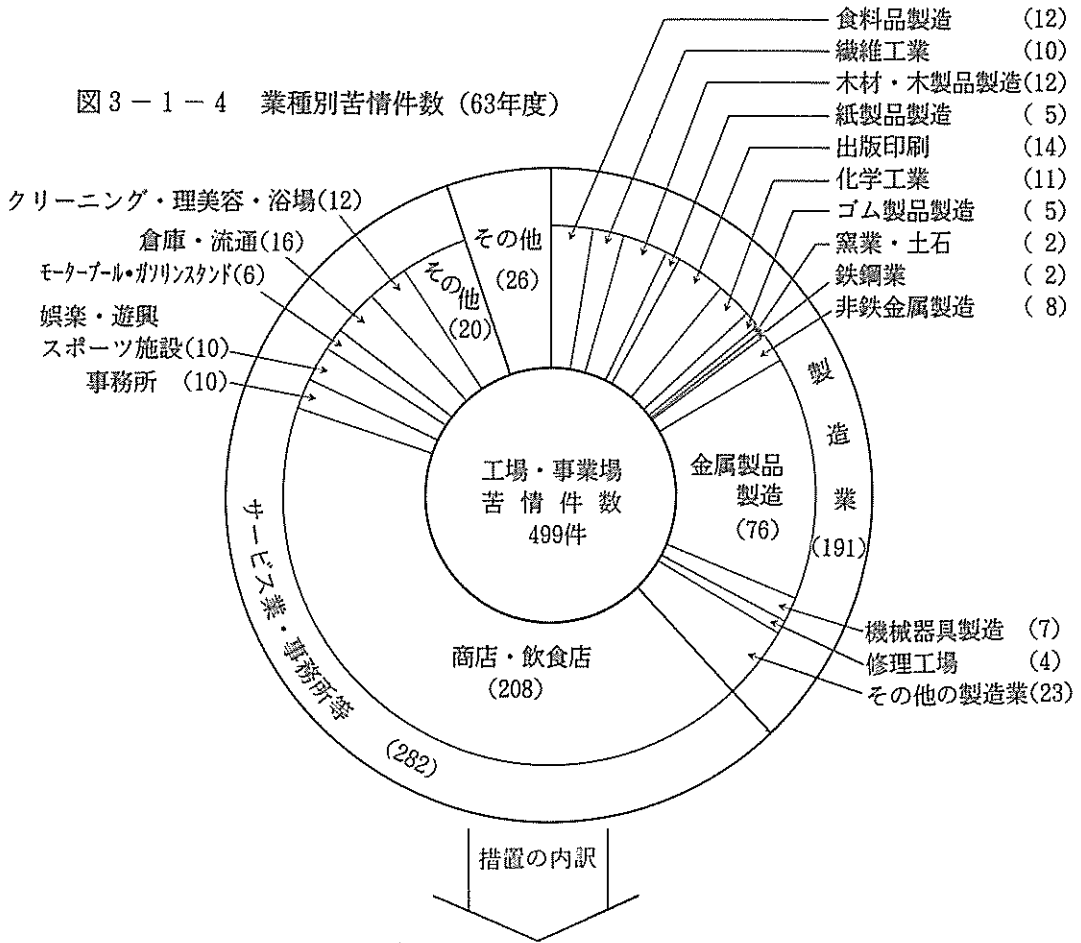


図3-1-5 措置内容

全解決率 91%

製造業 (%)	措置内容	サービス業・事務所等 (%)
2.0	工場等移転	0.7
4.1	作業等停廃止	4.0
1.3	建屋改善	1.0
10.5	窓等の閉鎖	1.5
2.8	遮音塀	1.5
8.5	防音施設	3.0
2.4	機械等移設	2.7
3.6	〃改善	3.5
5.7	作業方法等改善	5.9
5.3	時間変更	24.5
17.4	説明了承	16.6
12.6	当事者間で解決	13.4
10.1	長期間連絡なし	8.9
0.4	他機関へ移送	0.4
3.2	その他	4.5
10.1	未解決	7.9

図 3-1-6 発生施設等別苦情件数 (63年度)

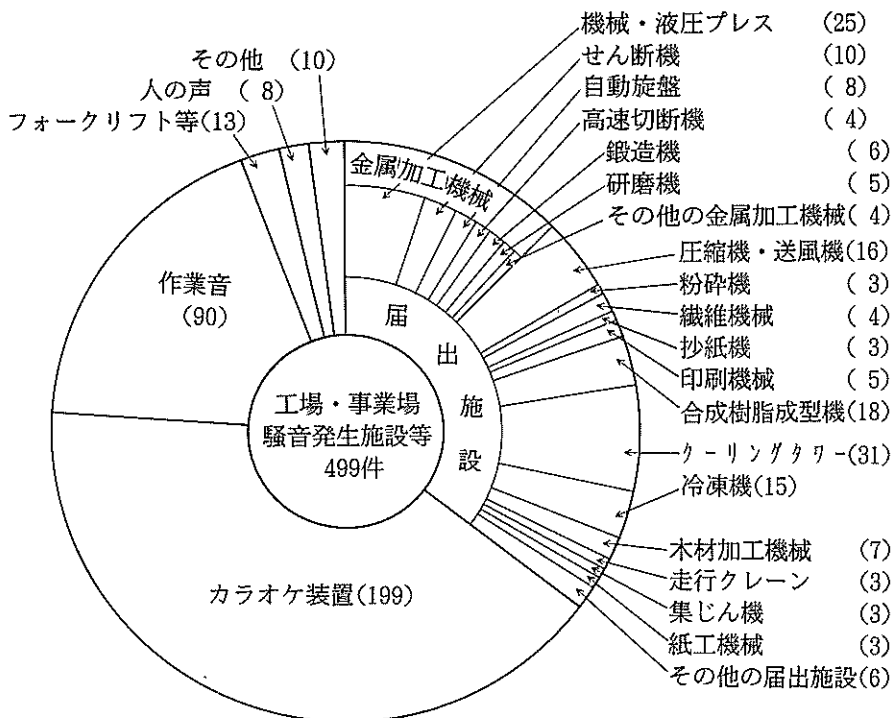


図 3-1-7 用途地域別苦情内訳

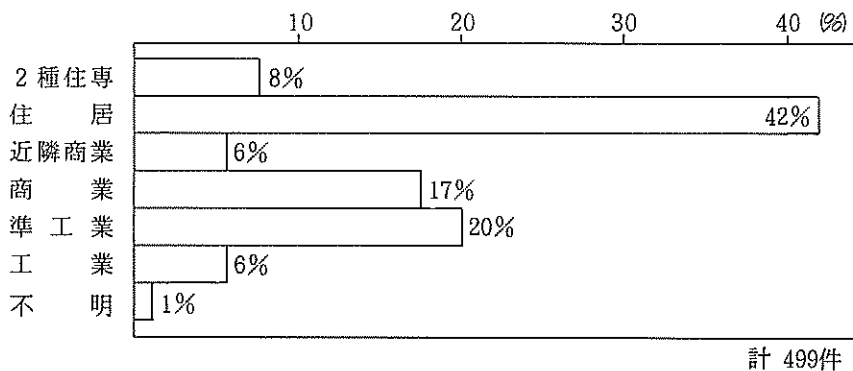


図 3-1-8 時間帯別苦情内訳

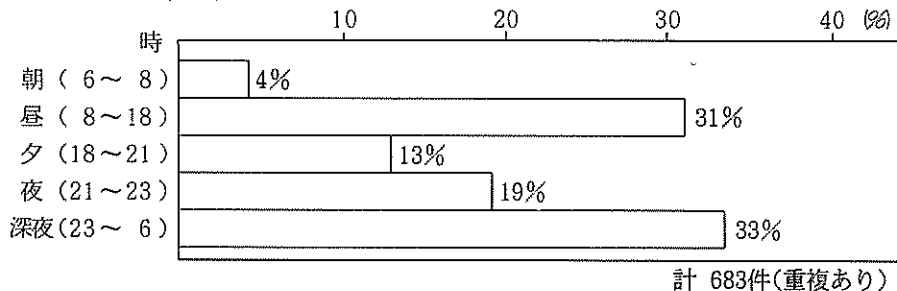
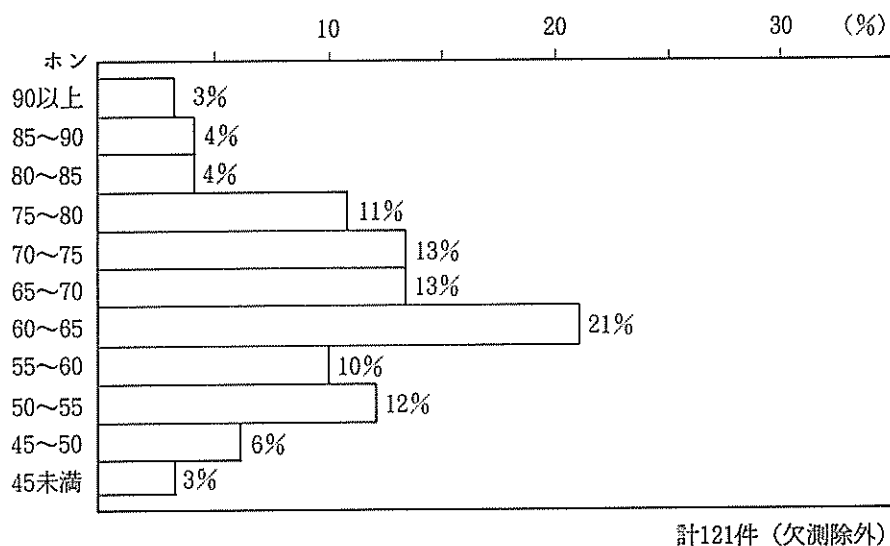


図 3 - 1 - 9 騒音レベル別苦情内訳



2. 建設作業騒音

建設作業には、建築工事、土木工事、解体工事などがあるが、くい打機やブレーカーなど大きな騒音を発生する機械を使用する作業が多い。

建設作業は、作業期間が短く一過性であり、また、建築工事の場所などに代替性がない点の特徴であるが、騒音が著しいため住宅の密集地においては問題となることが多い。

建設作業のうち特に音量が大きく騒音規制法および大阪府公害防止条例により規制の対象としている作業（特定建設作業）は、表 3 - 1 - 8 に示す 8 種類であり、その届出状況は表 3 - 1 - 9 のとおりとなっている。

なお、主な建設機械の騒音の大きさは、表 3 - 1 - 10 のとおりである。

また、建設作業騒音に係る苦情件数は、表 3 - 1 - 11 のとおりであり、近年、工事件数（届出件数）が増加するにつれ苦情件数も増加している。

苦情の作業別内訳は、図 3 - 1 - 10 のとおりであり、作業頻度の高いブルドーザー、さく岩機等の占める割合が大きい。

表3-1-8 特定建設作業

特定建設 作業の種類	該当法律条例 騒音規制法	振動規制法	大阪府公害 防止条例 (騒音)	大阪府公害 防止条例 (振動)
1. くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	○ (アースオーガ を使用する 作業を除く)	○	○ (アースオーガ を使用する 作業を除く)	○
2. びよう打機を使用する作業	○		○	
3. さく岩機を使用する作業(作業拠点から連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)	○		○	
3. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日に当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る)	○	○	○	○
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○		○	
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタル製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)	○		○	
6. フルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業			○	○
7. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえないものに限る。)			○	
8. 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		○	○	○
9. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)		○		○

表 3 - 1 - 9 特定建設作業届出件数

特定建設作業の種類	年 度				
	59	60	61	62	* 63
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	124	155	151	226	163
2. びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
3. さく岩機を使用する作業	3,204	3,545	3,750	4,306	2,594
4. 空気圧縮機を使用する作業	21	56	54	71	20
5. コンクリートプラント・アスファルト プラントを設けて行う作業	4	11	0	4	4
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機 を使用する作業	4,435	4,770	5,017	5,774	3,773
7. コンクリートカッターを使用する作業	265	215	233	311	146
8. 鋼球を使用する破壊作業	0	1	0	2	0
計	8,053	8,753	9,205	10,694	6,700

* 従来「工事期間1ヵ月毎」に届出させていたが、63年度より「3ヵ月毎」に改めた。

表 3 - 1 - 10 主な建設機械の騒音の大きさ(騒音レベルは10m地点における値)

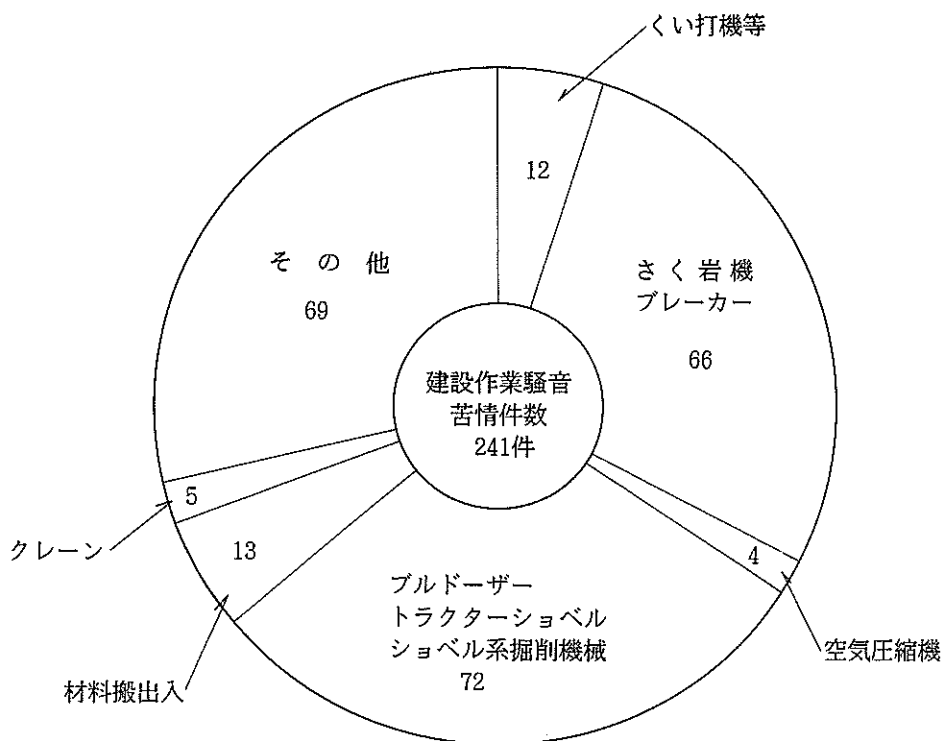
(単位:ホン)

機 械 名	騒音レベル	機 械 名	騒音レベル
ディーゼルハンマー	93～112	コンクリートプラント	83～93
ドロップハンマー	97～108	アスファルトプラント	80～90
パイプロハンマー	85～91	ブルド ー ザ ー	76～82
アースオーガー	57～70	トラクターショベル	77～84
びょう打機	85～98	バ ッ ク ホ ー	86～95
ブ レ ー カ ー	80～92	ク ラ ム シ エ ル	78～85
空 気 圧 縮 機	82～98		

表 3 - 1 - 11 建設作業騒音の苦情件数

年 度	59	60	61	62	63
件 数	144	147	173	201	241

図 3 - 1 - 10 建設作業騒音苦情件数の発生源内訳 (63年度)



3. 近 隣 騒 音

近隣騒音の発生源は、電気機器、楽器等無数にあり、これらが市内のいたるところに存在している。このため、市民一人ひとりが騒音の被害者になりうるとともに加害者になりうる可能性があり、どこにおいても近隣騒音問題の生じる可能性が普遍化している。生活騒音及び拡声機騒音にかかる苦情件数は、表 3 - 1 - 12、表 3 - 1 - 13 に示すとおりであるが、上記特質を考えると今後増加してくると予測される。

表 3 - 1 - 12 生活騒音苦情件数

項目 年度	電気機器	楽 器 音響機器	人声・足音 給排水音	ペ ッ ト	アイドリング 空ぶかし音	そ の 他	計
59	9	2	3	4	0	7	25
60	11	5	9	6	1	13	45
61	6	9	6	4	1	11	37
62	12	7	5	2	3	3	32
63	6	10	15	1	2	7	41

表3-1-13 拡声機騒音苦情件数

年度	商業宣伝目的			その他の 目的	計
	航空機	自動車	商店等		
59	0	0	2	0	2
60	1	2	3	0	6
61	0	0	7	1	8
62	1	2	2	2	7
63	0	2	8	1	11

4. 地域騒音

本市では、市内全域にわたる騒音の概況を把握するため、幹線道路・高速道路沿道を除く一般の地域における騒音（地域騒音）について環境騒音調査を継続的に実施している。

市内全域にわたる地域騒音の概況は、図3-1-11に示すとおり、昼間でおおむね45～65ホンの範囲で、平均値は54.5ホンであり、夜間はおおむね35～55ホンの範囲にあり、平均値は46.7ホンとなっている。これを用途地域別にみれば図3-1-12のとおり、昼間では住居系地域から工業系地域まで用途に応じて順次騒音が高くなっているが、夜間では商業地域及び工業専用地域でやや高いレベルがみられるほかは、おおむね似たようなレベルを示している。

地域騒音の主たる騒音源としては、図3-1-13に示すとおり、自動車の割合が高く、昼間で約48%、夜間では更にこの割合が高まり、約60%を占めている。

また、市内における地域騒音の現状を環境基準と比較すると、図3-1-14に示すとおり適合率は市内全体で昼間70%、夜間58%となっている。地域別にみると、住居系地域であるA地域では、基準がきびしいことから適合率は低く、昼間で50%、夜間では更に低下して30%にとどまっている。一方、商業系、工業系地域であるB地域では基準の設定がゆるいことから、適合率は昼夜とも97%と高率になっている。

図3-1-11 地域騒音の騒音レベル別頻度

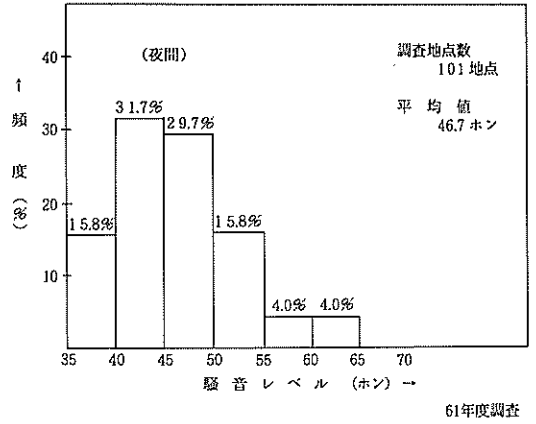
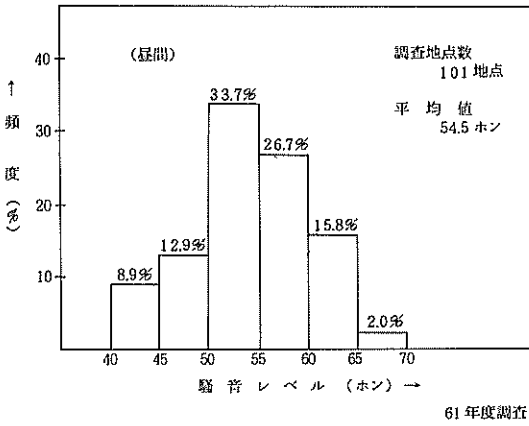


図3-1-12 用途地域別の騒音レベル平均値

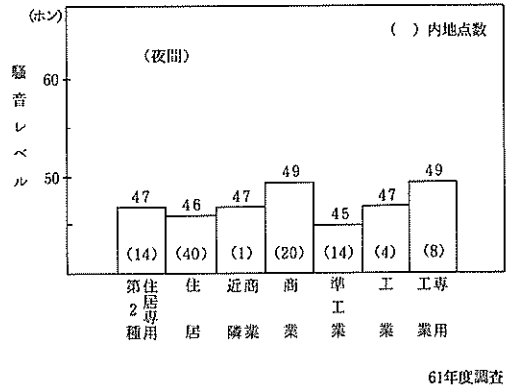
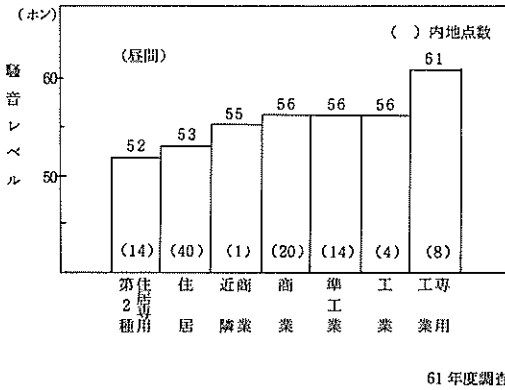


図 3 - 1 - 13 主たる騒音源の占める比率

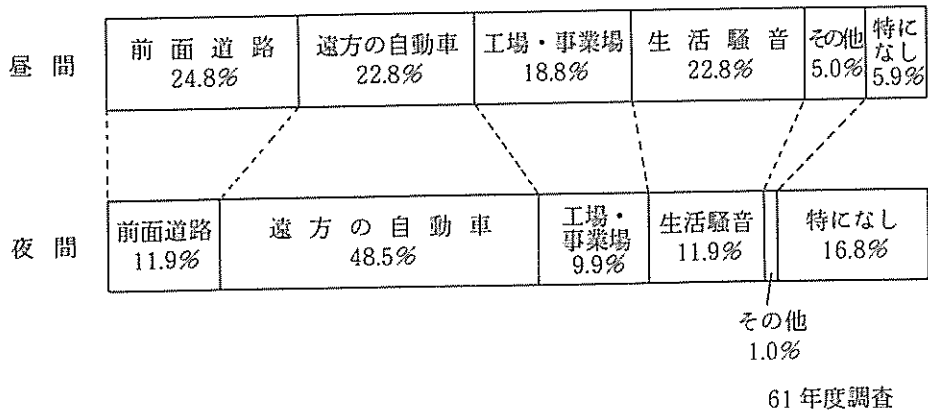


図 3 - 1 - 14 地域騒音の環境基準適合状況

類型	環境基準適合率 (%)	
	50	
A 地域	昼間	50%
	夜間	30%
B 地域	昼間	97%
	夜間	97%
市内全体	昼間	70%
	夜間	58%

61年度調査

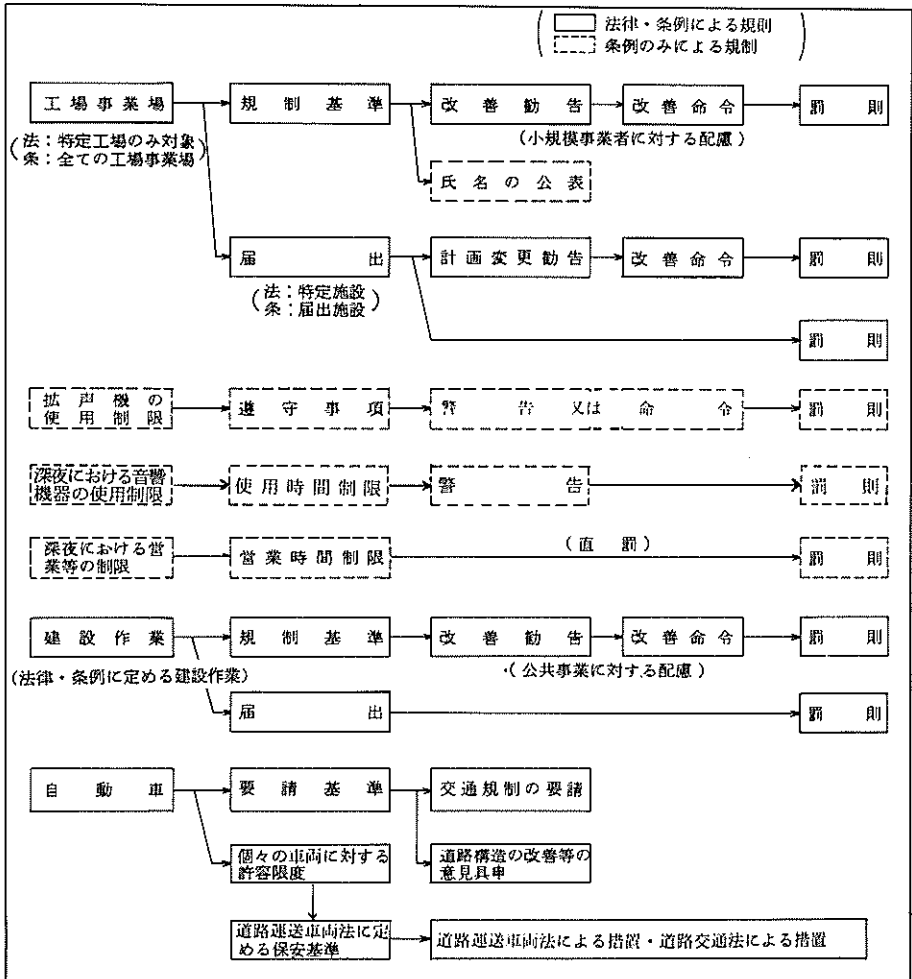
第 2 節 対 策

騒音公害は騒音規制法、大阪府公害防止条例により、工場・事業場、建設作業、自動車等、発生源の種類ごとに、各々の特性に応じた規制がなされており、その仕組みの概要は、図 3-2-1 のとおりである。

なお、騒音規制法施行令等の改正により、従来、大阪府が行っていた工場・事業場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を、61年 4 月からは本市において実施している。

また、騒音公害は、局地的被害傾向が強く、その影響はある一定範囲に限定されることが多い。従って、騒音公害を抜本的に解決し、静穏な生活環境を築き上げるためには

図 3-2-1 騒音規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み



発生源規制はもとより長期的対策として工場・事業場と住居の分離等の土地利用の適正化を図ることと、交通施設と整合性のある周辺土地利用の実現を図ることが必要である。

なお63年度における規制指導活動の状況は、表3-2-1、表3-2-2に示すとおりである。

表3-2-1 環境保全課における立入指導等の状況

(63年度)

		工場・事業場等		建設作業
		工場等	カラオケ	
指導工場等総数		578	693	1,209
内 訳	立入指導	425	690	421
	呼出指導	153	3	788
測定件数		451	76	234
措置		5	4	12
内 訳	改善命令及び改善勧告	0	0	0
	指示書交付	5	4	12

表3-2-2 保健所における立入指導等の活動状況

(63年度)

	立入指導件数	測定件数
法律	2,510	1,115
条例	9,101	2,642
その他	947	329
計	12,558	4,086

(注) 建設作業を含む。

1. 工場・事業場騒音対策

工場・事業場騒音について、騒音規制法および大阪府公害防止条例では、表3-2-3に示す規制基準が設けられており、事業者に対し基準の遵守義務が課せられている。

また、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損われると認められる場

合は、改善勧告及び命令を行うことができる。

なお、特定（届出）施設の設置にあたっては、事前に届出義務が課せられている。

本市では、届出の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、苦情発生に際しては保健所を中心として工場・事業場への立入調査を実施し、機械の改善、建屋の改善等の防止対策により規制基準の遵守を図るよう規制指導に努めており、その措置内容は図3-1-5のとおりである。

しかし、対策の推進には、市内各所で住工混在が形成されていること、工場の多くは中小零細企業であること、発生源が多様化していることなど種々の問題があるため、多角的な施策の展開が必要となっている。

表3-2-3 工場・事業場騒音に係る規制基準

(単位：ホン)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜間 (午後9時～ 翌日の 午前6時)
第2種区域	第2種住居専用及び住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業・商業及び準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域（工業専用地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域は5ホン減じた値とする。
 2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
 3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

(1) 住工分離

特定（届出）施設の届出時に、特に住居系地域における工場新設、増設については、十分な防音対策を講じるよう指導を行っている。

しかしながら最近では、工業系地域の工場跡地にマンションなどが建設されるケースが相当数あり、新たな住工混在問題が生じている。

このため、計画局をはじめとする関係部局による「住工混在問題連絡調整会議」が組織されており、住工混在に関する諸問題について情報交換と連絡調整を定期的に行っている。

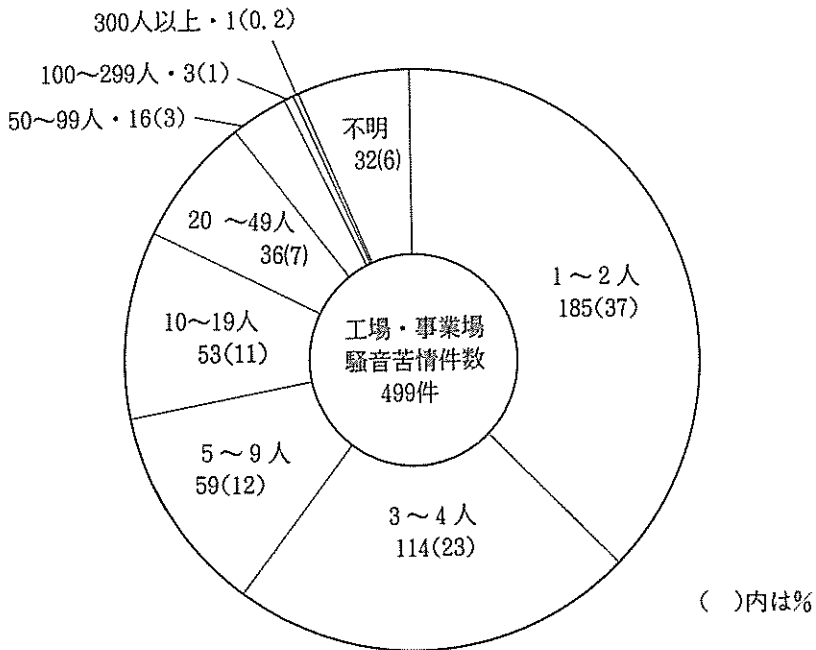
また、住工混在地に立地する工場の適地への移転を促進するために、集団化事業、工場跡地買収事業等が実施されている。

(2) 零 細 工 場

63年度に苦情の対象となった工場・事業場の従業員数別内訳は、図3-2-2のとおりであり、従業員1～2名のいわゆる生業的な規模のものが約40%、10名未満のものが約70%を占めている。

これら零細工場は、資力、経営内容が脆弱であるため自力で改善を講じることが困難であるケースが多く、このような零細工場に対し、経費負担の軽減、改善措置が早期に実施されることなどを目的として、公害防止設備資金融資制度が整備されている。

図3-2-2 工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳（63年度）



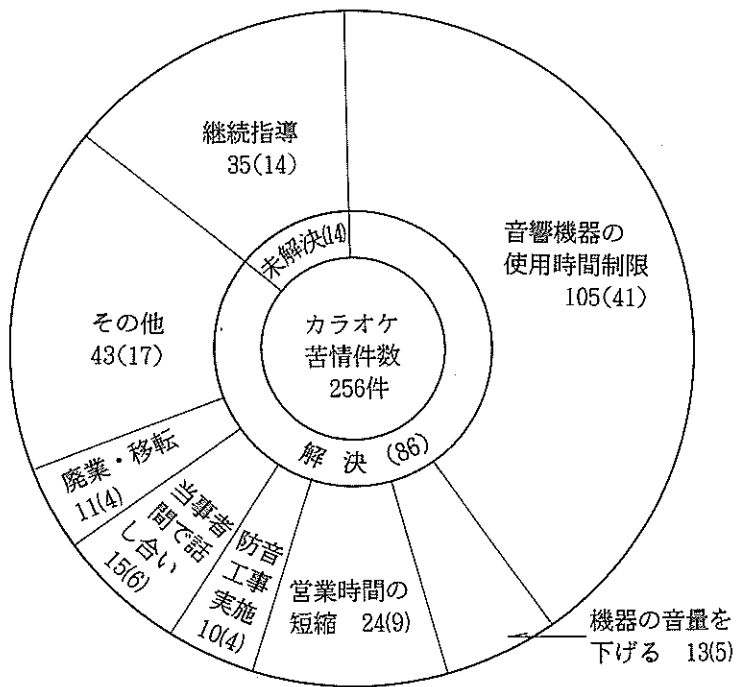
(3) 深夜営業騒音

先に現況で述べたように、発生源の非製造業種化、非届出施設化の傾向が年々顕著になってきており、従来の製造工場の大騒音発生源に対する規制を主眼とした規制手法では解決が困難な事例が増加している。

深夜営業騒音の代表的存在であるカラオケ騒音に対しては、大阪府公害防止条例の改正により、58年4月より「深夜における音響機器の使用時間制限」が実施され、市内全域において、午後11時から翌朝6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用は原則として禁止されている。

この規制条項の啓発と、夜間パトロール等の規制強化により、63年度におけるカラオケに係る苦情の処理概要は、図3-2-3に示すとおり86%の解決率となっており、その内41%が使用時間制限による解決である。

図3-2-3 カラオケ騒音の措置内容（63年度）



()内は%
 (注) 前年度未解決分を含む

2. 建設作業騒音対策

特定建設作業は表3-2-4に示すとおり、機種により音量・作業時間・作業日数が規制されており、これらの特定建設作業には事前に届出の義務が課せられている。

なお、本市では63年4月より「建設作業に係る指導方針」を定め、建設作業に係る公害の未然防止に努めている。

また、特定建設作業騒音に係る規制基準の一部が改正され、騒音規制法が平成元年4月1日、大阪府公害防止条例が同年5月1日から施行されている。

一方、作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合には、騒音防止の方法の改善または作業時間の変更について勧告及び命令を行うことができる。

本市では、事業者に対し住居の密集した場所でのディーゼルハンマーや鋼球を使用する作業の自粛を要請するとともに作業日数・時間等の短縮、また、周辺住民への事前周知の徹底等未然防止に重点において指導に努めており、とくに環境月間には、パトロール、講習会の開催等により啓発強化を行っている。

表3-2-4 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (7-フォーク併用を除く)	85ホンを超えるものではないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

(備考) 1号区域：住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、取谷施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。
2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

3. 近隣騒音対策

近年、都市化の進展、生活様式の多様化、音響機器の普及、市民の快適な生活環境に対する要求の高まり等に伴い、深夜飲食店からのカラオケ騒音、拡声機による商業宣伝放送、一般家庭からのピアノ・クーラー等の生活騒音や教育施設から発生する音に代表される近隣騒音が大きな社会問題となってきている。

そこで、環境庁では「近隣騒音対策研究会」を設置し、その検討結果をふまえ59年9月に今後の取り組み方針を発表している。

その中で、特に生活騒音問題は「法律・条例等による一律の規制になじまず、基本的には一人ひとりのモラル・マナーによるところが大きく、都市における住まい方と密接につながるところから、トラブルが生じにくいような健全な近隣関係の形成が望まれる。このため、今後とも騒音防止に関する啓発活動を進めるとともに、相談窓口等行政側の体制を整備・充実することが必要である。また、中長期的課題としては、家庭用機器あるいは住宅設備の低騒音化、住宅の遮音性能の向上等があげられる。」としている。

本市においても、啓発活動としてパンフレットの配付やオースライドを使用した市民対象の啓発講習会を開催する一方、苦情に対しては、必要に応じて相談を受けている。また、61年度は環境庁の委託を受け、近隣騒音対策モデル事業を実施するとともに、一般市民、市政モニター及び地域の指導者を対象としたアンケート調査により全市的な住民意識や実態の把握を行ったところである。

現在、モデル事業の成果を踏まえつつ、これらアンケート結果を基礎資料として、生活騒音対策のあり方についての検討を行っている。

講習会の実施状況を表3-2-5に示す。

表3-2-5 生活騒音防止啓発講習会実施状況

年 度	実 施 回 数 (回)	参 加 人 数 (人)
59	4	170
60	9	406
61	12	558
62	19	1,073
63	9	2,153

商業宣伝などの放送をするため拡声機は一般に広く使用されているが、航空機や自動車からの商業宣伝が著しい音量で反復継続される場合等は、騒音と感じられることがあり、最近、市民の関心が高まってきている。このため大阪府公害防止条例においては拡声機の使用について音量、時間帯、場所等の制限を設けており、これに基づいて指導・苦情処理等を行っている。

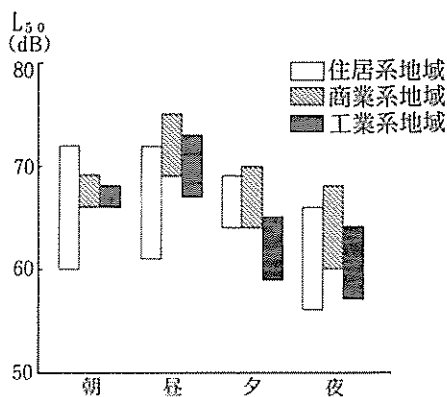
4. 低周波空気振動対策（低周波音対策）

低周波空気振動とは低い周波数の音で、耳には聞こえないが音のもつ圧力によって人体や建物に影響を及ぼすものである。低周波空気振動の発生源としては、主として圧縮機、ボイラー、振動ふるい、コンベア等があるが、それ以外の自然現象からも発生し、図3-2-4のとおり一般環境中のいたるところに存在するものである。その影響としては、建具・家具等の振動による二次的騒音を発生させるほか、特に強い低周波空気振動では耳鳴・吐気・頭痛等を伴うといわれている。

しかし、低周波空気振動については、その定義や評価方法等が、十分確立されているとはいえず、それらの確立が急がれるところである。国においては51年度から実態調査及び人体影響を中心とした調査研究を進めてきており59年12月調査報告書がまとめられた。

本市においても、現在環境中における低周波空気振動の実態の把握とともに、より信頼性のある測定方法の検討のための調査研究を実施している。

図3-2-4 一般環境における低周波空気振動音圧レベル〔1～90Hz〕
(本市調査結果)



第 3 節 振 動

1. 現 況

振動公害は、騒音公害と基本的性質及びその影響など多くの点できわめて類似しており、発生源についても同一施設から同時に発生する機会が多く、発生源の分類、規制の仕組みなどすべての点において、騒音公害の場合とほぼ同様である。

一方、振動公害と騒音公害の相違点では、騒音は家屋内で平均10dB以上の減衰が期待できるのに対し、振動は逆に増幅される場合が多い。また振動による苦情の内容では生活妨害の訴えは騒音の場合と同様であるが、それ以外に壁、タイル等のヒビ割れ、戸、障子等建付の狂いなど物質的被害がみられるなどの点があげられる。

振動公害の発生源は次のとおり分類される。

- ① 工場・事業場振動
- ② 建設作業振動
- ③ 交通振動

なお、振動の大きさの目安を示せば、表 3-3-1 のとおりである。

表 3-3-1 振動の大きさの目安

振動レベル(dB)	震度階	振 動 の 感 じ 方 等
55以下	0：無震	
55～ 65	I：微震	静止している人にだけ感じる
65～ 75	II：軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75～ 85	III：弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる
85～ 95	IV：中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95～105	V：強震	家屋の壁にき裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105～110	VI：烈震	木造家屋が30%以下倒壊する
110以上	VII：激震	木造家屋が30%以上倒壊する

振動公害に係る苦情件数をみると、表3-3-2に示すとおり63年度では144件となっており、その内訳は、図3-3-1に示すとおりで工場・事業場及び建設作業に係る苦情が多く約80%を占めている。特に建設作業に係る苦情は近年増加の一途を示し63年度においては工場・事業場に係る苦情を上まわった。

なお、苦情解決への措置内容は図3-3-2のとおりである。

表3-3-2 振動関係苦情件数

年 度	59	60	61	62	63
件 数	129	140	136	136	144

振動公害は振動規制法及び大阪府公害防止条例により規制が行われており、工場・事業場、特定建設作業及び道路交通振動が対象となっている。

工場・事業場及び特定建設作業については、特に大きな振動が発生する施設を特定（届出）施設として定め届出が義務づけられている。届出施設は第3章騒音の表3-1-2、表3-1-8で示すとおりである。63年度における振動規制法及び大阪府公害防止条例に基づく工場・事業場並びに特定建設作業の届出状況は、表3-3-3、表3-3-4に示すとおりとなっている。

表3-3-3 振動規制法、大阪府公害防止条例（振動）に基づく

特定（届出）施設届出件数

種別	年度		59		60		61		62		63	
	法令区分		法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設 置 届			25	85	33	65	35	94	27	64	33	55
使 用 届			14	22	9	12	6	7	5	6	1	4
数 の 変 更 届			24	36	12	19	19	28	22	14	13	15
振動防止の方法変更届			1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
使用の方法変更届			0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
氏 名 等 変 更 届			66	83	57	82	100	119	132	160	93	78
全 廃 届			17	18	23	49	18	25	16	55	19	20
承 継 届			4	4	23	43	4	6	20	24	4	5
計			151	248	157	270	182	280	222	323	163	178

図 3 - 3 - 1 振動関係苦情件数の内訳 (63年度)

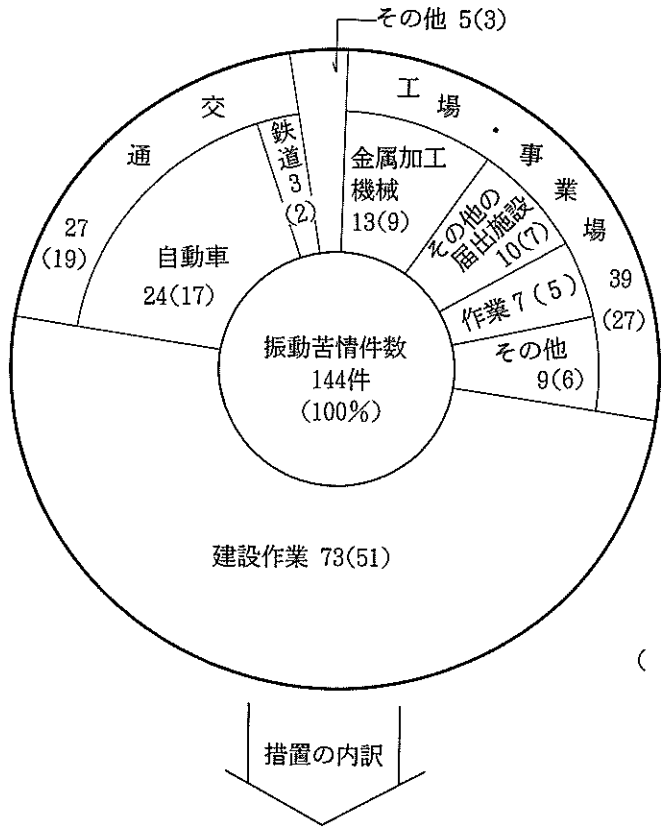


図 3 - 3 - 2 措置内容

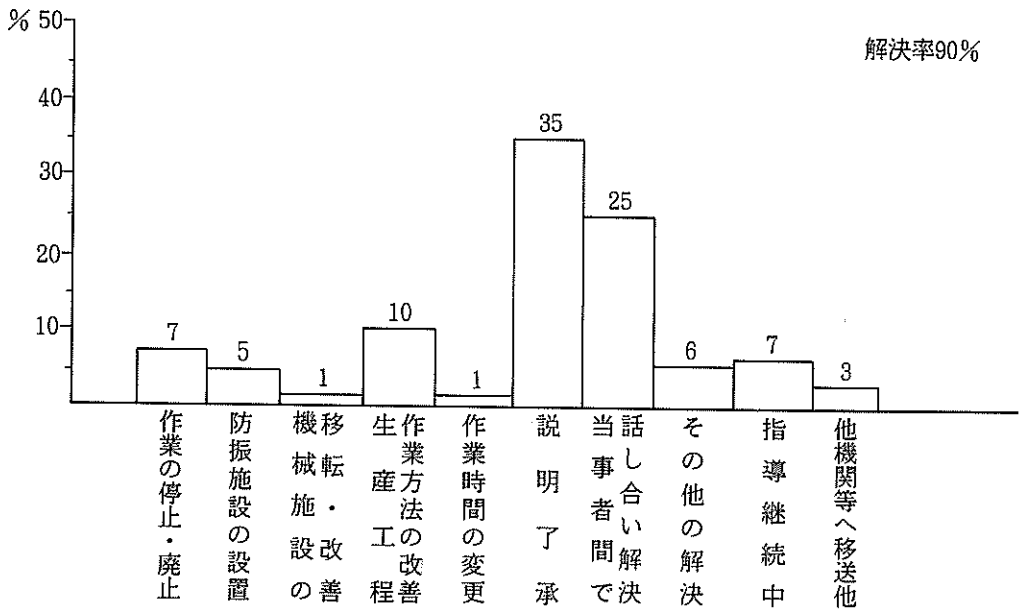


表 3 - 3 - 4 特定建設作業届出件数

特定建設作業 の種類	年 度				
	59	60	61	62	* 63
1. くい打機等を費用する作業 (アースオーガー併用を含む)	216	247	256	236	175
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	1	0	2	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	0	0	1	0	0
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用 する作業	741	729	690	781	555
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機 械を使用する作業	4,435	4,770	5,017	5,774	3,773
計	5,392	5,747	5,964	6,793	4,503

* 従来「工事期間1ヵ月毎」に届出させていたが、63年度より「3ヵ月毎」に改めた。

2. 防 止 対 策

振動規制法並びに大阪府公害防止条例による振動に係る規制の仕組みは図3-3-3のとおりであり、また、各種の基準は表3-3-5、表3-3-6に示すとおりである。

61年4月からは、振動規制法施行令等の改正により規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を本市で行っている。

なお、本市では63年4月より「建設作業に係る指導方針」を定め、建設作業に係る公害の未然防止に努めている。

一方、振動公害の防止対策として、工場・事業場振動では防振ゴム・金属バネ・空気バネ・吊基礎等による防振、建設作業振動では建設機械の改良・ベントナイト工法等の低振動工法の採用などが多くみられる。

これらの振動防止のための対策は、同時に、騒音の低減にも有効となる場合が多く、本市では、騒音対策とあわせて規制指導を行っているが、今後はさらに各種機械や建設作業に関する振動低減の技術開発など発生源対策や周辺対策をも含めた総合的な対

策が望まれる。

なお、63年度における規制指導活動状況は表3-3-7、表3-3-8に示すとおりである。

図3-3-3 振動規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み

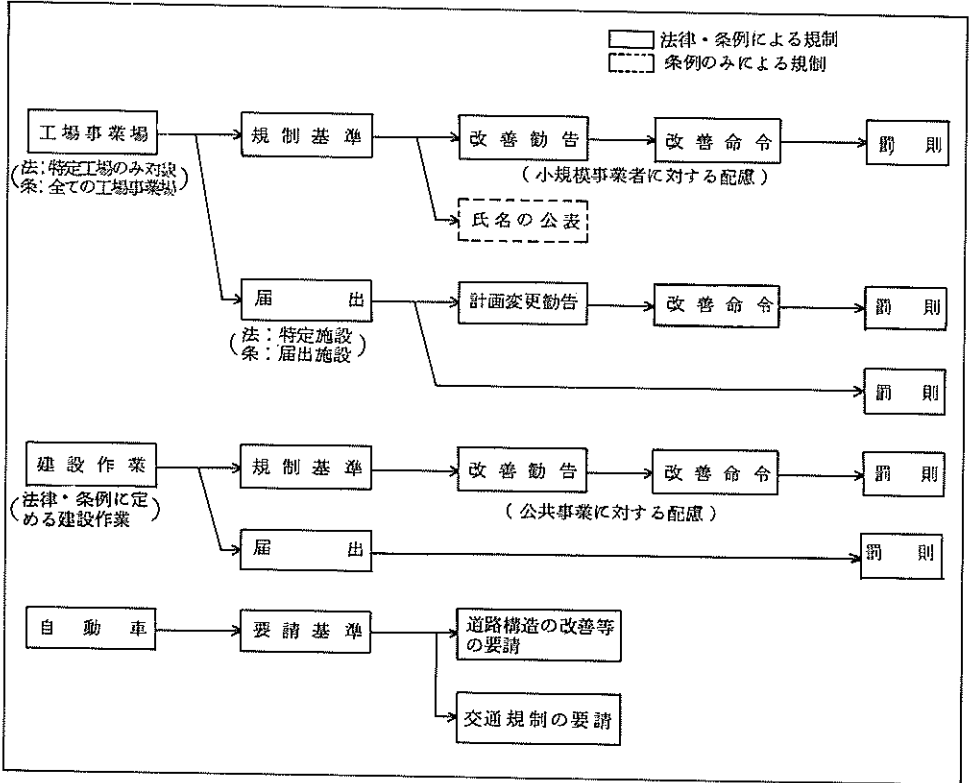


表3-3-5 工場・事業場振動に係る規制基準

(単位: d B)

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業・商業・準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域(工業専用地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域は5 dB減じた値とする。
 2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

表 3-3-6 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75dBを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域: 住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。
2号区域: 工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

表 3-3-7 環境保全課における立入指導等の状況

(63年度)

		工場等	建設作業
指導工場等総数		205	850
内 訳	立入指導	125	322
	呼出指導	80	528
測定件数		47	17
措置		2	4
内 訳	改善命令及び改善勧告	0	0
	指示書交付	2	4

表 3 - 3 - 8 保健所における立入指導等の活動状況

	立入指導件数	測定件数
法 律	1,415	487
条 例	792	278
そ の 他	190	52
計	2,397	817

(注) 建設作業を含む。

第 4 章 水質汚濁

第 1 節 現 況

1. 市内河川の概況

大阪市域内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川、堂島川、安治川が流れている。また大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、本市の南端には大和川水系がある。市内河川管理図を図 4-1-1 に示す。(P323参照)

大 阪 市 内 河 川 分 類 表

淀川水系	本 流	淀川		
	派 流	神崎川水系	神崎川 左門殿川 中島川 西島川 安威川	
		旧 淀 川	大川 堂島川 安治川	
			支 流	寝屋川 第二寝屋川 城北川 平野川 平野川分水路 今川 駒川等 (以上、寝屋川水系) 東横堀川
	派 流	土佐堀川 尻無川 木津川 道頓堀川		
大和川水系	本 流	大和川		
その他の市内河川	正蓮寺川 六軒家川 住吉川 細江川 十三間川			

淀川を除いた河川は、概して自己流量に乏しく大部分が感潮区間であるため、よどみがちで自浄作用にも限度がある。しかも、本市はこれらの河川の最下流部に位置するため、上流域の影響を受けやすく、特に上流域の急速な市街化にともなう生活排水等の増大と、これに対する対策の遅れ等が相まって、本市域の水質汚濁を著しくしてきた。

市内河川の水質汚濁は、工場排水規制の強化や下水道整備等により徐々に改善されつつあるが、河川水がよどみがちな河口付近等では、不法投棄されたごみなどが停滞し美観を損ねる結果となっている。また、一部の河川等においては、堆積したヘドロの有機物等による底質汚染がみられ、悪臭発生や河川水の黒濁化など河川環境の悪化

をもたらしている。

一方、大阪湾は閉鎖性水域であるため、富栄養化に伴う赤潮が発生しやすく、大阪港湾水域でもその影響を受けている。

2. 定期観測結果（環境水質定点調査）

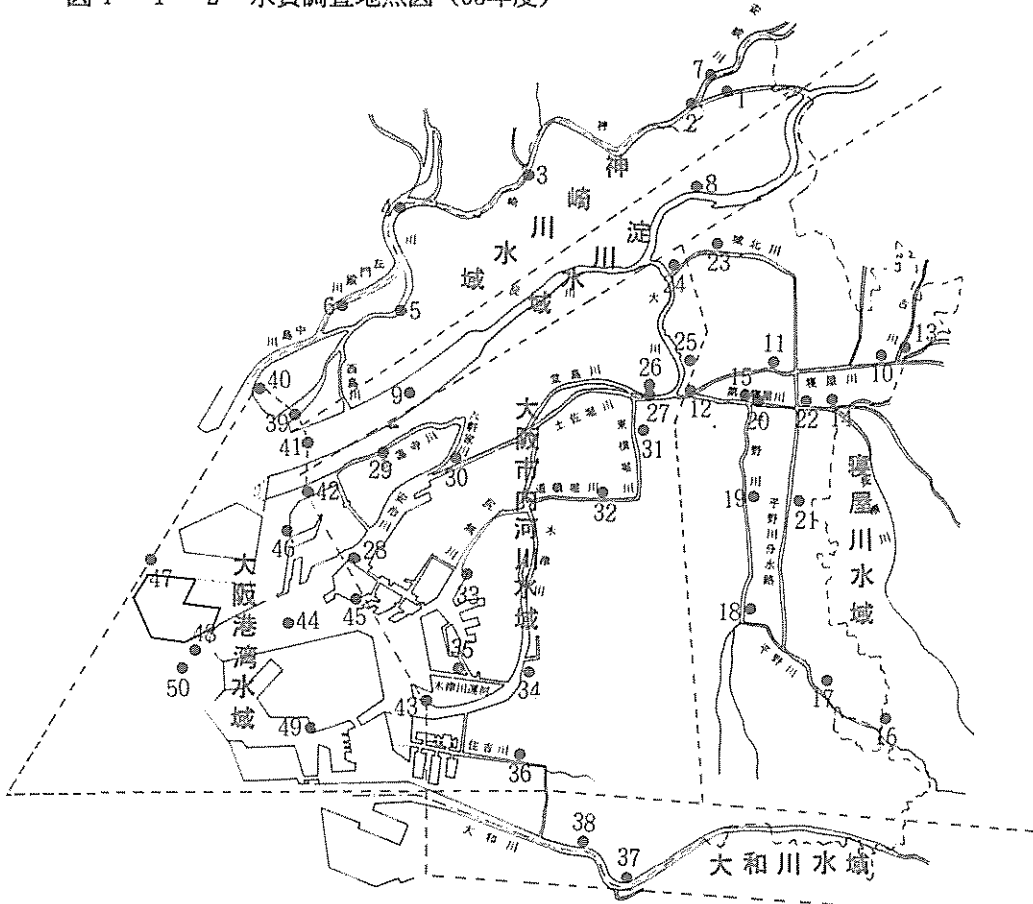
本市では主要河川及び港湾区域において、図4-1-2に示す50地点で定期観測（環境水質定点調査）を実施している。定期観測では、水質汚濁防止法の規定により大阪府知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づく地点の他、水質監視上重要な地点を定点としている。

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」として、カドミウム、シアン等の9項目について設定され、「生活環境の保全に関する環境基準」として、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等の基準が定められている。前者はすべての公共用水域に一律に適用され、後者は河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等を考慮して段階的な水域類型を設定し、それに応じた基準値を設け、水域を類型指定することにより環境基準を示す方式がとられている。本市域内を流れる河川は、B、C、D及びE類型に指定されているが、類型未指定の河川も一部にある。大阪港は「大阪湾(1)水域」に属し、海域のC類型に指定されている。

生活環境項目のうち、河川での代表的な汚濁指標とされているBOD（ただし、海域ではCODが代表的な汚濁指標）の環境基準適否状況及び平均値は、図4-1-2に示すとおりで、神崎川、淀川、大阪市内河川水域の全河川及び大阪港湾水域は環境基準を達成したが、寝屋川、大和川等は達成できなかった。

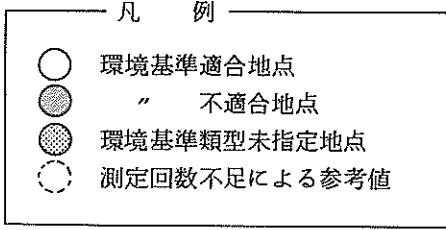
一方、健康項目は43地点で測定し、すべての地点で環境基準を達成した。

図4-1-2 水質調査地点図(63年度)



No.	地点名	河川名	No.	地点名	河川名	No.	地点名	河川名
1	小松橋	神崎川	17	市浜橋	平野川	34	千本松渡	木津川
2	吹田橋	"	18	睦橋	"	35	船町渡	木津川運河
3	新三国橋	"	19	南弁天橋	"	36	住之江大橋	住吉川
4	神崎橋	"	20	坂見橋	"	37	浅香新取水口	大和川
5	千船橋	"	21	片一橋	平野川分水路	38	遠里小野橋	"
6	辰巳橋	(左門殿川)	22	天王田大橋	"	39	神崎川河口中央	大阪港(大阪湾)
7	新京阪橋	安威川	23	赤川橋	城北川	40	中島川	"
8	JR赤川鉄橋 (柴島)	淀川	24	毛馬橋	大川	41	淀川	"
9	伝法大橋	"	25	桜宮橋	"	42	正蓮寺川	"
10	今津橋	寝屋川	26	天神橋(右)	堂島川	43	木津川	"
11	新喜多大橋	"	27	天神橋(左)	土佐堀川	44	No.5パイ跡	"
12	京橋	"	28	天保山渡	安治川	45	第一号岸壁	"
13	徳栄橋	古川	29	北港大橋	正蓮寺川	46	No.25トルフィン	"
14	阪東小橋	第2寝屋川	30	春日出橋	六軒家川	47	北港沖1000m	"
15	下坡見橋	"	31	本町橋	東横堀川	48	関門外1200m	"
16	東竹淵橋	平野川	32	大黒橋	道頓堀川	49	南港	"
			33	福崎渡跡	尻無川	50	大阪湾C-3	"

図4-1-3 63年度大阪市内水質汚染図（BOD又はCOD）



- (注) 1. 数字は年平均値 (mg/l) 2. 河川河口地点は、海域とし、CODで評価した。
 3. 環境基準適合とは年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

各水域ごとの地理的な条件及び水質調査結果は以下のとおりである。

(1) 神崎川水域

神崎川は淀川の一津屋で分流し、吹田、茨木、摂津市等を流域にもつ安威川及び池田、箕面市等を流域にもつ猪名川と合流し、大阪湾へ注いでいる。神崎川（左門殿川、中島川を含む）及び安威川の本市内の区間はE類型に指定されている。

神崎川の水質は流域に点在する製紙・染色工業等の工場排水や、北摂地区の開発に伴う汚濁源の増加により、43年ごろまでは悪化の一途であったが、その後下水道整備等の水質汚濁防止対策の推進により水質改善が著しく、54年度を除いて、50年度以降環境基準を達成している。安威川は55年度はじめて環境基準を達成し、その後適、不適をくり返し、61年度からは環境基準を達成している。

63年度の水質調査結果を表4-1-1に、水域のDO、BODの平均値及び環境基準値を超えた測定数の推移を表4-1-2に、また、主要地点のBODの経年変化を図4-1-4に示す。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表4-1-4 神崎川水域水質調査結果（63年度）

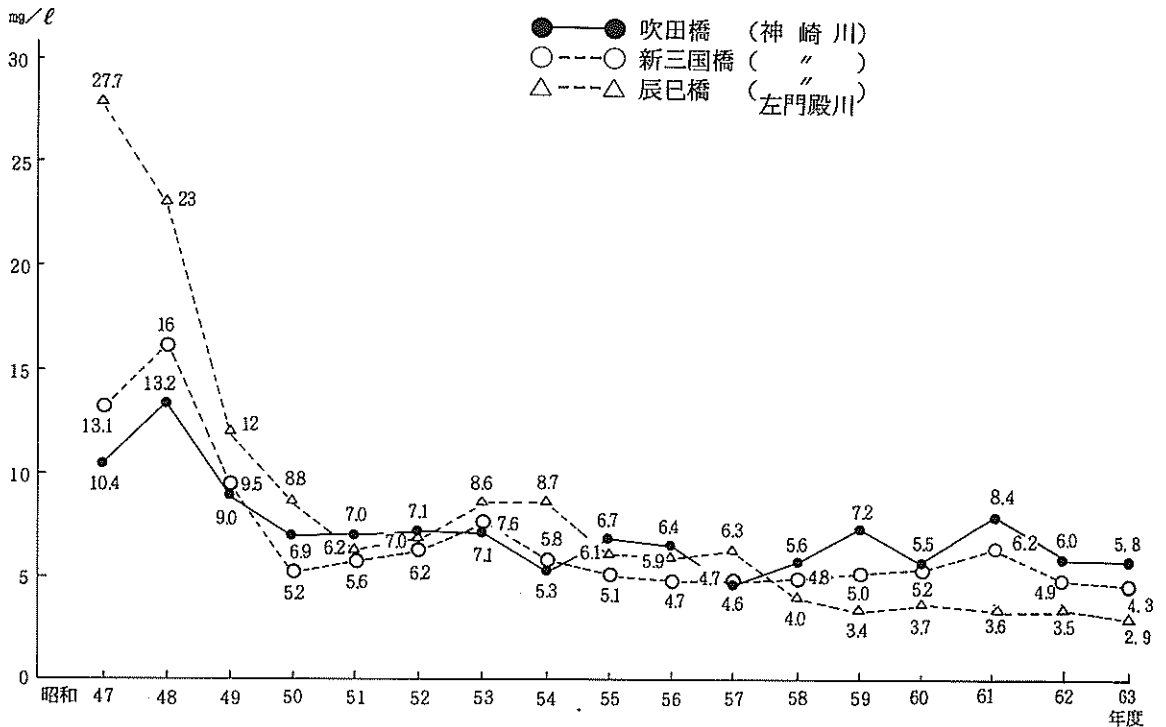
No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
1	小松橋	神崎川	E	7.0~7.4	8.1	3.2	5.2	14
2	吹田橋	〃	E	6.9~7.3	6.7	5.8	7.1	20
3	新三国橋	〃	E	6.8~7.5	5.7	4.3	8.0	15
4	神崎橋	〃	E	6.8~8.4	7.6	4.3	7.4	11
5	千船橋	〃	E	6.7~8.4	5.9	3.1	7.1	9
6	辰己橋	〃 (左門殿川)	E	6.7~8.2	5.8	2.9	8.0	8
7	新京阪橋	安威川	E	7.0~7.6	7.9	5.9	10	39

表 4 - 1 - 2 神崎川水域の水質経年変化及び環境基準不適合率の推移

年度	E 類型 (環境基準…DO : 2 mg/l 以上、BOD : 10mg/l 以下)							
	D O				B O D			
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)
54	6.4	92	1	1.1	5.8	92	11	12.0
55	6.3	68	0	0	5.9	68	4	5.9
56	6.6	68	0	0	6.0	68	5	7.4
57	6.5	68	0	0	5.5	68	4	5.9
58	6.7	68	0	0	5.5	68	5	7.4
59	6.0	68	0	0	6.2	68	9	13.2
60	6.4	68	0	0	5.5	68	4	5.9
61	5.6	67	0	0	5.5	67	6	9.0
62	6.2	68	0	0	5.1	68	2	2.9
63	6.6	68	0	0	4.3	68	0	0

備考…55年度から河口測定点 (2 地点) を除く、7 地点で評価。

図 4 - 1 - 4 神崎川水域の BOD 経年変化



(2) 淀川水域

淀川は、琵琶湖に源を發し京阪神の水源として極めて重要な河川である。

本市域に属する区間は、長柄堰までのB類型〔淀川下流(1)〕と、これより下流のD類型〔淀川下流(2)〕の2類型に指定されている。

63年度の水質調査結果を表4-1-3に、JR赤川鉄橋(柴島)及び伝法大橋のDO、BODの経年変化を表4-1-4に示す。JR赤川鉄橋は、57年度以降、62年度を除き、環境基準を達成している。伝法大橋は、4年ぶりに環境基準を達成した。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表4-1-3 淀川水域水質調査結果(63年度)

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
8	JR赤川鉄橋 (柴島)	淀川	B	7.3~7.7	8.3	2.5	4.1	13
9	伝法大橋	〃	D	7.5~8.7	9.0	5.0	6.4	12

表4-1-4 淀川の水質及び環境基準適否状況の経年変化

地点名	JR赤川鉄橋(柴島)(B類型)					伝法大橋(D類型)				
	DO		BOD			DO		BOD		
環境基準	5 mg/l 以上		3 mg/l 以下			2 mg/l 以上		8 mg/l 以下		
年度	平均 (mg/l)	不適数 測定数	平均 (mg/l)	不適数 測定数	適否	平均 (mg/l)	不適数 測定数	平均 (mg/l)	不適数 測定数	適否
54	7.9	0/12	2.9	6/12	×	7.3	0/12	2.5	0/12	○
55	8.6	0/12	2.5	2/12	○	8.2	0/12	3.0	0/12	○
56	8.6	0/12	2.9	5/12	×	8.4	0/12	3.4	1/12	○
57	8.0	0/12	3.0	3/12	○	9.8	0/12	4.6	2/12	○
58	8.9	0/12	2.6	3/12	○	10	0/12	5.3	2/12	○
59	8.3	0/12	2.7	3/12	○	9.0	0/12	5.2	2/12	○
60	8.7	0/12	2.6	1/12	○	11	0/12	7.7	5/12	×
61	8.2	0/12	2.8	3/12	○	9.2	0/12	8.2	6/12	×
62	8.1	0/12	3.0	5/12	×	10	0/12	7.2	5/12	×
63	8.3	0/12	2.5	3/12	○	9.0	0/12	5.0	2/12	○

(3) 寝屋川水域

寝屋川は淀川水系に属する一級河川で、その流域は東を生駒山脈、西を上町台地で区切られ、北と南は淀川と大和川で分水され、流域面積は約 270km²である。流域の主な河川のうち市内を流れる河川は寝屋川（E類型）、第二寝屋川（E類型）、平野川（E類型）、平野川分水路（類型未指定）などで、これらを流下した水は京橋で大川（旧淀川）に合流し、大阪湾へ注いでいる。

寝屋川水域は、流域の急激な市街化とこれに伴う家庭や中小工場等の排水の急激な増大に流域の下水道整備が追いつかず、本市域では水質汚濁の最も著しい水域となっている。

63年度の水質調査結果は表4-1-5に示すとおりで平野川が最も悪く、寝屋川、第2寝屋川、平野川分水路の順であった。

寝屋川では、京橋においてBODの環境基準を達成したが、新喜多大橋、今津橋では達成できず、河川としては環境基準を達成することができなかった。

主要河川のDO、BODの最近10カ年の推移を表4-1-6に示す。平野川分水路の水質改善は著しく、54年当時の1/3程度にまで改善されてきた。しかし、最近では上流域の生活排水等による影響が大きく、ほぼ横ばいとなっている。

主要地点のBODの経年変化を図4-1-5に示す。城北川（類型未指定）は下水道整備による流入汚水の排除及び水門操作による浄化用水の導入等により著しく浄化され、現在では大川と同程度の水質を示している。他の河川については、40年代後半に大幅に水質改善がなされたことがわかる。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表 4 - 1 - 5 寝屋川水域水質調査結果 (63年度)

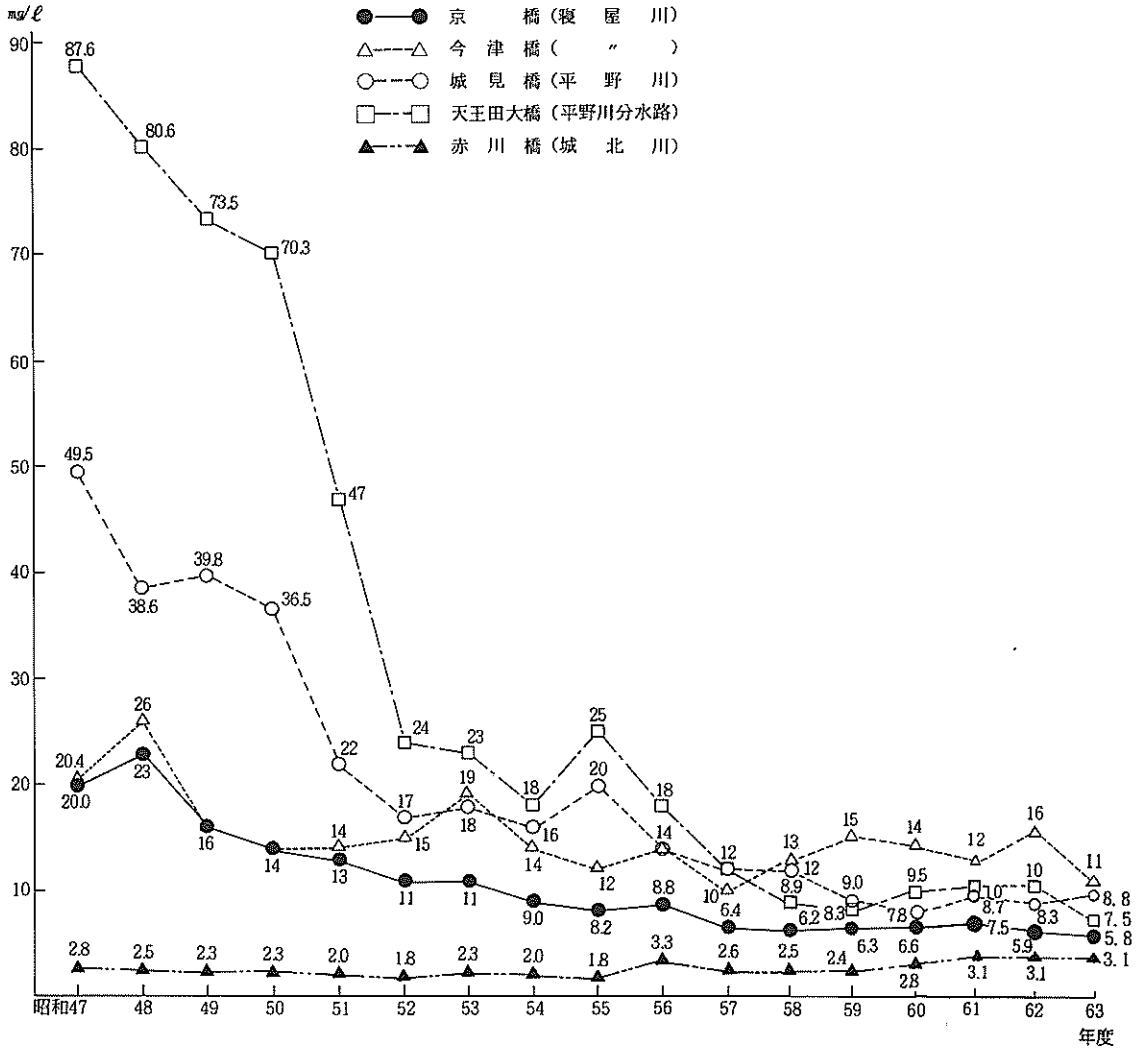
No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
10	今津橋	寝屋川	E	6.9~7.5	2.4	11	13	24
11	新喜多大橋	"	E	6.9~7.3	2.7	12	13	21
12	京橋	"	E	6.8~7.4	5.5	5.8	9.6	20
13	徳栄橋	古川	-	7.0~7.5	2.0	13	15	19
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	6.9~7.2	3.1	11	14	15
15	下城見橋	"	E	7.0~7.5	2.6	7.3	13	15
16	東竹淵橋	平野川	E	7.1~7.5	2.3	30	29	24
17	市浜橋	"	E	3.2~7.3	2.1	35	29	31
18	睦橋	"	E	6.5~7.1	1.8	28	22	24
19	南弁天橋	"	E	7.0~7.4	1.2	19	22	19
20	城見橋	"	E	7.2~7.6	2.4	8.8	13	13
21	片一橋	平野川分水路	-	6.6~7.0	4.0	8.6	11	7
22	天王田大橋	"	-	7.0~7.5	3.2	7.5	15	14
23	赤川橋	城北川	-	7.0~7.4	8.2	3.1	4.5	15

表 4 - 1 - 6 寝屋川水域主要河川の水質経年変化

(単位: mg/l)

河川名 年度	寝屋川 (E類型)		平野川 (E類型)		平野川分水路 (類型未指定)		第2寝屋川 (E類型)	
	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD
54	4.0	12	1.5	38	2.3	23	2.9	13
55	3.7	11	2.1	38	2.8	29	3.2	14
56	3.9	12	1.8	38	3.1	24	3.5	14
57	3.5	9.1	1.9	29	3.6	15	2.7	11
58	3.8	10	2.5	29	4.6	13	3.7	11
59	3.4	12	2.0	31	4.6	12	3.3	11
60	3.0	11	2.4	21	4.2	11	3.3	9.7
61	3.1	11	2.1	24	3.8	12	3.1	12
62	3.5	11	2.5	19	4.2	10	3.1	8.7
63	3.5	9.6	2.0	24	3.6	8.1	2.8	9.3
備考	3地点		5地点		2地点		2地点	

図4-1-5 寝屋川水域主要地点のBOD経年変化



(4) 大阪市内河川水域

大阪市内河川水域は淀川が毛馬水門から分流した大川（C類型）、堂島川（D類型）、安治川（E類型）とこれから分流する土佐堀川（E類型）、東横堀川（類型未指定）、道頓堀川（E類型）、木津川（E類型）、尻無川（E類型）からなる水系、また淀川から高見揚水樋門を経て22m³/秒の維持用水を受けている正蓮寺川（E類型）、六軒家川（E類型）からなる水系、及び南西部の住吉川（E類型）等で構成される。

大川、堂島川、安治川（以上3河川をまとめて「旧淀川」ともいう）の水質は、淀川の影響によりかなり良好であるが、土佐堀川は寝屋川の影響を受け、水質は旧淀川に比べ悪い状態にある。

63年度の水質調査結果を表4-1-7に示す。BODの環境基準は全河川で達成している。

最近10カ年の環境基準類型別のDO、BOD及び環境基準不適合率の推移を表4-1-8（I、II、III）に示す。C類型河川（1河川2地点）は、ここ数年比較的良好な状態を保っている。

また、D類型河川（1河川1地点）E類型河川（9河川9地点）も、環境基準に比べると、かなり良好な水質レベルを示している。

主要地点のBODの経年変化を図4-1-6に示す。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表 4 - 1 - 7 大阪市内河川水域水質調査結果 (63年度)

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
24	毛馬橋	大川	C	7.1~7.7	8.6	2.4	4.6	18
25	桜宮橋	〃	C	7.0~7.7	8.7	2.8	4.8	16
26	天神橋(右)	堂島川	D	7.0~7.6	7.7	3.7	6.2	19
27	天神橋(左)	土佐堀川	E	6.9~7.4	5.6	5.2	8.2	18
28	天保山渡	安治川	E	7.1~7.6	6.0	1.8	4.0	6
29	北港大橋	正蓮寺川	E	7.0~7.5	6.2	3.1	6.6	9
30	春日出橋	六軒家川	E	7.1~7.4	6.6	2.7	5.5	13
31	本町橋	東横堀川	-	7.1~7.6	4.7	3.8	7.2	15
32	大黒橋	道頓堀川	E	7.0~7.3	4.3	2.6	6.3	10
33	福崎渡跡	尻無川	E	7.0~7.6	4.5	2.5	5.2	7
34	千本松渡	木津川	E	7.0~7.5	4.3	3.5	6.6	9
35	船町渡	木津川運河	E	7.0~7.8	5.0	2.8	5.2	9
36	住之江大橋	住吉川	E	7.0~7.6	3.6	6.5	8.6	11

表 4 - 1 - 8 (I) 大阪市内河川水域の類型別水質及び環境基準不適率の推移

年度	項目	C類型 (環境基準…DO : 5 mg/l 以上、BOD : 5 mg/l 以下)							
		D O				B O D			
		平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)
54		8.6	24	2	8.3	2.7	24	0	0
55		9.1	24	0	0	2.6	24	0	0
56		9.1	24	0	0	2.5	24	0	0
57		8.7	24	0	0	2.5	24	0	0
58		8.8	24	1	4.2	2.3	24	0	0
59		8.6	24	0	0	2.4	24	0	0
60		9.0	24	0	0	2.3	24	0	0
61		8.4	24	0	0	2.5	24	0	0
62		8.1	24	0	0	3.1	24	2	8.3
63		8.6	24	0	0	2.6	24	0	0
備考	2地点 大川(毛馬橋、桜宮橋)								

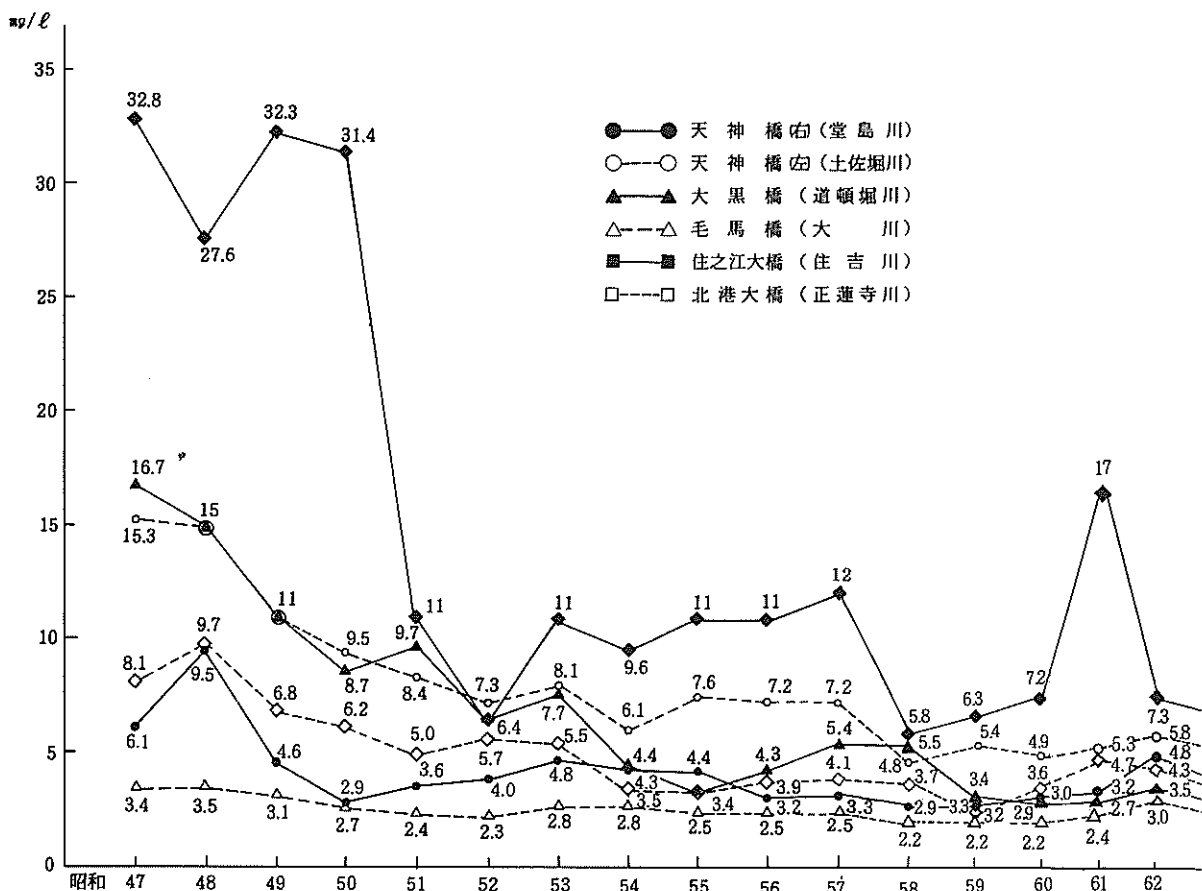
表4-1-8 (II)

年度	項目	D類型 (環境基準…DO: 2mg/ℓ以上、BOD: 8mg/ℓ以下)							
		D O				B O D			
		平均 (mg/ℓ)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/ℓ)	測定数	不適数	不適率 (%)
54		7.7	12	0	0	4.3	12	0	0
55		8.5	12	0	0	4.4	12	1	8.3
56		8.6	12	0	0	3.2	12	1	8.3
57		7.4	12	0	0	3.3	12	0	0
58		8.1	12	0	0	2.9	12	0	0
59		7.3	12	0	0	3.3	12	0	0
60		8.2	12	0	0	3.0	12	0	0
61		7.3	12	0	0	3.2	12	0	0
62		6.9	12	0	0	4.8	12	1	8.3
63		7.7	12	0	0	3.7	12	0	0
備考	1地点 堂島川(天神橋(右))								

表4-1-8 (III)

年度	項目	E類型 (環境基準…DO: 2mg/ℓ以上、BOD: 10mg/ℓ以下)							
		D O				B O D			
		平均 (mg/ℓ)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/ℓ)	測定数	不適数	不適率 (%)
54		5.1	132	3	2.3	4.2	132	4	3.0
55		5.1	108	1	0.9	4.7	108	5	4.6
56		5.5	108	3	2.8	4.7	108	3	2.8
57		4.9	108	4	3.7	4.9	108	4	3.7
58		5.1	108	6	5.6	3.8	108	2	1.9
59		5.0	108	3	2.8	3.5	108	3	2.8
60		5.0	108	7	6.5	3.6	108	3	2.8
61		4.6	108	8	7.4	5.0	108	8	7.4
62		4.7	108	6	5.6	4.0	108	4	3.7
63		5.1	108	1	0.9	3.4	108	1	0.9
備考	9河川(土佐堀川、安治川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、木津川、尻無川、木津川運河、住吉川) 55年度以降は河口測定点を除いた9地点で評価 河口測定点は海域として評価								

図4-1-6 大阪市内河川水域の主要地点のBOD変化



(5) 大和川水域

大和川は奈良盆地の東端に源を発し、奈良盆地の諸河川を合して大阪平野に流入し、大阪湾に注いでいる。本市域内では本川の外、支流に今井戸川がある。本市域内の大和川は浅香山までのC類型とここから下流のD類型に区分されている。

63年度の水質調査結果を表4-1-9に示す。BODについては2地点とも環境基準を越えたが、これは支流の西除川、東除川、今井戸川による影響が大きいと考えられる。

健康項目はすべて環境基準を達成した。

表4-1-9 大和川水域水質調査結果(63年度)

No.	調査地点	河川名	類型	pH	D O (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	S S (mg/l)
37	浅香新取水口	大和川	C	7.5~7.8	8.4	8.0	9.1	23
38	遠里小野橋	〃	D	7.4~7.7	7.7	8.5	9.5	27

(6) 大阪港湾水域

大阪湾は大阪湾奥部の大阪湾(1)水域に属し、環境基準類型はC類型に指定されている。

63年度の水質調査結果を表4-1-10に示す。CODの環境基準は全地点で達成された。また、ここ数年来、pH（水素イオン濃度）が高くなる現象が続いているが、これは大阪湾全体の傾向であり、富栄養化に伴う植物性プランクトンの大量発生（赤潮）時の光合成の異常な活性化によるものと推定される。

港湾水域の地域別のCODの経年変化を図4-1-7に示す。CODは、各港湾水域で環境基準を比べると、かなり良好な水質レベルを示している。港内全域の最近10か年のDO、COD及び環境基準不適合率の推移を表4-1-11に示す。

なお、健康項目については、すべての地点において達成した。

また、大阪湾の赤潮発生件数の推移を表4-1-12に示す。赤潮発生件数は、63年は31件で、前年より4件増加した。

表4-1-10 大阪港湾水域水質調査結果（63年度）

No.	調査地点	類型	pH	D O (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)	油 分 (mg/ℓ)
					酸性法	アルカリ性法		
39	神 崎 川 河 口 中 央	C	7.1~7.7	5.7	4.9	-	2.8	ND
40	中 島 川 河 口 中 央	C	7.3~8.1	5.8	5.3	-	3.2	ND
41	淀 川 河 口 中 央	C	7.3~8.2	8.5	4.8	-	3.4	ND
42	正 蓮 寺 川 河 口 中 央	C	7.3~7.9	6.1	5.3	-	3.4	ND
43	木 津 川 河 口 中 央	C	7.0~7.5	5.2	4.5	-	2.7	ND
44	No. 5 ブ イ 跡 (No. 3 ブ イ 北 方)	C	7.4~8.0	6.9	3.6	1.3	2.4	ND
45	第 一 号 岸 壁	C	7.5~7.9	5.6	3.7	2.0	2.5	ND
46	No. 2 5 ド ル フ ィ ン	C	7.6~8.1	7.2	4.4	2.6	3.3	ND
47	北 港 沖 1 0 0 0 m	C	7.5~8.2	7.8	3.8	1.4	2.8	ND
48	関 門 外 1 2 0 0 m	C	7.5~8.2	7.8	3.5	1.4	2.6	ND
49	南 港	C	7.3~7.8	5.7	3.6	1.2	2.2	ND
50	大 阪 湾 C - 3 (E 135° 23' 15" N 34° 37' 46")	C	7.8~8.6	7.6	3.7	1.8	-	ND

- (注) 1. 河口中央の調査地点は55年度から海域として評価。
2. 大阪湾C-3は、表層での調査結果を示す。

図 4 - 1 - 7 大阪港湾水域地域別水質経年変化 (COD)

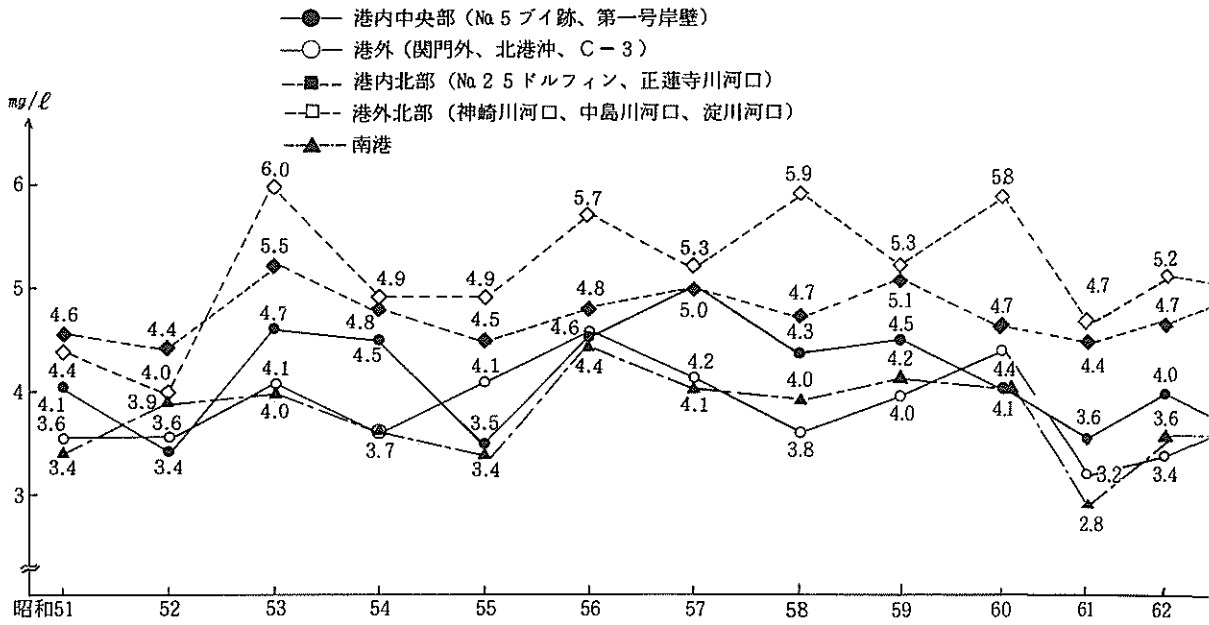


表 4 - 1 - 11 大阪港湾水域の水質及び環境基準不適率の推移

項目 年度	C類型 (環境基準…DO : 2 mg/l 以上、COD : 8 mg/l 以下)								測定点数
	D O				C O D				
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	
54	7.1	84	0	0	4.0 (1.7)	84	1	1.2	7
55	6.9	144	0	0	4.3 (1.7)	144	5	3.5	12
56	7.3	144	0	0	4.9 (1.8)	144	4	2.8	12
57	7.0	144	2	1.4	4.8 (2.2)	144	4	2.8	12
58	7.2	144	1	0.7	4.7 (1.8)	144	5	3.5	12
59	7.6	144	1	0.7	4.7 (1.9)	144	7	4.9	12
60	7.2	144	1	0.7	4.8 (1.8)	144	8	5.6	12
61	6.4	144	0	0	3.9 (1.4)	144	0	0	12
62	6.5	144	0	0	4.3 (1.6)	144	1	0.7	12
63	6.7	144	0	0	4.3 (1.7)	144	2	1.4	12

備考

- 55年度から河口測定点を加えて評価。
- COD欄()内はアルカリ性法による測定値を示す。55年度以降は7地点のみ測定。

表 4 - 1 - 12 大阪湾月別赤潮発生件数の推移

年	発 生 件 数												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
50	2	2	6	7	7	6	4	4	5	3	2	1	49
51	2	2	5	7	5	7	5	6	6	4	2	3	54
52	2	2	2	4	3	4	4	4	3	3	2	1	34
53	1	2	4	5	6	4	2	4	5	4	-	1	38
54	1	1	2	3	6	7	5	7	2	3	-	1	38
55	-	1	4	4	4	5	9	7	3	2	2	1	42
56	1	2	2	3	4	9	6	5	3	2	-	1	38
57	1	1	2	3	6	6	3	3	1	3	1	1	31
58	-	1	1	1	6	9	8	4	2	4	3	1	40
59	1	-	2	2	4	8	6	6	5	3	4	-	41
60	1	1	1	5	5	5	5	6	3	4	3	-	39
61	2	2	3	1	2	2	7	4	4	3	2	-	32
62	-	1	2	3	5	2	4	6	3	1	-	-	27
63	1	-	1	5	5	2	8	3	4	2	-	-	31

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調べ

3. 底質調査結果

水中の浮遊物は、河床等に沈澱しヘドロとなって底質を汚染する。また、汚染された底質は河川水の流動等により水中へまき上がり、溶存酸素を消費したり、濁りや悪臭の原因となる。水質汚濁と底質汚染は、表裏一体の関係にある。

底質調査は、主要地点において年1回実施しているが、底質汚染に関する環境基準はなく、一部の項目について暫定除去基準が設けられている。

63年度の底質調査結果を表4-1-13に示す。底質は採取位置のわずかな相違によって変動が激しいので、経年的な傾向は把握しにくい。有機物の堆積は依然として続いている。

表 4 - 1 - 13 大阪市内河川底質調査結果

(ドライ値)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	C O D (ppm)	強熱減量 (%)	硫化物 (ppm)	カドミウム (ppm)
天神橋(右)	20	6.7	10,400	3.3	780	1.5
天神橋(左)	40	6.2	41,500	7.7	1,860	5.3
大黒橋	69	8.0	85,500	17	6,700	3.9
春日出橋	29	8.7	13,400	3.5	600	1.2
城見橋	77	7.9	83,300	22	2,610	6.7
本町橋	67	8.2	56,700	14	3,870	8.5
天王田大橋	31	7.6	25,100	5.9	1,850	1.1
睦橋	66	7.5	78,000	17	11,400	4.1
今津橋	61	7.1	63,100	13	2,840	3.0
京橋	21	7.3	650	0.8	94	0.25
神崎橋	48	7.9	10,900	10	950	3.3

項目 地点名	シアン (ppm)	有機リン (ppm)	鉛 (ppm)	六価クロム (ppm)	ヒ素 (ppm)	総水銀 (ppm)	アルキル水銀 (ppm)
天神橋(右)	0.6	<0.1	249	<0.1	2.2	0.49	<0.01
天神橋(左)	0.6	<0.1	183	<0.1	10	2.5	<0.01
大黒橋	0.8	<0.1	188	<0.1	11	0.71	<0.01
春日出橋	<0.1	<0.1	104	<0.1	6.7	0.48	<0.01
城見橋	<0.1	<0.1	239	<0.1	7.3	1.9	<0.01
本町橋	0.2	<0.1	378	<0.1	5.5	1.0	<0.01
天王田大橋	<0.1	<0.1	47.2	<0.1	3.3	0.70	<0.01
睦橋	2.2	<0.1	220	<0.1	18	1.1	<0.01
今津橋	0.3	<0.1	140	<0.1	3.9	0.94	<0.01
京橋	<0.1	<0.1	64.6	<0.1	0.73	0.03	<0.01
神崎橋	<0.1	<0.1	116	<0.1	7.9	1.4	<0.01

(試料採取：63年6月20日)

4. 常時監視測定結果

(1) 河川観測局における測定結果

本市では市内10地点に河川観測局を設置し、自動測定機による常時監視を実施している。河川観測局における測定項目は、COD、溶存酸素、水温、pH、濁度、電気伝導度、酸化還元電位、塩素イオンの8項目である。CODは有機物による汚濁を示す指標で少ないほどよい。溶存酸素は水性生物に不可欠なもので多いほどよい。pHは酸性、アルカリ性を示すもので河川ではほぼ中性である。濁度は河川水の濁りの状態の指標で少ないほどよい。電気伝導度は水中に溶けている電解性の物質の総体的な量で、海水等の影響を受けない場合は、水質が良いほど低い値を示す。酸化還元電位は水中の状態が酸化状態か還元状態かを示す指標で水質が良いほど高い値を示す。塩素イオンは海水の逆流による影響を把握する指標である。

54年度からの経年変化は表4-1-14、主要項目についての経年変化と月別変化は図4-1-8と図4-1-9に示すとおりである。

63年度の測定結果を水域別で比較すると寝屋川水域の水質は、CODが10mg/ℓ以上あり、濁度、電気伝導度とも高い値である。神崎川水域と市内河川はCODが10mg/ℓ以下で寝屋川水域の水質より良い状態である。地点別に見ると寝屋川水域の衛門橋はCOD15mg/ℓ、溶存酸素0.7mg/ℓ、今津橋はCOD16mg/ℓ、溶存酸素1.8mg/ℓ、で依然として汚れているが、市内河川の大川はCOD4.5mg/ℓ、溶存酸素8.2mg/ℓ、で、本市域内の河川では、もっともきれいな水質である。

一方、経年変化でみると、全般的に近年はほぼ横ばい状態であるが、一部の地点においては、前年度に比べ63年度の水質は、若干好転した。

また、月別変化をみると、CODについては寝屋川水域の京橋、今津橋、衛門橋の水質が、10月～12月にかけて悪化の傾向にある。

これは、当該水域がもともと流量が少ない上に、上流からの生活排水による汚濁が激しく、また、同時期の降水量が他と比べて極端に減少しているために、稀釈水の流入が少なくなり、より一層河川水が渋滞したことが原因の一つと考えられる。

なお、溶存酸素については、水温が低くなると水中の飽和溶存酸素量が増加し酸素が溶けやすい状態になるため、全般的に冬季に高い値を示している。

(2) 発生源観測局における測定結果

本市では、各事業場からのCOD排出負荷量を把握するため、56年度に発生源の水質常時監視システムを完成させ、12下水処理場と8工場の排水量、COD濃度、

COD負荷量について、自動測定機による常時監視を実施し、市内COD排出量のほぼ全量を把握している。

水域別には寝屋川水域（4下水処理場）、神崎川水域（2下水処理場、3工場）、市内河川（6下水処理場、5工場）に大別されており、BODの環境基準未達成の寝屋川水域の排出負荷量は、市内河川より少ないが、府下上流の都市からの生活排水等の影響により汚染が最も進んだ水域である。

57年度からの各水域別COD排出負荷量の経年変化は、図4-1-10、表4-1-15に、63年度の月別負荷量は、図4-1-11に示すとおりである。

全般的にみると、57年度から63年度にかけて全市的にみたCOD排出負荷量は、ほぼ横ばい状態である。

表4-1-14 河川観測局における水質経年変化（年平均値）

（単位；COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン：mg/l，水温：℃
電気伝導度：μS/cm，酸化還元電位：mV）

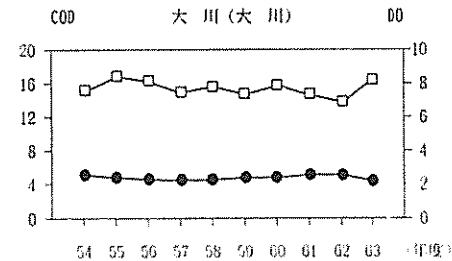
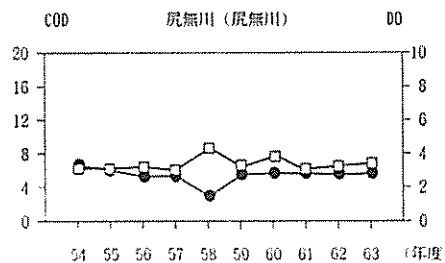
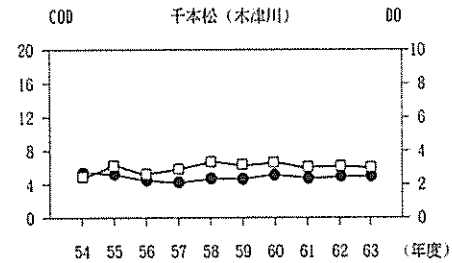
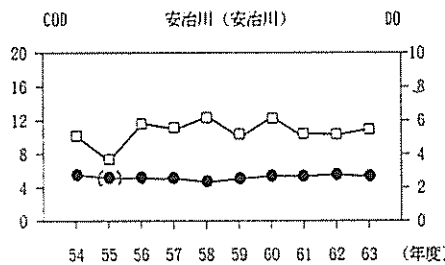
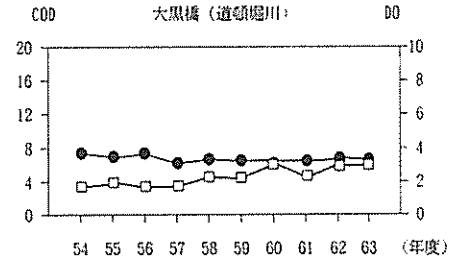
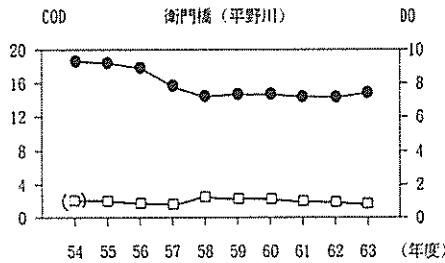
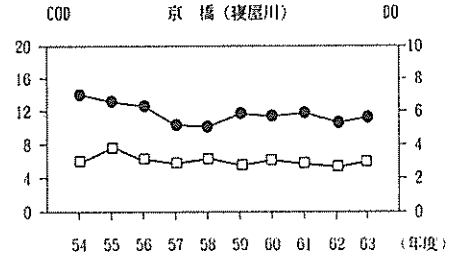
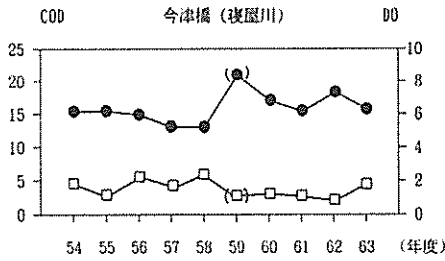
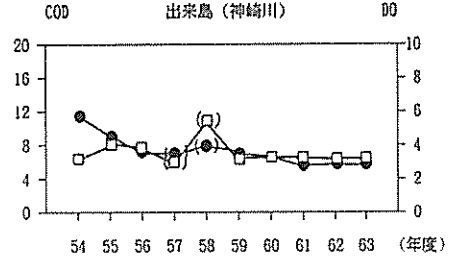
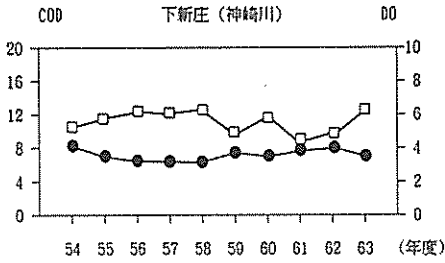
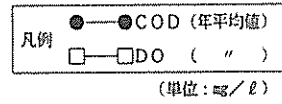
水域	測定局	年度 項目	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
			<p>（注）①—は非測定 ②/は欠測時間が年間 2/3以上 ③()は有効測定日数（1日あたり12時間以上測定の日）が年間 1/2未満 ④酸化還元電位の▲印はマイナス</p>									
神 崎 川	下新庄（神崎川）	C O D	8.3	7.2	6.3	6.3	6.2	7.5	7.1	7.8	8.1	7.0
		溶 存 酸 素	5.4	5.8	6.2	6.1	6.3	4.9	5.8	4.3	4.8	6.2
		水 温	17	16	17	17	16	17	17	17	17	17
		pH	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
		濁 度	21	25	21	22	24	23	28	29	30	37
		電気伝導度	300	260	250	260	290	380	320	440	387	337
		酸化還元電位	(+96)	+103	+80	+76	+45	+10	+38	+ 2	+22	+27
	出来島（神崎川）	C O D	11	8.7	7.1	(7.0)	(7.8)	7.3	7.1	5.9	6.2	6.2
		溶 存 酸 素	3.3	4.0	3.8	(3.1)	(5.6)	3.4	3.5	3.5	3.4	3.5
		水 温	19	18	18	(22)	(13)	18	18	18	19	18
		pH	7.3	7.1	7.2	(7.3)	(7.6)	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
		濁 度	67	58	48	(55)	(36)	38	27	18	15	21
		電気伝導度	300	260	250	260	290	380	320	440	387	337
		酸化還元電位	(+96)	+103	+80	+76	+45	+10	+38	+ 2	+22	+27
斐 屋 川	今津橋（斐屋川）	C O D	15	15	15	13	13	(21)	17	15	19	16
		溶 存 酸 素	1.8	1.3	2.1	1.7	2.3	(1.2)	1.3	1.1	0.8	1.8
		水 温	18	17	17	17	17	(11)	18	19	19	18
		pH	7.0	7.0	7.1	7.0	6.9	(7.1)	7.1	7.1	7.0	7.1
		濁 度	61	(65)	60	60	57	(61)	40	44	35	42
		電気伝導度	500	460	420	410	440	(680)	530	530	597	475
		塩素イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	85	86
	京橋（斐屋川）	C O D	14	13	12	10	10	12	11	12	11	11
		溶 存 酸 素	3.1	3.8	3.3	2.9	3.3	2.6	3.3	2.9	2.5	3.0
		水 温	19	18	18	18	19	19	18	18	23	20
		pH	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9	7.0
		濁 度	56	(51)	54	41	34	31	36	33	33	36
		電気伝導度	450	380	400	400	400	630	500	610	439	432
		酸化還元電位	+40	+ 2	▲ 19	+16	+14	▲ 1	+ 1	▲ 11	▲ 11	▲ 2
衛門橋（平野川）	C O D	19	18	18	16	14	15	15	14	14	15	
	溶 存 酸 素	(1.1)	1.2	0.8	0.7	1.3	1.2	1.2	0.9	0.8	0.7	
	水 温	19	18	18	19	18	19	19	20	20	19	
	pH	6.9	6.9	6.9	6.9	7.2	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	
	濁 度	25	59	61	57	57	56	79	56	29	36	
	電気伝導度	580	530	570	570	580	630	620	620	654	589	
	酸化還元電位	/	▲100	▲196	▲123	▲ 83	▲ 47	▲ 63	▲ 71	▲ 51	▲122	

(単位；COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン：mg/ℓ，水温：°C
電気伝導度：μS/cm，酸化還元電位：mV)

水域	測定局	年度										
		項目	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
大 阪 市 内 河 川	大黒橋 (道頓堀川)	C O D	7.6	7.0	7.4	6.1	6.7	6.6	6.2	6.5	6.8	6.6
		溶 存 酸 素	1.7	2.0	1.7	1.7	2.4	2.3	3.1	2.3	2.8	3.1
		水 温	18	17	17	17	17	18	18	18	18	17
		pH	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		濁 度	32	26	25	24	22	18	19	18	20	24
		電気伝導度	*7100	*4600	*5300	*5400	*5000	*9000	*4200	*3790	*3644	*2909
		酸化還元電位	+18	+16	▲ 73	▲ 29	▲ 23	▲ 47	+30	+ 6	+ 1	+12
	安治川 (安治川)	C O D	5.3	(4.9)	4.8	4.7	4.4	4.7	5.1	5.2	5.4	5.1
		溶 存 酸 素	5.1	3.7	5.9	5.6	6.3	5.2	6.1	5.3	5.2	5.7
		水 温	18	16	17	17	17	18	17	18	18	17
		pH	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁 度	13	(63)	24	25	21	18	18	16	15	29
		電気伝導度	*7200	*5200	—	—	—	—	—	—	—	—
		酸化還元電位	+153	+192	—	—	—	—	—	—	—	—
	千本松 (木津川)	C O D	5.2	5.0	4.3	4.2	4.7	4.6	5.1	4.8	5.2	5.2
		溶 存 酸 素	2.5	3.2	2.5	2.8	3.4	3.3	3.4	3.1	3.3	3.1
		水 温	18	17	18	18	18	17	18	18	18	18
		pH	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2
		濁 度	(39)	(42)	35	26	23	19	20	14	14	18
		電気伝導度	*23300	*20300	*22800	—	—	—	—	—	—	—
		酸化還元電位	+12	+11	▲ 31	—	—	—	—	—	—	—
	尻無川 (尻無川)	C O D	6.6	6.2	5.2	5.2	5.4	5.4	5.6	5.3	5.2	5.3
		溶 存 酸 素	3.2	3.2	3.3	3.0	4.4	3.4	3.9	3.1	3.3	3.5
		水 温	18	16	17	18	17	18	18	18	18	18
pH		7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	
濁 度		(32)	(47)	29	(42)	22	23	24	21	19	21	
大川 (大川)	C O D	5.0	4.7	4.5	4.3	4.3	4.8	4.9	5.2	5.1	4.5	
	溶 存 酸 素	7.6	8.6	8.1	7.6	7.8	7.4	7.9	7.5	6.9	8.2	
	水 温	17	15	16	17	16	17	16	17	18	16	
	pH	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	
	濁 度	27	39	31	33	31	33	34	39	32	35	
	電気伝導度	190	170	160	170	150	210	180	200	196	167	
	酸化還元電位	+101	+130	+90	+79	+71	+81	+86	+77	+95	—	
	塩素イオン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	

(注) ①—は非測定 ②/は欠測時間が年間 2/3以上 ③()は有効測定日数(1日あたり12時間以上測定の日)が年間 1/2未満 ④*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当 ⑤酸化完全電位の▲印はマイナス

図4-1-8 河川観測局による測定結果の経年変化



(注) ()は有効測定日数が1/2未満

図4-1-10 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化(日平均値)

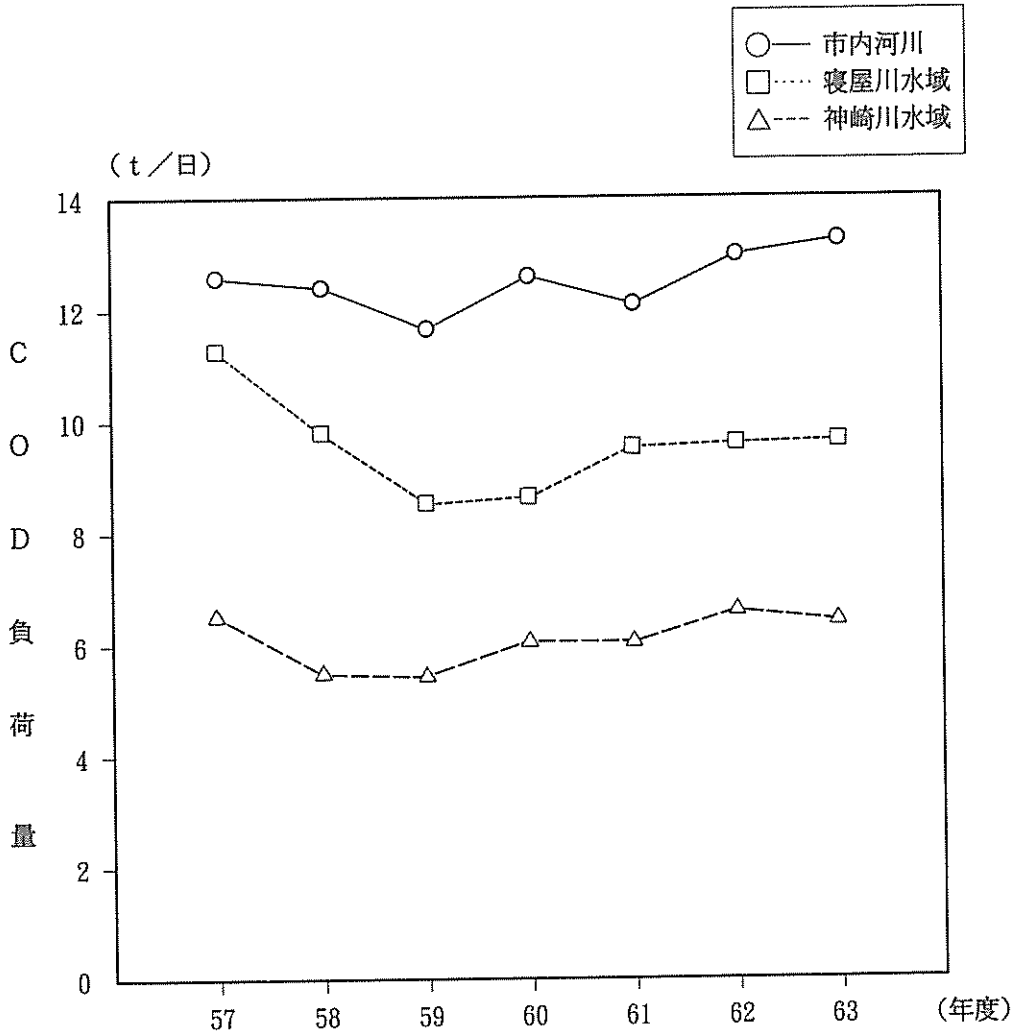
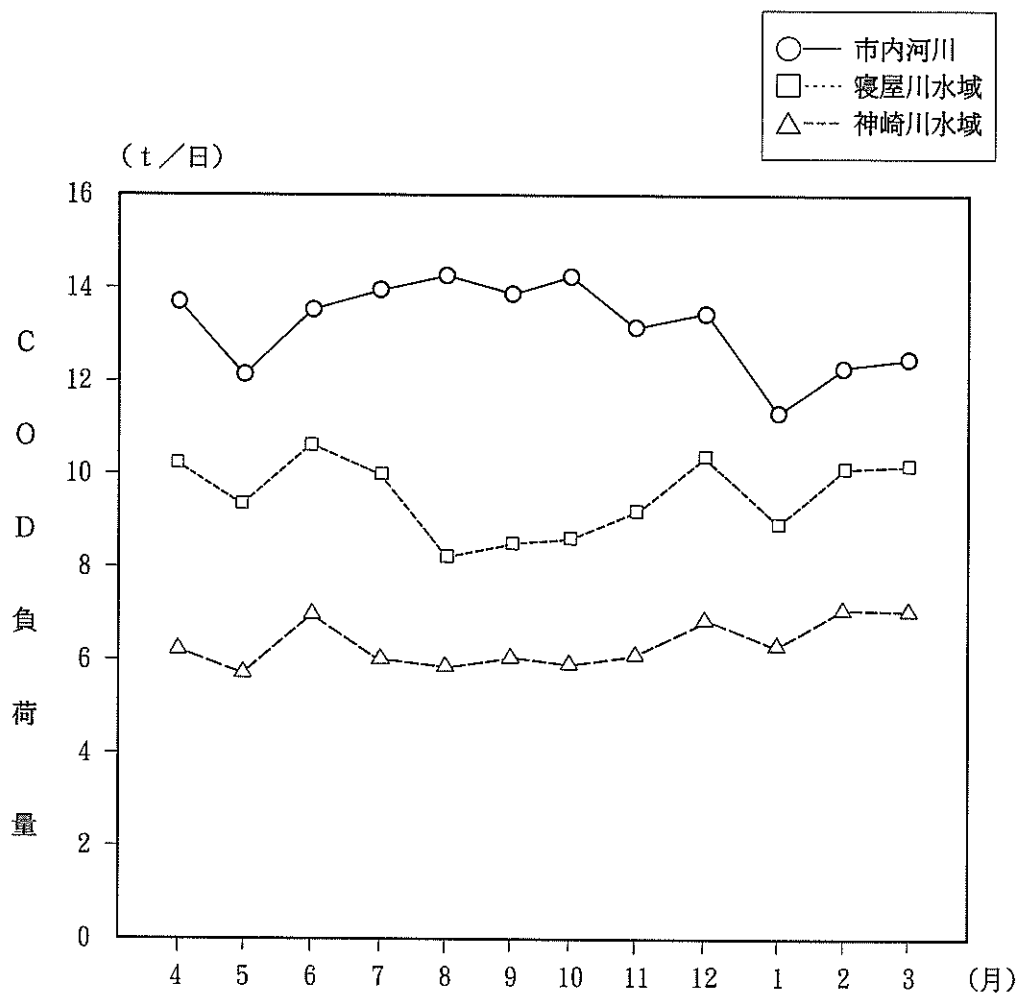


表4-1-15 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化(単位; t/日)

年度 \ 水域	57	58	59	60	61	62	63
神崎川	6.576	5.517	5.488	6.014	6.047	6.581	6.401
寝屋川	11.274	9.796	8.519	8.632	9.447	9.548	9.565
市内河川	12.560	12.331	11.607	12.560	12.056	12.894	13.161
大和川	0.004	0.004	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002
合計	30.414	27.648	25.619	27.209	27.552	29.025	29.129

図4-1-11 発生源事業場におけるCOD負荷量月別変化(昭和63年度)



第 2 節 対 策

河川等の公共用水域の水質汚濁防止については、水質汚濁防止法による特定施設、大阪府公害防止条例による届出施設を設置する工場等から公共用水域への排水に対して規制を行っている。また大阪湾を含め瀬戸内海の水質浄化のため、瀬戸内海環境保全特別措置法によって日最大排水量50㎡以上の事業場に対して、特定施設の新增設等を許可制としている。

これら法律、条例による規制等とあわせて河川・港湾等の環境整備、更には美しい水辺をとりもどすため、クリーンウォータープランを策定し総合的な施策を実施してきた。

本計画の根幹をなす下水道整備については63年度末で98.5%の処理区域面積を示し、全下水処理場において高級処理を実施している。さらに処理区域の拡大を図るとともに高級処理施設の増設、処理の効率向上等をすすめている。

また、公共用水域への排水については従来からの濃度規制に加え、56年7月からCODに係る総量規制が全面的に適用されたことに伴い、この総量規制の効果を把握するための水質常時監視システムを整備し、監視の強化に努めている。

このほか、河川・港湾の堆積汚泥の除去、浮遊ゴミの収集・除去、水門操作による水質浄化、河川公園の整備等とともに市民参加による河川愛護の推進や不法投棄防止のPR等により、水質の浄化と環境の整備に努めている。

一方、水質汚濁問題は流域全体の問題であるとの観点から、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」をはじめとする各種の協議会に参画し、広域的な対策を協議し、国等に対し要望しているが、特に上流府県市に対しては、市内河川への流達負荷の軽減を図るための公共下水道、流域下水道の整備促進を強力に働きかけている。

1. 法律・条例による規制

(1) 公共用水域への排水の規制

公共用水域へ排水を排出する工場・事業場は、水質汚濁防止法、大阪府公害防止条例及び瀬戸内海環境保全特別措置法によって規制されている。

水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、直罰制度、改善命令等の措置、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制などを規定している。

大阪府公害防止条例は、水質汚濁防止法に規定する特定施設以外にも污水等を排

出する施設として届出施設を定め、これを設置する工場・事業場に対して、水質汚濁防止法と同様の規定を行っている。

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の保全に関する計画の策定等に関し、必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等の措置を講ずることにより、環境の保全を図ることを目的としている。その中で、排水量が最大50m³/日以上の特定制業場に対して、特定施設の設置及び構造等を変更する場合には、許可を必要とし、併せて環境影響事前評価を義務付けている。

市域内で公共用水域へ直接、排水水を排出し、水質汚濁防止法等の対象となる工場・事業場数は平成元年3月末日現在で表4-2-1に示す状況である。

表4-2-1 水域別、区別、法律・条例適用工場数及び排水量一覧表(平成元年3月末日現在)

① 規制対象

排水量単位：m³/日

水域	区別	法律・条例 工場数 および 排水量		瀬戸内海環境保全 特別措置法		水質汚濁防止法		大阪府公害 防止条例		合 計	
		工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神 崎 川	淀 川	1	1,000			1	159,000			2	160,000
	西 淀 川	5	11,347			9	243,054			14	254,401
大 阪 市 内 河 川	北	1	3,555							1	3,555
	福 島					1	274,000			1	274,000
	此 花	5 (1)	65,712			4	99,193	1	41	10 (1)	164,946
	大 正	4	518,982			1	74,000			5	592,982
	東 淀 川	1 (1)	0							1 (1)	0
	住 之 江	1	108,000			2	218,021			3	326,021
	港					1	106,000			1	106,000
西 成	1 (1)	0			1	386,000			2 (1)	386,000	
寝 屋 川	城 東	2	28,962			3	562,000			5	590,962
	旭	1	2,000							1	2,000
	鶴 見	1 (1)	0							1 (1)	0
	平 野	1	34			1	238,000			2	238,034
大和川	平 野	1	377			3	67			4	444
計		25 (4)	739,969	27	2,359,335	1	41	53 (4)	3,099,345		

備考

1. 瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場とは最大日排水量50㎡以上の特定事業場（水質汚濁防止法による特定施設を設置し、公共用水域へ排出する工場）
2. 水質汚濁防止法による規制工場とは、日平均排水量30㎡以上又はカドミウム等の有害物質を排出する特定事業場で1以外のもの。
3. 大阪府公害防止条例による規制対象工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場であって、日平均排出量が30㎡以上のもの、又は、カドミウム等の有害物質を排出するもので、1、2以外のもの。
4. ()内は内数で浄水場（通常排水量0㎡/日、最大日排水量50㎡/日以上）を示し、規制対象外。
5. 水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

② 届出対象

排水量単位：㎡/日

工場数 および 排水量		法律・条例		水質汚濁防止法		大阪府公害防止条例		合計	
		工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
水域	区別								
神崎川	西淀川	2	10	1	20	3	30		
大阪市 内河川	北	2	0			2	0		
	大淀	2	46			2	46		
	此花	7	20	2	897,150	9	897,170		
	大正	7	38	1	25	8	63		
	住之江	3	23	1	1,600,000	4	1,600,023		
	西成			1	0	1	0		
寝屋川	鶴見	2	3			2	3		
	平野	1	4			1	4		
大和川	平野	2	51			2	51		
	東住吉	1	14			1	14		
計		29	209	6	2,497,195	35	2,497,404		

備考

1. 水質汚濁防止法による届出工場とは、日平均排出量30㎡未満で、有害物質に無関係の特定事業場。
2. 大阪府公害防止条例による届出工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場で、日平均排出量が30㎡未満のもので有害物質に無関係のものおよび条例で規制が猶予されているもの。
3. 水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

排出基準について、水質汚濁防止法で定める全国一律の基準では環境基準を達成することが困難な区域においては、条例でより厳しい基準（上乘せ排水基準）を設定し得ることとなっており、この規定に基づき、府条例では基準を水域別、業種別、水量別に細かく設定している。さらに、排水が平均50 m^3 /日以上の特特定業場（指定地域内事業場）に対しては、濃度規制に加えて、CODに係る総量規制を行っている。

CODに係る水質総量規制は、瀬戸内海をはじめとする広域閉鎖性水域の水質の改善を図るため、産業排水、生活排水、山林農地排水等すべての汚濁負荷量を統一かつ効率的に削減することを目的として導入されたものである。54年6月国において総量削減基本方針が策定され、その中で、59年度における瀬戸内海の削減目標量と大阪府に対する割当量が定められた。これに基づき55年3月府の総量削減計画が策定され、削減の目標、方途、総量規制基準が示された。その後、削減目標を達成したにもかかわらず、水質の大幅な改善は見られず、環境基準の達成率も横ばいの状況であった。そこで総量規制の継続、強化を目的として、62年1月新たな総量削減基本方針を策定し、平成元年度における瀬戸内海の削減目標量を844 t /日と定め、大阪府に対して137 t /日が割当てられた。これを基に62年5月、府の総量削減計画が策定され、新しい総量規制基準が示された。

新しい総量規制基準は、既設の工場・事業場については平成元年7月から、新增設については62年7月から適用されることとなっており、本市域内で総量規制の対象となるのは、平成元年3月末現在25事業場である。

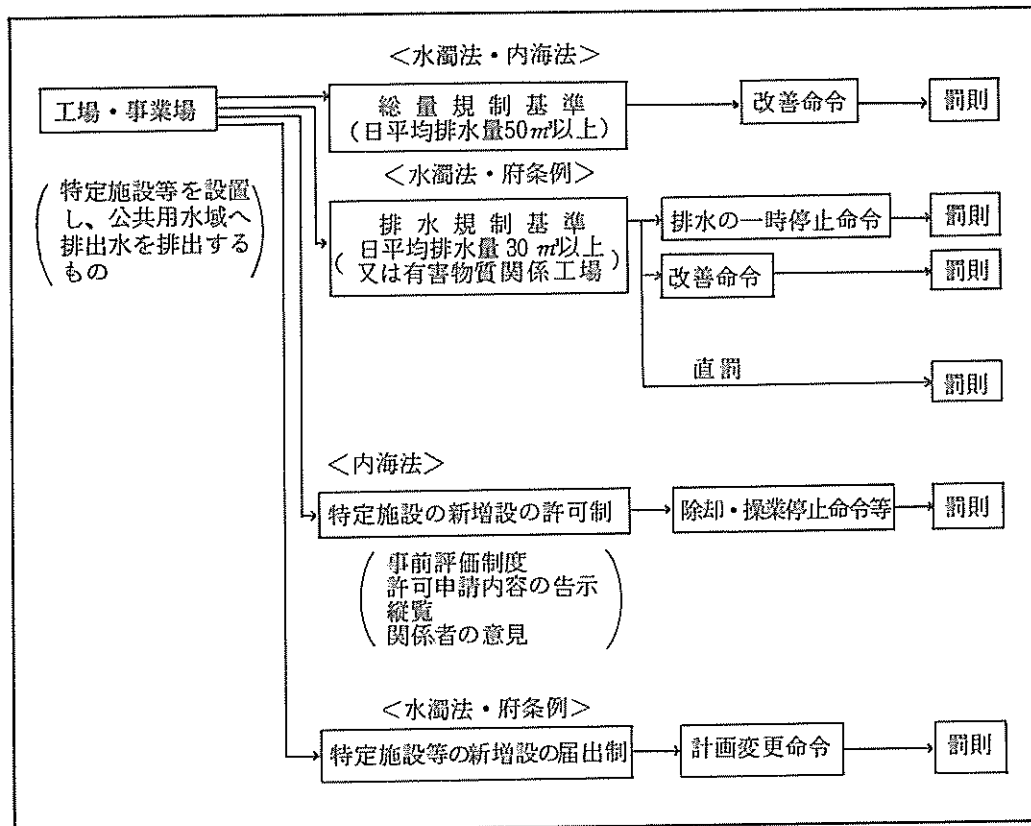
このほか、総量規制の基準の達成を支える手段として事業者に対して、排水の汚濁負荷量の測定、記録が義務付けられ、その測定手法については、あらかじめ届け出ることとなっている。特に、排水が400 m^3 /日以上の工場・事業場は、水量、水質ともに、自動計測器により計測することが義務付けられており、平成元年3月末現在で、自動計測器を設置し、水量・水質の自動計測を実施している事業場は20事業場となっている。

また、大阪湾等において富栄養化による被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、55年度より59年度を目標年度とした。府の磷及びその化合物に係る削減指導方針が策定され、それに基づき削減指導を行ってきた。しかし、削減目標を達成したにもかかわらず、大阪湾の磷濃度は依然として高い状況にあるため、平成元年度を目標年度とし現状（59年度の排出量10.1 t /日）より削減

させる新たな指導方針を61年4月に策定し、それに基づいて、削減の推進を図っている。

法律、条例による水質規制の概要は図4-2-1に示す。

図4-2-1 水質関係法律・条例による規制の仕組み



- (注) 1. 府条例のみの対象工場は総量規制対象外
 2. 府条例対象工場のうち、上水源地域については許可制
 3. 総量規制対象工場は、排水規制基準も併用

(2) 公共下水道への排水の規制

公共下水道への汚水を排出する工場・事業場の排水規制については、下水道法及び本市下水道条例が適用されている。

特に51年5月の下水道法の改正により、特定施設を有する工場・事業場（特定事業場）に対しては、水質汚濁防止法と同じように、全国一律の排出基準の設定並びに直罰制度や、特定施設の設置、構造等の変更等についての事前届出制が規定されている。

一方、直罰制度が適用されない特定事業場からの排水や、特定事業場以外の工場・事業場からの排水についても、大阪市下水道条例により、一定の基準を超える排水については、排出量の多少にかかわらず、すべての工場・事業場に除害施設の設置を義務付けている。

また、本市では、水質使用料制度を採用しており、BOD（又はCOD）、SSについて、排出量が月1,250㎡以上の工場・事業場に対して、その水質に応じて水質使用料を徴収している。

2. 立入指導等の状況

(1) 公共用水域への排水の規制

63年度は公共用水域放流工場88工場に対し、有害物質を排出する恐れのあるもの、及び大排水量の工場等について重点的に立入調査を実施した。その際、各工場等の排水口から検体採取を行い、必要な検査分析を実施して、排水基準の遵守状況を監視した。基準超過件数を表4-2-2に示す。また、法律・条例に基づく届出受理状況を表4-2-3に示す。

(2) 下水道に係る工場排水規制

市内公共下水道整備区域内には約35,000の事業場があるが、このうち下水道法等による規制の対象となる事業場数は約3,200である。

これらのうち特に、金属製品製造業、化学工業等を重点に立入調査を行い、排水基準の遵守状況を監視した。その結果、基準超過事業場について、維持管理の徹底、施設の改善等を指導した。表4-2-4に立入指導状況を示す。

また、排水処理施設改善等の資金は、一部、本市の公害防止設備資金融資が利用されている。

(3) 検査分析業務

法律・条例にもとづく規制業務に伴う工場等に対する立入調査の際採取した検体、環境調査及び公害に係る苦情ならびに事故発生時における原因調査などのため、工場・事業場排水、河海水、底質等について、BOD、COD、油分等の一般項目、水銀、クロム等の重金属、燐、窒素等の栄養塩類について表4-2-5に示す検査分析を行った。

表4-2-2 工場立入指導等の状況（公共用水域）

(63年度)

	立入工場数	基準超過工場数	排水の一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
法律対象	229	3	0	0	3	0
条例対象	5	0	0	0	0	0
合計	234	3	0	0	3	0

(注) 法律対象：瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法対象工場
 条例対象：大阪府公害防止条例対象工場

表4-2-3 水質関係法律・条例届出受理状況

(63年度)

区別	法令別	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府公害防止条例
北			2	2
淀川		1		
東淀川		1		
西淀川		2	3	6
此花		8	5	12
城東		1	1	1
大正		6	5	12
住之江			2	3
平野		1	4	4
鶴見		3	1	2
西成			1	1
港				2
計		23	24	45

表4-2-4 工場立入指導等の状況（下水道）

(63年度)

立入工場数	基準超過工場数	排水の一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
7,817	465	0	2	19	444

表4-2-5 検査検体数及び検査件数

(63年度)

検体数	検査件数			
	工場・事業場排水	河海水	底質	計
5,559	32,330	144	46	32,520

3. 下水道整備

(1) 下水道の普及状況

本市の下水道普及状況は次のとおりであり、下水処理区域及びその推移を図4-2-2、4-2-3に示す。

表4-2-6 下水道の普及状況

(平成元年3月末現在)

	数 量	備 考
処 理 面 積	18,456ha	排水処理区域面積普及率 98.5% (市街地面積18,729ha)
下水管渠延長	4,381Km	処理人口普及率 99.8%
処 理 場	12カ所	処理能力 2,844,000m ³ /日 (他都市分 122,000m ³ /日を含む)
抽 水 所	61カ所	

図4-2-2 下水処理区域図

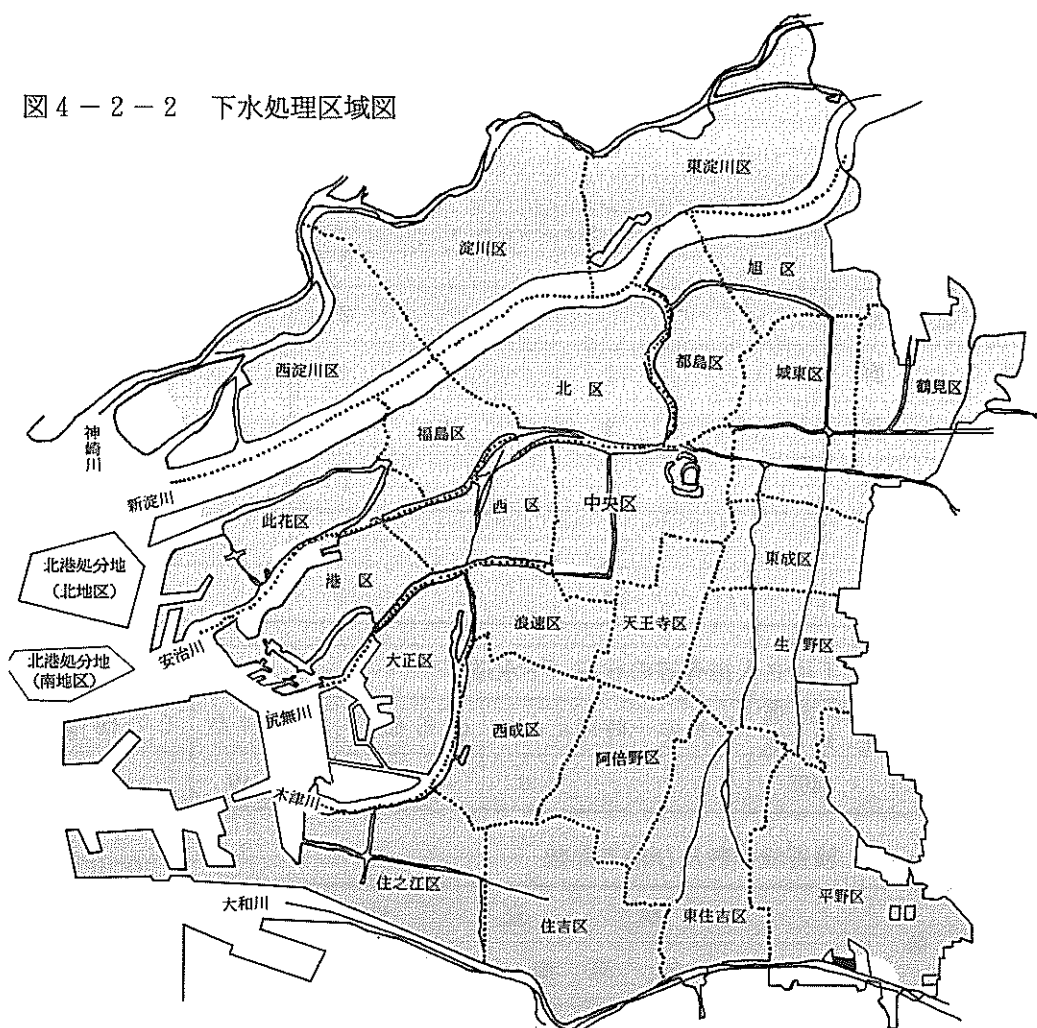
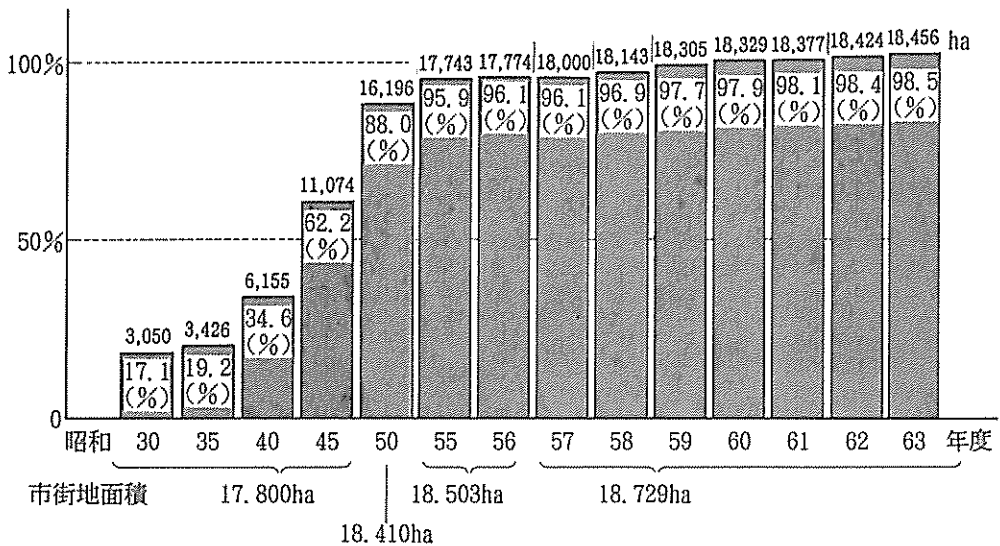


図 4 - 2 - 3 下水処理区域の推移 (年度末状況)



(2) 下水道整備計画

本市の下水道は、早くからその整備に努めてきた結果、人口普及率は、99.8% (平成元年3月末) となっているが、雨水排水整備率は、全国平均を上回ってはいるものの、全市域を平均して63.6% (平成元年3月末・12年確率降雨) で、集中降雨時には、今なお浸水が発生しており、その解消が強く求められている。また、早くから下水道整備を進めてきたことによる老朽施設のリフレッシュ対策、公共用水域の水質保全のための下水処理場施設の充実など、なお、多くの課題をかかえている。

そのため、昭和63年度から、市中央西部の抜本的な浸水対策として建設する土佐堀～津守下水道幹線や老朽施設のリフレッシュ対策に本格的に着手するのを契機として、第6次下水道整備5か年計画を策定し、「雨に強い大阪の町づくり」を目指して、雨水排水施設の整備を促進するとともに、リフレッシュ対策の計画的な実施や公共用水域の水質保全対策として下水処理場施設の充実を図ることとしたものである。

計画の年次と事業費

ア. 計画年次

昭和63年度～平成4年度

イ. 計画総事業費

2,026億円

(消費税の導入に伴い計画投資額1,990億円を2,026億円に変更する)

・事業費内訳

管渠施設 1,237億円

抽水所施設 253億円

処理場施設 536億円

計画の内容

浸水対策事業 1,194億円

リフレッシュ対策事業 533億円

水質保全対策事業等 299億円

第 5 章 地 盤 沈 下

第 1 節 現 況

大阪の地盤沈下の歴史は古く、昭和 3 年に旧陸軍陸地測量部（現国土地理院）が水準測量に基づいて、西大阪に地盤変動が起りつつあることを指摘して以来注目されるようになり、昭和 9 年の室戸台風による高潮で西大阪一帯が浸水するなど甚大な被害をうけ、大きな社会問題となった。これを契機に、本市では地盤沈下の原因の究明とその状況を把握するため、多くの水準点を設け、水準測量による調査を実施してきた。

大阪の地盤沈下は、昭和10年から17年頃においては、臨海工業地域を中心に進行し、年間沈下量の最大は18cmを示したが、戦災を受けた昭和20年前後には一時停止した。その後、25年頃から再び沈下が激しくなり、昭和35年のピーク期には20cm以上の年間沈下を記録している。現在までの累積沈下量は図 5 - 1 - 1 に示すとおりで、臨海部で 2 m 以上を示している。主要地点の累積沈下量及び地下水位の変動は図 5 - 1 - 2 に示すとおりであるが、地下水採取規制をはじめとする諸対策の推進により昭和38年以降は沈下が鈍化し、最近ではほとんど停止している。

昭和63年度に実施した地盤沈下水準測量の概要は表 5 - 1 - 1 のとおりで、観測結果は表 5 - 1 - 2 及び表 5 - 1 - 3 のとおりで最大沈下量は1.15cmみられたが全般的に沈静化の傾向にある。

表 5 - 1 - 4 は、市内各区の主要地点について、地盤沈下の著しかった昭和36年当時の年間変動量と、最近 5 カ年の変動量及び観測開始から昭和63年までの累計変動量を示しているが、最近沈静化の傾向がよく認められる。

表 5 - 1 - 5 は、地盤沈下に密接に関係する地下水位の観測結果で、市内11カ所15本の観測井において各被圧帯水層における沈下水位の変動状況を自記水位計により観測を行っている。昭和63年度の地下水位は、鶴町 B、島屋町 B、姫島、十三、中之島 A、蒲生、生野 A、柴島、馬場町では下降を示し、その最大は鶴町 B の 0.34m であった。

図 5-1-1 大阪市内の累積沈下等量線推定図

(10~63年累計、単位cm)

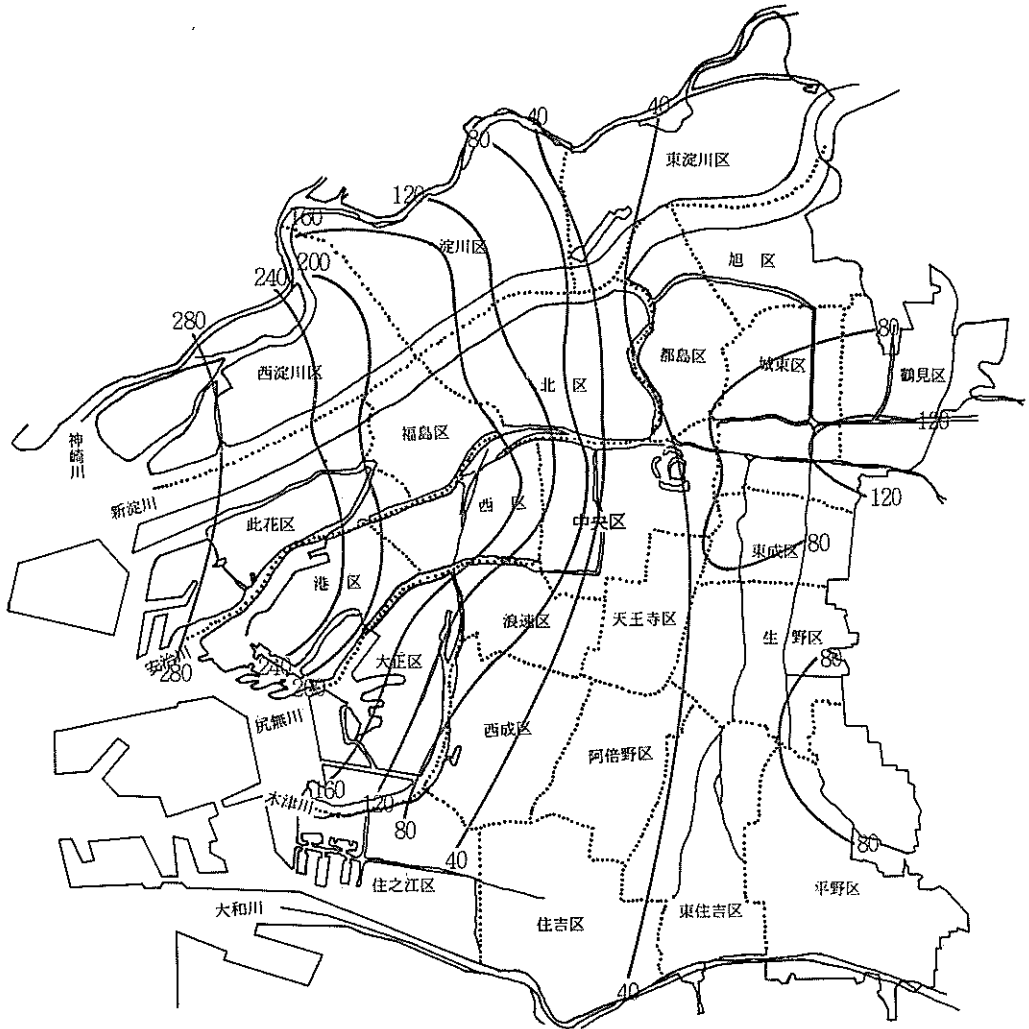
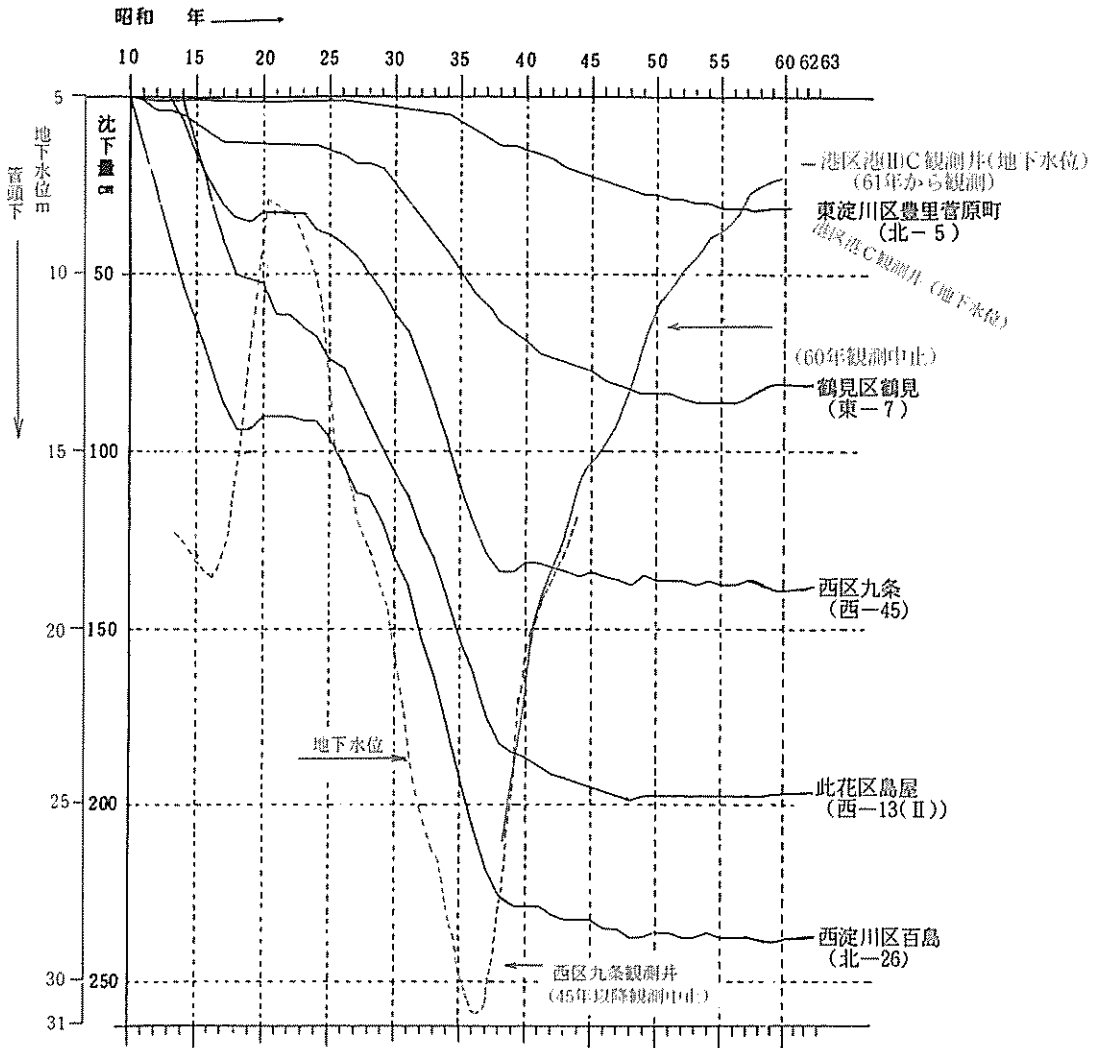


図5-1-2 大阪市における地盤沈下および地下水位の経年変化図



注) 地下水水位は管頭下で表示しているが、昭和14年~18年西区九条観測井地下水水位はOP値表現のため、管頭下地下水水位への換算にあたって管頭高OP+2.20m(昭和22年12月測定値)により推定した。

表 5 - 1 - 1 63年度 水準測量の概要

事 項	内 容						
測 量 種 類	一級水準測量						
観測水準点	210 点						
観 測 時 期	63年10月～12月						
観 測 作 業	幹線ルートの一部は国土地理院が実施し、残部及び支線ルートは同院指導による公共測量として実施。						
観 測 延 長	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">国土地理院実施分</td> <td style="text-align: right;">39 km</td> </tr> <tr> <td>大阪市実施分</td> <td style="text-align: right;">249 km</td> </tr> <tr> <td>総 延 長</td> <td style="text-align: right;">288 km</td> </tr> </table>	国土地理院実施分	39 km	大阪市実施分	249 km	総 延 長	288 km
国土地理院実施分	39 km						
大阪市実施分	249 km						
総 延 長	288 km						
観 測 原 点	基21号・上町原標・国分原標・泉南原標						

表5-1-2 大阪市各区の水準点の年間変動量分布ならびに年間最大沈下量

区分	観測水準点数	水準点の年間変動量分布					年間最大沈下量	
		+1cm以上	+1~0	0~-1	-1~-2	-2cm以上	沈下量(cm)	所在地〔水準点番号〕
北	8 (1)		7				—	—
都島	5 (1)		4				—	—
福島	4 (1)		2	1			0.26	福島1-1 (国-237(II))
此花	12 (1) (1)		6	4			0.46	北港1-1 (西-14(II))
中央	6		5	1			0.23	上町1 (国-233II)
西	7		5	2			0.16	九条南4-7 (国-231(III))
港	13			13			0.91	福崎1-1 (西-43(III))
大正	10 (1)		1	8			0.98	鶴町2 (西-72)
天王寺	2			2			0.20	小宮町9-28 (中-61)
浪速	4		2	2			0.14	恵美須西1-2 (国-235)
西淀川	12 ((1))		10	1			0.05	姫島4-14 (国10696(III))
淀川	11 ((1))		10				—	—
東淀川	13		13				—	—
東成	5 ((2))		1	2			0.06	東小橋3-10 (東14(III))
生野	11		3	8			0.46	巽北1-30 (東-42)
旭	6		5	1			0.04	新森6-3 (東-46)
城東	9		4	5			0.35	諏訪2-15 (東-11(II))
鶴見	7 (1)		1	5			0.79	諸口3-4 (東-32)
阿倍野	0							
住之江	6		4	2			0.66	南港東1-4 (南-66)
住吉	3		3				—	—
東住吉	5		4	1			0.13	杭全4-10 (南-12)
平野	9		9				—	—
西成	2		2				—	—
計	170 (4) (7)	0	101	58	0	0	/	
%	100	0	64	36	0	0		
%	100	⊕ 64 %		⊖ 36 %				

(注) ()内の数値は異常沈下水準点、(())は新設水準点であり共に年間変動量分布から除いた。
 なお、異常沈下水準点とは、当該水準点の変動量が工事等の影響を受け、例年の値に比べて著しく大きく、周辺における各点との比較においても異なる値を示した場合をいう。

表 5-1-3 隔年観測水準点の2カ年間変動量分布ならびに年間最大沈下量

区名	(2年 1回 観測水 準点数)	水準点の2カ年間変動量分布					2カ年間最大沈下量	
		+1cm 以上	+1~0	0~-1	-1 ~-2	-2cm 以上	沈下量 (cm)	所在地(水準点番号)
北	5 (1)			4			0.32	本庄西2-1 [中-3(II)]
都島	0							
福島	3 (1)			2			0.55	大開町2-17 [中-14(II)]
此花	3			2	1		1.15	西九条7-1 [西-55]
中央	2 (1)			1			0.87	大阪城 [中-58]
西	3			3			0.65	新町4 [中-64]
港	1 (1)							
大正	2			1	1		1.08	三軒家西1-20 [西-31(II)]
天王寺	1			1			0.57	南河堀町4 [中-48]
浪速	2			2			0.65	元町1-5 [中-63]
西淀川	0							
淀川	0							
東淀川	0							
東成	0							
生野	0							
旭	0							
城東	1			1			0.92	中浜2-12 [東-9]
鶴見	0							
阿倍野	4			4			0.60	旭町1-5 [南-9(II)]
住之江	2		1	1			0.32	粉浜1-5 [026-008]
住吉	3		1	2			0.39	帝塚山中3 [南-25]
東住吉	1			1			0.26	山坂2 [南-17]
平野	1			1			0.18	長吉六反3-2 [南-49]
西成	6 (1) (1)			4			0.31	玉出中1-10 [南-32(II)]
計	40 (1) (5)	0	2	30	2	0	/	
%	100	0	6	88	6			
%	100	⊕ 6%		⊖ 94%				

(注) 53年度以降市域全体の観測(奇数年度)と重点観測(偶数年度)と分けて実施している。
 ()内の数値は異常沈下水準点、(())は新設水準点であり共に年間変動量分布から除いた。
 なお、異常沈下水準点とは、当該水準点の変動量が工事等の影響を受け、例年の値に比べて著しく大きく、周辺における各点との比較においても異なる値を示した場合をいう。

表5-1-4 大阪市各区の主要地点年間変動量

(単位cm)

地域	区分	所在地(水準点番号)	年間変動量						変動量累計 10～63年
			36年	59年	60年	61年	62年	63年	
川北	淀川	西中島7-8 (北-13)	-7.22	-0.07	+0.05	+0.21	-0.75	+0.12	-106.21
	東淀川	上新庄2-20 (北-3)	—	-0.47	+0.21	+0.23	-0.75	+0.14	-52.23
	西淀川	百島1-3 (北-26)	-13.31	-0.27	+0.32	+0.48	-1.14	+0.25	-238.40
中心	北	茶屋町1 (中-7)	-25.03	-0.22	—	+0.65	—	-0.28	-161.56
	中央	大阪城3 (中-28)	-0.51	-0.24	-0.12	-0.30	-0.56	+0.13	-14.77
	西	九条町2-19 (西-45)	-9.95	-0.33	+0.48	+0.51	-0.72	-0.04	-135.90
	天王寺	南河堀町4 (中-43)	-0.54	+0.82	—	+0.48	—	-0.57	-12.88
	浪速	恵美須西1-2 (国-235)	—	+0.37	+0.19	+0.37	-0.70	-0.14	-22.85
北西	此花	西島3 (西-10)	-11.91	-0.30	+0.28	+0.42	-1.13	+0.24	-248.20
	福島	海老江8-1 (国-10695)	-9.04	-0.21	+0.67	+0.08	—	—	※-167.44
東北	旭	大宮3-1 (東-2)	—	+0.31	-0.48	+0.02	-0.79	+0.54	-26.01
	都島	東野田町4-15 (東-8)	-4.24	-0.38	-0.28	+0.05	-1.52	+0.30	-57.63
	城東	関目4-5 (東-6)	—	+0.45	-0.46	+0.18	-0.20	-0.10	-22.02
	鶴見	鶴見3-11 (東-7)	—	+0.55	-0.44	+0.19	-1.36	+0.40	-86.82
	東成	中道4-8 (東-13)	—	+0.37	+0.13	-0.01	-0.84	-0.04	-77.03
南東	生野	勝山北1-19 (東-17)	—	+0.43	+0.34	-0.04	-0.44	-0.12	-11.67
	阿倍野	阪南町1-30 (南-11)	-0.80	+0.95	—	—	—	—	※-13.49
	東住吉	湯里1-15 (南-15)	—	+0.49	-0.03	-0.04	-0.73	+0.47	-24.80
南西	平野	平野宮町1-9 (南-13)	—	+0.50	-0.26	-0.03	-0.37	+0.20	-78.78
	港	海岸通4-2 (西-19(Ⅱ))	-13.49	-0.31	+0.18	+0.51	-0.87	-0.65	-72.02
	大正	泉尾1-39 (西-30)	—	-0.76	—	+1.35	—	-0.91	-106.47
	西成	天下茶屋1 (国-243)	—	+0.47	+0.37	+0.40	-1.07	+0.42	-13.78
	住之江	住之江1-4 (国-245)	—	+0.06	+0.36	-0.37	-0.01	+0.46	-12.69
	住吉	東粉浜2 (国-244)	-1.30	+0.41	+0.41	+0.39	-0.53	+0.15	-16.36

- (注) 1. 測量不動点は、10～38年：毛馬原標、39～51年：基21号、52～57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、58年以降：262号に替え泉南原標。
 2. 変動量累計値のうち、(西-45)は13年から現在まで、(西-19(Ⅱ))は34年から現在まで。
 3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
 4. 表中(—)は欠測 ※の値は10～59年あるいは61年までの変動量累計である。

表 5 - 1 - 5 地下水位観測結果

(単位：管頭下m)

No.	観測所名		所在地	ストレーナ位置	昭61年	昭62年	昭63年	昭62~昭63
				(地表面下m)	平均水位	平均水位	平均水位	平均水位差
1	天保山B		港区築港4丁目	96	6.00	5.61	5.57	+ 0.04
2	鶴町B		大正区鶴町2丁目	25	3.21	3.18	3.52	- 0.34
3	島屋町B		此花区島屋5丁目	25	3.60	3.79	4.04	- 0.25
4	姫島		西淀川区姫島4丁目	63	3.32	2.84	3.05	- 0.21
5	十三		淀川区十三元今里 1丁目	96.6	7.48	7.35	7.52	- 0.17
6	中之島	A	北区中之島1丁目	91	7.10	7.04	7.16	- 0.12
		B		178	7.61	7.86	7.73	+ 0.13
7	蒲生		城東区中央3丁目	96	11.67	12.60	12.68	- 0.08
8	港(Ⅱ)	A	港区田中3丁目	348	5.02	4.65	4.64	+ 0.01
		B		441	15.65	15.28	15.06	+ 0.22
		C		183	6.31	6.37	6.36	+ 0.01
9	生野	A	生野区巽東4丁目	13.5	9.70	9.11	9.30	- 0.19
		B		170	16.67	16.18	16.17	+ 0.01
10	柴島		東淀川区柴島1丁目	170	8.45	8.33	8.53	- 0.20
11	馬場町		中央区大手前	144.7	34.59	34.43	34.57	- 0.14

- (注) 1. 表中()は欠測日を含む。
 2. 62~63年の平均水位差の欄で+は上昇、-は下降を示す。
 3. ストレーナ一長はおおむね5m。
 4. 港(Ⅱ)観測所は61年6月から観測を始めた。

第 2 節 対 策

地盤沈下を起こす原因は数多くあるが、大阪の地盤沈下は工業用や冷房などに用いた地下水の過剰くみ上げによるもので、地下水位の低下に伴って発生する地層の圧密収縮が大部分であり、さらには軟弱層の自然沈下が加わったものとされている。

昭和 9 年・25 年・36 年に発生した高潮被害は、地盤沈下防止対策を促進させる結果となり昭和 9 年以降、その原因究明と観測体制の整備につとめ、昭和 26 年には工業用水道の建設に着手した。さらに昭和 36 年 11 月には大阪府・大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成し、国に立法措置を促す一方、防止対策の推進に努めてきた。

地下水の摂取規制については、工業用水法・建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府公害防止条例により実施しているが、未規制の地下水揚水が今後増大する恐れがあるため、すべての用途の地下水揚水を対象とした地下水採取規制制度を確立する必要がある。

1. 地盤沈下調査

地盤沈下は、私達の生活の基盤である大地が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象であり人に気づかれにくく、一度沈下するとほとんどが回復しないだけに定期的な監視する必要がある。

地盤沈下を把握する方法には、水準測量による方法と観測井による方法とがある。

(1) 水準測量による調査

地盤沈下を定量的にとらえるには、水準測量により広域的に把握する方法が最も一般的である。

水準測量とは、地域のある地点を不動点として各水準点の標高を測定するものであるが毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえ、その変動量から地盤沈下の状況を把握するものである。

(2) 地盤沈下観測井による観測

水準測量が地盤沈下の面的把握であるのに対し、地層の収縮量及び地下水位を直接測定する方法が、観測井による監視である。沈下観測は井戸の抜け上がり量から沈下量を測定するもので、通常は 1 観測所に深さの異なった井戸を数本設置し、地層別（深度別）の沈下量を測定している。

2. 地下水採取規制

(1) 工業用水法

工業用地下水の採取を規制するため昭和31年に工業用水法が制定され、昭和37年には同法の一部改正によりさらに強力な規制がなされるに至った。

本市域については、昭和34年・37年・38年及び41年と4次にわたり図5-2-1に示すように指定地域の拡大が行われ、現在では指定地域に工業用水道の給水を行っている。

なお、同法に基づく地下水採取規制の要点は次のとおりである。

- ア. 法指定地域内において、動力を用い工業用地下水を採取しようとする場合、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6 cm²をこえるものは規制の対象となり、大阪府知事の許可を受けなければならない。
- イ. 地下水採取の許可を受けようとするものは、井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が表5-2-1の技術的基準に適合しなければ許可されない。





(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

工業用水法施行後も建築物用水として地下水を多量に採取していた都市部では地盤沈下が進行したため、新たに建築物用地下水の採取を規制するに至り、昭和34年4月全国にさきがけ大阪市地盤沈下防止条例を制定し、都市部5区を指定して、井戸新設の制限・水源転換の指導を行ってきた。一方、大阪地盤沈下総合対策協議会の働きかけにより昭和37年5月「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（通称、ビル用水法）が公布され、本市全域が指定地域となり規制されることとなった。規制の要点は、(1)の工業用水法と同じであるが、建築物用は大阪市長の許可を受けなければならない。

(3) 大阪府公害防止条例

本市域の地下水採取は、上記二つの法律により規制されており大阪府公害防止条例では、採取量の報告義務等が課せられている。すなわち、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²をこえ、かつ、動力を用いて地下水を採取している者に対して、地下水の使用用途にかかわらず水量測定器の設置及び地下水採取量の報告が義務づけられている。

図 5-2-1 工業用地下水くみ上げ指定地域図

-  第1次指定地域(昭34. 1. 4施行)
-  第2次 " (昭37.11.20施行)
-  第3次 " (昭38. 7. 1施行)
-  第4次 " (昭41. 6.17施行)

許可基準
境界線 (西側21cm以下、600m以深)
(東側21cm以下、500m以深)

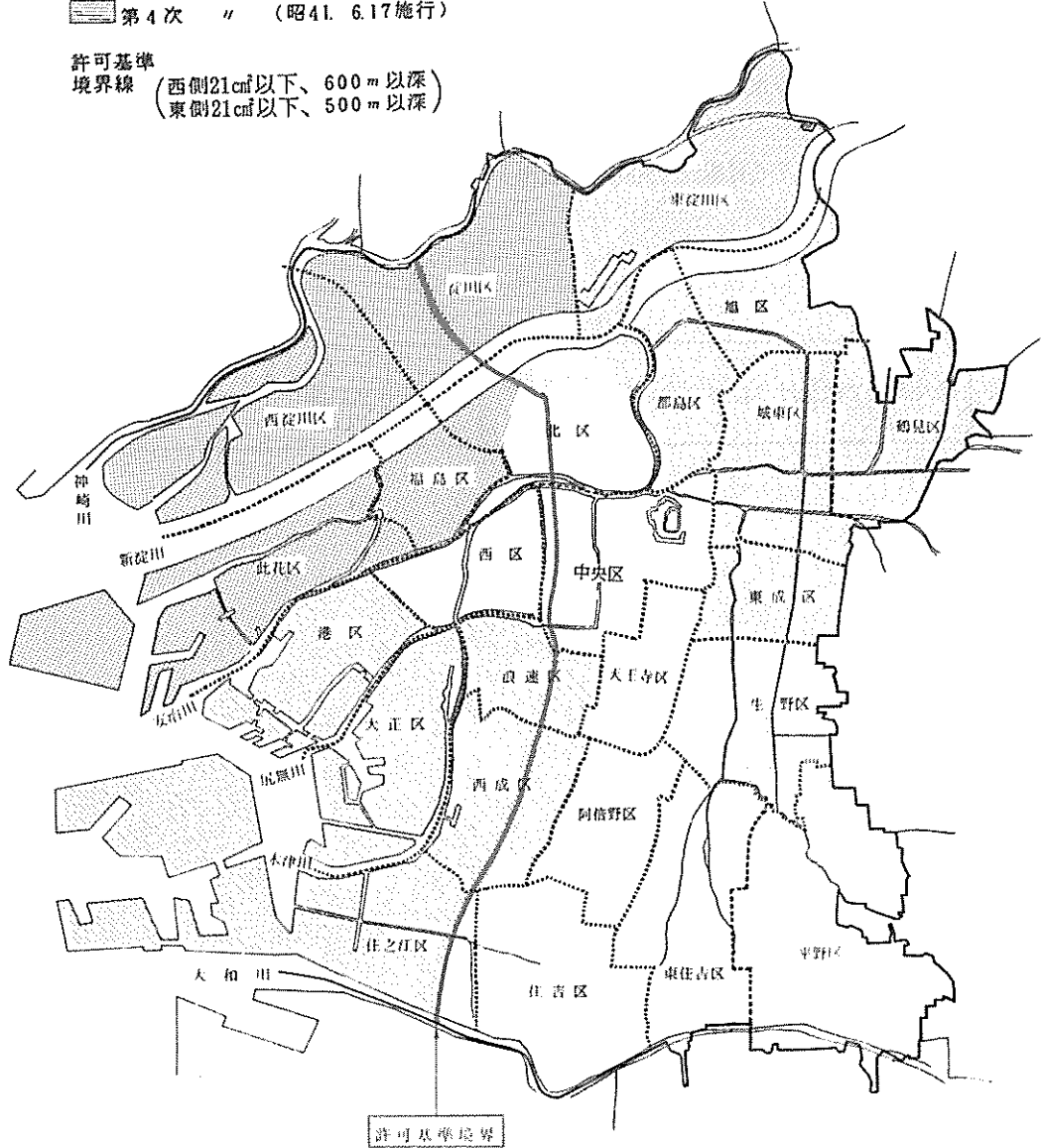


表 5 - 2 - 1 地下水採取の許可に係る技術的基準

	地 域	ストレーナーの 位 置 (地表面下 m)	揚水機の吐出口 の 断 面 積 (cm ²)
ア	西大阪（つぎの鉄道及び道路以西の区域） (A) 阪急電鉄神戸本線 (B) 一般国道 1 7 6 号線（福知山 大阪線） (C) 一般国道 2 6 号線	6 0 0 以深	2 1 以下
イ	東大阪（アに掲げる区域以外の区域）	5 0 0 以深	2 1 以下

第 6 章 悪 臭

第 1 節 現 況

悪臭は、一般に「人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質」として問題となっている。近年、地域住民の環境問題に対する意識の向上と都市化に伴う住工混在の条件が重なって、ますます、複雑多様化している。しかも悪臭は、単一物質のみならず複合臭として発生するケースが多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの問題をかかえている。

55年度から63年度までの本市における悪臭苦情件数の推移は、図6-1-1に示すとおりである。

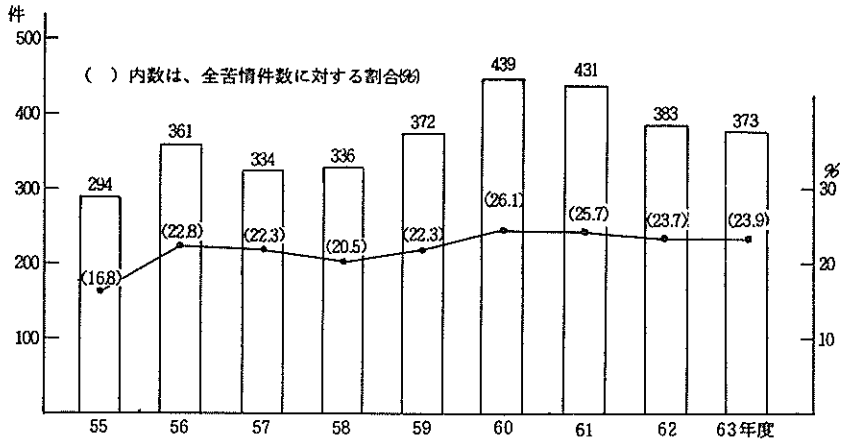
また、表6-1-1の63年度業種別苦情件数をみると、発生源区分「5. サービス業・その他」が107件、「4. その他の製造工場」が93件と、この2つで全体の半数以上を占めている。常時発生の可能性の多い「3. 化学工場」が34件と比較的少ないのは製造技術の向上、例えばクローズドシステムなど発生源対策の普及によるものと考えられる。

図6-1-2に悪臭に係る苦情件数の年度別比較を示した。

用途地域別では、住居地域、準工業地域、商業地域での苦情発生率が高く、その傾向を図6-1-3に示した。

一方、図6-1-4に悪臭に係る苦情件数の全国比較を示したが、これは、悪臭に関する63年度の本市における苦情件数と環境庁が集計した62年度の全国の苦情件数を比較したものである。本市では、生活環境に密着した「サービス業・その他」の占める割合が高くなっており、明らかに都市型の傾向を示している。

図6-1-1 悪臭苦情件数の推移



(注) 大気汚染 (ばい煙、有害物質等)・汚水等に係るものを含む。

表6-1-1 業種別苦情件数

(63年度)

発生源区分	計	発生源区分	計
1. 畜産農業	4	5. サービス業・その他	107
(1) 養牛場	1	(1) 下水処理場	4
(2) 農地	3	(2) 食料品店	6
2. 食品製造工場	22	(3) その他販売店	5
(1) 畜産食品製造工場	2	(4) 医療機関	5
(2) 水産食品製造工場	4	(5) クリーニング店・洗たく工場	7
(3) 油脂系食品製造工場	2	(6) 飲食・現像店	28
(4) 調理食品製造工場	2	(7) 写真屋・ホテル	1
(5) パン・菓子製造工場	2	(8) 旅館・ホテ	1
(6) コーヒー製造工場	2	(9) 美容院・理容所	4
(7) 農産食料品製造工場	1	(10) 廃品回収工場	4
(8) その他	7	(11) 自動車修理工場	5
3. 化学工場	34	(12) 倉庫	1
(1) 化学肥料製造工場	1	(13) 一般事務所	2
(2) 無機化学工業製品製造工場	1	(14) 公共浴場	4
(3) プラスチック工場	4	(15) 駐車場	5
(4) FRP製品製造工場	1	(16) 清掃場	1
(5) ゴム工場	3	(17) 資材置き場	3
(6) 塗料・印刷インキ製造工場	3	(18) 野焼	9
(7) 医薬品・農薬製造工場	1	(19) 不法投	2
(8) 接着剤製造工場	1	(20) その他	10
(9) めっき工場	14	6. 移動発生源	3
(10) その他	5	7. 建設作業現場	12
4. その他の製造工場	93	8. 下水・用水	19
(1) 繊維工場	5	(1) 事業場の排水路	10
(2) 木工工場	5	(2) その他の水路	9
(3) 紙加工品製造工場	2	9. ごみ集積所	11
(4) 印刷工場	17	10. 個人住宅・アパート・寮	15
(5) 塗装工場	9	(1) ごみの焼	1
(6) なめし皮・皮製品製造工場	3	(2) その他	14
(7) 非鉄金属製造工場	2	11. 不明	53
(8) 鋳物工場	6		
(9) 製罐工場	1		
(10) その他の機械製造工場	7		
(11) その他の金属製品製造工場	19		
(12) その他	17		
		合計	373

(注) 発生源区分は環境庁の分類による。

図6-1-2 悪臭苦情件数の年度別比較

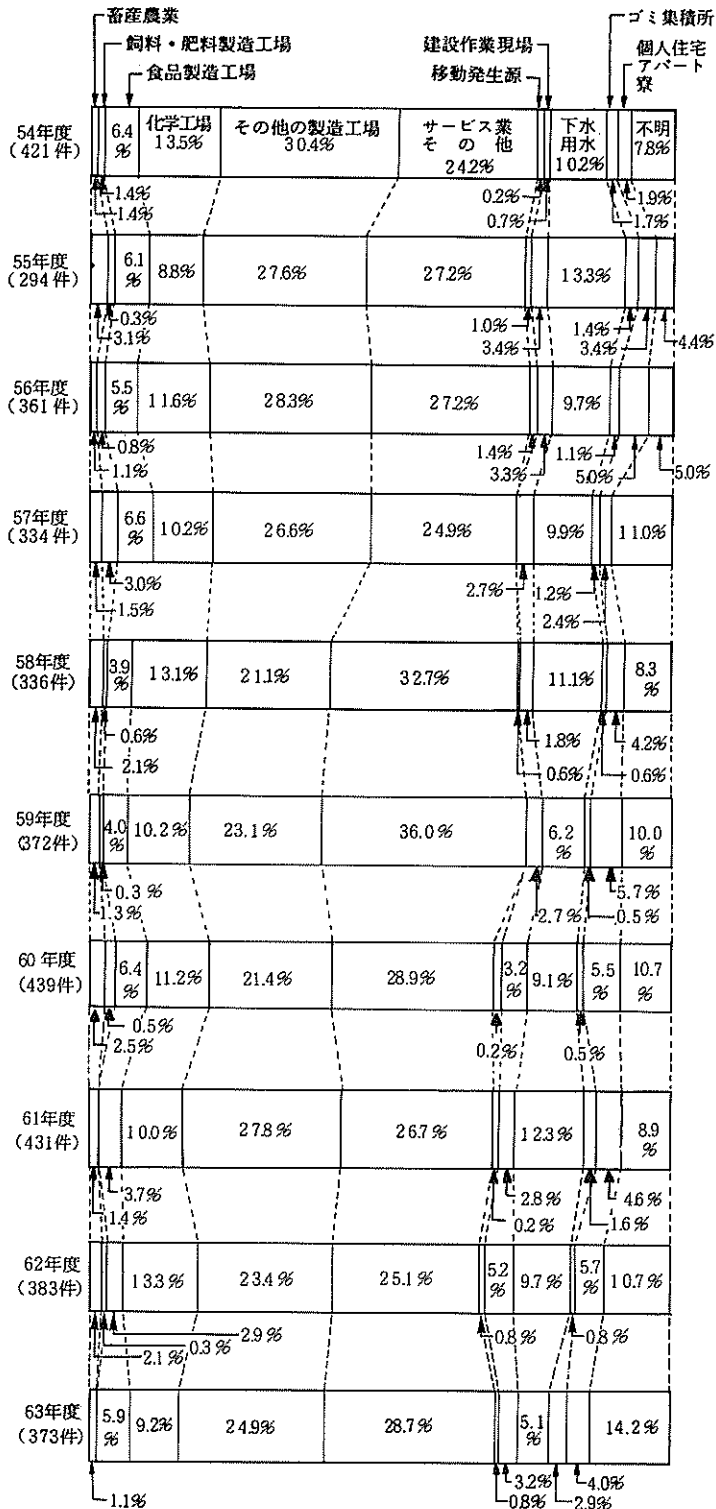


図 6 - 1 - 3 用途地域別苦情発生率

(63年度)

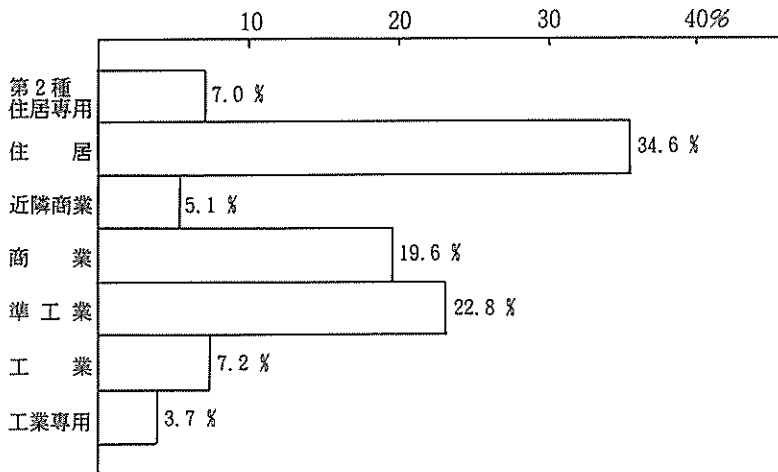
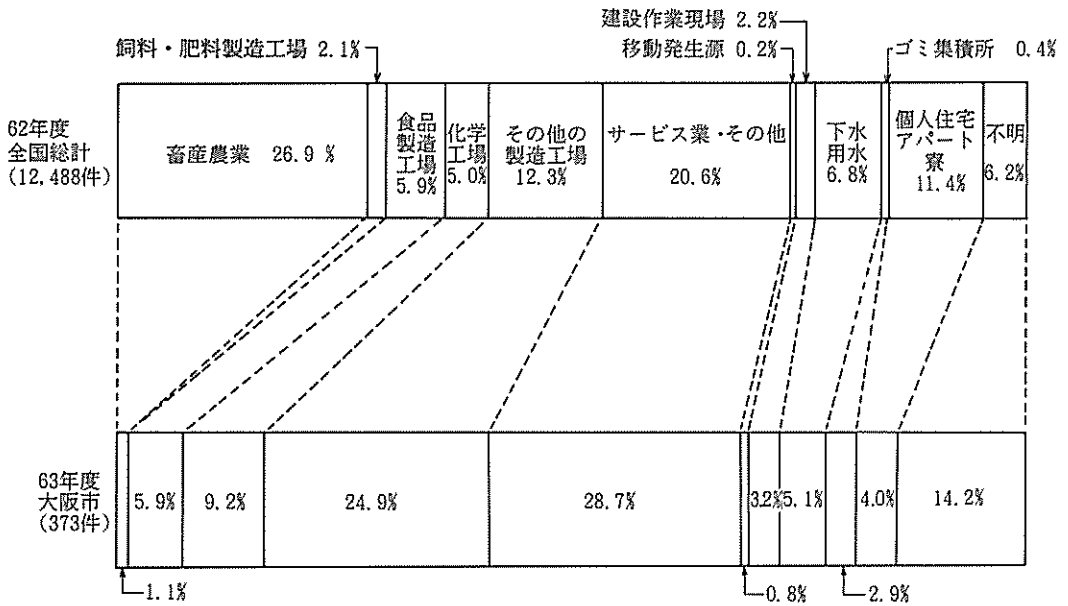


図 6 - 1 - 4 悪臭苦情件数の全国比較



第 2 節 対 策

1. 法律による規制

本市では、48年8月1日、悪臭防止法にもとづき5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の規制基準及び規制地域を告示し、さらに53年3月30日に追加3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）について告示した。

本市における規制地域ならびに規制基準は、次のとおりである。

(1) 悪臭に係る規制地域

大阪市の区域

(2) 悪臭に係る敷地境界線基準

物 質 名	規 制 基 準 (ppm)	物 質 名	規 制 基 準 (ppm)
ア ン モ ニ ア	1 以下	二 硫 化 メ チ ル	0.009 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	トリメチルアミン	0.005 以下
硫 化 水 素	0.02 以下	アセトアルデヒド	0.05 以下
硫 化 メ チ ル	0.01 以下	ス チ レ ン	0.4 以下

なお、表6-2-1に工場・事業場から発生する主な悪臭物質を示した。

(3) 悪臭に係る排出口基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンの種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$Q = 0.108 \times He^2 \times C_m \quad (\text{Heが5 m未満となる場合はこの式は適用しない})$$

$$\left[\begin{array}{l} Q : \text{流量 (Nm}^3/\text{時)} \\ He : \text{補正された排出口の高さ (m)} \\ C_m : \text{敷地境界線基準で定められた値 (ppm)} \end{array} \right]$$

2. 大阪市悪臭防止指導要綱による指導

現行の悪臭防止法では、ガスクロマトグラフ等の機器を用いて法で定められた悪臭8物質を測定し、その濃度で規制する方法を採用している。しかし、悪臭は多種多様の物質が低濃度に混合している場合がほとんどであり、機器が判定した結果と苦情陳情者の被害感覚が一致しない場合が多い。このような隔たりを補うため人間の嗅覚を利用する官能試験法があり、特に、その中で、客観性が高い方法として、三点比較式臭袋法という方法が考案されている。

表 6-2-1 工場・事業場から発生する主な悪臭物質

●発生する主な悪臭物質

工場・事業場		指定 8 物質							
		ア ン モ ニ ア	メ チ ル メ ル カ プ タ ン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	トリ メ チ ル ア ミン	二 硫 化 メ チ ル	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	ス チ レ ン
畜産業	養豚業	●	●	●	●				
	養牛業	●	●	●	●				
	養鶏業	●	●	●	●	●			
飼料・肥料 製造工場	配合飼料製造工場	●	●	●					
	魚腸骨処理場	●	●	●	●	●			
	獣骨処理場	●	●	●	●	●	●		
	鶏糞乾燥場	●	●	●	●			●	
食品 製造工場	コーヒー製造工場		●	●				●	
	畜産食品製造工場	●	●	●					
	水産食品製造工場	●	●	●		●			
	でんぷん製造工場		●	●					
化学工場	石油精製工場	●	●	●	●		●		
	パルプ製造工場		●	●	●		●		
	レヨン製造工場			●					
	石油化学系基礎製品製造工場		●	●	●			●	
	印刷インキ製造工場							●	
	医薬品製造工場	●	●	●					
	F R P 製品製造工場								●
各種 製造工場	繊維工場	●		●					
	なめし皮・皮製品工場	●	●	●					
	鋳物製造工場	●							
	製鉄工場			●				●	
その他	廃棄物処理場	●	●	●	●			●	●
	下水処理場	●	●	●	●				
	し尿処理場	●	●	●	●		●		

国においては、57年7月「官能試験法調査報告」により、その有用性を確認したところである。

一方、本市においても、54年度から56年度にかけて官能試験法のうち三点比較式臭袋法を中心にその測定法について調査研究を行ってきた。60年1月には、学識経験者からなる「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、悪臭規制指導への官能試験法の導入方策について種々の観点から検討を加え、この検討結果をもとに「大阪市悪臭防止指導要綱」を策定し、61年4月1日施行した。

これに伴い、公募により市民を官能試験のパネル（嗅覚判定員）として委嘱し、市民参加による測定体制を整備した。

本要綱は、悪臭防止法の補完を目的としており、工場等における事業活動に伴って排出する悪臭を指導対象とした。また、測定方法は、官能試験法のなかの三点比較式臭袋法により行い、敷地境界線及び排出口において臭気濃度による指導基準を設定し、規制・指導に努めている。

なお、表6-2-2に指導基準値を、表6-2-3に市民参加による官能試験測定状況を示す。

表6-2-2 大阪市悪臭防止指導要綱に定める指導基準値

敷地境界線基準	臭気濃度 10				
排出口基準	臭気濃度表				
	$\begin{matrix} Q \\ (\text{m}^3/\text{分}) \end{matrix} \backslash \begin{matrix} H \\ (\text{m}) \end{matrix}$	$H < 8$	$8 \leq H < 15$	$15 \leq H < 25$	$25 \leq H$
	$Q < 30$	400	600	800	1,000
	$30 \leq Q < 100$	300	400	600	800
	$100 \leq Q < 300$	200	300	400	600
	$300 \leq Q$	150	200	300	400
	(注) H……排出口の実高さ Q……排出ガス量				

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気と臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

表 6 - 2 - 3 悪臭官能試験測定状況 (市民パネル実施分)

(昭和 6 3 年度)

実施月	実施場所	北保健所	生野保健所	月別小計		
				延工場数	検体数	
					発生源	環境
4 月		飼料工場 1工場	化製場 2工場	3	6	3
5		アスファルト工場 1工場 精錬所 1工場	浄水場 1工場	3	3	9
6		飼料工場 1工場 加工綿製造工場 1工場	飲食店 1店舗 クリーニング店 1店舗 飼料工場 1工場 菌科技工所 1工場	6	3	10
7		化製場 4工場	製紙工場 1工場 化学工場 1工場 薬品工場 1工場	7	2	11
8		浄水場 1工場 小動物飼育場 1カ所	薬品工場 1工場 飲食店 1店舗 鋳物工場 1工場 ゴム工場 1工場	6	8	6
9		食品工場 1工場 飼料工場 1工場	浄水場 1工場 食品工場 1工場	4	6	10
10		食肉市場 1工場 飼料工場 1工場	薬品工場 1工場 化学工場 1工場 鍍金工場 1工場 修理工場 1工場	6	11	7
11		下水処理場 1工場 廢材置場 1工場 板金加工工場 1工場	飲食店 1店舗 金工工場 1工場 ゴム工場 2工場	7	6	8
12		下水処理場 1工場 食品工場 1工場 化学工場 1工場	染色工場 1工場 飼料工場 1工場	5	6	9
平成元年 1		電気部品製造工場 1工場 化学工場 1工場	塗装工場 1工場	3	10	3
2		塗装工場 1工場	修理工場 1工場 植工 1工場	3	6	7
3		修理工場 1工場 薬品工場 1工場	化学工場 1工場 鍍金工場 2工場 飲食店 1店舗 香料製造工場 1工場	7	7	14
合計		官能試験実施回数 12回 市民パネル参加人数72人 調査工場26工場(17業種)	官能試験実施回数 12回 市民パネル参加人数72人 調査工場34工場(18業種)	60 (実工場数) 42	171	

3. 規制指導等の状況

悪臭防止対策は、発生源における各種の除害施設等の設置によりかなりの成果をあげているが、苦情の訴え等の問題となるケースは中小企業に多く、本市では公害防止設備資金融資制度や跡地買上げ制度の活用のもとに、施設の改善、脱臭装置の設置、さらに工場の移転等の指導を行っている。その規制指導状況及び悪臭苦情の訴えに対する措置内容を表6-2-4、表6-2-5、図6-2-1に示した。

なお、63年度の苦情件数のうち、悪臭防止法で規定している悪臭8物質を排出していたと考えられる件数の割合は22.9%であった。

本市においては、今後、快適な生活環境への関心が高まることにより悪臭の苦情はさらに増加するものと考え「ニュークリーンエアプラン」の中でも環境保全目標を定めており、これをもとに適切な指導を図ることとしている。

表6-2-4 環境保全課における工場立入状況

(63年度)

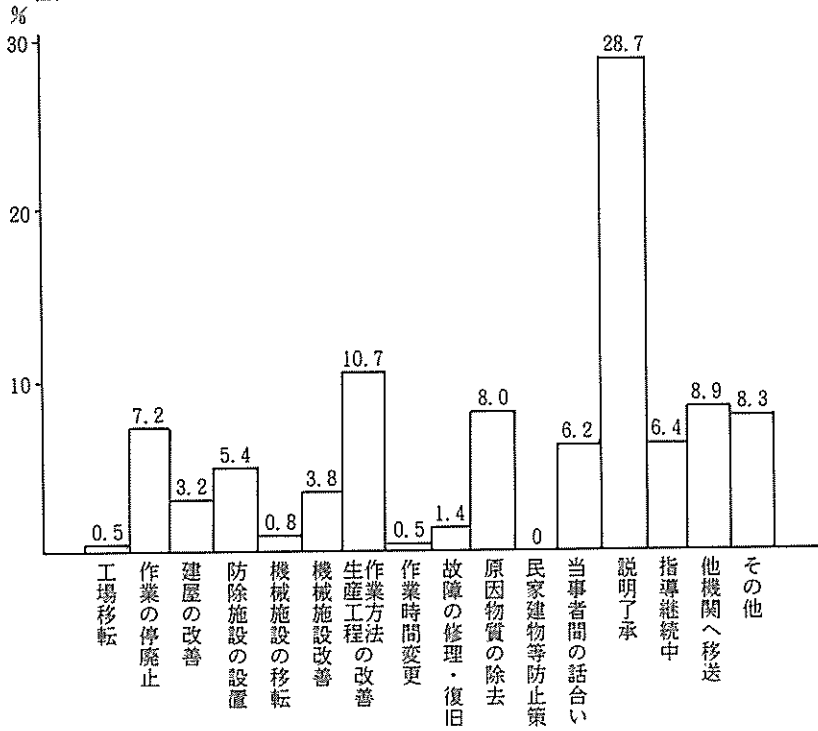
立入状況			検査件数				措置		
工場立入	その他	合計	機器分析		官能試験		合計	命令 勧告	指示
			発生源	環境	発生源	環境			
444	81	525	256	326	112	121	815	0	21

表6-2-5 保健所における活動状況

(63年度)

立入件数	検査測定件数
1,344	101

図6-2-1 措置内容



4. 広域悪臭発生源特別対策

(1) 化製場悪臭対策

ア. 規制指導

畜産副生物を有効処理する化製場は、公共性の高い重要な施設である。しかし、必要不可欠といえるこれらの施設から発生する臭気が、しばしば深刻な悪臭被害を及ぼし、全国的にみても大きな社会問題となっている。

本市では、従来から、化製場における悪臭対策については、畜産副生物の適正処理とあわせて積極的に取り組んできた。ことに、旧食肉市場と隣接した地域に集中した工場に対しては、41年から46年にかけて獣滓の蒸製処理に重点をおいた諸施策の指導を実施してきた。しかし、近時、設備の老朽化に加えて立地周辺地域の再開発等に伴い、悪臭被害が激増しその解決が急務となったので、51年から55年にかけて、これらの工場における悪臭防除について経済性、対策技術を考慮しながら現地における実施可能な対策を進めてきた。

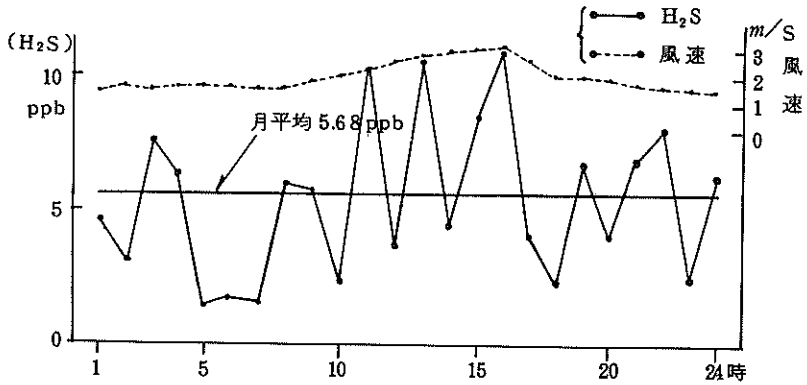
54年には、脱臭工事を完了し、以後、装置の維持管理指導に当たっているが、脱臭装置設置前後における大気環境硫化水素濃度は、図6-2-2①及び②に示すとおり著しく改善した。

さらに、55年悪臭常時観測所を設置し、規制物質のうち硫黄系悪臭4物質について24時間連続測定を行っており、このデータをもとに各工場の操業状況をおおむね把握しながら状況に応じた指導を行っている。

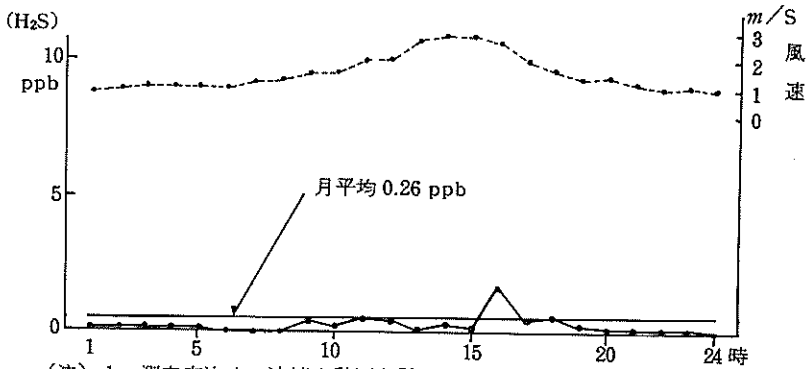
悪臭常時観測所における測定結果は、図6-2-3に示すとおりである。

図 6-2-2 大気環境における硫化水素濃度の時間平均変化

① 脱臭装置設置前（51年10月）

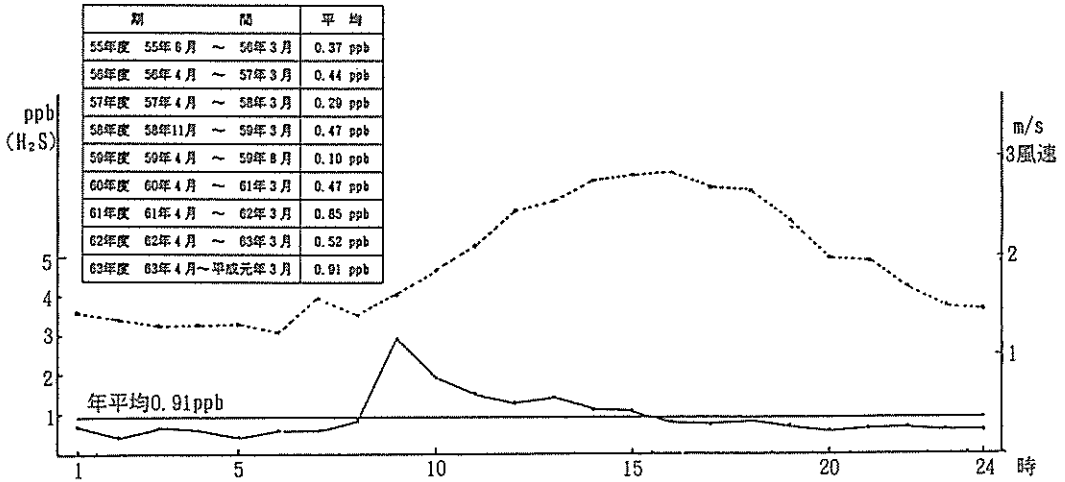


② 脱臭装置設置後（54年5月）



(注) 1. 測定方法は、連続自動測定器によるモリブデン酸比色法

図 6-2-3 悪臭常時観測所における測定結果（63年度）



- (注) 1. 測定方法は、ガスクロマトグラス法による。
 2. 58年度については、58年4月～10月までは有効測定回数未済のため除外した。
 3. 59年度については、59年9月～60年3月までは有効測定回数未済のため除外した。
 4. 60年度については、60年5月は有効測定回数未済のため除外した。
 5. 61年度については、61年11月は有効測定回数未済のため除外した。

イ. 調査研究

化製場の悪臭防止設備は大幅に改善され環境濃度は著しく低減されたものの、悪臭の持つ特性に加え、なお、製造方法が旧態依然とした内容であるため、未だ悪臭公害の発生が絶えない。そこで、抜本的な悪臭対策をはかるため、56年度に「化製場悪臭対策における集約立地に関する調査研究」を行い、57年度は「防・脱臭総合処理システムの研究開発」を、また58年度には「防・脱臭総合処理システムの設計及び公害評価の検討」を行った。58年度の結果については、図6-2-4に集約化施設食品指向型の基本仕様条件を、図6-2-5に悪臭防止の基本フローを、表6-2-6に施設形態別条件比較を示す。59年度には、類似プラントの調査を行い、58年度研究結果の評価を行った。

図 6 - 2 - 4 集約化施設食品指向型の基本仕様条件

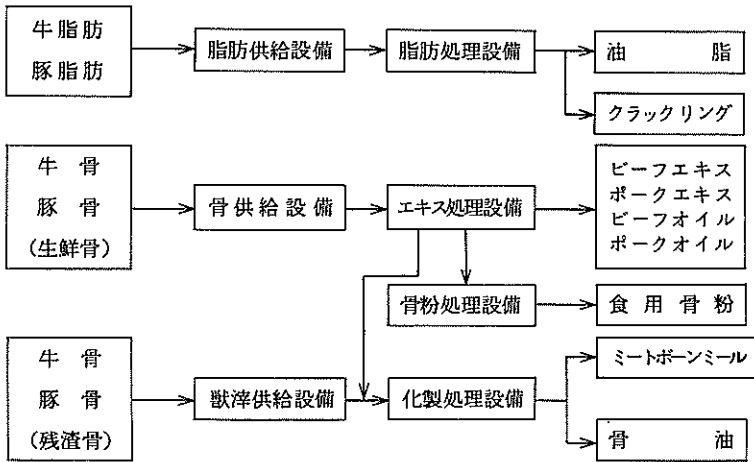
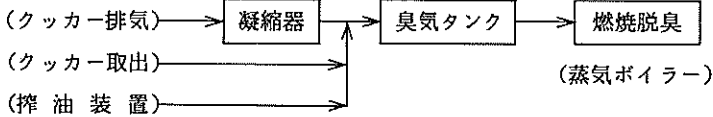


図 6 - 2 - 5 悪臭防止の基本フロー

① 主な臭気

残渣骨処理施設



② その他の臭気

生鮮骨処理装置

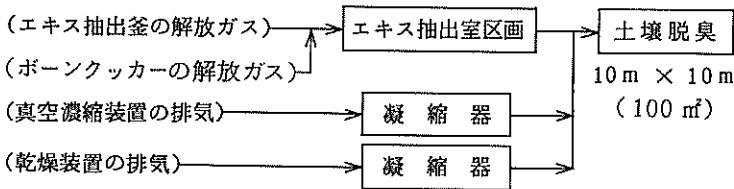


表 6 - 2 - 6 施設形態別条件比較

項 目		集約化施設食品指向型	集約化施設肥飼料指向型	集合化同一設備指向型
基本条件	(1) 計画主旨	脂肪は低温脂肪処理し、生鮮骨はエキス抽出と食用骨粉にする一方、その他の骨は化製処理する。	脂肪は高温脂肪処理し、骨は一括して化製処理する。	現在稼働中の化製処理設備を無公害化し、集合して設置する。
処 理 条 件	(1) 脂肪処理 ○ 処理方式	低温溶融遠心分離方式 (蒸気吹込溶融方式)	高温溶融蒸発遠心分離方式 (クッカー蒸発方式)	高温溶融蒸発遠心分離方式 (クッカー蒸発方式)
	(2) 生鮮骨処理 ○ エキス 処理方式 ○ 食用骨粉 処理方式	等量加水蒸気吹込加圧抽出及び真空濃縮方式 加圧蒸煮+乾燥+微破砕処理方式	————	————
	(3) 残渣骨処理 ○ 処理方式	破砕+加圧蒸煮+搾油方式	破砕+加圧蒸煮+搾油方式	加圧蒸煮+真空乾燥方式

(2) 畜産悪臭対策

本市の南部には、零細な乳牛飼養場が住宅と近接した形態で群立し、近年、周辺の宅地化が進み臭気が問題化して来た。そこで、57年度には、悪臭防止対策を検討するため悪臭排出調査を実施し、58年度からは、畜産悪臭防止の簡易な対策として、消臭剤の適用について調査検討を行ってきた。

しかし、いずれの飼養場も経営規模が小さいため、設備投資力に乏しく、このような状況下での畜産悪臭対策は、単に技術的対応だけでは困難であり、立地、畜産振興、飼養形態など総合的に検討した結果、跡地買上げ方法により、63年7月で環境改善が図られた。

5. 悪臭防止技術指針に関する調査研究

悪臭発生源工場の悪臭防止対策をはかるため、57年度から業種ごとに調査研究を実施しており、63年度は、クリーニング店について実施した。

なお、57年度からの調査研究業種は、表6-2-7のとおりである。

表 6 - 2 - 7 悪臭防止技術指針に関する調査研究業種

年 度	業 種	年 度	業 種
57	廃ビニール工場	61	印刷工場
58	ゴム工場	62	染色工場
59	塗装工場	63	クリーニング店
60	メッキ工場		

6. その他

55年度から環境月間等において、脱臭装置を設置している工場に立入り、その保守点検や性能等について調査を行っており、悪臭防止対策の資料としている。

また、悪臭防止対策に関する情報等が比較的少ないことから、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市からなる「四市悪臭公害連絡会」を設置し、悪臭規制行政の円滑化に努めている。

第 7 章 産 業 廃 棄 物

第 1 節 産業廃棄物の発生と処理状況

廃棄物は人間の日常生活及び社会経済活動の避けがたい所産であり、生活様式の向上及び多様化並びに産業社会の変化に伴って、量的かつ質的に変動するものである。

廃棄物を適性に処理し、生活環境を清潔に保持することは公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで最も基本的な要件であり、また、これは社会の維持発展に不可欠な要件でもある。

とりわけ産業廃棄物には、人の健康や生活環境に影響を及ぼす有害物質を含むものがあるので、その排出から最終処分に至る各段階で、飛散、流出、悪臭の発散等の防止を図るほか、処理施設や最終処分地からの二次公害の防止に万全の措置を講ずる必要がある。

また、限りある最終処分場を有効に利用するため減量化とともに、資源化、再利用の推進が課題となっている。

1. 廃棄物の種類と定義

廃棄物は、「廃棄物処理法」により一般廃棄物と産業廃棄物とに区分され、産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、質的及び量的に環境汚染源として重要な因子になるものが特定されている。

廃棄物の種類と定義は表 7-1-1 のとおりである。

表7-1-1 廃棄物の種類と定義

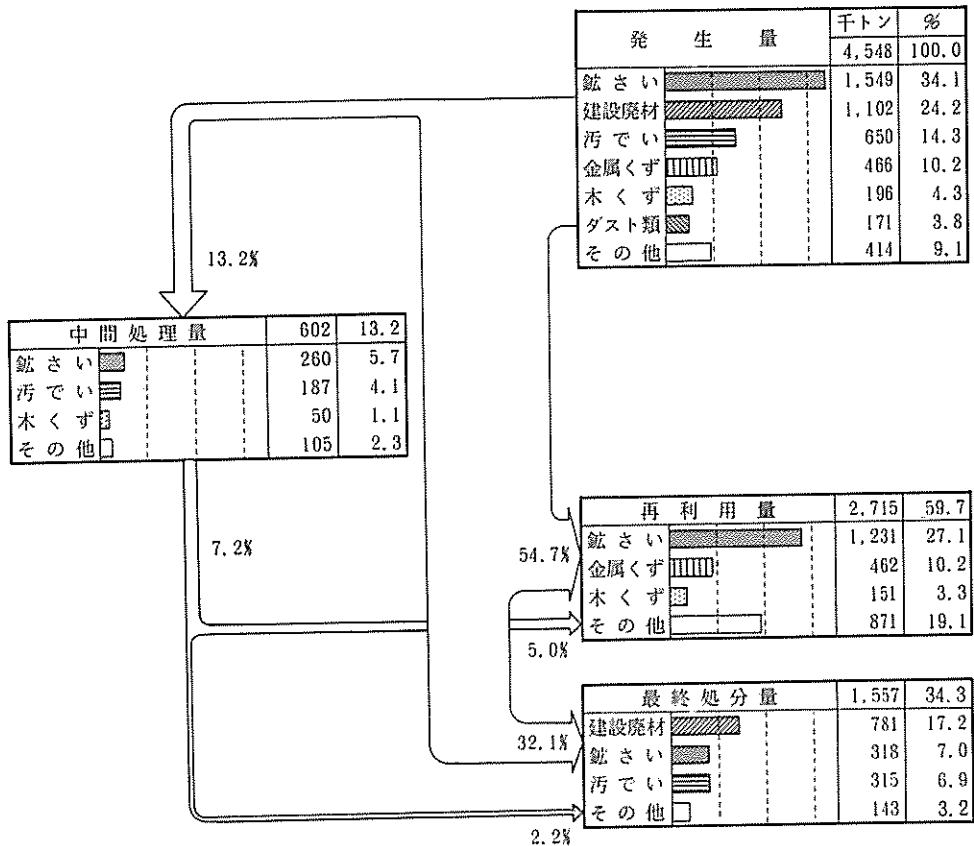
種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の固形状又は液状の汚物又は不要物（放射性物質及びこれによって汚染されたものは除外）
内	<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物</p> <p>産業廃棄物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃えがら 2. 汚でい 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布されたものに限る。 8. 木くず ・建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る。）並びに木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。 9. 繊維くず ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。 10. 動植物性残渣 ・食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず 14. 鉱さい 15. 建設廃材 ・工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 16. 家畜のふん尿 ・畜産農業に係るものに限る。 17. 家畜の死体 ・畜産農業に係るものに限る。 18. ダスト類 ・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたものに限る。）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたものに限る。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの 19. 1から18までの産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの
訳	

2. 産業廃棄物の発生量と処理処分状況

図7-1-1に示すように、昭和63年度において大阪市から発生した産業廃棄物の量は455万トン（公共都市施設分は除く）と推計され、そのうち60万トン（13.2%）が中間処理にまわり、33万トン（7.2%）の残渣が生ずる。この残渣の約3分の2を含めた272万トン（59.7%）が再利用され、156万トン（34.3%）は埋め立て等最終処分されていると推計される。このうち製造業の行政区別発生量及び処分量は、図7-1-2に示すとおりである。

最終処分される産業廃棄物は膨大な量に及んでおり、これを排出者責任のもとに事業者の個別処理のみに委ねることは、中小企業が多くまた市域の狭小な本市では、生活環境の保全上支障があり、不法投棄の原因ともなるので、公共関与による最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の長期的、総合的な処理対策が必要である。

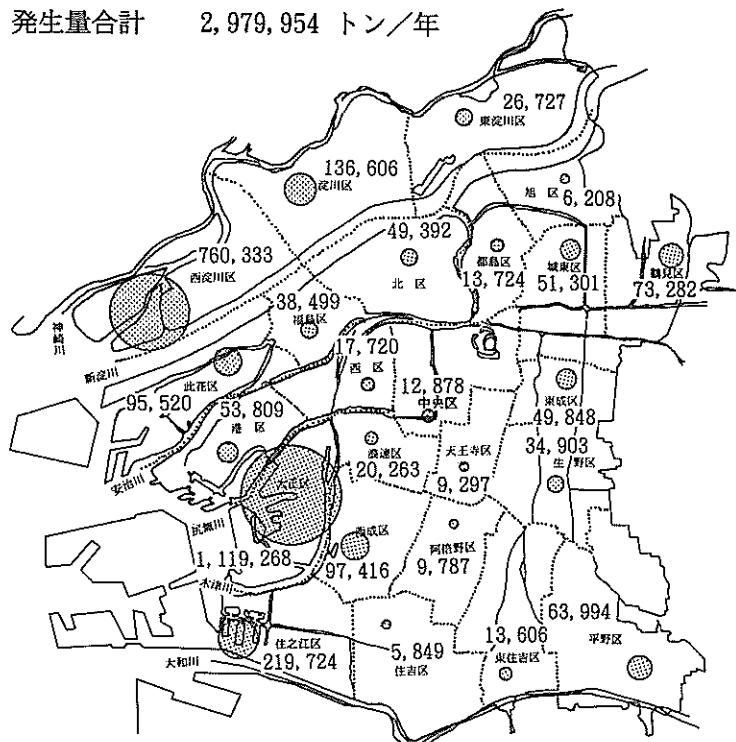
図7-1-1 産業廃棄物の発生量及び処理状況（昭和63年度）



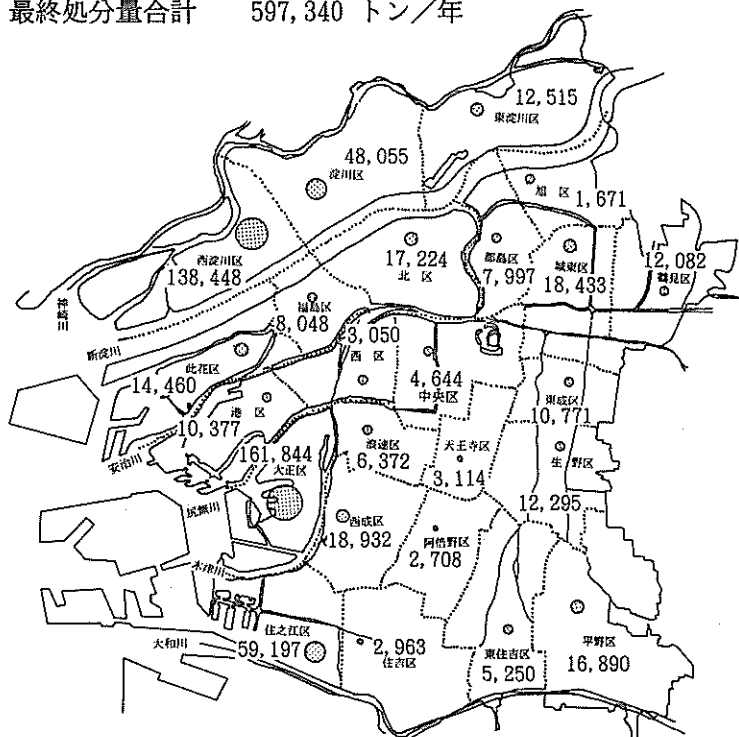
- (注) 1. 昭和61年度実態調査結果から推計
2. 公共都市施設から排出される産業廃棄物は除く

図7-1-2 行政区別発生量及び最終処分量（製造業）

発生量合計 2,979,954 トン/年



最終処分量合計 597,340 トン/年



第 2 節 産業廃棄物処理対策

昭和 45 年 12 月 25 日に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物はこれを排出する事業者の責任において処理することを基本とし、その適正な処理を確保するための規制措置が定められ、その後、廃棄物を取りまく社会情勢の変化に対応して数度の法改正が行われ、法体系の整備が図られてきた。

本市においては、同法の趣旨の徹底を図るとともに環境保全の立場から、本市の実情に即した産業廃棄物処理対策を実施している。

1. 法律による規制

(1) 産業廃棄物排出事業者

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物を自らの責任で処理しなければならないが、処理にあたっては各種の基準等を遵守しなければならないこととされている。

その主な事項は、次のとおりである。

ア 保管、収集、運搬、処分の基準を遵守すること

- ・ 飛散、流出、悪臭等の防止
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理上の基準
- ・ 種類毎の処理基準
- ・ 埋立地周辺の水域及び地下水の汚染防止

イ 処理の委託の基準を遵守すること

許可を受けている業者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものであること

ウ 産業廃棄物処理責任者をおくこと

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物処理施設を設置している事業場

エ 産業廃棄物処理施設設置の届出及び技術管理者の設置を行うこと

オ 処理の状況について、帳簿に記載して保存すること

カ 一定の事業者について、処理処分報告の義務

なお、法律に基づき届出の必要な産業廃棄物処理施設の受理件数は、平成元年 3 月末現在で 110 件であり、処理施設の種別内訳は表 7-2-1 のとおりである。

表7-2-1 産業廃棄物処理施設設置届出の受理状況

(平成元年3月末現在)

処理施設の種 類	届 出 件 数	
1 汚でい脱水施設	7 3	
2 汚でい乾燥施設	1	
3 汚でい焼却施設	6	
4 廃油油水分離施設	3	
5 廃油焼却施設	1 0	
6 廃酸中和施設	3	
7 廃アルカリ中和施設	0	
8 廃プラスチック類焼却施設	5	
9 廃プラスチック類破碎施設	2	
10 汚でいのコンクリート固型化施設	2	
11 水銀またはその化合物を含む汚でいのばい焼施設	0	
12 シアン化合物分解施設	3	
13 廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物焼却施設	0	
14 PCB汚染物洗浄施設	0	
15 最終処分場	(5)	2
計	(5)	1 1 0

(注) 1. () は法改正以前から設置されている施設で、届出対象外
 2. 産業廃棄物処理業者の処理施設を含む。

(2) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬または処分を業として行おうとする者は、その業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）の許可を得なければならない。また、許可にあたっては、その事業の用に供する施設等が基準に適合するものでなければならない。

収集・運搬、処分にあっては、事業者の項であげた基準を遵守しなければならないほか、帳簿の記載、保存、その他報告等が義務づけられている。また、処理の委託を受けた産業廃棄物の処理を更に他人に再委託することは禁止されている。

平成元年3月末現在で本市が許可した産業廃棄物処理業者は2,211業者で、

このうち昭和63年度の許可件数は140件（変更許可は除く）である。

許可業者の業種別及び取り扱う産業廃棄物の種類別内訳は、表7-2-2である。

なお、許可業者には従来、その許可に期限を付していなかったが、許可業者の健全な育成を図るという目的で、昭和62年4月1日以降の許可には全て期限を付しており、更に既存の許可であって期限を付していないものについても、昭和63年4月1日から業者の申し出に基づき、期限を付した許可への切り換えを行い、平成元年3月末には84%について完了した。

また、産業廃棄物再生利用業者（再生利用されることが確実であると市長が認められた産業廃棄物のみの収集、運搬または処分を行うため市長の指定を受けた者）は、平成元年3月末現在で10業者である。

表7-2-2 産業廃棄物処理業許可状況

(平成元年3月末現在)

業 種 別 許 可 件 数	業 種	許可件数	廃 棄 物 の 種 類	
				許可件数
業 種 別 許 可 件 数	1 収 集 ・ 運 搬	2,144	1 燃 え が ら	84
			2 汚 で い	488
	2 中 間 処 理	11	3 廃 油	425
			4 廃 酸	104
	3 埋 立 処 分	0	5 廃 アルカリ	93
			6 廃 プラスチック	1,372
	4 収 集 ・ 運 搬 中 間 処 理	46	7 紙 く ず	498
			8 木 く ず	726
	5 収 集 ・ 運 搬 埋 立 処 分	2	9 織 維 く ず	435
			10 動 植 物 性 残 渣	410
	6 収 集 ・ 運 搬 中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	1	11 ゴ ム く ず	1,096
			12 金 属 く ず	1,188
	7 中 間 処 理 ・ 埋 立 処 分	0	13 ガ ラ ス く ず	1,142
			14 鋳 さ い	126
	8 海 洋 投 入 処 分	5	15 建 設 廃 材	1,386
			16 動 物 の ふ ん 尿	1
	9 収 集 ・ 運 搬 海 洋 投 入 処 分	2	17 動 物 の 死 体	1
			18 ダ ス ト 類	69
		合 計	2,211	19 処 分 す る た め に 処 理 し た も の

2. 規制指導等の状況

(1) 排出業者に対する規制・指導

昭和63年度においては、有害産業廃棄物排出事業者140事業場に対して、廃棄物処理法施行規則第14条に基づく処理処分報告書を徴収するとともに、13事業場に対して立ち入り検査を実施し、適正処理の徹底を図った。

また、有害産業廃棄物を排出する恐れのある事業者（対象1,734事業者）のうち、水質関係特定施設設置事業者、大気関係特定施設設置事業者、PCB保管事業者など合計370事業者に立ち入り検査を行い、88件の検体を採取し分析を行った。その結果、埋立基準等に適合しないものについては、中間処理の改善、委託先の変更等の指導を行うとともに、有害物質を基準以上に含むものを排出する事業者に対しては、有害産業廃棄物排出事業者として、処理責任者の設置、委託基準の遵守等の適正処理の指導を行った。

さらに、産業廃棄物多量排出事業者や建築業者に対し、適正管理の徹底、減量化の推進を計画的に行わせるとともに、適正処理の講習会を実施するなど、指導の強化を図った。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

本市が許可した産業廃棄物処理業者のうち、主に施設を有する処分、保管業359件に立ち入り検査を実施し、改善の必要のあるものについて法令の基準に適合するよう指導した。

また、研修会の実施、報告の徴収など適正処理の推進に努めた。

許可業者数の大部分は収集運搬業者であるが、これらの業者に事業の範囲の遵守や、業者間の再委託の禁止を徹底するとともに、特に処分、保管業者などについては、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、今後も更に立ち入り検査、サンプリング調査などにより、指導強化を図っていく。

(3) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄の原因は、主として排出事業者が無許可の業者に処理を委託することによって生ずるため、排出事業者にこのようなことのないよう指導し、不法投棄を排出源から防止する対策を講じてきた。

不法投棄があった場合、現場確認のうえ、投棄者または委託者に対し現状回復の指導を行い、必要に応じて不法投棄物を採取、分析している。

投棄者または委託者が判明しない場合は、管理者責任に基づき不法投棄された土

地の占有者または管理者に対しても同様の措置を実施している。

3. 公 共 関 与

(1) ㈲大阪産業廃棄物処理公社

昭和46年2月、大阪府と共同出資して設立した㈲大阪産業廃棄物処理公社は、産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、府、市が行う産業廃棄物処理にかかる公共関与の実施主体としてその事業の円滑な推進を図っている。その活動状況は次のとおりである。

ア 堺第7-3区における廃棄物の海面埋立処分事業（受け入れ容量3,600万トン）を、49年2月から開始し、廃土砂、がれき類のほか、無害汚でい、ダスト類、燃えがら、ゴムくず、廃プラスチック類などを受け入れている。63年度の受け入れ実績は、301万トンとなっている。

イ 北港処分地第2、3工区（62年8月から南地区へ受け入れ容量3,831万㎡へ移行）におけるしゅんせつ土砂等の受け入れ事業を50年7月から開始し、63年度の受け入れ実績は336万㎡となっている。また、大阪市の公共事業から発生する土砂等の受け入れ事業を58年4月から開始し、63年度の受け入れ実績は237万トンとなっている。

ウ 52年5月、有害汚でい等の産業廃棄物無害化処理施設（クリーン大阪センター）の操業を開始し、63年度には7,689トンの処理実績となっている。市内の電気めっき業の事業所から排出される汚でいの大部分はここで処理している。

エ 56年5月、堺第7-3区で、有害汚でいや廃油等の産業廃棄物中間処理事業を開始し、63年度には、3,437トンの処理実績となっている。

(2) 大阪湾広域臨海環境整備センター事業

廃棄物を広域的に処理するため、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法である「広域臨海環境整備センター法」（昭和56年6月公布、同年12月施行）に基づき、57年3月に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターに関係地方公共団体及び関係港湾管理者として、本市も出資を行った。

センターの計画では、尼崎沖と泉大津沖の2箇所に廃棄物の埋立処分場を建設し、近畿圏から発生する廃棄物を埋め立てることとしている。

尼崎沖処分場については62年11月から建設を行い、平成2年1月から廃棄物の受け入れ開始を予定、また、泉大津沖処分場についても平成元年度には建設工事

に着工し、平成2年後半には受け入れ開始が予定されている。これらの処分場が本格的な活動を開始すると、近畿圏における最終処分場の確保について将来的に明るい見通しが出て来るものと期待される。

4. 調査・研究

長期的展望に立った都市廃棄物総合処理システムの開発を図るため、「大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会」（昭和51年4月設置、事務局：計画局）が設置され、関連技術の調査・研究及び都市廃棄物の有効利用等の諸課題について、実証試験を行い、基礎データの収集、検討等を関係局が協調し実施してきた。

元年度は、次に示す調査・検討を実施する。

1. エネルギー結合（清掃工場→下水処理場）の推進
2. 下水汚でいコンポストの検討

第 8 章 公害保健対策

第 1 節 公害健康被害の補償等制度

63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行により、旧法（49年9月施行、公害健康被害補償法）で第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む41地域全てが指定解除され、既に認定を受けている患者に対する補償給付等は継続されるが、新たな健康被害者の認定は行わないことになった。

今後は、個人に対する事後的な補償制度から地域住民を対象とした健康被害の未然防止に重点をおいた制度へと転換されることになった。

本市ではこの法律に基づいて、既存の被認定患者については補償給付および保健福祉に必要な事業を継続して行うとともに、新たに市民を対象として大気汚染による健康被害の予防のための事業を実施し市民の健康の確保を図っている。なお、これらの事業とともに本市の独自施策として63年4月から小児の気管支ぜん息等について医療費助成制度を設け、小児の健康の回復と健全な育成を図っている。

1. 既認定患者に対する補償

(1) 認 定 等

指定解除前に申請をして、次の疾病で認定を受けている者を対象として、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて市長が認定している。

- (ア) 慢性気管支炎及びその続発症
- (イ) 気管支ぜん息及びその続発症
- (ウ) ぜん息性気管支炎及びその続発症
- (エ) 肺気しゅ及びその続発症

なお、平成元年3月31日現在の認定状況は、表8-1-1～表8-1-3のとおりである。

表 8 - 1 - 1 行政区別認定数

事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	557	152	82	10	313	東淀川	971	286	113	17	555
都 島	779	228	108	11	492	東 成	636	125	156	9	346
福 島	873	180	226	10	457	生 野	2,498	567	567	46	1,318
此 花	3,291	1,297	494	32	1,468	旭	911	228	176	15	492
中 央	414	95	59	2	258	城 東	3,303	868	489	40	1,906
西	745	302	99	5	339	鶴 見	1,190	296	122	17	755
港	1,826	576	327	14	909	阿倍野	611	108	113	11	379
大 正	2,198	692	311	29	1,166	住之江	1,551	436	241	19	855
天王寺	335	110	52	7	166	住 吉	1,156	301	205	25	625
浪 速	810	202	172	16	420	東住吉	1,222	317	226	17	662
西淀川	6,993	2,951	1,234	75	2,733	平 野	1,523	442	217	24	840
淀 川	1,777	553	274	27	923	西 成	2,904	554	661	35	1,654
						総 計	39,074	11,866	6,724	513	19,971

表 8 - 1 - 2 認定疾病別内訳

年齢	病名	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上		4,981	10,013	10	804	15,808
15歳未満		7	3,950	206	0	4,163
計		4,988	13,963	216	804	19,971

表 8 - 1 - 3 障害等級別内訳

補償区分 \ 等級	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
障害補償費数	0	50	2,352	8,768	4,424	15,594
児童補償手当数	0	0	28	2,706	1,322	4,056
計	0	50	2,380	11,474	5,746	19,650

(平成元年3月末日現在等級未決定のものは含まず)

(注)

- 特 級……労働不能、常時介護を要する状態
 - 1 級……労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 - 2 級……労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 - 3 級……労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 - 級 外……3級に該当しない状態
- (15歳以下の児童については、労働能力は適用外)

(2) 補 償 給 付

公害健康被害者として認定を受けた者（被認定者）及びその遺族等に対し、表 8 - 1 - 4 に示す7種類の補償給付を行っており、補償給付状況は表 8 - 1 - 5 のとおりである。

表 8 - 1 - 4 補 償 給 付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 18,800円（通院日数4日以上14日以内）～ 29,500円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合には、その障害の程度に応じて定期的に支給

種 類	給 付 内 容
障 害 補 償 費	<p>基礎月額</p> <p>男 子 94,200円 ～ 293,800円</p> <p>女 子 86,400円 ～ 150,100円</p> <p>障害等級</p> <p>特 級 基礎月額 + 介護加算 (38,600円)</p> <p>1 級 ”</p> <p>2 級 ” の 5 0 %</p> <p>3 級 ” の 3 0 %</p>
児 童 補 償 手 当	<p>15歳に達しない児童の指定疾病による障害の程度が一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給</p> <p>特 級 月額 93,800円 (介護加算38,600円を含む)</p> <p>1 級 55,200円</p> <p>2 級 27,600円</p> <p>3 級 16,600円</p>
遺 族 補 償 費	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給</p> <p>基礎月額 (100%起因する場合)</p> <p>男 子 62,700円 ～ 257,100円</p> <p>女 子 62,700円 ～ 131,400円</p>
遺 族 補 償 一 時 金	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に、一定範囲の遺族に一時金として支給</p> <p>支 給 額 (100%起因する場合)</p> <p>基礎月額 × 36月</p>
葬 祭 料	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給</p> <p>支 給 額 262,000円 ～ 524,000円</p>

(注) 表中の支給金額は、平成元年4月1日現在

表 8 - 1 - 5 補償給付状況

年 度	支 給 額 (千円)
5 9	24,170,031
6 0	24,641,965
6 1	25,492,114
6 2	25,710,480
6 3	25,795,449

2. 公害保健福祉事業

指定疾病により損われた被認定者の健康の回復、増進などを図るため、次の事業を行っている。

① リハビリテーション事業

(1) 知識普及・訓練指導

ア 知識普及・訓練指導事業

被認定者に対し、呼吸訓練、運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資する。

表 8 - 1 - 6 実施状況〔 I 〕

年 度	実施回数 (回)	参加人員 (人)
5 9	4 5 6	7, 1 8 0
6 0	5 1 0	7, 8 6 8
6 1	3 8 2	8, 8 7 0
6 2	3 9 0	8, 1 9 8
6 3	3 8 7	8, 7 5 6

イ 水泳訓練教室

未就学児（3歳～6歳）の被認定者に対し、毎週1回、連続10回水泳訓練を実施し、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資する。

〔昭和63年度 1グループ 22人参加 大阪西YMCA〕

(2) 健康回復合宿

小学校低学年の被認定者に対し、1泊2日で呼吸訓練、運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資する。

実施状況〔Ⅱ〕

年 度	実施回数（回）	参加人員（人）	場 所
5 9	1	7 2	国民宿舎紀伊見荘
6 0	1	5 9	国民宿舎紀伊見荘
6 1	1	6 3	国民宿舎紀伊見荘
6 2	1	6 3	国民宿舎紀伊見荘
6 3	1	5 9	国民宿舎紀伊見荘

② 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な場所において保養させるとともに、呼吸機能回復訓練、療養生活上の指導等を行い、健康の回復及び保持、増進を図っている。

表8-1-7 実 施 状 況

年 度	実施回数（回）	参加人員（人）	場 所
5 9	3 7	4 4 0	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
6 0	4 3	4 2 0	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
6 1	4 2	4 3 4	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
6 2	3 2	5 1 5	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
6 3	2 3	4 2 8	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか

③ 家庭療養用具支給事業

(1) 空気清浄機

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気を清浄にする空気清浄機を貸与し、療養効果の促進を図っている。

表 8-1-8 貸与状況〔Ⅰ〕

年 度	5 9	6 0	6 1	6 2	6 3
新規貸与台数	3	2	0	0	0
年度末実貸与数	2 1 6	2 0 3	1 3 3	1 2 4	1 1 6

(2) 加湿器

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気に適正な湿度を加える加湿器を貸与し、療養の効果を図っている。

貸与状況〔Ⅱ〕

年 度	5 9	6 0	6 1	6 2	6 3
新規貸与台数	0	0	0	0	0
年度末実貸与数	1 6	9	9	9	9

④ 療養指導事業

保健所において被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導・保健指導等を行い、あわせて家庭療養の手引書を交付し、病状回復の促進を図るための療養指導を行っている。

表 8-1-9 実施状況

内 訳	年 度				
	5 9	6 0	6 1	6 2	6 3
家 庭 訪 問	411	518	1,229	1,085	864
保健所内面接指導	12,424	12,983	13,444	11,585	12,429
合 計	12,835	13,501	14,673	12,670	13,293

(注)

1. 60年度までの家庭訪問件数は指定疾病のみに罹患している被認定者にたいするものであり、指定疾病と他疾病を合わせもっている被認定者についての訪問件数は含まれていない。

第 2 節 健康被害予防事業

昭和 63 年 3 月、公害健康被害補償法の改正法が施行され、新たに大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業が実施されることになった。この事業は、地域の人口集団を対象として健康の確保、回復を図る環境保健事業と、環境質自体を健康被害を引き起こす可能性のないものとする環境改善事業とからなっており、これまで、国、地方公共団体等が行ってきた大気汚染による健康被害の予防に関する施策を補完し、より効果あるものとするものである。

事業主体は、公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という）が行うが、事業の内容として、協会が直接行う、調査研究、知識の普及、研修のほか、協会の助成を受けて、地方公共団体等が旧第一種地域等を対象として行う、計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備、施設等整備助成がある。

また、この事業を実施するための財源は、国、大気汚染に関連のある事業活動を行う者及び大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者から基金を協会に拠出させ、その運用益により賄われる。

1. 環境保健事業

63 年度から次の環境保健事業を行っている。

(1) 健康相談事業

慢性閉塞性肺疾患に対する市民の疑問・不安等の相談に応じ、適切な助言、指導を行うもので、各保健所及び区民センター等で実施。

63 年度 304 開設 378 人参加

(2) 健康診査事業

一般の乳児を対象として、ぜん息にかかる問診を行い、発症予防の指導を行うとともに、必要に応じて、血液検査を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。

63 年度	対象者（問診によるアレルギー素因者）	12,013 人
	血液検査実施数	453 人

(3) 機能回復訓練事業

気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な機能回復訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図っている。

〔63年度 4回実施 28人参加〕

(4) 施設等整備事業

医療機器等整備事業

地域保健、医療の基幹をなす保健所及び公立病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に関する保健医療水準の向上を図り、もって、当該疾患の予防並びに患者の健康の回復、保持及び増進に資する。

63年度	肺機能検査室改修	1件
	肺機能検査機器等	4件

2. 環境改善事業

63年度実施した、環境改善事業は次のとおりである。

(1) 計画作成事業

環境改善事業を総合的及び計画的に、かつ円滑に行うため63年度から3ヵ年の計画を作成した。

(2) 低公害車普及事業

低公害車として、本市公用車10台に電気自動車を採用し、その普及、啓発を図った。

(3) 大気浄化植樹事業

樹木の持つ大気浄化能力を利用して、大気環境の改善を図るため、63年度は、本市施設のうち小・中学校を中心に、10,000㎡の植樹を行った。

第3節 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を63年4月1日から実施している。

- ・対象者

大阪市内に居住する15歳未満の者

- ・対象疾病

気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫及びこれらの続発症

- ・助成期間

2年間（2年で治ゆしなかった場合、15歳に達するまでは延長申請をすることができる。）

なお、平成元年3月31日現在の患者数等の内訳は、以下のとおりである。

表8-3-1 行政区別患者数

事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数	事項 区名	決定数	取 消 数			現 在 患者数
		治ゆ等	転 出	その他				治ゆ等	転 出	その他	
北	61	0	0	0	61	東淀川	353	0	4	1	348
都 島	176	0	0	0	176	東 成	329	0	0	0	329
福 島	71	0	1	0	70	生 野	236	0	1	0	235
此 花	91	0	0	0	91	旭	84	0	0	0	84
中 央	121	0	0	0	121	城 東	272	0	1	0	271
西	78	0	0	0	78	鶴 見	129	0	1	0	128
港	77	0	0	0	77	阿倍野	96	0	0	0	96
大 正	204	0	1	0	203	住之江	228	0	5	0	223
天王寺	60	0	0	0	60	住 吉	127	0	5	0	122
浪 速	62	0	1	0	61	東住吉	224	0	0	0	224
西淀川	130	0	0	0	130	平 野	159	0	0	0	159
淀 川	230	0	4	1	225	西 成	55	0	0	0	55
						総 計	3,653	0	24	2	3,627

表8-3-2 疾病別内訳

項目	病名	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性気管支炎	肺気しゅ	計
患 者 数		2,328	1,274	25	0	3,627

第4節 公害保健に関する調査

大気汚染が健康に及ぼす影響については、未だ、未解明な点が多く、今後は調査手法をも含めて研究検討していく必要がある。本市としては、国の広域的、統一的な調査に協力し、健康への影響の解明に努めている。

昭和63年度においては、国等の委託を受け、次のような調査を実施した。

1. 環境保健サーベイランス事業・パイロット調査

昭和62年度から、国においては大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に監視し、異常を早期に発見するための環境保健サーベイランスシステムの構築を進めている。

本市においては、国の委託事業として、環境保健サーベイランスシステム構築のためのパイロット調査を昨年引き続き淀川区等において実施した。

2. 大都市ぜん息等調査

昭和63年度から、公害健康被害補償予防協会が、大都市において新たに発症する気管支ぜん息等の病像を解明するための調査研究を実施している。

本市においては、大阪府医師会とともに、大都市ぜん息等調査事業の委託を受け、本市域における気管支ぜん息等の患者の承認を得て、臨床医学データ及び生活環境データ等を収集し、ぜん息等の疾患状況の把握に努めている。

第 9 章 その他の公害防止対策

第 1 節 工場適正配置事業

公害防止対策としては、公害防止技術の開発をはかることはもちろんであるが、抜本的な対策としては、住工の分離をはかっていくことが必要である。

本市においては、大阪市総合計画に基づく土地利用純化策の一つとして、公害防止事業団事業等を利用しての工場集団移転を促進し、あわせて必要な場合には跡地を買取り公共の用途に供することによって、公害による被害を防止するとともに市民の生活環境の改善をはかっている。

1. 公害発生源工場の集団化事業

過密既成市街地での騒音・振動公害の根本的解決は、公害発生源工場の移転を促進し、住工分離をはかる方策が最も効果的である。本市では、大阪南港埋立地（住之江区南港東三丁目、八丁目）、北港埋立地（此花区常吉二丁目）、住之江区平林北二丁目、西淀川区中島二丁目及び大正区南恩加島五丁目、同区北恩加島一丁目等に公害防止事業団事業並びに中小企業事業団事業を活用し、シャーリング、鉄工、自動車整備業など騒音、振動等の発生が著しい工場の集団移転をはかり、公害防止のための中小企業団地を建設する事業を推進している（図 9-1-1）。

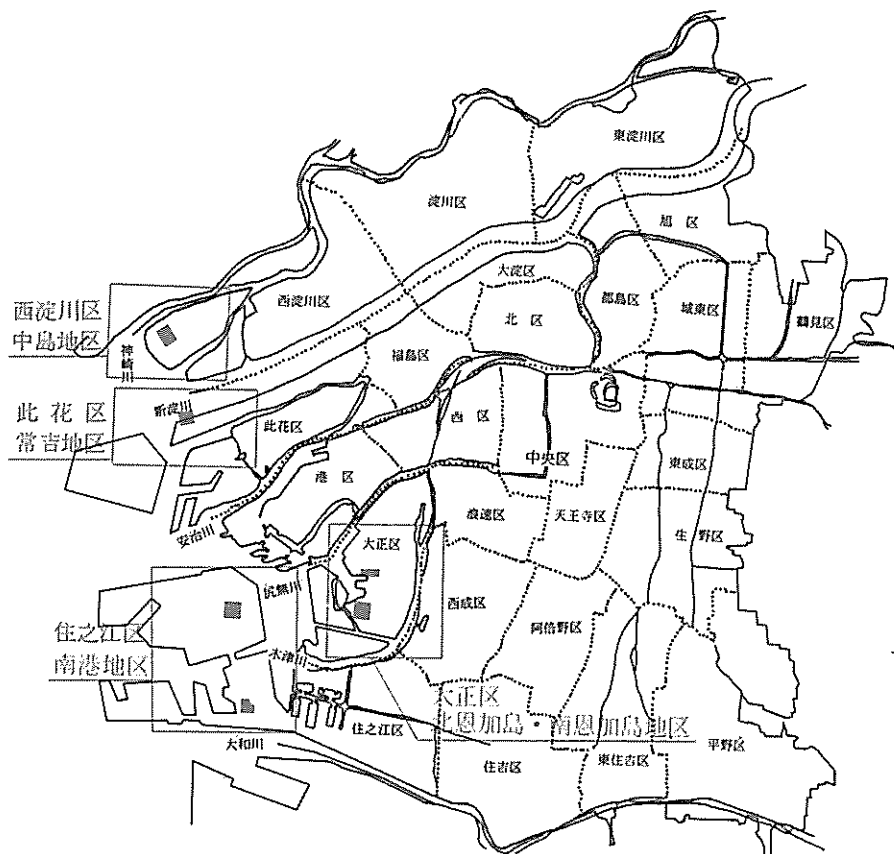
事業の概要は、表 9-1-1 に示すように昭和 45 年度以降 21 団地の建設をみている。しかし、最近では工場適地において、用地の確保が困難となってきている。

表 9 - 1 - 1 公害防止のための中小企業団地建設事業の概要

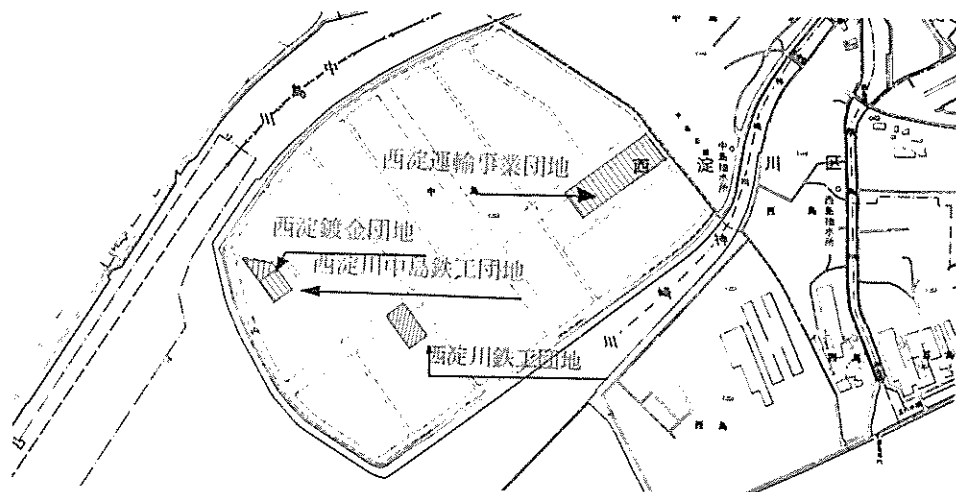
(平成元年 3 月末現在)

事業年度	団地名	企業数	団地面積 (㎡)	総事業費 (概算) (円)	団地建設地	進捗状況
45	大阪シャーリング工業団地(一次)	14	63,000	3,410,000	住之江区南港東八丁目	48.4 完 成
46	大阪シャーリング工業団地(二次)	5	16,000	912,000	住之江区南港東八丁目	49.9 完 成
	大阪南港ネジ工業団地	16	21,000	1,913,000	住之江区南港東三丁目	50.3 完 成
47	大阪南港鉄工団地	28	65,000	4,394,000	住之江区南港東三丁目	51.7 完 成
	此花鉄工団地	5	5,600	350,000	此花区常吉二丁目	49.11 完 成
	南港自動車整備業団地(一次)	73	6,300	714,000	住之江区南港東三丁目	50.4 完 成
48	此花工業団地(一次)	13	16,500	1,525,000	此花区常吉二丁目	51.2 完 成
	南港自動車整備業団地(二次)	80	7,000	1,178,000	住之江区南港東二丁目	50.10 完 成
49	此花工業団地(二次)	6	12,000	947,000	此花区常吉二丁目	51.2 完 成
	此花自動車整備業団地	15	3,600	455,000	此花区常吉二丁目	51.11 完 成
50	西大阪民主工業団地	9	6,400	564,000	此花区常吉二丁目	52.4 完 成
	大阪市廃材処理製材業団地	10	6,100	815,000	住之江区平林北二丁目	52.12 完 成
	ベントナイト排水共同公害防止施設	4	1,650	300,000	住之江区南港東三丁目	52.5 完 成
51	南大阪金属塗装団地	7	6,600	850,000	住之江区南港東三丁目	53.10 完 成
52	西淀川鉄工団地	17	16,130	1,366,000	西淀川区中島二丁目	54.12 完 成
53	西淀川運輸事業団地	15	53,600	3,000,000	西淀川区中島二丁目	55.7 完 成
54	大正企業団地	17	8,900	1,474,000	大正区南恩加島五丁目	56.7 完 成
	大正貨物重機団地	10	9,430	1,245,000	大正区南恩加島五丁目	56.3 完 成
57	北恩加島工業団地	10	5,730	755,000	大正区北恩加島一丁目	59.5 完 成
59	西淀川鍍金団地	7	6,700	1,266,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完 成
	西淀川中島鉄工団地	12	12,900	1,855,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完 成
計		373	350,140	29,288,000		

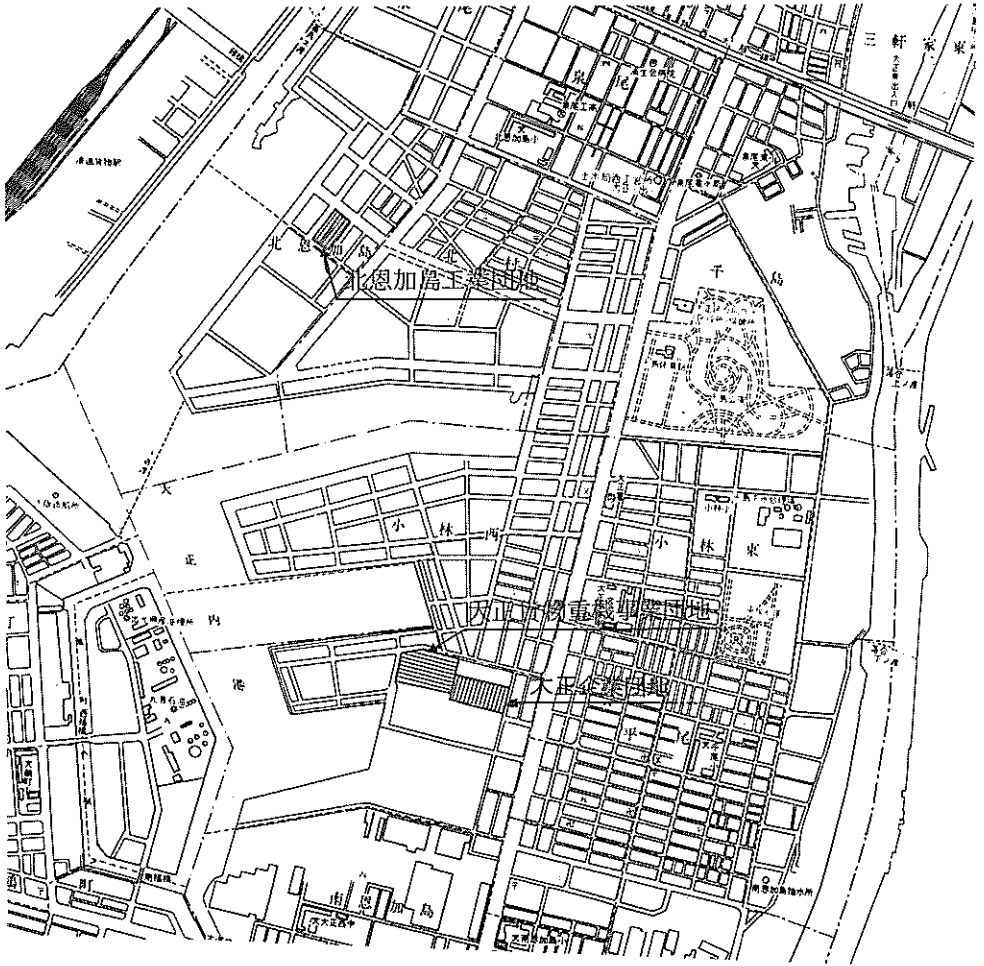
图 9-1-1 公害防止中小企業団地位置図



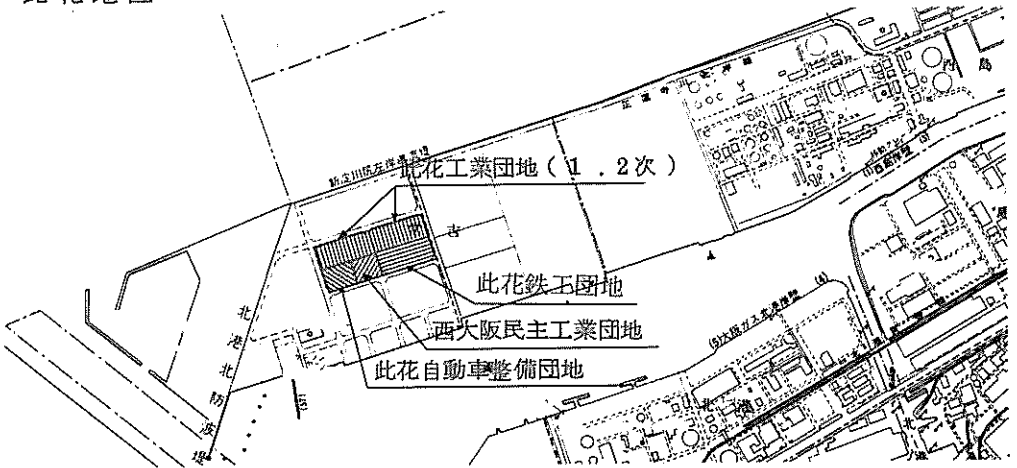
西淀川地区



大正地区



此花地区



2. 工場跡地買収事業

公害の原因となっている工場の跡地取得により、工場の移転を容易にし、公害防止に資するとともに、跡地の適切な利用により市街地の環境整備及び再開発に資することを目的として、昭和44年度から事業の推進につとめており、63年度までに表9-1-2の実績をみている。これらの跡地は、公園、保育所、勤労青少年ホームなどの用途に供している。

表9-1-2 工場跡地買収状況

買収年度	買収件数	面積 (㎡)
44	1件	1,420
45	7件	15,843
46	6件	21,680
47	5件	25,423
48	5件	25,575
49	6件	17,627
50	3件	6,160
51	4件	11,689
52	6件	4,504
53	5件	12,259
54	1件	7,679
55	3件	21,667
56	1件	5,348
57	2件	691
58	1件	1,061
59	3件	3,909
60	3件	2,247
61	3件	2,543
62	1件	1,399
63	3件	3,147
合計	69件	191,871

第2節 公害防止設備資金融資

1. 融 資

公害防止費用は、発生者負担が原則であることはいうまでもないが、公害防止設備の設置等については、短期的に負担が大きいこと、また、早期に実施する必要があることなどのため、本市では、42年3月に「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」を制定し、公害防止設備の設置、改善に要する資金を自己資金で措置することが困難な企業に対して、公害防止設備資金の融資を行っている。

融資の対象となる公害防止設備等は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭もしくは産業廃棄物等の公害防止設備の設置または改善、及び工場の移転等であり、融資条件は表9-2-1に示すとおりである。

63年度では、20件、1億8,096万円の融資を行い、制度発足以来の融資累計は、表9-2-2に示すとおり2,281件、179億6,934万円に達している。

また、平成元年4月1日から窒素酸化物排出量の少ない低公害な自動車を普及させることを目的として、電気自動車、副室式ディーゼル車等の購入資金を融資対象とした。

表9-2-1 公害防止設備資金融資条件

(平成元年4月1日現在)

融資限度額	有担保 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>1 事業者</td> <td>2,500万円</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">無担保</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">600万円</td> </tr> <tr> <td>組 合</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>工専地域へ 移転する場合</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	{	1 事業者	2,500万円	無担保	600万円	組 合	5,000万円	工専地域へ 移転する場合	5,000万円
{	1 事業者		2,500万円	無担保			600万円			
	組 合		5,000万円							
	工専地域へ 移転する場合	5,000万円								
融資期間	7年以内（低公害自動車は5年以内） 償還は12カ月目から6カ月ごとの元金均等返済									
利 率	年 4.9%									
利子助成	年 2.9% (小企業は年3.9%)									

表9-2-2 公害種別融資状況

(単位:千円)

年度	種別	騒音振動	汚 水	ガス悪臭	ばい煙	粉じん	合 計
4 2	件数 金額	10 26,740	1 3,600	9 47,500	1 3,000	3 6,200	24 87,040
4 3	件数 金額	31 88,300	9 49,850	7 51,000	18 28,020	23 53,500	88 270,720
4 4	件数 金額	20 79,600	3 16,100	6 20,100	11 25,900	10 30,200	50 171,900
4 5	件数 金額	38 174,800	12 78,200	19 116,950	23 89,000	28 102,500	120 561,450
4 6	件数 金額	44 334,690	20 133,600	17 95,650	18 50,800	38 228,820	137 843,560
4 7	件数 金額	35 193,280	40 235,270	10 68,600	32 270,300	26 85,750	143 853,200
4 8	件数 金額	34 346,300	89 634,600	12 50,400	69 541,660	20 114,050	224 1,687,010
4 9	件数 金額	64 686,200	165 1,069,400	21 155,700	54 477,800	25 151,300	329 2,540,400
5 0	件数 金額	62 562,600	103 623,400	15 101,500	13 145,100	15 50,600	208 1,483,200
5 1	件数 金額	36 432,650	61 350,900	8 53,300	15 117,600	24 110,200	144 1,064,650
5 2	件数 金額	40 315,600	60 347,800	5 32,500	15 192,100	9 38,200	129 926,200
5 3	件数 金額	21 184,300	33 246,100	18 284,700	9 124,400	21 81,900	102 921,400
5 4	件数 金額	39 419,900	37 262,200	11 100,900	13 164,700	12 92,900	112 1,040,600
5 5	件数 金額	23 264,000	37 195,700	14 279,000	3 45,400	6 19,350	83 803,450
5 6	件数 金額	29 292,900	45 309,000	4 65,000	8 104,900	10 72,900	96 844,700
5 7	件数 金額	23 364,900	35 228,000	2 11,000	4 77,200	5 64,200	69 745,300
5 8	件数 金額	18 408,700	11 206,000	— —	4 61,500	3 32,400	46 708,600
5 9	件数 金額	18 477,900	20 221,300	4 59,200	6 113,400	3 24,500	51 896,300
6 0	件数 金額	10 220,100	24 170,300	2 18,500	2 75,000	4 19,700	42 503,600
6 1	件数 金額	17 325,300	9 109,500	3 21,500	4 24,800	4 35,500	37 516,600
6 2	件数 金額	9 152,600	10 66,900	2 12,000	5 81,000	1 6,000	27 318,500
6 3	件数 金額	6 48,400	8 74,000	2 8,500	4 50,060	— —	20 180,960
累計	件数 金額	627 6,399,760	842 5,631,720	191 1,653,500	331 2,863,640	290 1,420,720	2,281 17,969,340

2. 助 成

公害防止設備資金の融資事業を円滑に実施するため、「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」に基づいて融資を受けた者に対し、一定の割合による利子相当額の助成を行っている。

利子助成金は、毎年2回、融資を受けた者の請求に基づいて、本市から直接請求者に交付している。

63年度においては、296件、8,601万3千円の助成を行い、制度発足以来の助成累計は、表9-2-3に示すとおり12,850件、35億7,260万円余 となっている。

表9-2-3 利子助成状況

年 度	件 数	金 額 (千円)
42年度	5	80
43年度	106	7,703
44年度	128	18,810
45年度	216	25,628
46年度	338	50,979
47年度	439	81,524
48年度	615	119,456
49年度	728	222,344
50年度	976	316,178
51年度	1,077	330,924
52年度	1,028	322,707
53年度	1,018	285,172
54年度	914	261,783
55年度	821	240,442
56年度	861	219,808
57年度	775	200,233
58年度	672	188,372
59年度	611	177,201
60年度	470	163,581
61年度	417	140,221
62年度	339	113,447
63年度	296	86,013
累 計	12,850	3,572,606

第3節 公害の紛争・苦情相談

公害が発生した場合、当事者間で話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情として、行政機関へ持ちこまれる。

本市では、公害苦情の担当係を置き、苦情相談に応じるとともに、保健所および規制各課を通じて発生源の規制、指導を行い市民の良好な生活環境の維持に努めている。

63年度中に市民から寄せられた苦情件数は1,559件で、このうち1,271件は各保健所環境課へ申し出のあったもので、残り288件は環境保健局、市民局広聴相談課などへ申し出のあったものである。

公害の種類別をみると、図9-3-1に示すとおり、「騒音」の822件が最も多く、全体の52.7%を占めており、次いで「悪臭」の304件(19.5%)となっている。

これらの発生源は「生産工場」によるものが436件(28.0%)と最大を占め、次いで「建築土木工事」の366件(23.5%)が続いている。

用途地域別では、「住居系地域」が582件(37.3%)、次いで「商業地域」が330件(21.2%)となっている。

被害者の訴え内容別にみると、「感覚的」なものが976件(62.6%)、「健康」に係るものが149件(9.6%)となっている。

総数1,559件のうち、解決をみたものは1,460件で解決率は93.6%である。

公害苦情の経年変化及び各種調査の結果は表9-3-1から表9-3-6までのおりであり、苦情件数は近年ほぼ横ばい傾向を示している(図9-3-2)。

なお、公害被害にかかる紛争を早期に解決するため、公害紛争処理法に基づいて、大阪府に「大阪府公害審査会」が設置され、紛争当事者からの申請にもとづいて、あっせん、調定、仲裁を行っている。大阪市域内の紛争で、平成元年3月末現在係属中のものは5件である。

図 9 - 3 - 1 公害種類別苦情件数（63年度）

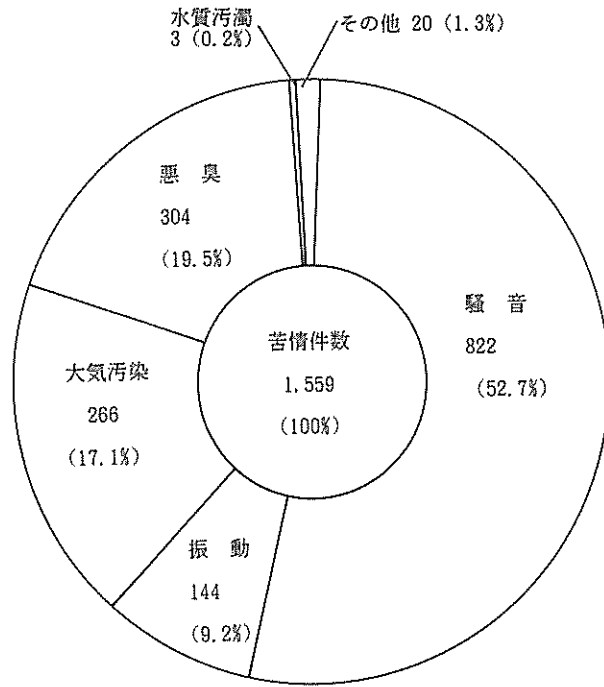


図 9 - 3 - 2 公害種類別苦情件数の推移

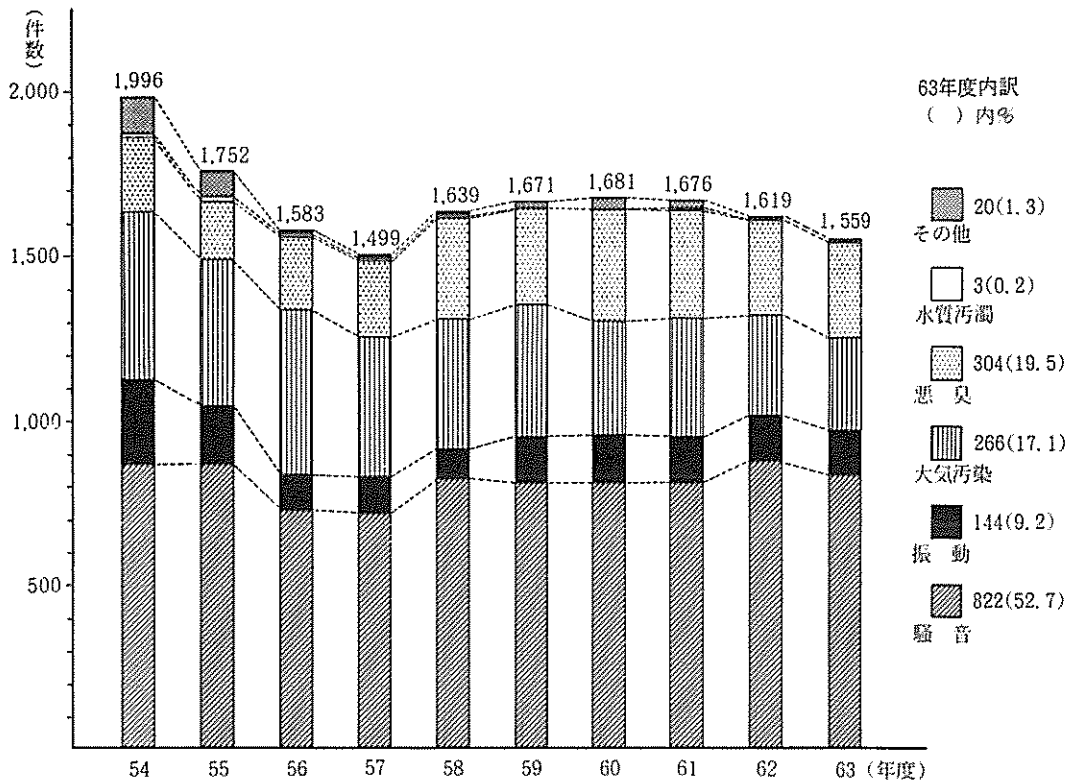


表9-3-1 経年変化

年度	種別	総計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
42年		1,680	629	192	501	250	(92)	16
43年		2,172	791	322	497	330	(177)	55
44年		2,425	913	275	611	391	(200)	35
45年		3,775	1,244	379	1,160	723	(207)	62
46年		4,542	1,460	507	1,230	1,086	(219)	40
47年		3,172	999	315	843	825	80	110
48年 1~3月		520	172	72	127	106	16	27
48年度		2,973	1,120	361	735	612	46	99
49年度		2,562	870	289	729	504	66	104
50年度		2,721	1,021	326	1,035	197	53	89
51年度		2,428	896	299	805	308	51	69
52年度		2,057	820	220	684	276	29	28
53年度		2,007	880	192	684	204	14	33
54年度		1,996	865	191	579	226	8	127
55年度		1,752	858	177	442	192	8	75
56年度		1,583	715	127	488	235	8	10
57年度		1,499	709	127	416	232	1	14
58年度		1,639	819	98	384	312	1	25
59年度		1,671	812	129	403	312	-	15
60年度		1,681	810	140	343	351	-	37
61年度		1,676	808	136	360	347	3	22
62年度		1,619	860	136	317	289	2	15
63年度		1,559	822	144	266	304	3	20

(注) 1. 47年までは1月~12月までの集計
 2. 48年度からは4月~翌年3月までの集計
 3. 水質汚濁欄の42年~46年は汚水汚物として処理した件数である

表 9 - 3 - 2 発生源別苦情件数

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
生産工場	436	187	32	98	115	1	3
その他の事業場	55	36	3	9	7		
建築土木工事	366	241	73	39	10		3
交通機関	60	25	27	6	2		
家庭生活	70	41	4	7	17		1
商店・飲食店	248	208	1	9	29		1
事務所	18	10		4	2		2
クリーニング 理美容・浴場業	60	12	1	35	11		1
下水品・清掃業	18	5		6	7		
その他	228	57	3	53	104	2	9
合計	1,559	822	144	266	304	3	20

表 9 - 3 - 3 用途地域別苦情件数

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
第2種住居専用地域	134	73	8	33	19	0	1
住居地域	582	320	57	89	107	2	7
近隣商業地域	77	44	9	9	15	0	0
商業地域	330	202	35	32	56	0	5
準工業地域	300	139	26	60	69	1	5
工業地域	94	36	7	28	21	0	2
工業専用地域	26	1	1	13	11	0	0
その他	16	7	1	2	6	0	0
合計	1,559	822	144	266	304	3	20

表9-3-4 訴え内容別苦情件数

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
健康	149	48	12	59	29	0	1
財産	142	24	42	68	3	0	5
動植物	9	1	0	5	0	0	3
感覚的・心理的	976	492	67	131	272	3	11
その他	283	257	23	3	0	0	0
計	1,559	822	144	266	304	3	20

表9-3-5 処理状況別苦情件数

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他	
直接処理解決	工場移転	10	6		2	2		
	作業の停廃止	125	40	10	60	14	1	
	建屋改善	20	4		8	8		
	防除施設の設置	119	87	8	8	15	1	
	機械施設移転	18	16			2		
	機械施設改善	72	34	2	20	14	2	
	作業方法の改善	171	66	14	60	31		
	作業時間の変更	125	120	2	1	2		
	民家に防止対策	2	2					
	措置説明に納得	445	220	50	64	106	2	3
	その他解決	305	165	44	25	60		11
計	1,412	760	130	248	254	2	18	
他機関へ移送	47	8	3	3	30	1	2	
指導継続中	99	54	10	15	20			
その他	1		1					
合計	1,559	822	144	266	304	3	20	

表9-3-6 行政区別苦情件数

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
1 北区	80	43	3	11	17	0	6
2 都島区	55	34	5	8	7	0	1
3 福島区	40	21	9	7	3	0	0
4 此花区	40	19	3	8	9	1	0
5 中央区	58	35	7	2	13	0	1
6 西区	47	28	4	8	5	0	2
7 港区	76	39	9	20	7	0	1
8 大正区	31	12	7	5	7	0	0
9 天王寺区	25	12	3	2	8	0	0
10 浪速区	39	25	9	1	4	0	0
11 西淀川区	88	41	4	23	18	0	2
12 淀川区	72	35	3	15	19	0	0
13 東淀川区	107	52	9	29	15	1	1
14 東成区	71	31	8	14	16	0	2
15 生野区	123	65	10	16	32	0	0
16 旭区	56	30	7	8	10	0	1
17 城東区	99	50	12	10	27	0	0
18 鶴見区	54	33	1	10	9	0	1
19 阿倍野区	53	32	4	11	6	0	0
20 住之江区	45	18	5	8	12	0	2
21 住吉区	58	39	0	7	12	0	0
22 東住吉区	66	37	6	13	10	0	0
23 平野区	85	51	5	17	11	1	0
24 西成区	91	40	11	13	27	0	0
合計	1,559	822	144	266	304	3	20

第10章 普及・啓発

第1節 一般広報

テレビ、ラジオ、新聞など各種の広報媒体をはじめ、市政だより、地下鉄車内吊りポスター、大阪駅前にあるビルのコンピュータサインなどを通じて活動を行った。

また、大阪市公害防止会連合会機関紙「都市と公害」に掲載し、会員事業者に配布することにより、情報の提供などを行った。

1. 環境月間行事の実施

わが国では、毎年6月5日の「世界環境デー」から1週間を環境週間として、環境保全のため、各省庁、地方公共団体、各種団体が協力して環境問題の重要性について考えかつ行動するための各種行事が全国的に展開されている。

本市では、6月1日から1カ月間を「環境月間」として設定し、良好な環境づくりに取組むため、「よい環境 みんなでつくろう 広げよう」をテーマに次のとおり実施した。

表10-1-1 昭和63年度 環境月間行事実施内容

行 事 名	概 要	参加（対象） 人 数	期 間
環 境 問 題 講 演 会	日本経済新聞社大阪本社の鈴木誠二氏を講師に迎え、「人と車—共存をめざして—」と題してお話いただいた。	約 500名	6/22
小 学 生 に よ る 校 外 環 境 教 室	大阪市立湯里小学校4年生を対象に大阪市南港清掃工場及び南港野鳥園の見学を通して環境問題の理解を深めてもらった。	69名	6/16

行 事 名	概 要	参加（対象） 人 数	期 間
自動車排出ガス 街頭検査	走行中の自動車を対象に排出ガス中のCO、HC濃度等を測定し、不適合車に対しては通告を行うなどして排出ガス対策に関する啓発を行った。	計 167台	6/10 6/16 6/23
生活騒音防止 啓発講習会	生活騒音未然防止のため市民に対しオートスライド等を利用して啓発のための講習会を開催した。	計 346名	6/1 6/2 6/10
公害総点検運動	工場事業場に対し、煤煙、騒音、振動、悪臭等について、月間中に立入調査を実施した。	計 1,919件	6/1～ 6/30
生活騒音防止 啓発コーナー	広く市民を対象に、生活騒音防止意識の高揚と知識の普及を図るため、新たに開設したもので、JR大阪駅前構内にて実施した。	計 1,500名	6/22～ 6/24
環境汚染監視 センターの見学	大阪市内の環境汚染状況等について市民に広く啓発を図るため見学会を実施した。	計 107名	6/1, 6/6 6/7, 6/14 6/21, 6/27
公害防止優秀協力者 表彰式	公害防止等で顕著な功績をあげた事業者に対し表彰を行った。	44名	6/29
ポスターの掲出	市営地下鉄、区役所、保健所などに周知用ポスターを掲出した。		6/2～ 6/30
立看板の設置	各保健所その他に周知用の立看板を設置した。		6/1～ 6/30
コンピュータサイン による啓発	大阪マルビルコンピュータサインにより「大阪市環境月間」に関して、キャッチフレーズでの周知・啓発を行った。		5/30～ 6/5

2. 大気汚染防止推進月間の実施

本市では、今年度から、特に二酸化窒素濃度が高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、広く市民・事業者に対して大気汚染防止の意識の高揚を図るため、各種の啓発活動を重点とした取組みを実施した。

(1) イベントの開催

大気汚染防止推進月間のPRと啓発促進のため、次のとおり国・府等とともにイベントを開催し、約5,000人の市民が参加した。

表10-1-2 大気汚染防止推進月間啓発イベント実施内容

イベント名称	都市大気汚染防止キャンペーン
日 時	昭和63年12月7日(水) 10:30～17:00 オープニングセレモニー 10:30～11:00
場 所	梅田阪急サン広場 (阪急グランドビル北側)
主 催	環境庁、公害健康被害補償予防協会、 大阪市、大阪府
内 容	10:30～11:00 オープニングセレモニー ①主催者挨拶 環境庁政務次官、大阪府副知事、大阪市助役 ②キャッチフレーズ・パネルの除幕 ③キャンペーンモニュメントの スイッチ・オン ④PRグッズの配布 11:00～17:00 キャンペーンガールなどによるPRグッズや パンフレットの配布 キャンペーン・ゲーム(パネルクイズ) *会場展示: 電気自動車 1台(西ドイツ製ポールマン) モニュメント 1基 横断幕 2張 キャッチフレーズ・パネル 1基

(2) ポスター等による啓発

大気汚染防止に対する市民・事業者の理解と協力を得るために、地下鉄車内や市政広報板等にポスターなどを掲示した。

表10-1-3 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲 示 場 所
ポスター	“12月は大気汚染防止推進月間・ビル暖房はひかえめに” (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係の庁舎、工場・事業場
	“12月は大気汚染防止推進月間・車の使用はひかえめに” (大阪市制作)	地下鉄車内、市関係の庁舎、市政広報板
	“12月は大気汚染防止推進月間・暖房と車の使用はひかえめに” (環境庁制作)	地下鉄車内、市関係の庁舎、工場・事業場
リーフレット	窒素酸化物の低減を訴えるもの (大阪市制作)	街頭、イベント等で市民に配布

(3) クリーンドライビングキャンペーン

ラジオスポットや啓発用リーフレットやティッシュペーパーの配布などの方法により、マイカー通勤や不要・不急の自動車使用の自粛をドライバーに訴えた。

表10-1-4 クリーンドライビングキャンペーン実施内容

啓発媒体	内 容
ラ ジ オ	朝夕の通勤時間帯に自動車使用の自粛を訴えるスポット放送。 12/1（木）～14（水）の土、日曜日を除く10日間
横 断 幕 （府と共同）	府下から市内へ車が流入する幹線道路の横断歩道橋 6カ所 12/1（木）～12/31（土）
立 看 板	保健所（26カ所）、同出張所（2カ所） 環境汚染監視センター（1カ所） 消防署（47カ所） 12/1（木）～1/31（日）
ステッカー （府と共同）	マイカー通勤自粛のステッカーを路線バスに貼付 12/1（木）～12/31（土）
リーフレット	クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを街頭で配布 12/1（木）～12/31（土）
ティッシュ の 配 布	駐車場等で自動車公害防止のアイデア募集葉書を同封した啓発用ティッシュを配布 12/1（木）～12/31（土）

・ ラジオスポット放送（朝日、毎日、ラジオ大阪）

主旨 —— 朝夕の通勤時間帯に自動車使用の自粛を訴える

『君知ってるか。ぼくらの毎日乗ってる自動車も空気を
よごしてるらしいな。』

『えっ、ほんまかいな。知らなかったわあ。』

『おまけにな、自動車の数がだんだんふえてるらしいで。

君どない思う？』

『ほんなら、これから自動車乗んの遠慮せなあかんなー。』

『ほんま、ほんま。』

『皆さん、車の使用は必要最小限に。

大阪市からのお願いです。』



マイカー

「どうしても乗らなきゃいけないの!？」

乗る前にちょっと考えて
なんとかしたい

自動車公害

不大阪市

.....

アンケートにご協力下さい

.....

① あなたが車に乗る主な目的は？

1. 通勤 2. 通学 3. 買物 4. 仕事
5. レジャー 6. その他()

② あなたの通勤・通学方法は？

1. マイカー 2. 社用車 3. 電車・バス
4. その他()

③ 自動車が公害の一因となっている事をご存じですか？

1. はい 2. いいえ

④ 自動車公害防止対策について、何かよいアイデアがあれば、お書き下さい。

()

⑤ 年 令/ 歳 男・女 (いずれかに○)

ご協力ありがとうございました。このままポストにお入れ下さい。



第 2 節 広報冊子の作成

本市では、一般市民を対象として環境問題全般にわたって、わかり易く説明した冊子を作成し、保健所、区役所などの窓口に設置している。

多くの市民が少しでも大阪市の公害の現状を知っていただくため、今後も広報冊子の作成を継続していく。

『見つめて考えて あなたの大阪

—— 大阪の環境問題をみんなで考えよう —— 』

30頁

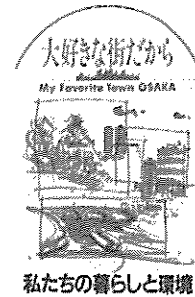
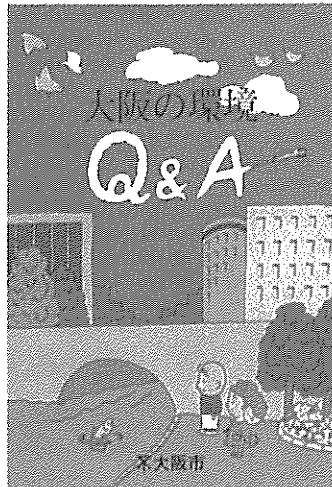
『大阪の環境 Q&A』

22頁

『大好きな街だから

私たちの暮らしと環境』

30頁



大阪市